平成 26 年 9 月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　疑　内　容　（通告要旨）

【９月８日】

１　福沢美由紀（日本共産党）　３５～４３ページ

議案第５１号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第５２号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１　新たな基準により、保育の質が下がることはないのか
２　新たな基準により、保護者の負担が大きくなることはないのか
３　保育のあり方が多様化する中、児童福祉法第２４条第１項の適用を受け、市の責任で保育の実施がなされるのは「保育所」のみであるが、公的責任に差があるのは問題ではないか

議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１　新たに基準を定めることにより、市内の学童保育所の拡充と充実が図られるのか
２　設備の基準等において、表記があいまいすぎるのではないか

２　森　美和子（公明党）　４３～５２ページ

議案第５１号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

１　この条例制定によって就学前の子供に関する教育や保育はどのように変わっていくのか
２　待機児童の解消になるのか
３　制度の周知について

議案第５２号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１　議案第５１号の条例と議案第５２号の条例の違いは何か
２　亀山市内に家庭的保育事業等はあるのか
３　３歳からの受け皿について
４　制度の周知について

議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１　条例を制定することによる市の責任について
２　制度の今後について

３　伊藤彦太郎（緑風会）　５２～５８ページ

議案第５１号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の制定について、議案第５２号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１　条例制定の効果について

２　亀山市独自の基準を作らないのか

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　歳出　第７款　商工費、第１項　商工費、第３目　観光費、観光施設費　施設管理費２，８４０千円の増額について

代表質疑

4　大井捷夫（新和会）	５８～６８ページ

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　市長として２期目のスタートの平成２５年度決算であったが、どのように評価されているか

２　現下の厳しい財政状況においても、財政の悪化を理由に消極的な行財政運営に陥ることは決して許されないと考えるが、今後の財政運営をどの様にされるのか尋ねる

３　今後の大規模な建設事業の財源は、合併特例債の活用を計画されており、多額の一般財源は必要としないと考えるが、このような状況の中で、財政見通しと大きく乖離した、一般財源として活用できる基金約５０億円をどの様に考えているのか。また、積み立て目標額があるのか尋ねる

議案第５４号　亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

１　条例を制定する理由は何か。また、その経緯を尋ねる

２　従来の政令と新たに定められた基準の相違点について尋ねる

３　新たな基準を参酌した条例の制定内容はどの様になっているのか尋ねる

４　条例を制定することによる今後の方向性について尋ねる

代表質疑

5　竹井道男（市民クラブ）	６８～８３ページ

議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１　条例制定による現在の放課後児童健全育成事業への影響について

（１）条例の経過措置について

（２）学童保育所の増築及び新設時における条例の適用について

２　条例制定で学童保育所の公設・民設の考え方に変更はあるのかについて

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第１２号　決算に関する附属書類の提出について

１　決算の総括について

２　中期財政見通しとの整合について
３　翌年度繰越額の評価について
４　プライマリーバランスについて
５　主要施策の成果（施策評価シート）について

議案第７０号　平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について

１　なぜ純損失が計上されるのかについて
２　留保資金の確保について
３　経営健全化に向けた取り組みについて

代表質疑

6　西川憲行（ぽぷら）	８３～９７ページ

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　基礎的財政収支９億７，６７０万円の黒字の要因と政策の成果について
２　今後の財政見通しについて

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　第６款　農林水産業費、第１項　農林水産業費、第６目　林業振興費、みえ森と緑の県民税市町交付金事業について
（１）補正予算３６０万円の使い道について
ア　業務委託料６０万円の内訳について
イ　補助金の内訳について
２　第１０款　教育費、第８項　教育研究費、第１目　教育研究費、教育研究事業について
（１）学力・体力向上支援事業について
（２）一般財源の減額について
（３）日程の分散化による、地域や関係団体との調整について

7　服部孝規（日本共産党）	９７～１０５ページ

議案第５４号　亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

１　「部の長の職に２年以上あったもの」は適格かについて

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１４目　行政情報化推進費、社会保障・税番号制度システム導入事業１６，７３３千円の増額について

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　当初予算で１１億８千万円もの繰り入れをした財政調整基金をすべて繰り戻しできた決算について

代表質疑

８　小坂直親（緑風会）	１０５～１１８ページ

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　平成２５年度決算の評価について

２　今後の財政運営について

３　中期財政計画について

４　歳入の評価と歳出の評価について

５　収入未済額について

６　不納欠損について

７　決算資料について

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　みえ森と緑の県民税市町交付金事業について

２　市税収入について

３　繰越金について

４　災害関連予算について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【9月9日】

1　岡本公秀（新和会）　１２１～１２８ページ

議案第５２号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1　第６条　保育所等との連携について
2　第８条　家庭的保育事業者等の職員の一般的要件について
3　第１５条、第１６条　食事及び食事の提供の特例について
4　第１７条　利用乳幼児及び職員の健康診断について
5　第２２条　家庭的保育事業の設備の基準について
6　第２３条　家庭的保育事業の職員について
7　家庭的保育事業の保育料について
8　家庭的保育事業で事故が起きた場合の対応について

2　櫻井清蔵（ぽぷら）　１２８～１３７ページ

議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1　児童福祉法の改正により、このたびの条例制定が提案されている中、次の事項について知りたい
（1）省令により示された基準と同様の基準とした根拠について
（2）設備の基準について
（3）運営に関する基準について
（4）パブリックコメントの取り扱いについて
（5）亀山市独自の考え方に基づくものはないのか

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

1　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費、行政改革推進費　報償費１７万円について

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　基礎的財政収支９億７，６７０万円の内訳について

質　問　内　容　（通告要旨）

【９月９日】

１　西川憲行（ぽぷら）　１４２～１５５ページ

安心安全な亀山市について

１　亀山市の危機管理について

（１）台風１１号における対応と問題点について

（２）市民をサポートする市職員の待遇について

（３）指定避難所のあり方について

２　上水道断水時の緊急対応について

（１）休日における緊急対応について

（２）地域との連携と広報について

３　事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」について

（１）この事業の目的について

（２）市民による「事業仕分け」の検証について

（３）一般公開にする理由について

４　農業政策と獣害対策について

（１）農業支援のあり方と獣害対策について

（２）今後の亀山市の獣害対策について

５　土曜授業の実施について

（１）土曜授業に求める亀山市の学校像について

（２）時間割の変更と教職員の労働条件について

２　福沢美由紀（日本共産党）　１５６～１６８ページ

指定避難所について

１　台風第１１号で昼生地区の指定避難所を変更したことについて

地域生活交通（コミュニティバス）再編事業について

１　南部ルートとさわやか号とは競合しても問題ないのではないか

獣害対策について

１　現状について

２　専門的な部署の創設、専任職員の配置について

３　新　秀隆（公明党）　１６８～１７８ページ

安心・安全対策について

１　危険ドラッグについて

（１）市内の現状について

（２）教育現場での対応について

（３）行政としての周知について

２　災害時の対応について

（１）防災無線の運用について

（２）情報伝達について

（３）避難所運営について

（４）帰宅困難者への対応について

４　髙島　真（緑風会）　１７８～１８５ページ

台風１１号について

１　被害状況について

２　復旧状況について

３　今後の復旧について

防災井戸について

１　亀山市における防災井戸の必要性について

獣害について

１　今後の対策について

２　市街地の獣害対策について

質　問　内　容　（通告要旨）

【9月１０日】

１　中﨑孝彦（新和会）　１８８～１９６ページ

土砂災害について

１　土砂災害危険箇所について

（１）市内に土砂災害危険箇所は何箇所あるのか。また、その内、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域はあるのか

（２）土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域と指定されていない区域とでは、対策等において具体的に違いがあるのか

（３）今後、市民に対する周知はどのようにしていくのか

（４）土砂災害危険箇所について、今後市としてどのような対策を進めていくのか

２　急傾斜地崩壊危険箇所について

（１）市内に急傾斜地崩壊危険箇所は何箇所あるのか。また、その内、整備対象箇所の整備状況を聞きたい

（２）事業費に対する市と受益者の負担率は、市町によって異なると聞いているが、他の市町の状況を聞きたい

（３）事業の促進を図るため、受益者の負担率を下げるべきだと思うが、その考えはないのか

３　今夏、全国各地で起きた一連の豪雨災害を教訓として、今後の対策にどう生かしていくのか

２　片岡武男（市民クラブ）　１９６～２１０ページ

川崎小学校改築の進捗状況について

１　設計のプロポーザル審査と今後について

（１）入札参加は何社であったのか

（２）提案における審査過程について

（３）今後、各社の提案で良かった部分も含め、様々な意見や提案が採用されることはあるのか

想定外の大雨対策について

１　想定外の大雨対策の進捗状況について

（１）住民不安はいつ解消されるのか

（２）企業排水・公共下水の計画について

建築確認申請と規制緩和措置について

１　建築確認申請は、全ての自治体で国の法律の基準によって運用されているのかについて

（１）一般家庭用住宅に建築確認申請が必要な理由について

（２）規制緩和措置として申し出制度を実施されている自治体は存在するのか

農業振興地施策について

1　隠居家施策・農業施策に対する補助金への財政的支援の可能性について

（1）農業振興地域内の農用地区域内に隠居家が建てられないが、権限は誰にあるのか

（2）隠居家の建築が許可されず、本年４月に消費税が増税となったが、増税分は行政が補填されるのか

（3）農業施策への補助金に対し、市で負担可能な財源は最高でどれだけか

（4）現況課税制度を採用されているが、これは全職員が把握しているのか。また、事務事業点検制度「ザ・点検」の中で全職員の英知を結集して、農業振興地施策を改善する気があるのか

市民意見集約の手法改善について

1　施策決定におけるテレビ投票の導入について

（1）市民が参加しての意思決定策として、ケーブルテレビによるテレビ投票を提案するが、考えを伺う

3　櫻井清蔵（ぽぷら）　２１０～２２１ページ

次世代を担うひとづくりについて

1　ひとづくりについて、市長の基本的な考え方を知りたい

2　ハード事業の取り組みについて（主に川崎小学校改築）

3　教育、福祉施設の環境整備について（空調設備及び耐震工事は完了したが現状の保育園の有様が妥当と考えているのかを知りたい）

合併特例債について

1　まちづくり計画の変更を行い、合併特例債の活用を県と協議を行っているが、議会に対する説明責任をどのように考えているかを知りたい

公共施設の設備について

1　本年も例年同様６月中旬より真夏日が続き、熱中症対策に日本国中が翻弄され、亀山市においても、色々な手段により対応策を講じられたと思うが、小学校、中学校において学童の給水状況はどのようになされたのかを知りたい

4　服部孝規（日本共産党）　２２１～２３３ページ

子どもの医療費などの助成方式を償還方式からいわゆる「窓口無料」へ変更を求めることについて

1　子どもの医療費などの助成方式を償還方式からいわゆる「窓口無料」へ変更することについて

2　三重県全域でやるのが一番良いが、難しいのであれば地域を限って実施することについて

リニア中央新幹線計画とリニア基金について

1　リニア中央新幹線計画は、本当に必要な事業かについて

2　三重県での中間駅を亀山に誘致することについて

３　リニア基金を積み立てることについて

5　森　美和子（公明党）　２３３～２４４ページ

災害対策について

１　市内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域について

２　市内の土砂災害ハザードマップについて

３　大雨による避難のあり方について

ＩＣＴを活用した事業の展開について

１　うつ対策・自殺予防対策として、「こころの体温計」の導入について

２　認知症に関する普及啓発として、「認知症簡易チェックサイト」の導入について

３　妊娠期からできる子育て支援策として、「きずなメール」の導入について

４　今後の情報化推進の考え方について

6　尾崎邦洋（緑風会）　２４５～２５４ページ

全国学力・学習状況調査（学力テスト）について

１　亀山市の結果について

２　結果からみた課題・問題点について

３　今後の取り組みについて

ふるさと納税について

１　亀山市の状況について

２　今後の取り組みについて

質　問　内　容　（通告要旨）

【9月１１日】

１　竹井道男（市民クラブ）　２５６～２７０ページ

交通バリアフリー構想について

１　取り組み地区の拡大は検討していないのかについて

２　高齢化を迎える大型団地における交通バリアフリーの取り組みについて

３　都市マスタープラン地域版との関連について

教育委員会制度の見直しについて

１　平成２７年度からはどの様な体制になるのかについて

２　市長として新たな教育行政推進への考え方について

地域内情報化・公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の整備について

１　公衆無線ＬＡＮの認識について

２　災害対策や観光対策としての公衆無線ＬＡＮの整備の必要性について

２　豊田恵理（緑風会）　２７０～２７８ページ

移動困難者問題について

１　亀山市の移動困難者の現状について

２　移動困難者への対応について

３　移動困難者問題に対する今後の方針について

３　伊藤彦太郎（緑風会）　２７８～２８７ページ

他市との関係について

１　平成の大合併について

（１）市制１０周年を迎えるに当たり、平成の大合併をどう評価しているのか

（２）人口減少社会において更なる自治体再編があるとも言われているが、可能性をどう考えるのか

２　他市との連携について

（１）広域行政について

（２）防災協定提携自治体との今後の関係について

４　前田　稔（緑風会）　２８７～２９９ページ

オープンデータについて

１　オープンデータへの取り組みについて

財政について

1　市税について

2　交付税について

3　合併特例債について

ザ・点検について

1　事業仕分けとの違いは何か

2　事業仕分けの検証とその後の改革はできたのか

5　小坂直親（緑風会）　２９９～３１２ページ

防災について

1　台風１１号の対応について

2　特別警報について

3　避難発令と対応について

4　通行止めの指示、判断、権限について

5　災害復旧の見通しについて

6　災害受援計画について

公共道路等の保全・管理について

1　国・県・市道の保全・除草について

2　農林道の維持・保全について

3　ＪＲ敷地の保全・除草について

4　河川の保全・管理について

平成２６年８月２８日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

平成２６年８月２８日（木）午前１０時　開会及び開議

第　１	会議録署名議員の指名	
第　２	会期の決定	
第　３	諸報告	
第　４	現況報告	
第　５	議案第５１号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第　６	議案第５２号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第　７	議案第５３号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第　８	議案第５４号	亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
第　９	議案第５５号	亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について
第１０	議案第５６号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
第１１	議案第５７号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
第１２	議案第５８号	平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
第１３	議案第５９号	平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第１４	議案第６０号	平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
第１５	議案第６１号	平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第１６	議案第６２号	平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
第１７	議案第６３号	平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
第１８	議案第６４号	平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１９	議案第６５号	平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第２０	議案第６６号	平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第２１	議案第６７号	平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第２２	議案第６８号	平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について
第２３	議案第６９号	平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について
第２４	議案第７０号	平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について
第２５	報告第１２号	決算に関する附属書類の提出について
第２６	報告第１３号	健全化判断比率の報告について

第　２７　報告第１４号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
第　２８　報告第１５号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
第　２９　報告第１６号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
第　３０　報告第１７号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
第　３１　報告第１８号　亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
第　３２　報告第１９号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君

消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部　満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	髙野利人		

●会議の次第

（午前１０時０２分　開会）

○議長（前田耕一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから平成２６年９月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしております議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

３番　新　　秀　隆　議員

１６番　宮　村　和　典　議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から９月２４日までの２８日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月２４日までの２８日間と決定いたしました。

次に日程第３、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書４件が提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に日程第４、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成２６年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、今月９日、１０日の台風１１号の影響により、本市においても加太地区内では５５０ミリを超える雨量を記録し、市内で床下浸水が２件、市道ののり面崩落や農林業施設等において被害が発生いたしました。改めまして、被災されました方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧できますよう鋭意努めてまいります。

また、今回の台風の接近に伴い、昨年気象庁において創設された大雨特別警報が三重県全域に初めて発表されました。本市におきましては、災害対策本部を中心に全職員参集による非常体制を整え、あらゆる広報媒体を用いて情報の周知徹底を図るとともに、全ての避難所を開設し、市民はもとより帰宅困難者の受け入れを行ったところであります。今後も台風や集中豪雨に備えるとともに、特別警報発表時における対応の検証を進めるなど、一層の防災対策の強化につなげてまいります。

さて、本年度アクションイヤーとして展開する「かめやま文化年２０１４」につきましては、５月のキックオフ宣言以来、多彩な事業を開催しており、今月１６日にはメーン事業である「ＮＨＫ夏期巡回ラジオ体操」を開催し、１，５００名を超える多くの市民の方々にご参加いただいたところであります。これをスポーツ・健康に関する文化の気づきの契機として、ラジオ体操の普及と定着を図り、本市の健康文化の向上につなげたいと考えております。

また、今後の３つのリーディング事業につきましては、関宿重伝建選定３０周年記念事業として、来月１３日からの歴史博物館での企画展を皮切りに、１２月１３日の記念シンポジウムを開催するほか、１１月２日からの「亀山トリエンナーレ　ＡＲＴ　ＫＡＭＥＹＡＭＡ　２０１４」、同月３０日の亀山市文化大使の小嶋希恵氏書きおろしによる「古代浪漫ミュージカルＴＡＫＥＲＵ」の初公演に向けて、それぞれ準備が進められております。

さらに、１１月２２日にはメーン事業の一つとして、あかり文化に焦点を当てた「ＫＡＭＥＹＡＭＡ　ＰｕｒｅＩｌｌｕｓｉｏｎ～粉堰城のあかり化粧～」など、重層的な文化年関連事業が開催されるところであります。

これらが、本市の培ってきた歴史と暮らしの中の文化を見詰める機会となり、市民の愛着と誇りが高まり、幸福実感の向上につなげられるよう取り組んでまいります。

さて、平成２５年度一般会計の決算につきましては、後期基本計画の着実な推進を図りつつ、限られた財源を有効に活用し、適切に執行してきたところであります。その結果として、歳入総額が２１１億５，７９１万円、歳出総額が２００億１，５１６万円となり、実質単年度収支は、前年度の１７億９，２６９万円の赤字から１，１７９万円の黒字に転じ、基礎的財政収支（プライマリーバランス）につきましても、前年度の約９億９，３８５万円の赤字から９億７，６７０万円の黒字に転じたところであります。

また、歳入においては、法人市民税の回復と企業の大型設備投資による固定資産税の増などから、市税が前年度比約９億８，０００万円の増収となったことや、国から約２億３，０００万円の地域の元気交付金が交付されたことなどから、財政調整基金を取り崩すことなく財源確保を図れたところであります。

さらに、市債残高は５年連続で減少するとともに、実質公債費比率などの健全化判断比率も国の基準を大幅に下回っており、一定程度の財政の健全化は確保できたものと考えております。

しかしながら、これら財政指標の好転は、国の臨時的措置や市税の増収など平成２５年度限りの要因によるところが大きく、経常収支比率においても、前年度から５ポイント回復し８８．５％となったものの、目標とする８５％を超えているなど、依然として財政運営の緊張感は高いものと考えております。

このことからも、今後見込まれる市税の減収傾向や普通交付税の合併算定がえ分の段階的な減額などに対応した持続可能な行財政運営を確立するため、一層の行財政改革を推し進めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第１次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、企業誘致につきましては、このほど亀山・関テクノヒルズへ市外の自動車部品メーカーの進出が決定いたしました。引き続き県等と連携し、さらなる企業立地につながる情報収集等に努めてまいります。

次に、農業の振興につきましては、先月２３日に茶業の発展に寄与し、組合員に貢献する茶農協を実現することを目的に、亀山茶農業協同組合と水沢茶農業協同組合による三重北勢地区茶農協合併予備契約調印式が行われました。これにより、平成２７年２月に両組合が合併し、三重茶農業協同組合として新しく生まれ変わり、茶農家の営農基盤の維持発展につながるものと期待するところであります。

次いで、都市づくりの推進のうち、ＪＲ亀山駅周辺の再生につきましては、駅周辺地域との検討を重ね策定いたしました亀山駅周辺市街地再生基本計画をもとに、その具現化を目指し、市街地再開発基本計画の策定を進めているところであります。今後も、地域と連携しながら駅周辺のにぎわいと再生に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、道路網の整備につきましては、先月１日に施行されました道路法施行規則の一部改正により、橋梁及びトンネルについて、５年ごとの近接目視による定期点検と健全性の診断が義務づけられたところであります。

本市におきましては、これまでから橋梁長寿命化修繕計画に基づき、同様の対応を進めてきたところであり、引き続き適切な道路施設の維持管理に努めてまいります。

次いで、新たな国土軸の形成のうち、リニア中央新幹線の実現に向けた取り組みにつきましては、先月１６日に、リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議総会が開催され、総会終了後には、既に岐阜県駅として決定した中津川市の取り組みについて講演が行われたところであります。

一方、リニア中央新幹線の整備は、東京・名古屋間では、環境影響評価の手続も順調に進み、今秋にも着工される見込みでありますが、名古屋・大阪間については、詳細ルートや駅位置が明らかにされていないことからも、引き続き早期着工と駅誘致に向けた取り組みを関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、１２月からの供用開始に向け進めております神辺地区コミュニティセンターの改築工事に伴い、施設の位置が変更となりますことから、本議会に地区コミュニティセンター条例の一部改正を提案さ

せていただいております。

また、関南部地区コミュニティセンターの建設につきましては、去る６月に用地を取得し、現在、実施設計業務に着手しており、今後、関南部地区まちづくり協議会との協議を重ねながら着実に進めてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援事業につきましては、先月末までの応援券の交付状況は２０地区において３２％となっております。これから秋にかけては地域での催しの多くなる時期であり、さらに活用が進むものと見込まれることから、引き続き制度の周知に努めてまいります。

また、日本武尊・白鳥伝説３市交流事業につきましては、来る１１月３０日に第１３回目となる大阪府羽曳野市及び奈良県御所市との３市による交流事業を本市において開催いたします。市民活動団体との連携や「かめやま文化年２０１４」のキーワードである「みつめる」をテーマとし、共通する歴史文化遺産をきっかけに、３市のまちの活性化につなげられる交流事業となるよう準備を進めているところであります。

さらに、１１月７日から開催されます第３２回地域づくり団体全国研修交流会三重大会では、８日、９日の両日で県内２１市町での分科会が予定され、本市におきましても、東海道三宿の歴史文化を生かした地域づくりをテーマとする分科会が実行委員会により開催されます。現在、全国から参加者の募集が行われているところであり、実行委員会を中心に具体的なスケジュールやおもてなしの内容について検討が行われており、市といたしましても参加者同士の交流が深まり、有意義な研修の機会となるよう支援してまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、先月２９日から２日間にわたり、千葉県において開催されました第１０回健康都市連合日本支部総会及び大会へ、地域での健康づくり活動に取り組む方々とともに参加いたしました。大会では、他都市の取り組みに触れるとともに、その健康づくり活動について情報交換を行ったところであり、今後もこうした先進事例を参考に、市民団体や地域の方々と協働して人に優しい健康都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

また、予防接種事業につきましては、これまで市単独事業として、水痘など６種の任意接種に要する費用の助成を行い、接種率を高め、疾病の発症及び重症化の予防を図ってきたところであります。

このほど、国の制度改正により、水痘及び成人用肺炎球菌の２つのワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種として位置づけられたことから、１０月１日より市民が円滑に接種できるよう諸準備を進めるとともに、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

次に、地域医療の充実につきましては、亀山市地域医療再構築プラン第２次計画を着実に実施するため、亀山市地域医療推進会議の指示のもと、その補助機関として新たに設置した亀山市地域医療連携会議においてプランの推進を図ってまいります。

また、市の在宅医療のさらなる充実を図るため、在宅医療の先進地である千葉県柏市を訪問し、国が進める地域包括ケアシステムの先駆けとなった「柏モデル」について視察を行い、現在、これら先進事例を参考にしながら、亀山版地域包括ケアのシステム化を進めているところであります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現につきましては、小型電子機器に含まれる希少金

属の有効活用を図るため、環境省の進める小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の事業採択を受けたところであり、公共施設での拠点回収に向け、諸準備を進めてまいります。

次に、自然との共生のうち、みえ森と緑の県民税市町交付金事業につきましては、交付金事業の早期実施に向け、みえ森と緑の県民税市町交付金活用計画を策定いたしました。これに基づき、１０月から地域などを対象とした里山・竹林生活環境保全事業や緑あふれるまちづくり支援事業を進めるため、本議会に予算補正を提案させていただいております。

また、本年度から新たな制度としてスタートした農地維持・資源向上支払事業につきましては、農業の多面的機能の維持・発揮のために行われる地域の共同活動に対して支援するものであります。これまで制度の周知や説明会を行ったところ、当初の見込みを上回る多くの団体に取り組んでいただけることとなりましたことから、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

次いで、防災力の強化につきましては、来る１０月１２日に関Ｂ＆Ｇ海洋センターにおいて、本年度の総合防災訓練を実施いたします。市民と関係機関が一体となった実践的な訓練とし、地域の参加者が徒歩による集団避難訓練を行うことで地域の特性を再認識し、改めて減災について考えていただく機会になるものと考えております。

次に、消防力の充実・強化のうち、北東分署建設事業につきましては、先月２日に工事安全祈願祭が行われ、現在、建物の基礎部分について工事を進めているところであり、本年度での完成に向け鋭意取り組んでまいります。

また、先月２７日には、関宿重要伝統的建造物群保存地区の新所地区において、自治会を初めとする関係団体の参加協力のもと、実践的な消防訓練を実施したところであり、今後とも地域とのさらなる連携強化に努めてまいります。

さて、先月１３日には、三重県消防学校で開催されました「平成２６年度三重県消防操法大会の小型ポンプの部」において、亀山市消防団第９分団が本市としては初となる優勝をいたしたところであります。この快挙を機に、市民の安心安全のため、より一層消防団活動に精励されますよう期待をするところであります。

一方、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の資格に関する基準について、条例において定めることとされたため、本議会に関係条例の制定を提案させていただいております。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、障がい者の社会参加の促進につきましては、平成２５年度に続き、知的障がい者等職場実習事前モデル事業に取り組んでおり、本年度は一般就労を目指す男性を約１カ月間の職場実習として、市に受け入れたところであります。これら２カ年の取り組みを検証し、平成２７年度からの本格実施に向け、諸準備を進めてまいります。

次に、社会保障の充実のうち、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付につきましては、それぞれ対象となることが想定される方へ関係書類を送付いたし、先月１４日から受け付けを開始するとともに、今月８日からは給付を開始しており、今後も円滑な給付に向け、さらなる周知を図るとともに適切な給付事務に努めてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、子ども・子育て関連３法に基づき、平成２７年度からの新た

な子ども・子育て支援新制度の実施に向け、保育所や幼稚園等の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び放課後児童健全育成事業に関する確認・認可の手続等に必要となる施設・設備及び運営に関する基準について、条例に定めることとなります。このことから、これらの基準を定める３条例の制定について本議会に提案させていただいております。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、東京都日本橋にある三重県の首都圏営業拠点「三重テラス」を活用したシティプロモーション事業の第２弾として、９月１５日、１６日の両日、本市の鉄道文化をテーマに、市内に数多く残る鉄道遺産を紹介する公開講座やパネル展示などを行い、鉄道のまちとしての魅力を発信してまいります。

一方、国民宿舎関ロッジ附属施設であった野外休憩施設一休庵につきましては、相手方賃借人との間で明け渡しに関する調停が成立いたしましたので、これに基づく本件の解決金及び建物撤去に要する費用等につきまして、本議会に予算補正を提案させていただいております。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、行財政改革の推進につきましては、平成１９年度から４度にわたり実施してきた事業仕分けの手法を見直し、「ザ・点検～亀山モデル～」を実施いたします。

本年度は、第一段階となる職員による内部点検として、来る１０月５日亀山市総合保健福祉センターにおいて公開実施するもので、今後の持続可能な行財政運営の基盤の確立につなげてまいります。

また、亀山温泉「白鳥の湯」の入浴料につきましては、１０月１日の新料金への改正に向け、諸準備を進めているところでありますが、新たに発行する市民限定のパスポート券を来月１日から先行して発行できるよう進めております。

さらに、このほど三重県内温泉公共施設の１４施設が来月から平成２７年２月までの半年間の温泉スタンプラリーなどに取り組む「三重の公共温泉ゆら～り」に参加いたしますことから、この機会に多数の方々のご利用をお待ちいたしております。

さて、入札・契約の制度改革につきましては、このほど「亀山市入札・契約制度改革プロジェクト・チーム」より工事における予定価格と最低制限価格について提言書が提出されましたので、今後は、提言内容に沿って、入札・契約制度をより適正に運用してまいります。

次に、新市まちづくり計画につきましては、合併特例債の活用期限を延長し、その有効活用を図るため、計画の一部変更を予定しております。既に県との事前協議を終え、来月、パブリックコメントを予定しております。今後は、いただいた意見等を踏まえ、年内の計画変更に向けた諸準備を進めてまいります。

ところで、本年２月１７日に被災した林業総合センターの復旧につきましては、現在、同センターの復旧工事及び監理業務の発注手続を進めており、近く契約を行い、年内の工事完了、全面開館に向けて努めてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年５月１６日から８月１５日までの一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたのでご高覧賜り

たいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成２６年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、去る６月２０日、自治体の教育委員会制度を見直した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、来年４月１日から施行されることとなりました。

また、国会においては、学校図書館法の一部を改正する法律やアレルギー疾患対策基本法が成立し、先月には、政府の教育再生実行会議により、義務教育を中心とした学制の見直しに関する第５次提言が行われたところであります。

次に、県の情勢でありますが、現在、第三次子ども読書活動推進計画や特別支援教育総合推進計画の策定を進めるとともに、次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定作業が始まったところであります。

また、来年度からの導入を目指した主幹教諭及び指導教諭という、学校における新しい職の設置についての検討も始まっています。

さらに、「みえの学力向上県民運動」につきましては、アクションプランが打ち出され、学校・保護者を初め、全ての県民を対象としたリーフレットの発信等、幅広く運動が展開されております。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、教育委員会制度の改革など、新たな制度や計画に的確な対応ができるよう講ずべき内容を精査するとともに、子供たちの安全の確保や確かな学力の向上及び生涯学習社会の推進を着実に進めてまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、児童生徒の安全確保や健康保持につきましては、猛暑に見舞われました今夏、命にかかわるような事故報告はなく、子供たちが保護者や地域の皆様に支えられながら、有意義な夏休み生活が送れておりますことに深く感謝を申し上げます。

次に、児童生徒の通学路につきましては、ＰＴＡより改善要望のありました５２カ所について、先月下旬から今月上旬にかけての４日間、警察や道路管理者等、関係者の方々と合同現場確認を行いました。この結果を受けまして、子供たちの交通安全対策について、各関係機関で協議を進めてまいります。

次に、学校給食につきましては、市内学校給食の諸課題解決に向け、去る７月１日に亀山市学校給食検討委員会を立ち上げ、これまで２回の検討会議を終えたところであります。現在、食物アレルギー対応や給食費等の課題について検討しているところでございます。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、児童生徒の学力向上につきましては、全国学力・学習状況調査等の結果から、児童生徒の強みや弱みを明らかにして、校内研修を充実させ授業改善等を図ってまいります。家庭での生活習慣の重要性については、保護者等に具体的な内容を示し、協力をお願いしてまいります。

また、土曜日の教育活動の推進につきましては、文部科学省の土曜授業推進に関する調査研究事業を受け、実践的な研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、生徒指導については、先月の佐世保市での高校生殺害事件など、子供たちが被害者、あるいは加害者となる痛ましい事案が発生しています。

教育委員会といたしましては、個々の子供たちの課題に対して、本市の特徴である保健・福祉・医療・教育の連携のもと、各学校・保護者とともに早期発見・早期対応に努め、継続的な支援に取り組んでまいります。

次に、先月に開催されました平成２６年度鈴亀地区中学校総合体育大会の結果につきましては、団体の部で、亀山中学校のハンドボール男女、剣道男女、中部中学校のソフトボール女子、剣道女子、体操男子が県大会出場を果たしました。県大会の結果、中部中学校体操男子が優勝、亀山中学校ハンドボール男子が準優勝し、東海中学校体育大会に出場いたしました。個人の部では、ソフトテニス女子、陸上、剣道女子、柔道男女の５種目で１０名が県大会に出場いたしております。陸上競技につきましては、女子走り幅跳びで全国中学校体育大会に出場いたしております。選手の健闘をたたえるとともに、今後も生徒が活躍できるよう支援を行ってまいります。

次に、幼児教育につきましては、「亀山市保幼小接続カリキュラム（試行版）」をもとに、４月からモデル校３校において「スタートカリキュラム」の実践に取り組んでまいりました。カリキュラムに基づいたさまざまな配慮や支援により、入学直後からスムーズに学校生活になれ、非常に落ちついた態度で学習に取り組む１年生児童の姿が見られたところです。

一方、子ども・子育て支援新制度への対応につきましては、幼稚園等が関係します子育て施策について、市福祉部局とも連携を図りながら進めてまいります。

次に、特別支援教育の充実につきましては、本年度から国立特別支援教育総合研究所の協力機関として参加しているところであります。小・中学校特別支援学級における教育課程の編成に関する研究を進めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、今月、校舎改築工事の設計者が決定し、設計業務に着手したところであります。本年度における基本設計の完成に向け、業務を進めてまいります。

次に、白川小学校の耐震改修工事につきましては、工事は順調に進捗しており、１０月には最後の第４工区に入る予定であります。

なお、この白川小学校耐震工事は、工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定による契約変更の準備をいたしております。

次いで、亀山東小学校整備事業につきましては、本年度は運動場の改修工事を予定しており、その発注事務を進めているところであります。

また、中部中学校クラブハウス建設事業につきましては、来年度の工事に向け、設計業務を進めているところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、生涯学習フェスティバルにつきましては、従来の生涯学習の成果発表に合わせて、家庭教育と地域全体での子育てを主眼とした「パパママフェスタ」として、来年２月１日の開催に向け準備を進めております。

次に、青少年健全育成につきましては、「亀山っ子市民宣言」の具現化に向けて、夏休み期間を中心に、関係の諸団体によりさまざまな行事を実施していただき、それぞれに多くの子供たちの参加があったところでございます。また、イベント開催時などには合同パトロールも実施していただき、地域全体で子供の安心・安全と育みを進めていただいております。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

学校の夏休み期間中には、子供たちを中心に大勢利用いただき、昨年度改修いたしました学習室に至っては、毎日がほぼ満席となる状態でございました。

また、小学生以下を対象にした「手づくり絵本教室」を開催し、多くの参加者を得ることができ、特設コーナーにおきましては、「読書感想文の課題図書」「戦争と平和」「東北へ行こう」などのコーナーを設けて、利用促進に努めました。

今後も新着本紹介などを積極的に進め、子供から大人まで、求めていることのヒントが見つかる、やわらかい場所となるよう図書館サービスの充実を図ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

説明の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時４２分　休憩）

（午前１０時５４分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第５、議案第５１号から日程第３２、報告第１９号までの２８件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第５１号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、子ども・子育て支援法が制定され、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業を行う者は、市町村の条例で定める基準に従って保育を提供しなければならないこととされました。

条例で定める基準については、「内閣府令で定める基準に従い、又は参酌しなければならない」とされており、平成２６年４月３０日に公布されました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準によりその基準が示されたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、亀山市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、内閣府令により示された基準と同様の内容を定めることといたします。

なお、施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日とし、基準を条例に定めることに伴い、必要となる特例及び経過措置を附則に規定いたします。

次に、議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正され、従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村の条例で定める基準により認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業を実施することができることになりました。

条例で定める基準については、「市町村が省令で定める基準に従い、又は参酌して条例で定めなければならない」とされており、平成２６年４月３０日に公布されました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準によりその基準が示されたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、亀山市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、省令により示された基準と同様の内容を定めることといたします。

なお、施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日とし、基準を条例に定めることに伴い、必要となる経過措置を附則に規定いたします。

次に、議案第５３号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありますが、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされました。

条例で定める基準については、「省令で定める基準に従い、又は参酌しなければならないこと」とされており、平成２６年４月３０日に公布されました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準によりその基準が示されたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、亀山市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、省令により示された基準と同様の基準を定めることと

いたします。

なお、施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日とし、基準を条例に定めることに伴い、必要となる経過措置を附則に規定いたします。

次いで、議案第５４号亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により消防組織法が改正されました。これにより、これまで市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令で定められていた消防長及び消防署長の資格は、平成２５年９月６日に公布されました市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、消防長及び消防署長の資格の基準について、政令により示された基準を参酌し、市の実情に応じて基準を定めることといたします。

まず、消防長の資格でございますが、一つ目としまして、市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職または消防署長と同等以上の職に１年以上あったもの、二つ目といたしまして、市の行政事務に従事した者で、亀山市行政組織条例第１条に定める部の長の職に２年以上あったものといたします。

次に、消防署長の資格でございますが、市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に１年以上あったものといたします。

なお、施行日は公布の日とし、この条例の施行の際、現に消防長の職にある者は、その職にある間、消防長の資格を有する者とみなす経過措置を定めます。

次に、議案第５５号亀山市福祉事務所設置条例の一部改正についてでございますが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成２６年１０月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。

なお、施行日は平成２６年１０月１日といたします。

次に、議案第５６号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成２６年１０月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。

また、法律においてひとり親家庭等の父について明確に定義されたことから、条例におけるひとり親家庭等の父の定義の規定を改めます。

なお、施行日は平成２６年１０月１日といたします。

次に、議案第５７号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正についてでございますが、現在、活発な地域コミュニティ活動を展開していくため、活動拠点となる施設の整備・充実を図っ

ております。現在の神辺地区コミュニティセンターについては、建物が狭隘かつ老朽化したため、改築工事を実施し、平成２６年１２月１日に新たな活動拠点となる施設に移転することから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、神辺地区コミュニティセンターの位置を「太岡寺町１２９６番地１４」から「太岡寺町１２５９番地１」に改正いたします。

なお、施行日は平成２６年１２月１日といたします。

続きまして、議案第５８号平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ６，７４０万４，０００円を追加し、補正後の予算総額を２０８億１，９１２万５，０００円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

総務費では、社会保障・税番号制度に対応するため、社会保障分野事業のシステム整備経費を計上いたし、民生費では、民間保育所保育士等処遇改善補助金など民間保育所補助費を計上いたしました。

衛生費では、水痘及び肺炎球菌予防接種の制度改正に伴い、予防衛生事業などを増額いたしました。

農林水産業費では、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を増額いたしました。なお、諸支出金において、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金を減額いたしております。

商工費では、観光施設管理費などを増額し、土木費では、市単独の道路整備事業を増額するほか、補助事業の橋梁維持修繕費を増額いたしました。

教育費では、白川小学校耐震化事業において、事業費の精査による増額をいたしております。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、調定見込みにより個人市民税を減額し、固定資産税を増額いたしました。

また、国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や保育緊急確保事業費補助金を計上し、県支出金では、保育緊急確保事業費補助金、文化財保護事業補助金などを計上いたしました。

そのほか、補正財源といたしまして、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第５９号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ２０３万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を４７億３，８６３万７，０００円といたしております。

主な補正内容は、制度改正に伴うシステム改修経費を計上いたしております。

次に、議案第６０号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ３５０万円を追加し、補正後の予算総額を８億５，６８０万円といたしております。

主な補正内容は、県道改良工事に伴い必要となる工事請負費を計上しております。

次に、議案第６１号平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ２億２，５７７万３，０００円を減額し、補正後の予算総額を１４億４，５８２万７，０００円といたしております。

主な補正内容は、補助事業費の決定に伴い事業費を減額するものでございます。

次に、議案第６２号平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、収益的収入を３９万円増額し、補正後の予定額を１３億2，８５９万円とし、また、資本的収入を６１１万円増額し、補正後の予定額を6，６９１万9，０００円といたしております。

一方、資本的支出を９１１万円増額し、補正後の予定額を５億7，８７１万円といたしております。

主な補正内容は、公共下水道事業に伴う配水管移設工事を増額いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算、並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第６３号平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額２１１億5，７９１万1，０２７円に対し、歳出総額は２００億1，５１６万2，６８１円となり、歳入歳出差し引き額は、１１億4，２７４万8，３４６円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、１億5，０２７万4，５７８円を差し引きました実質収支額は、９億9，２４７万3，７６８円の黒字となっております。

また、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定により、５億円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第６４号平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額４７億1，９４３万3，７３９円に対し、歳出総額は４５億7，４１７万1，１３２円となり、歳入歳出差し引き額は、１億4，５２６万2，６０７円の黒字となっております。

次に、議案第６５号平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額８億８２５万4，８７４円に対し、歳出総額は８億２１８万7，７９０円となり、歳入歳出差し引き額は６０６万7，０８４円の黒字となっております。

次に、議案第６６号平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額９億8，１５４万5，８３２円に対し、歳出総額９億7，１９１万3，７１０円となり、歳入歳出差し引き額は９６３万2，１２２円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、９万9，０００円を差し引きました実質収支額は９５３万3，１２２円の黒字となっております。

次に、議案第６７号平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額１３億9，０７７万9，６７２円に対し、歳出総額は１３億4，８９６万6，３９１円となり、歳入歳出差し引き額は4，１８１万3，２８１円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、７５６万8，０００円を差し引きいたしました実質収支額は3，４２４万5，２８１円の黒字となっております。

以上が、平成２５年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご了承賜りたいと存じます。

次に、議案第６８号平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益

的収入の決算額は１２億３，２１８万１，９９３円、同支出は１１億９，９５８万５，１７５円で、消費税を差し引いた当年度純利益は２，００７万８，５１１円となり、前年度繰越利益剰余金４，７０５万７，００８円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は６，７１３万５，５１９円となっております。

資本的収入の決算額は３，６８４万６，６００円、同支出は４億３，１７４万３，５４７円で、収支差し引きで不足する額３億９，４８９万６，９４７円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第６９号平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は７，２６１万６，９１４円、同支出は５，８３５万２，６２３円で、消費税を差し引いた当年度純利益は１，４２０万７９１円となり、前年度繰越利益剰余金１，１２８万８，２２９円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は２，５４８万９，０２０円となっております。

資本的収入はなく、同支出の決算額は５，５００万３，８０９円となっており、収支差し引きで不足する額５，５００万３，８０９円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第７０号平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１５億９，６４８万１，７２９円、同支出は１６億５，５４８万４９１円で、消費税を差し引いた当年度純損失は５，８４５万３，１１１円となり、前年度繰越欠損金２億３，３２５万７，１２０円と合わせて、当年度未処理欠損金は２億９，１７１万２３１円となっております。

資本的収入の決算額は３，５１６万４，２２０円、同支出は３億３，２００万４４４円となっており、収支差し引きで不足する額２億９，６８３万６，２２４円については、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部・局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第１２号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第１３号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をご報告するものでございます。

平成２５年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりませんので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、４．３％となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、平成２５年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して、十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第１４号から報告第１８号の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を

ご報告するものでございます。

平成２５年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合をあらわしており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

次に、報告第１９号専決処分の報告についてでございますが、学校部活動において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成２６年７月２５日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成２６年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計の補正予算（第２号）について、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら順次ご説明を申し上げます。

補正予算書の１５ページをお開きいただきたいと存じます。

総務費の中ごろでございます。社会保障・税番号制度システム導入事業１，６７３万３，０００円につきましては、マイナンバー制度に対応するため、障がい者福祉や児童福祉など厚生労働省事業分のシステム構築を行うものでございます。

次に、１７ページをお開きいただきたいと存じます。

民生費の上段ですが、地域団体支援事業の地域支え合い体制づくり事業補助金１００万円につきましては、ふれあい神辺創生委員会が取り組まれる高齢者等のふれあいサロン整備事業に対し補助を行うものでございます。なお、財源といたしまして、歳入予算におきまして同額の県補助金を計上いたしております。

次の臨時福祉給付金給付事業１２１万５，０００円の減額及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業８０万円の増額につきましては、給付金給付事務に係る事務費を精査いたしたものでございます。

次に、１９ページをお開きいただきたいと存じます。

民間保育所補助費のうち、延長保育事業費補助金１６８万２，０００円の減額につきましては、国の補助基準額の減額及び保育時間の変更に伴う減額でございます。次の低年齢児保育推進事業補助金３９３万２，０００円の減額は、県補助事業の変更に伴いまして、その全額を減額するものであり、新たに下段のほうで低年齢児保育充実事業として２８５万２，０００円を計上いたしております。

また、民間保育所保育士等処遇改善事業費補助金９７３万９，０００円につきましては、人材確保対策として保育士等の処遇改善に取り組む保育所へ補助するものでございまして、財源として国・県補助金を計上いたしております。

次に、２３ページでございます。

上段の衛生費の予防衛生事業８００万円につきましては、国の制度改正により、１０月から水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となることから、予防接種委託料を増額いたしました。

また、予防接種費用助成事業６３万3,０００円につきましては、定期予防接種で対象外となる年齢の方に対し、任意接種として助成を行うもので、それぞれ接種見込みにより調整をし、計上をいたしてございます。

次に、下段の農林水産業費の有害鳥獣対策事業１８０万円につきましては、獣害被害地区の拡大によりまして、当初見込みより多くの助成要望に応えるため、補助金の増額を行うものでございます。

次に、みえ森と緑の県民税市町交付金事業３６０万円につきましては、交付金活用計画に基づきまして里山・竹林の整備や緑化活動に対する補助金などを計上いたしました。

次に、２５ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の商工費の施設管理費２８４万円につきましては、野外休憩施設一休庵の明け渡しに関する調停に基づく解決金を計上するほか、建物撤去に要する工事請負費を計上いたしております。

次の団体支援事業７０万円につきましては、関宿の重要伝統的建造物群保存地区選定３０周年に伴いまして、東海道関宿街道まつりの内容を充実させるため、実行委員会への補助金を増額いたしました。

次に、下段の土木費でございます。

市単道路整備事業６６０万円につきましては、市道本町１５号線でございますが、旧中部電力前の交差点改良整備などに係る経費を計上するほか、入札差金など事業費の精査をしたものでございます。

次の社会資本整備総合交付金事業の道野１２号線整備事業、めくっていただきまして２７ページの名越７号線整備事業、布気小野線整備事業、久我福徳線整備事業におきまして、事業進捗にあわせ、事業間での事業費調整を行うものでございます。

次の道路舗装事業２７０万円につきましては、自治会が施工する道路舗装等に要する重機借り上げへの補助金など、当初見込みより多くの助成要望に応えるために増額をするものでございます。

次の橋梁維持修繕費８００万円につきましては、神辺大橋橋梁補修工事に伴い支障となります電気通信設備の移設補償費を計上いたしました。

次に、２９ページをお開きをお願いいたします。

中段の消防費の一般管理費１０５万円でございますが、こちらにつきましては勧奨退職による来年度の新規採用者の増加により被服等の購入費を増額するものでございます。

次に、下段の教育費の白川小学校耐震化事業１２３万8,０００円につきましては、工事に係る労務単価や木材価格などが設計時より大幅に上昇をしたことから、工事請負契約書条項で定める、いわゆるインフレスライド条項の適用により請負代金の変更を行おうとするものでございまして、工事請負費について６００万4,０００円の増額計上をしております。また、監理等委託料につきましては、契約額の確定により計上をいたしております。

次の要・準要保護児童援助費１７０万円につきましては、認定児童数の増加及び補助単価の増加により増額を行うものでございます。

次に、３１ページでございます。

下段の学力・体力向上支援事業９６万円につきましては、土曜授業の成果と課題を検証する授業実践校を指定して事業を行うものであり、県からの委託事業として計上いたしております。

次の道徳・人権教育推進事業１０１万８，０００円につきましては、総合的な道徳教育の推進と子ども支援ネットワークの構築などに取り組むものでございまして、こちらのほうにつきましても県からの委託事業として計上いたしたところでございます。

次に、３３ページをお開きいただきたいと存じます。

下段のほうで、諸支出金のみえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金３６０万円の減額でございますが、２３ページのほうで林業振興費で交付金活用計画に基づく事業を計上いたしましたので、その同額について予算の組み替えを行うものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、９ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の市税でございますが、市民税の個人所得割８，４３０万円の減額につきましては、個人所得の伸びが当初見込みより低かったことに加えまして、特別徴収の促進によりまして特別徴収対象者が増加をしておりまして、特別徴収に係る４月、５月分につきましては翌年度の歳入、２７年度で計上することなどから減額をいたすものでございます。

次に、中段の固定資産税の償却資産７，０５０万円につきましては、当初予算編成時に調査対象外でありましたリース会社及び事業所の設備投資により増収が見込まれることから増額をいたすものでございます。

次に、下段の国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金１，０４６万５，０００円につきましては、社会保障・税番号制度に対応するシステム整備について、厚生労働省から交付される補助金を計上いたしました。

次の保育緊急確保事業費補助金２，４６７万円につきましては、これまで県の安心こども基金により実施されてきた子育て支援対策が、当補助金に移行して拡充されることから計上するものでございます。

次に、生活保護業務データシステム等整備事業補助金９４１万５，０００円の減額は、補助率の変更に伴う減額でございます。

次の社会資本整備総合交付金４４０万円は、橋梁維持修繕費に係る交付金を増額いたしております。

次に、１１ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の県支出金の地域支え合い体制づくり事業補助金１００万円につきましては、ふれあい神辺創生委員会の高齢者等のふれあいサロン整備事業が補助採択をされましたので、県補助金を計上いたしました。

次の低年齢児保育推進事業補助金１７８万３，０００円の減額は、県補助事業名の変更により全額を減額いたしまして、下段で新たに低年齢児保育充実事業費補助金として１４２万５，０００円を計上するものでございます。

次に、安心こども基金子育て支援事業費補助金２，１９１万３，０００円の減額につきましては、当費補助金が、１つ飛んで下段でございますが、保育緊急確保事業費補助金１，７３５万７，０００円に移行をいたしましたことから、事業費を調整して予算の組み替えを行うものでございます。

次に、文化財保護事業補助金７６１万５，０００円につきましては、白川小学校耐震化に対する県補助金の交付が決定したため計上をいたしました。

次に、１３ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の繰入金の関宿にぎわいづくり基金繰入金７０万円につきましては、歳出で補正計上いたしました関宿街道まつり実行委員会補助金の財源として計上をいたしております。

次に、中段の繰越金でございますが、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金５，３４９万４，０００円を計上いたしました。

次に、下段の市債の白川小学校耐震化事業（合併特例債）の６７０万円の減額につきましては、国・県補助金の増額に伴いまして市債を減額するものでございます。

なお、４ページのほうで地方債補正として限度額の変更をいたしております。

以上、簡単ですけれども、一般会計の補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

４３ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、総務費の一般管理費２０３万７，０００円につきましては、国民健康保険で使用するシステムの制度改正に伴う修正及び新システムへの移行による改修経費を計上いたしました。

戻っていただきまして４１ページでございますが、歳入でございます。

今回の補正財源といたしまして、一般会計から職員給与費等繰入金として２０３万７，０００円を計上いたしました。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

５３ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、管理費の施設処理維持管理費３５０万円につきましては、国道３０６号と県道名越長明寺線の交差点部改良工事に伴いまして、既存の農業集落排水マンホールのかさ上げが必要となってまいりましたので、その工事請負費を計上いたしました。

戻っていただきまして、５１ページでございますが、歳入につきましては、今回の補正財源といたしまして前年度繰越金３５０万円を計上いたしております。

続いて、公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

６５ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、上段の管理費の一般管理費８３０万７，０００円につきましては、消費税の納付確定額及び中間納付額を計上いたしております。

次に、下段の建設改良費の施設整備事業２億３，４０８万円の減額につきましては、補助事業費の決定にあわせ事業精査を行い、工事請負費を減額いたしました。

戻りまして、６１ページの歳入でございますが、補助事業費の決定を受けまして、中段の公共下水道整備事業費補助金１億１，７０４万円減額をいたしております。

めくっていただきまして、６３ページでは公共下水道事業債を１億５４０万円減額いたしました。

最後に、水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、７１ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正は、いずれも公共下水道事業の進捗に伴うもので、収益的収入で事務費３９万円を増

額いたしまして、めくっていただきまして７２ページのほうでは、資本的収入で工事負担金６１１万円を計上いたしております。

資本的支出におきましては、配水管移設工事費として９１１万円を計上いたしたところでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田耕一君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、平成２５年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成２５年度の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

西口会計管理者。

○会計管理者（西口美由紀君登壇）

それでは、議案第６３号から議案第６７号までの平成２５年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

先ほど、市長から提案理由の説明がございましたが、私からは歳入の主なものと、歳出は主要事業の中から主なものについて、決算状況の説明をさせていただきます。

お手元の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の一般会計歳入歳出決算事項別明細書３６、３７ページをごらんください。

まず、一般会計歳入の主なものでございますが、第１款市税は、法人市民税及び企業による設備投資に伴う固定資産税、償却資産の増収により、調定額１２２億7,２６２万9,４１９円に対しまして収入済額１１３億2,８２８万５８８円、不納欠損額5,９７４万3,４３４円、収入未済額は８億8,４６０万5,３９７円で、調定額に対します収納率は９２．３％でございます。

また、市税の主な税目の収納率は、市民税は９０．７％、固定資産税は９４．６％、軽自動車税は８４．９％、都市計画税は９４．６％でございます。

なお、一般会計及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の市税等の収入済額には、備考欄に記載しておりますが、還付未済額が含まれた額となっています。

次に、４０、４１ページをごらんください。

第１０款地方交付税の収入済額は、１４億7,２２７万1,０００円でございます。

次に、４８、４９ページをごらんください。

第１４款国庫支出金の収入済額は２１億7,９７３万5,８３５円で、主なものは地域の元気臨時交付金などでございます。

次に、５２、５３ページ下段の第１５款県支出金の収入済額は、１０億1,６６４万９４円で、主なものは障がい者自立支援給付費などがございます。

次に、６４、６５ページ、第１８款繰入金の収入済額は4億3,１４９万6,９９０円で、主なものは、減債基金からの繰入金でございます。

次に、６６、６７ページ、第１９款繰越金の収入済額は5億8,５５８万5,８６４円で、前年度繰越金が主なものでございます。

次に、７２、７３ページ下段、第２１款市債の収入済額は２０億５９０万円で、主なものといたしましては、臨時財政対策債を初め一般廃棄物処理施設整備事業債、和賀白川線及び野村布気線整備事業に伴います合併特例債、緊急防災事業債などでございます。

７４、７５ページ下段の歳入合計は、予算現額２１５億３，１８２万５，９４１円に対しまして、調定額は２２２億４，０４８万４，２１１円で、収入済額は２１１億５，７９１万１，０２７円でございます。

また、不納欠損額は６，０３５万２，７０４円で、収入未済額は１０億２，２２２万４８０円でございます。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明させていただきます。

まず、第２款総務費でございますが、１０１ページ中ほどをごらんください。

地区コミュニティセンター充実事業は、神辺地区コミュニティセンターの改築工事費などに要した経費３，８１５万５２０円、また１０５ページ行政事務システム管理費の住民情報系システム事業で７，８７１万１，２７１円、内部情報系システム事業で６，３０７万８，８９７円などが主なものでございます。

次に、第３款民生費でございます。

１３５ページ中ほどをごらんください。

福祉医療費助成事業の子ども医療費などで１億６，９８２万８，７４０円、中学生医療費無料化事業で、２，８１５万２，１８４円が主なものでございます。

続きまして、第４款衛生費でございます。

１５１ページ下段をごらんください。

がん検診推進事業で８，３９８万８，４７７円、１５３ページ上段、妊婦健康診査支援事業で４，５８０万８，２４０円、１６５ページ下段の施設長寿命化事業は総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事費に要した経費で、５億８，５１０万１，５００円が主なものでございます。

次に、第６款農林水産業費でございます。

１８３ページ中ほどをごらんください。

森林環境創造事業は、関南部地区及び花ノ木谷地区など森林整備委託に要した経費、１，５０２万５，０２４円が主なものでございます。

次に、第７款商工費でございます。

１８５ページ中ほどをごらんください。

地域生活交通再編事業は、さわやか号などの運行に要した経費１億８６８万１，９７０円、１８７ページ、国民宿舎関ロッジ管理費は耐震補強及び改修工事費等で８，３９８万５５６円などが主なものでございます。

次に、第８款土木費でございます。

１９９ページ上段をごらんください。

合併特例事業は、和賀白川線整備事業で５億３，１４４万５，５５５円、野村布気線整備事業で繰越明許費分を含め５，５４９万３，３５３円、下段の社会資本整備総合交付金事業は、道野１２号線整備事業で繰越明許費分を含め８，２２４万３，６１７円、名越７号線整備事業で４，３８０万５，７７７円などが主なものでございます。

次に、第９款消防費でございます。

２２１ページ上段をごらんください。

緊急防災事業は、消防救急無線デジタル化整備事業で、工事請負費等２億１，３２１万３，６２７円が主なものでございます。

次に、第１０款教育費でございます。

２２７ページをごらんください。

学校整備事業は、亀山東小学校教室増設等事業で８，９１９万５，８４５円、合併特例事業、白川小学校耐震化事業で工事請負費など１億４７２万１０円。

また、２４７ページ上段の社会資本整備総合交付金事業、亀山城周辺保存整備事業は５，２５６万４，１０９円などが主なものでございます。

次に、第１１款公債費でございます。

２７３ページ中ほどをごらんください。

元金償還金は２５億４９９万７，３３８円、利子償還金は２億３，２５９万２，０４３円でございます。

次に、第１２款諸支出金でございます。

財政調整基金ほか８基金への積立金で、１億２，１３２万７，３８６円でございます。

次に、第１４款災害復旧費でございます。

２７７ページ中段をごらんください。

農林水産業施設災害復旧費で１億１，０４７万２８９円、公共土木施設災害復旧費７，４７７万４，３４８円が主なものでございます。

２７８、２７９ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額２１５億３，１８２万５，９４１円に対しまして、支出済額は２００億１，５１６万２，６８１円、継続費逓次繰越は５００円、繰越明許費は２億６，３２９万２，９９７円、事故繰越は４７４万９６０円、不用額は１２億４，８６２万８，８０３円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、２８２、２８３ページをごらんください。

第１款国民健康保険税の収入済額は９億８，１８０万４，１９７円、不納欠損額は５，９６９万９，９２８円、収入未済額は５億４，６５６万６，８６５円で、調定額に対します収納率は６１．８％でございます。

２８４、２８５ページ中ほどの第３款国庫支出金の収入済額は８億２，４８０万１，７９９円、２８６、２８７ページ中ほどの第６款前期高齢者交付金の収入済額は１３億４，２８３万４，９０１円、第７款共同事業交付金の収入済額は４億５，５１７万９，２８９円で、第８款繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で２億８，１４８万１，５００円でございます。

２９０、２９１ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額４８億３，８１６万円に対しまして、調定額は５３億２，５７０万５３２円、収入済額は４７億１，９４３万３，７３９円、不納欠損額は５，９６９万９，９２８円、収入未済額は５億４，６５６万６，８６５円でございます。

一方、歳出でございますが、２９４、２９５ページ中ほどをごらんください。

第２款保険給付費の支出済額は３０億２，９０１万２，５０５円、２９８ページ中ほどの後期高齢者支援金等の支出済額は５億６，１８３万４，５４５円、３００ページ中ほどの共同事業拠出金の支出済額は４億７，２９９万５，９７６円でございます。

３０４、３０５ページ下段の歳出合計は、予算現額４８億３，８１６万円に対しまして、支出済額４５億７，４１７万１，１３２円、不用額は２億６，３９８万８，８６８円でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

３０８、３０９ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第１款後期高齢者医療保険料は、収入済額３億１，４１４万９，４３４円、不納欠損額３１万１，４７９円、収入未済額は３２３万５，０１８円で、調定額に対します収納率は９８．８％でございます。

第３款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は４億８，１６６万７，０００円でございます。

これらを含めました歳入合計額は、下段にございますとおり、予算現額８億８９４万４，０００円、調定額８億１，１８０万１，３７１円、収入済額８億８２５万４，８７４円、不納欠損額３１万１，４７９円、収入未済額は３２３万５，０１８円でございます。

一方、歳出でございますが、３１０、３１１ページ下段をごらんください。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は７億８，３５８万９，３１９円でございます。

歳出の合計は、３１２、３１３ページ下段にございますとおり、予算現額８億８９４万４，０００円に対しまして、支出済額８億２１８万７，７９０円、不用額は６７５万６，２１０円でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

３１６、３１７ページをごらんください。

歳入でございますが、第２款使用料及び手数料は、施設使用料などで、収入済額は９，３８１万５，２５０円、収入未済額は９３万９，９８０円で、調定額に対します収納率は９９．０％でございます。

第３款県支出金の収入済額は２億５，９７２万９，０００円で、収入未済額は繰越明許費に伴う未収入特定財源１，６２０万円でございます。

第５款の繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は２億９，１７０万３，０００円でございます。

これらを含めました歳入合計は、３１８、３１９ページ下段にございますとおり、予算現額１０億１，５３０万８，０００円に対しまして、調定額９億９，８６８万５，８１２円、収入済額９億８，１５４万５，８３２円、収入未済額は１，７１３万９，９８０円でございます。

一方、歳出でございますが、第１款事業費では、３２１ページ下段の処理施設維持管理費に要した経費１億７，５５７万９，７９８円、３２３ページ下段の昼生地区整備事業に要した経費５億４，８１３万３，０３５円が主なものでございます。

これらを含めました歳出合計は、３２４、３２５ページ下段にございますとおり、予算現額１０億１，５３０万８，０００円に対しまして、支出済額は９億７，１９１万３，７１０円、繰越明許費３，２４０万円、不用額は１，０９９万４，２９０円でございます。

最後に、公共下水道事業特別会計でございます。

３２８、３２９ページをごらんください。

歳入でございますが、第１款分担金及び負担金は、収入済額６，２４５万９，５２５円、不納欠損額７８４万６，７５５円、収入未済額は１，０６９万３，３０５円で、調定額に対します収納率は７７．１％でございます。

第２款使用料及び手数料は、収入済額３億５，７３５万９，８９１円、不納欠損額２６万４，３３０円、収入未済額は１，４７８万８，１４２円で、調定額に対します収納率は９６．０％でございます。

第３款国庫支出金の収入済額は２億５，３２０万円、収入未済額は、繰越明許費に伴う未収入特定財源６，６５０万円で、これらを含めました歳入合計は、３３０、３３１ページ下段にございますとおり、予算現額１５億８，１５３万円に対しまして、調定額１４億９，０８７万２，２０４円、収入済額１３億９，０７７万９，６７２円、不納欠損額８１１万１，０８５円、収入未済額は９，１９８万１，４４７円でございます。

一方、歳出でございますが、第１款事業費は、３３７ページ上段の施設整備事業は、井田川・能褒野処理分区下水道管渠布設工事及び東部処理分区下水管渠布設工事などに要した経費５億４，３０２万１，４４２円が主なものでございます。

同ページ下段の歳出合計は、予算現額１５億８，１５３万円に対しまして、支出済額は１３億４，８９６万６，３９１円、繰越明許費が１億７，８６６万８，０００円、不用額は５，３８９万５，６０９円でございます。

以上、簡単でございますが、平成２５年度亀山市一般会計及び各特別会計決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、３４０ページから３４４ページにかけましては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。各会計は黒字決算となっており、一般会計実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定により財政調整基金への繰入金は５億円でございます。

また、本決算の附属書類といたしまして、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料を提出させていただいておりますので、ごらんおきいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午後　０時０２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局長に平成２５年度亀山市水道事業会計決算について及び平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

それでは、平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成２５年度亀山市水道事業会計決算書の３、４ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入における第１款水道事業収益の決算額は１２億３，２１８万１，９９３円となっております。

第１項営業収益の決算額は１１億７，５４８万７，５５０円で、その大半が給水収益となっております。

第２項営業外収益の決算額は３，４４１万７９７円で、主なものは水道事業の施設を工業用水道事業が一部利用することに対する使用料と退職給与引当金については、水道技術採用職員の該当者がいないことから営業外収益へ計上いたしました。

第３項特別利益につきましては、過去の受託工事の前受金が未処理であったことから、今年度計上し決算額は２，２２８万３，６４６円となっております。

一方、支出につきましては、第１款水道事業費用の決算額１１億９，９５８万５，１７５円となっております。

第１項営業費用の決算額は１１億３６５万８７円で、主なものとして県企業庁の受水費や水道施設の維持管理費などに要した費用でございます。

第２項営業外費用の決算額は９，４７０万２，０００円で、主に企業債利息及び消費税でございます。

第３項特別損失の決算額は１２３万３，０８８円で、主なものとして６月議会に報告いたしました放棄した私債権と過年度の水道料金還付金でございます。

次に、５、６ページの資本的収入及び支出でございますが、第１款資本的収入の決算額は３，６８４万６，６００円となっております。

第２項工事負担金の決算額は２，７４６万５，９００円で、主なものは公共下水道事業や農業集落排水事業に伴う配水管移設工事及び舗装の工事負担金でございます。

第３項の負担金の決算額は９３８万７００円、これは消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、資本的支出でございますが、第１款資本的支出の決算額は４億３，１７４万３，５４７円で、第１項建設改良費の決算額２億５，６８７万８，４０４円で、決算書の１７ページから１９ページの記載のとおりでございます。

第３項企業債償還金の決算額は１億７，４８６万５，１４３円となっております。

以上、資本的収入が資本的支出額に不足する額３億９，４８９万６，９４７円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，１７８万５，５７７円と、当年度分損益勘定留保資金３億８，３１１万１，３７０円で補填いたしております。

次に、８ページの平成２５年度亀山市水道事業損益計算書につきましては、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの期間における状況を示しているもので、この経理期間における純利益は、下から３行目に記載しておりますが、２，００７万８，５１１円となっております。

次に、９、１０ページの平成２５年度亀山市水道事業剰余金計算書でございます。

資本金のうち自己資本金については、前年度末残高１３億１，４２３万８，８２２円で、増減がございません。借入資本金につきましては、前年度末残高２４億８，１３８万４，４３８円、当年度の

変動額としましては、企業債の償還に１億７，４８６万５，１４３円償還いたしまして、当年度末残高は２３億６５１万９，２９５円となっております。

剰余金のうち変動がございましたのは、工事負担金、前年度末残高５４億２，１２８万３，８４２円から工事負担金の受け入れとして、２，７４６万５，９００円を加えまして、当年度末残高５４億４，８７４万９，７４２円となっております。

次に、１０ページ、その他資本剰余金ですが、消火栓設置工事負担金として９３８万７００円を加えまして３億５，７５０万５，５３０円となり、資本剰余金合計といたしまして７０億５，２３４万９，１５８円となっております。

次に、利益剰余金のうち当年度に変動がございましたのは、当年度未処分利益剰余金は前年度末残高４，７０５万７，００８円に当年度の純利益２，００７万８，５１１円加えまして、当年度末残高は６，７１３万５，５１９円となっております。

一番右の欄、資本金合計は、当年度末残高は１１１億１４２万２４２円となっております。

次に、１１ページの平成２５年度亀山市水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

まず、資産の部でございますが、１の固定資産のうち有形固定資産合計額は１０２億５，４３８万８，０３６円となっております。また、無形固定資産額合計は電話加入権の８８万１，３００円となっており、固定資産の合計として１０２億５，５２６万９，３３６円となっております。これらの明細につきましては、決算書の２７、２８ページに記載いたしております。

２の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で合計額は１０億７，５６２万９，９６３円でございます。

３の繰延勘定の開発費は水道ビジョン策定の２年間の経費で１８４万８，０００円で、資産合計として１１３億３，２７４万７，２９９円でございます。

一方、１２ページの負債の部につきましては、４の固定負債はございませんので、５の流動負債は未収金、前受金及びその他流動負債で、合計額は２億３，１３２万７，０５７円となっております。

次に、資本の部における自己資本金と借入資本金合計額は、３６億２，０７５万８，１１７円でございます。なお、企業債の明細書につきましては、決算書の２７ページから３２ページに記載しております。

また、剰余金合計額は、資本剰余金と利益剰余金とを合わせまして７４億８，０６６万２，１２５円でありますので、資本合計といたしまして１１１億１４２万２４２円となります。

以上、負債と資本の合計額は１１３億３，２７４万７，２９９円となり、１１ページの資産合計額と一致しております。

以上が、平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第６９号平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算書の３、４ページをお開きください。

まず、収益的収入でございますが、第１款工業用水道事業収益の決算額は７，２６１万６，９１４円となっております。

第１項営業収益といたしまして７，１００万４，４３２円、第２項の営業外収益は主に預金利息と退職引当金については、水道技術職員採用の該当者がいないことから雑収入として計上し、合わせ

て１６１万2,４８２円となっております。

次に、収益的支出につきましては、第１款の工業用水道事業費用の決算額は5,８３５万2,６２３円となっております。

第１項の営業費用の決算額は4,８９２万3,６５２円で、工業用水道施設の維持管理費などに要した経費でございます。

第２項営業外費用の決算額は９４２万8,９７１円で、その内訳は企業債利息及び借入金利息でございます。

次に、５、６ページの資本的支出でございますが、決算額は5,５００万3,８０９円で、その内訳は第１項建設改良費の決算額は１３３万3,５００円で、大型水道メーター取りかえ工事を実施いたしました。

第２項企業債償還金の決算額は5,３６７万３０９円といたしております。

その結果、資本的収入額ゼロに対して、資本的支出額に不足する額5,５００万3,８０９円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額６万3,５００円と、過年度分損益勘定留保資金5,３４５万7,５４１円及び当年度分損益勘定留保資金１４８万2,７６８円で補填いたしております。

次に、８ページの平成２５年度亀山市工業用水道事業損益計算書につきましては、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの期間における損益の状況を示しており、この経理期間における純利益は、同じく下から３行目に記載しておりますが、１,４２０万７９１円となっております。

これにより、これまでの利益剰余金に加えた当年度未処分利益剰余金は2,５４８万9,０２０円となっております。

次に、９、１０ページの平成２５年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書でございますが、借入資本金につきましては、前年度末残高４億9,９２８万1,２９５円から企業債の償還金5,３６７万３０９円を差し引きまして、当年度末残高４億4,５６１万９８６円となっております。

１０ページの剰余金のうち利益剰余金でございますが、減債積立金につきましては、前年度末残高1,６００万円に積立金５００万円を行い2,１００万円に、建設改良積立金は前年度末残高5,０００万円に1,０００万円積み立て6,０００万円となっております。

当年度未処分利益剰余金は、前年度末残高2,６２８万8,２２９円に、前年度処分額1,５００万円を減じまして、処分後残高が1,１２８万8,２２９円、それに当年度純利益1,４２０万７９１円を加えまして、当年度未処分利益剰余金合計は2,５４８万9,０２０円となりまして、資本金合計として8億３４万7,９５４円となっております。

次に、下の表でございますが、平成２５年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書でございますが、剰余金の処分につきましては、議会の議決による処分等は行っておりませんことから、翌年度利益剰余金は2,５４８万9,０２０円といたしております。

次に、１１ページの平成２５年度亀山市工業用水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

まず、資産の部、１．固定資産についてですが、有形固定資産の合計額は6億4,４１０万6,１１３円となっております。固定資産の明細につきましては、決算書の２１、２２ページに記載いたしております。

２の流動資産につきましては、現金預金及び未収金などの合計金額で1億6,０２６万2,６６６

円でございます。

以上、資産合計といたしまして８億４３６万８，７７９円となっております。

一方、１２ページの負債の部につきましては、４の流動負債は未払金及びその他流動負債の合計額は４０２万８２５円で、負債額合計となっております。

次に、６の資本金合計は、企業債と他会計借入金合わせまして４億４，５６１万９８６円でございます。借入資本金の企業債など明細につきましては、決算書の２３、２４ページに記載いたしております。

７の剰余金のうち資本剰余金は、工事負担金２億３，７００万９，８５２円と、その他資本剰余金１，１２３万８，０９６円で、合わせまして資本剰余金の合計２億４，８２４万７，９４８円といたしております。利益剰余金は、減債積立金２，１００万円と建設改良積立金６，０００万円、当年度未処分利益剰余金２，５４８万９，０２０円で、剰余金合計は１億６４８万９，０２０円で、資本合計は８億３４万７，９５４円といたしております。

以上、負債資本合計金額は８億４３６万８，７７９円となり、１１ページの資産合計と一致いたしております。

以上、議案第６９号平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

上下水道局長の補足説明は終わりました。

次に、医療センター事務局長に、平成２５年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

それでは、議案第７０号平成２５年度亀山市病院事業会計決算につきまして補足説明を申し上げます。

平成２５年度亀山市病院事業会計決算書の１、２ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第１款病院事業収益決算額が１５億９，６４８万１，７２９円で、その内訳は第１項の入院・外来等の医業収益決算額１３億４９４万７，９８８円と、第２項の他会計負担金や補助金等の医業外収益決算額の２億９，１５３万３，７４１円でございます。

次いで、支出につきましては、第１款病院事業費用決算額が１６億５，５４８万４９１円で、その内訳は、第１項医業費用として、給与、材料、施設維持管理費、管理経費等の決算額が１５億９，６８３万９，９４８円と、第２項医業外費用として、企業債支払利息等の決算額が５，２９５万３，９１５円、第３項の特別損失は過年度損益修正損で、決算額が５６８万６，６２８円となっております。

次に、３、４ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては、第１款資本的収入決算額が３，５１６万４，２２０円で、その内訳は第１項出資金の企業債償還金に対する他会計出資金３，４９９万３，８８４円と、第２項補助金の災害医療支援病院に対する県補助金など１７万３３６円でございます。

次いで、支出につきましては、第１款資本的支出決算額が３億３，２００万４４４円で、第１項建設改良費の医療センター改修工事や診療用機器の更新などで２億７，４４６万９，６１７円となっております。

第２項企業債償還金は５，２４９万８２７円で、第３項の投資の決算額５０４万円は、看護師の修学資金貸付金でございます。

これを収支いたしますと２億９，６８３万６，２２４円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、５ページの平成２５年度亀山市病院事業損益計算書をごらんください。

ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

１の医業収益は１３億２９４万４，７６３円で、これに対し２の医業費用が１５億７，９４３万７，７２１円となり、差し引きしました医業収支は２億７，６４９万２，９５８円の医業損失となります。

一方、３の医業外収益は２億９，１０２万９，１６３円で、４の医業外費用が６，７３０万２，６８８円でありますので、医業外収支におきましては２億２，３７２万６，４７５円の利益となっております。

したがいまして、医業外利益と医業損失を差し引きいたしました５，２７６万６，４８３円が経常損失となり、そこに特別損失５６８万６，６２８円を算入いたしますと、平成２５年度の純損失は５，８４５万３，１１１円となります。

これに、前年度繰越欠損金の２億３，３２５万７，１２０円を合わせますと、当年度未処理欠損金は２億９，１７１万２３１円となっております。

続きまして、６ページの平成２５年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんください。

表の資本金欄、自己資本金は、政府債償還金元金の３分の２を補填いただく他会計出資金３，４９９万３，８８４円を加えますと、３４億１，７３７万４，５４２円となります。

借入資本金は政府債の残高で、当年度５，２４９万８２７円を償還したことにより、３億８，３２２万７，０８２円となっております。

次の資本剰余金につきましては、当年度において災害医療支援病院指定に係る県補助金など、１７万３３６円を計上しております。

利益剰余金につきましては、当年度に５，８４５万３，１１１円の純損失を計上し、利益剰余金の当年度末残高がマイナス２億９，１７１万２３１円となり、資本合計は３５億３，４７２万１，１７４円となっております。

次に、下段の平成２５年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

最後に、７、８ページの平成２５年度亀山市病院事業貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部ですが、１の固定資産は、土地、建物、構築物、器械備品等の有形固定資産と電話加入権の無形固定資産及び長期貸付金と投資有価証券の投資で、合わせまして３０億４，０９６万８，５７６円となっております。

２の流動資産は、現金預金、未収金、有価証券、薬品・診療材料の貯蔵品等で、合計７億５，９６６万１，９２９円となっております。

３の繰延勘定は、４条予算の建設改良費に係る控除対象外消費税額２，７９７万８，８１４円でございます。

以上、資産合計は３８億２，８６０万９，３１９円となっております。

次に、８ページの負債の部につきましては、４の固定負債の引当金については、残高はございません。

５の流動負債は、未払金及びその他流動負債と合わせて２億９，３８８万８，１４５円となっております。

次の資本の部につきましては、６の資本金が自己資本金と企業債による借入資本金を合わせた３８億６０万１，６２４円となっております。

７の剰余金は、資本剰余金２，５８２万９，７８１円と欠損金が２億９，１７１万２３１円で、合計がマイナス２億６，５８８万４５０円となり、資本の合計は３５億３，４７２万１，１７４円となりました。

負債資本の合計は３８億２，８６０万９，３１９円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第７０号平成２５年度亀山市病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

なお、９ページ以降の附属書類も、あわせてご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

医療センター事務局長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、次のように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

明２９日から９月７日までの１０日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明２９日から９月７日までの１０日間は、休会することに決しました。

次の会議は９月８日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後　１時２８分　散会）

平成２６年９月８日

亀山市議会定例会会議録（第２号）

●議事日程（第２号）

平成２６年９月８日（月）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　上程各案に対する質疑

議案第５１号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５２号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５４号　亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第５５号　亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５９号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６０号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６１号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６８号　平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第７０号　平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について

報告第１２号　決算に関する附属書類の提出について

報告第１３号　健全化判断比率の報告について

報告第１４号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１５号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１６号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
報告第１７号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第１８号　亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第１９号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１３番	中村嘉孝君
１５番	片岡武男君	１６番	宮村和典君
１７番	前田　稔君	１８番	服部孝規君
１９番	小坂直親君	２０番	竹井道男君
２１番	大井捷夫君	２２番	櫻井清蔵君

●欠席議員（１名）

１２番	前田耕一君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君

教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部　満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	松村　大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	髙野利人

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○副議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、議長の都合により、副議長の私が議長の職務をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第２号により取り進めます。

日程第１、諸報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書２件が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第２、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

７番　福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑、よろしくお願いいたします。

きょうは、亀山市の子供たちにかかわる議案について集めて、全部質疑をしていきたいと思います。

まず、議案第５１号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、子供たち、保育園に関すること、あわせてお伺いしていきたいと思います。

まず１つ目ですけれども、今回、この新たな基準が示されたわけなんですけれども、この基準を示すことによって保育の質が下がることはないのかと上げました。大きく考え方について、まずその１点をお伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

７番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

おはようございます。

平成２４年８月に制定をされました子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連３法によりまして、子育て支援のための子ども・子育て支援新制度が平成２７年４月から実施される予定となっております。

本議会に提出させていただいております条例案はこの新制度に基づくもので、子ども・子育てを取り巻く家族、地域、雇用等の環境が変化したことに伴いまして、晩婚化、出生率の低下など、急速な少子化が進んでいる、このような状況下、国は子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなどの現状を踏まえ、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童対策の推進、地域における子育て支援の充実を図るため、法整備を進め、いわゆる子ども・子育て関連３法を制定、公布したところでございます。

議案第５１号におきましては、国が定めた子ども・子育て関連３法の１つである子ども・子育て支援法により、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする確認制度を新たに始めることと定めたため、本市の条例を定めるため、新たに条例を整備しようとするものでございます。

一方、議案第５２号につきましては、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを規定するものでございます。

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度におきまして、市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられた上で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなります。本条例は、その認可に係る設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

ご質問をいただきました、新たな基準を定めることにより保育の質が下がることはないのかということにつきまして、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、質の高い乳幼児の教育・保育の総合的な提供を図るため、条例の制定を行いました。今回の条例案によりまして、よりよい保育の実施を保障するものでありますことから、保育の質が低下することはございません。

○副議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

具体的にお伺いしていきたいと思います。

まず、保育の必要量、必要性など認定していかれると思うんですけれども、例えば、今までだとパート勤務の子供であろうが、フルタイムで働く子供であろうが、子供たちは園内でおおむね同じ生活を送れていたと思うんですけれども、これからは短時間利用、長時間利用という形で認定が区分されると聞いております。そういうことになりますと、今までより利用時間の制限がかかってくる方が見えるのではないか。クラス内で早く帰ったり、遅く帰ったりということが子供たちの心に混乱を起こすようなことが生じないのかということが心配されます。

また、１つ１つ本当はお聞きしたいんですけれども、今のような答弁で来られますと時間がなく

なると困りますので、全て私の今思いつく不安をお伺いいたしますけれども、例えば、５２号の小規模保育事業などは、保育士の配置が現在の保育士の配置よりも多分少なくていいということがうたわれると思います。それについての質の低下は考えられないのか。あるいは、今、亀山市は国よりも手厚い基準で保育所の子供たちの保育士の配置基準を、１歳でしたか、されていると思います。それが、国と同じ基準ということになりますと、この今回の条例は国の基準に基づいてされたということですので、国と同じということになりますと、この基準が定められることによって、保育士の配置基準が少なくなって、質が下がることは考えられないのか。

あるいは、今回の制度の一番大きいことは、お金の流れ方が変わるということだと思うんですけれども、今までのように直接保育園に対して施設補助をしていれば、その使い方について、市が、また国が、公がきちっと規制もかけられる、きちんと物を言うことができますけれども、今回の制度ですと、そのお金は施設補助を直接するんではなくて、保護者個人に対して補助がされる。また、それだけではなくて、それを施設が代理受領するという形のやり方をすることによって、子供たちのためと国から出された公費が、例えばこれから、考えたくはありませんけれども、民営化であるとか、今回、いろんな企業が参画できるというのが売りのシステムですので、いろんな業者さんが経営努力をして人件費などを削減して、節約されて、子供たちの公費がほかの分野に流用されることも規制しづらくなってまいります。そういう意味で、質の低下というのも心配されるところです。

いろんな心配があるわけなんですけれども、また給食の調理室ですね。こういうものでも、例えば子ども・子育ての中だと、自園調理でもコストを削減した外飯でも補助率が一緒であるとか、また保育園だったら、今は自園調理が原則ですけれども、しなくてもいいとか、いろんなところで質の低下が心配されることがちりばめられていると思うんですね。

その１つ１つに対して、大丈夫です。今の保育の質を守ります。そして高めていきますということが言えるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

答弁を求めます。

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

まず、認定によって保育時間が変わるのではないかという１点目のご質問ですが、来年度から、保育標準時間１１時間というものと、保育短時間８時間というようなものができてまいります。これは、現在、保育所でお子さんをお預かりしているわけですけれども、就労に応じて、早くお迎えに来ていただける方、通勤時間も含めて１１時間必要な方、さらにそれ以上、非常に遠いところで就労されている方については延長等のご利用もいただけますので、何らこれにつきましては変わるものではないというふうに捉えております。

それから、２つ目の職員の配置についてでございますが、まず、保育所の職員配置につきましては、児童福祉法による基準に基づき職員の配置を定めています。国の基準では、ゼロ歳児のお子さん、おおむね３人に対し１人の保育士を、また１・２歳児、おおむね６人に対して１人、３歳児、おおむね２０人に対し１人、さらに４・５歳児についてはおおむね３０人に対し１人の保育士を配置することになっております。

新制度がスタートいたしましても同様の配置となっておりますことから、亀山市においてもこれ

までと何ら変わりはございません。

また、家庭的保育事業等における職員配置につきましては、今回上程させていただく条例において、同様の配置基準となっております。

今後は、公立保育所の職員配置につきましても、民間とのバランスも考慮しつつ、現行どおり行ってまいりたいというふうに存じます。

それから、３点目の調理室についてのご質問ですが、もちろん自園調理が原則となっておりますので、この原則を守りつつ、今後始まります家庭的保育事業等においては連携施設から調理したものを運んでくるということで、その連携機関というところの基準を厳しく設けておりますので、これまでと同様、栄養的にも衛生的にも何ら変更するところはないものというふうに思っております。

○副議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

重ねてお伺いしますけれども、今の亀山市が行っている手厚い基準 ―― 普通の基準もあると思いますけれども ―― を下げることはないということで捉えさせていただいていいでしょうか。

この条例を見ておりますと、やはり２４条の１項に基づく保育と２項に基づく保育でやはり規制緩和とかが見受けられて、差があるわけですね。そこはありながらも、きちっと今の状態を守るということをどこで担保していただくのかというのが私もちょっと不安なんですけれども、調理についても、保育園、また認定こども園についても自園調理じゃなくてもいいようになっていますけれども、今後、また考えられることもあるんだと思いますが、新しい認定こども園ということも想定される中で、自園調理は基本と。守っていただくということを先ほどお答えいただきましたけれども、そこについて、再度確認をもう１回だけお伺いしたいと思います。

そして、今回、もう１つ心配なのが、もし企業が参入した場合に、企業というのはもうけがなければ撤退の決断も早いということなんですね。全国で認定こども園が今１，３５９ある中で、１８１の園が回答を寄せた結果ですが、その中で５５園が、もう来年度の認定こども園の資格の返上を検討していると聞いております。なぜなら、来年の基準はもうけにならないから。大変残念なことですけれども、それが今どうなっているかというのはわかりませんけれども、そういうことが起こりますと、突然今まで通っていた園がなくなるということも考えられます。そういうことに対するお考えもお伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

答弁を求めます。

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今後におきましてですが、先ほども申し上げましたが、現在行っている保育事業に関しまして、民間とのバランスも考慮しつつ、現行どおり行ってまいりたいというふうに思っております。

○副議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

民間とのバランスというのが気になるところですけれども、もう時間もございませんので、次に

移りたいと思います。

先ほどの私の不安について、もしなくなってしまうようなことがあったらどうするのかということについても、ぜひ詰めて考えていただきたいと思います。

まず、保護者の負担が大きくなることはないのかということを上げました。これは、例えば幼稚園がこの新システムになりますと、今、一律で保育料、利用料が課されているところが保護者の所得に応じた支払いになってくると聞きます。この基準に従って、幼稚園がもし新システムになっていくことによって、幼稚園にお預けの保護者さんの負担は増にならないのか。また、もともと先進国の中でも飛び抜けて保護者負担率が高い日本ですけれども、その水準は上げないとは言っていますけれども、実費の徴収を考えている、あるいは上乗せの徴収を考えられている。今まで払ってきた保育料の中でやってこれたことも、改めて上乗せをすることによって支払いがまたふえるということが考えられますが、その点はいかがでしょうか。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所における保育料につきましては、国が示しました公定価格、現在は仮価格を限度としまして、市が定めることになっております。現在のところ、仮価格として提示をされているわけですが、今後、平成２７年度、国の予算編成過程を経て、最終的に公定価格が決定されると聞いております。市としましては、国の動向を注視しつつ、今後十分に協議する必要があるものと考えております。

また、上乗せにつきましてですが、保育所におきましては、事業者から付加価値に相当するサービスが提供される場合は、事業者が別に料金を定めることは可能であり、それは民間の保育所で行ってみえるように、これまでと変わるものではございません。

○副議長（中村嘉孝君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

おはようございます。

新制度におきまして、私立の幼稚園の保育料に関しましては、国が一定の利用者負担の基準を定めることとしておりますが、公立幼稚園に関しましては、その財源の全てが市町村の公費負担ということを踏まえまして、国としては、公立幼稚園の利用者負担に関する基準は定めないこととしております。したがいまして、私どもは、現行の利用者負担の水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や幼稚園と保育所、公立と私立間のバランス、近隣市町の状況も考慮して、慎重に検討してまいりたいと存じます。

また、上乗せ徴収につきましては、幼稚園におきましては、国の定める公定価格で賄うことができない費用がある場合には、その額や徴収方法などを検討して、園児募集の際にあらかじめ保護者に説明して、同意を得た上で上乗せ徴収を行うということになっております。それにつきましては、各施設の判断で実施できるものとなっておりますので、公立には余りなじまないとは思うんですが、私立の各園の判断で行われるものと存じております。

○副議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

結局値上げするのかしないのかということはよくわかりませんけど、値上げすることも考えられるというご答弁なんだと私は理解します。

先ほど、保育の必要性、量の認定のところで、短時間であろうが長時間であろうが、今と変わらないというご答弁がありましたけれども、例えば短時間で認定された方が残業などで時間が超えてしまった場合、認定以上の分は自己負担ということになってしまうことが考えられるのではないでしょうか。

また、本当にわからない、わからないと。この制度も、国から本当に制度がきちっと示されるのが遅かったのはよくわかるんですけれども、ここまで出てくる中で、まだはっきりしないご答弁ですと、やはりお母さん方も不安だと思います。

幼稚園新システム、認定こども園ということになってきたときに、先ほどのご答弁が値上げも含めて考えられるのであるということかどうかをもう一度、その１点だけを確認したいと思います。その値上げについて。

そして、実費徴収と上乗せ徴収については、確かに付加価値があることならいいんです、付加価値があれば。でも、どういうことに付加価値がつけられますよという内容を私も調べましたら、普通に今まで保育料の中で見てきたことまで含まれているので、今までかからなかったことについて、お金がかかってくる可能性はあるんではないかということを申し上げております。

また、それがもし公立でなくて、私立でありますと、それぞれの園がすることでございますということで、どんどんどんどん高くなってきて、お母さん方が困っていても、市としては指導ができないということになりはしないのかという不安もあわせてお伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

料金は上がるのかどうかというご質問でございますが、国の仮価格によりますと、所得階層によっては一部上がる可能性もあるかもわかりません。まだわかりませんが、いずれにいたしましても、条例で今後規定することになりますので、改めてそのときに議論させていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの付加価値についてですが、保育所におきまして、事業者から付加価値に相当するサービス、これは行事開催の費用でありますとか、園外活動というような、これまでと同様、保育料とは別に、付加価値として必要なものを別で料金として取っていただくということ、これまでも行っておりますので、それもこれまでと変わらないというふうに考えているところです。

先ほどの料金の話は、保育所に限った話でございます。

○副議長（中村嘉孝君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

料金のことに関しましては現在協議中でございまして、いつということは、どうなるかということはまだはっきりしておりませんが、できるだけ早い時期に方向性を決定してまいりたいと存じております。

上乗せ徴収に関しましては、幼稚園の場合、例えば法定価格上の基準を超えた教員の配置とか、平均的な水準を超えた施設整備を行っている場合とか、そういう場合に上乗せ徴収をするものと存じておりますので、私立でそういうことがあった場合、あらかじめ保護者の方に説明して、同意をいただいた上で上乗せ徴収を行うということになると思います。

○副議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

幼稚園はどうかわかりませんけど、保育所などで、本当に入りたくて仕方ない場合は、同意をいただいた上でといっても、もううんと言わざるを得ない状況も起こってくるかと思います。

３点目の保育のあり方が多様化する中で、多様化していくんですね、今回のこの条例で。いろんな保育のあり方が出てくるわけですけれども、やはり先ほど申し上げましたように、児童福祉法第２４条の１項の適用を受けて、市の責任で保育の実施がなされるのは保育所だけでありまして、２項の適用を受けてされるものと、やはり差が生じているのは明らかな事実なんです。

そんな中で、先ほどセンター長は変わりない保育をしていくと。人の配置についても、施設についても、保育の質は下げないと答弁されました。

市長にお伺いしたいと思います。

改めて、市長、亀山の子供たちが、どの家に生まれた子供たちも変わりない保育、豊かな保育が受けられる制度になっていくのか、この条例を定めることによって。そしてまた、親御さんの負担について考慮がなされるのか、お伺いをしたいと思います。端的にお答えいただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

今回の国の子ども・子育て新制度への移行というのは、非常に大きな変革であるというふうに考えております。その中で、いかに私どもは亀山のまちの特性に応じて、今後も持続的にしっかりとその質を担保できるかということについては、先ほどセンター長が申し上げましたが、そのような基本方針で臨んでまいりたいと思います。

申し上げるまでもありませんが、小学校入学前の幼児教育や保育の持つ意味合いというのは、非常に重要であるというふうに認識をいたしておりますし、今日の変化の中で、それに私どもは可能な限り、亀山市の特徴をもって対応してきたところでございます。

今後につきましても、この大きな変化はどこの自治体も今いろんな議論や協議がなされておると思いますが、しっかり見据えて、今後も質を担保していくという考え方でございます。

それから、親の負担ということでございますが、これも先ほどセンター長が申し上げました、今後、国が示しております公定価格、今は仮価格でございますが、これを限度として、市が定めると。条例で定めることになろうかと思いますが、今後、国の予算編成過程を経て、最終的に公定価格が決定されると伺っておりますので、この動向をしっかり注視して、今後十分に協議する必要があると、このように考えておるものでございまして、いずれにいたしましても、しっかりと、先ほど親

御さんの負担の状況とか、公立幼稚園、あるいは私立、それから他市の状況、さまざまな状況の中で、私どもの質の担保、こういうことをひっくるめて、どのように対応して決めるかということについては慎重に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

また、これからの議論については委員会でもされることと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

議案第５３号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、お伺いをいたします。

新たに基準を定めることにより、市内の学童保育所の拡充と充実が図られるのかと上げました。

この学童保育は、生活の場ということで、児童福祉法にも上げられております児童館とか、そういうものとは違って、生活の場を保障する施設なんですね。小学校にいる時間よりも年間４６０時間も長い時間を過ごす施設であるのに、今まで公的責任が曖昧で、最低基準もつくられてこなかった。今回、新たな基準を定める条例案が出されたわけですけれども、これにより、市内の学童保育所、既存のものについても、これからのものについても、拡充、充実、質の向上を図られるのかどうかということをお伺いしたいんですが、総論をまたお答えいただきますと時間がなくなってまいりますので、具体的にお伺いしたいと思います。

子供たちの専用区画の面積が１人当たり１．６５平米以上であるとか、児童の集団の規模がおおむね４０人以下であるとか、書かれていますが、これら基準をいろいろ、確かにこれより上回る施設にしようとすれば、拡充、充実を図られていくと思いますが、それには財政的な手だてが要ることだと思います。新しい制度で国は財政措置を大幅に引き上げることを検討されています。特に指導員の人件費についても大きく考えられていると聞きます。しかし、学童保育の補助は国・県・市で３分の１ずつなんですね。市がやはり学童保育を充実させようとして、きちっと申請をしてもらわないと補助金はもらえないということになります。いろいろ上げられましても、本当に絵に描いた餅にならないのかどうか、その１点についてお伺いしたいと思います。それだけ、まず伺います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回、本議会に上程させていただいております本条例案は、国が定める基準省令を踏まえて、亀山市が職員の資格、員数、施設、設備、児童の集団の規模などについて基準を定めようとするもので、放課後児童健全育成事業を行う事業者におかれましては、この条例案の基準を遵守し、事業を行っていただくことにより、放課後児童の生活の質の向上を図ろうとするものでございます。

亀山市は、これまで国のガイドライン、放課後児童クラブガイドラインの基準に基づいて施設の整備を行ってまいりました。集団の規模については、最大７０人までとするというガイドラインに基づき整備をしてきたところでございますので、現在、おおむね４０人以下、それからおおむね１．６５平方メートル以上という新たな基準を設けさせていただいておりますが、このような基準を定めることが適切であると考え、このように上げさせていただいております。

これは最低基準でございますので、これ以上によくするということについては何も問題ございませんので、これまでの経緯を踏まえて、このような条例案にさせていただき、子供たちの生活の質の向上を図ろうとするものでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

質問に答えていただきたいんですけれども、何ぼ制定してもらっても構いませんけれども、財政的にきちっとやっぱり市が学童保育をよくするということで、しっかりと整備、充実させていくという方針を持って、必要な予算化をしないことには、何ぼこんな条例を上げても意味がないんですね。そこについてはどう思われますかということを私はお聞きしたんです。いろんな文言も、私、伺おうと思いました。専用区画というのも一つにするべきだし、１．６５平米が保育園よりも狭い。こんなことでいいのかどうかとか、おおむね４０人以下という、これらも当分の間は規定を適用しない。いつまでこの状況を見ているのか。全然きちんと早くしようという気持ちがうかがえないんです。その点について伺います。どうぞもう一度答弁ください。市長にお願いしますわ。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、従来、放課後児童クラブが国のガイドラインに基づいて、それに合わせて自治体が対応してきたという経過がございました。これにつきまして、各自治体が条例でもってその質を担保するという意味合いが非常に強くて、これは大変大きな意味を持つというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、この放課後児童クラブの今後の運営につきましても、本市としても、今後も引き続きまして可能な限りの対応をしてまいりたいと思っておりますし、国のいろんな新たな財源の措置がされる部分について、亀山市としてちゃんと手を挙げて、それを活用していけというご趣旨でもございますので、そこは当然のことながら、しっかり受けとめて対応していきたいという現時点の考え方でございます。

○副議長（中村嘉孝君）

７番　福沢議員の質問は終わりました。

次に、８番　森　美和子議員。

○８番（森　美和子君登壇）

８番、公明党、森　美和子でございます。

順次質疑をさせていただきますので、ご答弁のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

先ほど福沢議員も質疑をされた内容と全く同じ内容を質疑させていただきたいと思います。

まず、議案第５１号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、お伺いをしたいと思います。

これは、先ほどセンター長もおっしゃったように、子ども・子育て支援新制度ということで条例を制定していくという流れはわかりました。要は少子化による働き手の確保の一環、そして女性の社会進出を後押しするということも大きな要因だと思っております。

今まで言われておりました女性特有のM字カーブ、就職をして就労をされますけど、結婚をすることによって仕事をやめられて、また一定程度子育てが終わると、また社会復帰をされていくというM字カーブの解消というのもこの制度の中で解消していきたいということの思いもあるのだと思います。

ただ、全ての子育ての中で、女性に働くことを強要することではなくて、子育てにしっかりと時間をとりたいという親御さんに関しては、それを否定するものではないということも確認をしておきたいと思います。

働きたいけど働けない、働かなければならないのに働けないという状況を解消する。これは必要があると思って、これもそのための制度ということもあり得るのではないかと思っております。

先ほど福沢議員もいろいろ聞いていただいたんですけど、特定教育・保育施設、それから特定地域型保育事業、耳なれない言葉なんですけど、これがどういったことを指していくのか。

それから、子供たちが１号から３号に認定をされていく。これがどういうことなのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

８番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

まず、特定教育・保育施設とはどういうものかというご質問だと思いますが、市が施設型給付費の対象であると確認をした施設、つまり幼稚園、認可保育所、認定こども園を指します。

それから、特定地域型保育事業とはどのような施設かということでございますが、市が地域型保育給付費の対象と確認する保育事業であり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の４事業を指すものでございます。

それから、認定を受けるということについてでございますが、これまで子供たちは保育に欠ける、欠けない、何歳以上であるかといった分け方によりまして、幼稚園、保育所等を利用しておりましたが、これからは保育は必要としない満３歳以上のお子さん、いわゆる幼稚園に行ってみえるお子さんは１号認定。３歳以上で保育が必要となるお子さんを２号認定、今までの保育所に当たるお子さん。それから、保育が必要な低年齢、満３歳未満のお子さんを３号認定というような区分けにして、保育・教育を行うものでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

いろんな種類というか、さまざまな場所で保育・教育を受けていくという、その幅が広がるということで理解をさせていただきました。

２点目としまして、先ほど福沢議員が利用料金のこと、私も聞かせてもらおうかなと思ったんですけど、これは今後の議論になってくるということで、しっかりと議論を今後させていただきたいと思いますが、保護者が行う今までの利用手続に何か変化があるのか。要はこれから保育を行うとか、そういう人たちに混乱が生じてはいけませんので、この利用手続などに変化があるのか。また、在園児、今、もう園に通われている在園児について、再手続の必要があるのか。この点について、

お伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

来年度からどのような仕組みになるのかというようなお尋ねかと思いますが、来年度からスタートいたします支給認定制度というものですが、保育所、幼稚園等の入所・入園を希望する保護者は、入所・入園申し込みの前に、教育・保育の必要性の認定について申請をしていただき、市は認定結果に応じた認定書を交付するという制度でございます。

このように、来年度から教育・保育の認定がないと、保育所、幼稚園等を利用できないという仕組みになっております。

認定区分は、先ほど申し上げましたが、保護者はその認定に応じて、それぞれのニーズに合った事業や施設を選択し、入所・入園申し込みを行っていただきます。市は、円滑にご利用いただけるよう、必要に応じて相談、援助や調整等を行います。

このように、従前と比べまして支給認定事務が加わりますが、手続の方法につきましては、保護者になるべく負担をかけないように、認定の申請と入所・入園申し込みを同時に行うことを検討しているところでございます。

また、在園児の手続につきましても、支給認定というものが必要となりますので、現在入所されております保育所、幼稚園を通して、同様の手続を行っていただくことになります。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

わかりました。そういう手続に沿ってやっていく。また、混乱がないような形でやっていただきたいと思います。

２番目に、待機児童の解消になるのかについてお伺いをしたいと思います。

結局、こういう多様な施設を利用することによって、待機児童対策も一つはあるんだと思うんですけど、都会ほどの大きな待機児童は亀山市にないにしても、やはり待機児童という形で聞こえてきますし、それから、そのことによって待機児童館というのも亀山市として運営をしておりますが、この制度によって、ふえ続ける保育ニーズにより生じている待機児童の解消になるのか、誰もが必ず保育施設に入ることができるようになるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本条例は、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者からの申請に基づき、市が国・県・市の給付による公的な財政支援の対象施設・事業となるかを確認するための運営基準を定めるものです。これは、子ども・子育て支援新制度の目的の一つであります保育の量的拡大、確保を想定しており、消費税率引き上げに伴う増収分の一部が当てられた財政支援により、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等が拡充され、保育の供給量、保育所に入りたいと思うお子さんを受け入れる、その量をふやすことにより、待機児童の解消、改善につながっていくものというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

今、センター長がおっしゃったように、量的確保によって待機児童が解消されていくものと認識をさせていただきますが、それでは、市が今運営をしています待機児童館ばんび、これは市独自で支援をしていただいておりますが、この待機児童館はどのように今後なっていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童館ばんびにつきましては、現在の待機児童対策と医療センターの院内保育の機能を残しつつ、保育の量的拡大につながる新たな機能を加えて、有効に活用できるよう検討しているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

これは補助ももらってなくて、亀山市独自で一般会計からお金を出してやっているところですので、補助の対象になる確認制度、これを利用してやっていくのかということもひとつどうなるのかなというふうに思ったので、ちょっと聞かせていただきましたが、今後議論していくということですので、理解をさせていただきたいと思います。

先ほどの待機児童のことにも触れますが、この制度が変わるということによって、やっぱり保護者のほうから不安の声が私の耳にも届いておりますが、周知というのはどのようにしていくのか。

以前、認定こども園が亀山市でできるのよねというような話を聞かせていただいたときに、認定こども園のシンポジウムが市であるので、それをぜひ聞きに行ってくださいとかという話を聞かせていただいたんですけど、私自身もこのシンポジウムに参加させてもらいましたけど、制度の内容だけであって、あんまり保護者にとって不安の解消にはならなかったんじゃないかなと思うんですけど、今後この周知の方法というか、どのようにして知らせていくのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

制度の周知につきましては、関係部局と連携し、市のホームページや市広報、各種パンフレット等により市民にお知らせをする予定です。

また、来年度の入所・入園手続において、支給認定という新たな仕組みが加わりますので、安心して申請、申し込みをいただけるよう、市広報では特集記事を掲載し、周知を図ってまいりたいと存じます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

周知のほうもしっかりしていただきたいなと思うんですけど、いつも市の周知をどうするのかといったら、ホームページや広報というふうに言われるんですけど、私もそのたびに言わせていただきますが、アパートとか、そういうところに住んでいらっしゃる、特に若い世代の方が多いんですけど、自治会がないことによって広報が届いていないところが結構あるんです。だから、やっぱりそういった部分の周知の仕方というのもしっかり今後考えていっていただかないと、多分届いていかないんじゃないかなというふうに思いますので、それは指摘をさせていただきたいと思います。

次に、議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、お伺いをしたいと思います。

５１号の特定地域型保育事業というのが、この５２号の家庭的保育事業等というのと同じことだと思うんですけど、議案第５１号の条例と５２号の条例の違いは何なのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議案第５１号の特定地域型保育事業と議案第５２号の家庭的保育事業等とは、呼び方が異なりますが、議員おっしゃいますように同じものを指しております。つまり特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の４事業のことを指します。省令の出どころによって言い方が異なりますが、議案第５１号のほうは、利用定員や全体的な運営について、また給付による財政支援について、市が確認するための基準を書いたものでございます。また、議案第５２号は、市が認可するための設備及び運営基準について定めるものでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

同じもので、５１号は確認をする、５２号は認可をするということで言われましたけど、なかなか同じような事業を省令によって全然違う呼び方をしなければいけないというのは本当に難しいなあと思うんですけど、亀山市内に家庭的保育事業等、この４つの事業ですけど、これは市内にはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在、無認可の保育所、それから事業所内保育については、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援として実施しております保育事業ですが、この事業所内保育と、それから無認可の事業所と、合わせてどちらも、今回上げさせていただいております条例に基準を満たしているものではございませんが、それに見合うものはございます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

亀山市内には、認可外の園と、それから事業所内の保育をされているところがあるということで、それは今の基準には沿ってはないですけど、あるということで確認をさせていただきました。

２点目に、どちらかというと５２号というのは３号認定の子供たちのことを言われているんですけど、ふえ続ける保育ニーズを、結局は民間ということですよね。民間だけでしようとされている。ここに公的な責任はないんだろうか。財政的なものだけでいいんだろうか。今、２つあるというふうにおっしゃったんですけど、これも認定されていかなければだめですので、これが民だけでカバーできるのか、その見通しについて、ふえ続けるゼロ歳から２歳までの子供たちを受け入れる保育ニーズに対応するだけのものが今後きちっと、これが２７年４月からというふうにおっしゃっていましたので、今後の見通しについて、まずお伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今後、新しい制度のスタートによりまして、多様な施設等を利用しながら待機児童の解消に努めてまいりたいと存じますが、それだけでそれが解消につながるのかということでございますが、現在審議中でございます子ども・子育て会議の中で、今後、子ども・子育て支援事業計画の計画の中にさまざまな事業を位置づけておりますので、そういった中で公的な支援ももちろん行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

公的支援もしていくということで確認をさせていただきました。

もう１点、保育者の資格についてお伺いをしたいと思います。

特に居宅訪問型の保育事業というのは、いわゆるベビーシッターみたいなものだと思うんですけど、マスコミなんかでちょっと事件があって、にぎわったような感じがあって、亀山市内でこういう事業を展開していくとなると少し不安要素のイメージがあるんですけど、保育者の資格について、どのように定められているのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

条例の中の第２３条の家庭的保育者につきましては、保育士と同等以上の知識及び経験を有する資格者となっております。これにつきましては、保育士、幼稚園教諭等、それから看護師等を想定されるわけですが、今後、市長が行う研修を修了し、かつ市長が認める者といったものも条件となってまいります。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

少し不安要素の部分も解消できるような形で対応はしていただきたいなと思います。

それから、３歳からの受け皿について、お伺いをしたいと思います。

これ、今、３号認定の部分で、３歳から移行されて、特定教育・保育施設に移行されていく場合があると思うんですけど、また保護者の方が次の園を探さないといけないようになるのか、保護者の負担がふえるのではないかというふうに危惧されますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

家庭的保育事業者等での保育につきましては、ゼロ歳から２歳までの低年齢児童を対象とするものであることから、議員ご指摘のありましたように、３歳になったらどうするのかということでございますが、３歳になっても児童の保育・教育が途切れることがないよう、事業者において連携施設を確保するよう規定しております。

市といたしましては、事業者による連携施設の確保につきまして、公的にも支援をしてまいりたいと存じます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

しっかり確保していただく、また連携をしっかりしていただくということで確認をさせていただきました。

最後の、制度の周知については多分同じ答弁が返ってくるんだと思うんですけど、また先ほど言いましたように、届かないところがないように周知を徹底していただきたいなと思います。

それから、次に移ります。議案第５３号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、大きく条例を制定することによる市の責任について、お伺いをしたいと思います。

学童に関しては、今までも本当に一般質問等をとってみてもさまざまな議論がありました。当初、井田川小学校区で公設で施設が設置されてきたときと本当に世の中も変わりましたし、子供の状況、それから親御さんの状況も大きく変化をして、そしてまた今回のような、国においての状況も変わってきました。

亀山市では、今までは施設の公設・民設にかかわらず、運営は民営で行ってまいりました。これが亀山市の考え方の現状であります。

先ほども少し答弁がありましたように、これは厚労省のガイドラインによって運営基準が設けられてきたわけですけど、国がこうやって行っていきなさいという上位的なものがあったにしても、市としてしっかりと検討されて条例制定をするわけですから、本当に重い決断というか、すごい責任と覚悟が市の中にあったんじゃないかなというふうに思いました。この条例を制定することで、少し先ほども触れていただきましたが、どのように市が関与をしていくのか、市の責任についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市の責任はということのご質問でございますが、放課後児童健全育成事業というものにつきまして、児童福祉法第２条にこのように書かれております。国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うという規定がございますので、この規定に基づき実施をしているものでございます。

また、児童福祉法第２１条の１０、市町村は児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第６条の３第２項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならないと書かれておりますので、それに従い、行っているものでございます。

また、第３４条の８の２に、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならないと、そのような法によりまして定められたものでございますので、それに従い、誠実に対応しているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

今言われた条例に沿って、しっかりと責任を果たしていくというふうな覚悟を定めた条例だと認識をさせていただきます。

ただ、この基準に沿っていきますと、来年の４月からとなると、もう今回の議会の中でも請願のほうも出されておりますが、ふえ続ける学童の定員オーバーになってくるという状況は、もう４月からですので、その待ったなしの状況の中でこれをどうしていくのか、この責任をどう果たしていくのかということが課題になろうかと思いますし、附則の第２条に経過措置がうたわれているんですけど、これがすごいネックになってくるんじゃないかなと。このことによって、当分の間、このままでいくとか、そういう形になってしまわないのか、そこら辺が危惧されているところなんですけど、この当分の間というのはいつまでの期間なのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

条例の中の最後に附則をうたわせていただいて、「当分の間」と書かせていただいているところですが、当分の間と申しましたのは、１支援の集団を４０人以内とする。それから、１．６５平方メートル以上とするといった、すぐにそのような基準を満たせるような対応がなかなか難しいということで、当分の間とさせていただいたところですが、じゃあずうっとかということですが、子ども・子育て支援事業計画が５カ年の計画ということでただいま進めておりますので、およそ５年程度というふうな見込みを持って進めさせていただいているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

計画の間の５年間というと、かなり幅広くて、その間に卒業してしまって、結局学童に入れなか

ったとか、親御さんが就労を結局はやめざるを得なくなるとか、そんなことが出てくるんじゃないかと思います。

先ほどの市の姿勢というか、決意というか、覚悟というか、それを定めた条例だと、私は本当にこれは重い責任が市の中にあるんだと思うんですけど、おおむね４０人という規定とか、それから１．６５平米以上とかという、そこら辺がきちっと担保できるというような施設整備というか、そこら辺をきちっとやっぱり保護者なり、また今運営をされている方たちに示していかないと、当分の間、５年間といったら、非常に納得できない部分じゃないかと思いますけど、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほど５年程度と申し上げましたのは、施設の設備等にかかわってそれぐらいかかるであろうということで申し上げさせていただきました。これからふえるであろう放課後児童クラブの待機児童につきましては、待機児童が出ないように、市としましてもきちんと受け皿を確保してまいりたいというふうに考えております。それは、５年待ってくださいということではございません。来年度４月から待機が出ないように確保をしてまいる、そんな覚悟でおります。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

出ないように努力をしていただくということでありましたので、理解をさせていただきます。

今後の制度についてなんですけど、時代の変化で、結局はこういった学童も、幼稚園、保育園もそうですけど、学童も子育てのニーズというのがすごく変わってきておりますよね。そのときそのときの対応だけではなくて、やっぱりどうしていくのかということをきちっと指し示す必要があると思うんですけど、この条例制定によって、今までの市の考え方が変わっていくのか、それとも、全く同じ状態の中でやっていくのか、そこら辺の考え方について、お伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市域全体の放課後児童健全育成事業につきましては、放課後児童クラブの利用希望のニーズ調査の結果を踏まえまして、亀山市子ども・子育て会議において、今後５年間についての同事業を含む子育て支援事業についての子ども・子育て支援事業計画を現在審議しているところでございます。この計画には、放課後児童クラブはもちろん、それぞれの事業についての量の見込み、どれぐらいニーズがあるのか、それから確保の内容、どのようにどれほど確保していくのか、その時期はいつかといったものを明記しまして、今後広くご意見をまたいただく予定でございます。また、既存の放課後児童クラブにつきましては、それぞれの地域の特性も踏まえて、課題や事情も異なっているということも考えられますので、個々の放課後児童クラブと協議を行っていくものと考えております。基本的には、民設民営を基本とし、さらに施設等充実をさせてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

市の考え方としては、民設民営は変わらないというご答弁でした。先ほどから計画、計画とおっしゃってましたので、この計画は大体いつごろ出てくるのか、最後にお伺いをしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て会議の最終回が１月を予定しておりますので、その後、パブリックコメントをかける等、また皆さんに委員会等でお知らせをするというようなことも経まして、３月に策定予定ということになっております。

○副議長（中村嘉孝君）

８番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０９分　休憩）

（午前１１時２０分　再開）

○副議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず、通告させていただいております議案第５１号から５３号まで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営、家庭的保育事業等の設備及び運営、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、それぞれの基準を定める条例の制定についてということではありますけれども、これにつきましては、朝から福沢議員、森議員のほうからも質疑がありまして、概略とか、大きな話がいろいろと言われておったわけですけれども、その辺も含めましてお聞きしたいと思いますけれども、これらの条例が制定されたことによって、一体どういうふうなことになるのか。まず、この条例制定が意味するところを確認させていただきたいなと思います。今までと違うことが出てくるのか、お願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成２４年８月に子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために子ども・子育て支援法が公布されまして、これに基づいて、新制度が２７年にスタートする予定になっております。

本議会に上程いたしました３条例案は、その制度の実施に当たり、必要な基準を定めるもので、可決いただきましたら、新制度のスタートに向けて準備に取りかかることになっております。

議員ご指摘の条例制定による効果についてでございますが、３つの条例案は、今後実施するであろう就学前教育・保育施設、つまり認定こども園を含む幼稚園、保育所の設置や、その他のさまざまな事業の実施について円滑に推進できるように定めるものでございます。したがって、すぐに効果が出るというようなものではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

現在作成中の亀山市子ども・子育て支援事業計画は、今後５カ年の計画を予定しており、これらの事業を順次進める中で期待する効果があらわれてくるものというふうに考えております。その中には、保育園、幼稚園等含みますし、課題となっております待機児童の解消・改善、放課後児童クラブの量の拡充、質の向上も含むものというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろ説明していただきまして、先ほど福沢議員、森議員の質疑の中にもありましたけれども、法改正がありまして、制度改正、関連３法の話がありましたけれども、昨年ごろからでしたか、こども園とかの話も私も言わせていただいたこととかもありますけれども、先ほども言いましたけれども、まず全てにわたって基準を定めるものというふうなことになっておりまして、その当時、去年ぐらいの話からでも出ていたと思いますけれども、やはり従来の国によって定められていたものというのを地域の実情に合わせるというようなことができるようになったというポイントがあったと思います。国の今までの基準というものがあって、それに対して、地域の実情を踏まえた基準みたいな、そういうふうな話もあるとは思うんですけれども、これが具現化されてきた話やと思うんですけれども、その話の流れの中でということでお聞きしたいんですけれども、今回、関連３法の制定とかの制度改正に伴って、今回の制度改正において、もともとのこういうふうな保育施設とかの基準があったと思うんですけれども、今回、亀山市独自の、国の基準を参酌するとかいうふうなことで、そこでも、本来、今回参酌する基準がある。制度改正の前の国の基準と現段階での基準は、この制度改正によって変更があるのかどうか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新たな制度によるものと、今現在のものと、保育所、幼稚園が変わるのかというご質問かと思いますが、幼稚園、それから保育所の運営、その他さまざまなことについては変わりません。これまでどおりということで進めてまいります。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

この制度改正によって基準は一切変わってないということですので、亀山市が今回参酌して、倣おうとする基準は制度改正の前のものであるというふうなことで、変わっていないものであるということで、今回はやはり制度改正の流れの中で、それに従った形になるとは思いますけれども、もともとの法改正の趣旨、制度改正の趣旨というのは、地域の実情に合わせたものにできるというものであったと私は思っておるんですけれども、そういう意味では、やはり亀山市の独自の基準とい

うのを定める必要とか、そういうふうな可能性はなかったのかなというふうに思うんですけれども、今回はまず国のこういうふうな基準を市で定めてくれという、この流れの中やと思いますので、今回の条例、この条例自体は別にええとは思うんですけれども、今後、亀山市独自の基準ということをどうするのかとかいうことも含めまして、亀山市独自の基準について、どう考えておられるのか、その点について、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

経過措置について、ご質問かと思います。本市は、厚生労働省が平成１９年に定めました放課後児童クラブガイドラインの基準に基づき、１放課後児童クラブの規模については最大７０人までとするという基準に基づいてまいりました。

今回の厚生労働省令の基準では、１の支援の単位を構成する児童の数をおおむね４０人以下とすると示されたところで、これまでの基準が大きく変更されましたことから、本条例の基準を満たすには一定の時間がかかるものと考えております。これによりまして、経過措置を設けたものでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

経過措置と言われたんですけど、経過措置とかいうことではなくて、今回は国の制度に従ったということやと思いますけれども、今後、この基準、もっと厳しい基準にすべきじゃないかというのもあれば、もしかしたら、そこまでの基準が求められないかもしれないというものがあるかもしれない。そういったことを考えていく必要があるのか。あるいは、今の時点ではその必要はない。あくまでも亀山市としては国の基準に従ったままでええんだと。その辺の考え方がどうなのかということをお聞きしたかったんですけれども、経過措置云々じゃなくて、まだその検討の過程にあるのかどうかとか、その辺を含めて、もう一度確認させていただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て支援新制度のスタートによりまして、幼児期の教育・保育は子供の権利として保障されることになります。そのために、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の施設を利用した場合には、共通の仕組みで給付が受けられることになります。これが新たな制度によって大きく変わります。また、これまで認可外で保育事業を行っていた事業所に対しても、本条例の定めるところにより、基準を満たすように促し、また認可施設に条件を整えてなっていただくことによりまして、質の高い保育の提供と量の確保が行えるようになり、ひいては待機児童の解消につながるものというふうに確信しています。この基準についても、これまでになかった仕組みであり、市の条例として定める必要がございました。それぞれ国の基準を参酌したものでございますが、亀山市の特徴に合致したものというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど新しい国の基準ができたみたいなことをちらっと聞いたんですけれども、私、最初にお聞きしたかったのは、制度の前と後で何か基準というか、そういうものに変更があったのかどうかということをお聞きしまして、要は今回の条例で基準を亀山市で設定できるようになったんですけれども、国が従来どおりのものなのか、今回の実際に基準ではあるんですけれども、基準というものが、今までと設置するに当たって、運営するに当たって、違うのかどうかというのをもう一度ちょっと確認させていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

少し解釈の違いもあろうかと思いますが、正確に申し上げますと、従来国のガイドラインで、例えば定員につきまして７０名と定められて、それを一つの基準として全国の自治体なり民間の学童保育所が運営されてきたということであります。今回の厚生労働省が示しました国の基準、これがおおむね４０名とすると。定員につきまして、従来の７０から４０へ変更させようとするものでございまして、これに対しまして、実際全国で起こっておるわけでございますが、従来７０で整備をしてまいりましたから、これが来年の４月に４０に移行させるということが、物理的にも、さまざまな条件的にも限界がございます。したがいまして、それぞれの地域の実情に応じて、自治体がこの定数を決めるわけでございますが、私どもは、先ほど森議員が少し触れていただきました今後のあり方について、少し大きな決断、亀山市の意思として、国が示した基準、それから参酌すべき基準、いずれもこれを亀山市の基準とするという決断をしたところでございます。

県内の自治体におきましては、おおむね４０という設定にせずに、例えば従来の７０名とすると。こういう定数で運用される自治体もあるやにはお聞きしておりますが、私どもは、それをあえてまた、今、経過措置の話を少し答弁させていただきましたが、経過措置をもって、おおむね４０名を５０名でも６０名でも解釈するというようなことを選択せずに、経過措置をもって、その間に理想に向けて挑戦をしていこうという思いを込めて、今回独自の判断をさせていただいたということでございます。何か国の基準にこれが合わせておるのが、かえってマイナスのようなイメージでご質問いただいておりますが、その逆であろうというふうに思っておりまして、それ以上の質をどのようにしていくのか。今後のいろいろなニーズや受け皿やさまざまな要素を勘案して、亀山に合った形の体制をつくっていくということでございまして、今後も放課後児童クラブの事業を的確に回していきたいというふうに考えておるものでございます。そのようにご理解いただけたらと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

放課後の話だけではなくて、全般にわたりまして、あくまでも基準というものが、国に従うのかどうか。基準というのが、今回の制度改正によってどうなっているのか、そのあたりのことをちょ

っと確認したかったということです。

ただ、先ほどの市長の話と逆行するような言い方かもしれませんけれども、例えば保育所の設置基準とかで１人当たり３．３平米以上の園庭というか、遊び場所を確保しなければならないようなことが書いてありました。これはたしか幼稚園の話やったと思うんですけれども、以前定員の問題が出たときにお聞きしたときに、定数をふやせないのかという話をしたときに、それが園庭の問題、あるいは施設の問題で定数はふやせないとかいうようなことをちらっと聞いたことがあったりしまして、ちょっとこれ、聞き取りのときにもお聞きしたら、やはり教育法はちょっと違うんじゃないかということであったんですけど、例えば保育所の園庭の問題であったとしても、かなり融通がきくような感じにはなっておるんやろうとは思うんですけれども、例えば１人当たり３．３平米以上の、近くに遊ぶ屋外のをつくらなければならないとあるんですけれども、地域によっては、自然豊かなところで、家に帰れば、十分そういうふうなフィールドが確保されている、そういうところであるんだったら、もしかしたら、園にいる間はそこまでの屋外施設というのは必要ないかもしれないとなるかもしれないし、これは一例ではあるんですけれども、要はそういうふうなところに地域性というのがあらわれると思うんですわ。ですので、そういうふうな可能性ということも含めまして、やはり亀山市の独自基準というのを考えるというのは一つの可能性なのかなと思いましたもので、その点をちょっと確認させていただいた次第です。

以上をもちまして、５１号から５３号までは終わらせていただきます。

続きまして、議案第５８号平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）につきまして、お聞かせ願いたいと思います。

歳出の観光費の観光施設費の施設管理費に計上されておりますけれども、これにつきましては、観音山公園の一休庵の解体に係る費用だということを説明でお聞きしました。

まず、これにつきましては、指定管理への移行の段階とか、前の議会、その前の議会ぐらいから、入っていただいておるテナントの方に立ち退いてもらうのになかなか難航して、調停の話とか、その辺もありましたけれども、ただこれ、あくまでもたしか耐震がだめだということで、このままおってもらうわけにはいかないということではあったんですけれども、これが解体する、廃止するということは実はまだ言われてなかったと思います。解体にまで至る議論、これは一体どういうものであったのか、この経過をまずお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

一休庵の解体、廃止に至るまでの議論ということでございますが、国民宿舎関ロッジの附属施設でありました一休庵の建物につきましては、昭和５３年に建築され、平成１１年７月からは現在の使用者に対して、飲食店として賃貸をしてきたところでございます。しかしながら、本建物の老朽化が進み、耐震基準を満たしていない既存不適格建築物と考えられ、また耐震改修の困難な鉄骨づくりと木造が合わさった混構造建物であることから、利用者の安全確保のため、賃貸借を継続しない方針とさせていただいたところでございます。

そして、このたび、使用者の方が明け渡しに応じていただきましたので、公園利用者の安全確保のため、早急に取り壊しを行うこととしたところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

安全確保のためということでありました。もちろん耐震性も老朽化というのも非常に気になるところではあるんですけれども、ですので、まずは契約ができないということであったとは思うんですけれども、それで、即それが廃止、解体になるのかということです。もしかしたら、耐震改修をするという可能性もあったかもしれない。建てかえということだって、可能性としてはあるわけですね。それの選択をしなかった理由というのが、はっきりとはこの議会でも示されてなかったと思いますけれども、その点について、もう一度確認させていただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

まず、耐震改修ができなかったのかというところでございますけれども、複数の建築士のほうからもアドバイスを受けておりますが、この建物というのは、一つは鉄骨と木造が合わさった混構造である。それから、既に１階部分の鉄骨の腐食も進んでおりまして、耐震改修は困難であると。するとしも、建てるのと一緒ぐらいかかってしまうというようなことでございましたので、耐震改修は困難であると。

それからまた、建てかえというようなことでございますが、飲食店として活用しておるところでございますが、こういったのを市のほうで、今の時点で新たに飲食店のための建物を建てるというようなことは市としては考えられないということでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

あそこはたしか、飲食店と言われましたけれども、もともとは休憩所という位置づけやったと思います。ただ、そこに飲食が伴うものかどうかというのは、申しわけないですけど、私自身も当時小学校３年生の話ですので、覚えてないというか、知りませんけれども、あそこの耐震改修は困難だということで、建てかえもするかどうか、そこまでは市として、飲食店であるんだったら持つべきではないと。これはわかるんですけれども、別の施設をあそこに設置するということは可能ではないのかというふうに思うんですけど、一応あそこは観音山公園でも特に中心に位置する場所です。今回、解体を選択した理由というのをいろいろと言われましたけれども、今後、跡地をどうしていくのか。その辺、もうちょっと何らかの整備を考えられるのか。あるいは撤去して、撤去した後に、ある程度段差のある場所ですので、ちょっと危険性も出てくるのもあるんやろうかと思うんですけど、その辺の考え方はどうするのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

取り壊した後の跡地利用ということでございますが、本建物につきましては、観音山公園の機関車広場の斜面を利用して建築されており、また斜面の下側にはため池がございまして、建物撤去後

に跡地を何かに活用するということは難しいと考えるところでございまして、跡地につきましては、斜面として整形をするとともに、池側にフェンスの設置を行いたいと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

わかりました。今回、一休庵を撤去されるということであったんですけれども、もともと観音山公園という中での位置づけの議論というのが、やはりその位置づけというのがあったと思います。この一休庵がなくなったことによって、機関車広場というものの存在というのも若干あり方が変わってくるかもしれない。その中で、もう一度この観音山公園をどうするかという議論にもつながっていくものではないのかなとは思うんですけれども、最後に観音山公園そのもののあり方というものに対して、たしか指定管理、関ロッジを決めるときも、観音山公園そのもののことも考えられるとか、この辺の話もあったわけですけれども、その点、どういうふうな議論の状況なのか。あるいは、今後どういうふうにされていくのか、その点を最後に確認させていただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関観音山公園の今後でございますが、関観音山公園は鈴鹿国定公園内に位置し、さまざまな花や樹木が植わり、幾つも遊歩道がめぐらされておりまして、またテニスコートや蒸気機関車が展示されているなど、古くから地域の方々の憩いの場として親しまれてまいりました。また、山腹には３３体の石仏があり、さらに近年には、公園区域内において古代鈴鹿の関の西城壁の遺跡が発見されるなど、歴史的にも貴重な価値を持つ公園となっております。

しかしながら、かつてに比べますと、市民の皆様が観音山公園をご利用いただくことも少し少なくなってきているように感じておりまして、もっと数多くの方々にご利用いただけるよう、まずは観音山公園にどのような施設があって、どのような魅力があるのか、そしてどのような形で利用できるのか、こういったことをしっかりとＰＲしていくことがまずは必要であると考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４６分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○副議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２１番　大井捷夫議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

朝から３人の後、４番バッターということで質問の機会をいただき、感謝を申し上げます。

新和会を代表いたしまして、今回は大きく２点、議案質疑をさせていただきます。

１点目は、議案第６３号平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてと、５４号の亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてであります。

まず、１点目でございますけれども、今定例会に本市の平成２５年度決算が提出されております。平成２５年度は後期基本計画の２年度であるとともに、市長２期目のスタートの年であり、厳しい財政状況の中でも重要な年度であったと考えます。

そのような中で、一般会計決算では、歳入が２１１億、歳出が２００億、差し引き１１億円で、翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支約１０億円の黒字と、昨年と同額となっております。財政の健全化は一定程度確保されているものと考えられますが、しかしながら、今後の財政状況につきましては、後期基本計画に上げられた施策、事業の着実な推進を初め、医療、介護、少子化、超高齢化社会対策など、市民生活にかかわる喫緊の課題への適切な対応に多額の財政需要が見込まれております。

また、２７年度からは、合併に伴う普通交付税の特例的措置が段階的に縮小されることが決定をされており、完全に廃止となる３２年度には、交付税額が現段階で単年度約８億円減少することが見込まれる。このようなことから、本市の財政は楽観視できる状況にないと考えます。

このようなことから、今後の財政運営は、消費税率の引き上げ、社会保障制度改革などの国の動向、経済情勢等を十分見きわめながら、施策、事業等の選択と集中による効果的な見直しを進めるとともに、２５年度決算の黒字部分についても、長期的な視点に立ち、効果的に活用する必要があると考えます。

平成２５年度決算は、行政経営の重点方針で考動の年と位置づけられ、厳しい財政状況の中で、第１次総合計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な推進、中期財政見通しとの整合の３点を重点的事項として上げられ、情勢の変化に的確に対応しながら、第１次総合計画の実現に向けて、後期基本計画を着実に推進することを基本姿勢に予算編成をされ、執行されたものというふうに理解をしております。

そこで、小さく１点目です。このような中で、市長として、２期目スタートの平成２５年度決算であったが、どのように評価をされているのか、まず市長、お聞かせをください。

○副議長（中村嘉孝君）

２１番　大井捷夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

平成２５年度の決算の総括はいかがかということでございますが、行財政改革大綱におきまして、歳出構造の刷新と歳入改革の推進により、財源不足を圧縮する行財政体質の革新を財政改革の基本方針の目標として定めた中で、財政の健全化と後期基本計画の着実な推進に１年間全力で取り組んでまいったところであります。

平成２５年度のこの当初予算の編成の段階におきまして、２億４，０００万円の経常的経費の削減を行うと。その上で予算編成に臨み、そして、この予算の効率的な執行と徹底した行財政改革を推進いたしてまいったところでございます。

さらに、市税が前年度比で９億８，０００万円回復したことなどから、財政調整基金の繰り入れに依存することなく、財源の確保が図れまして、和賀白川線の整備事業でありますとか、白川小学校の耐震改修事業でありますとかのハード事業、それから、ソフト事業におきましても、福祉医療費の助成でありますとか、亀山版の少人数教育の推進でありますとか、第１次実施計画の事業をおおむね計画どおり進捗を図ることができたと考えております。

その結果といたしまして、一般会計の実質単年度収支及び基礎的財政収支、プライマリーバランスでございますが、それぞれ前年度の赤字から１，０００万円の黒字及び９億８，０００万円の黒字に転じたところでございまして、平成２５年度決算の大きな特徴と考えるところでございます。

このような中で、市債の残高につきましても、平成２０年度の２１２億１，０００万円から５年連続で減少をしてまいりました。１７６億３，０００万円となったところでございますが、これとともに、実質公債費比率などの健全化判断比率は、国の基準を大幅に下回っておるところでございまして、平成２５年度も一定程度の財政の健全化は確保できたものというふうに考えております。

しかしながら、これら財政指標の好転は、国の地域の元気臨時交付金の交付など、平成２５年度限りの要因によるところもございまして、経常収支比率は８８．５％と、２４年度と比べまして５ポイント回復をいたしたところではございますが、私どもが目標としております８５％を依然超えておるところでございまして、今後も財政運営の緊張感は高まっている局面にいるという認識をいたしております。

先ほど議員もご所見をお示しいただいたところでございますが、これらのことから、今後も引き続き行財政改革を推し進め、効率的で持続可能な行財政運営に一層努めてまいらねばならないと、こんな思いを強くいたしておるところであります。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

２回目といいますか、確認をさせてください。

この決算に関して、外部評価結果において、財政状況の好転は一時的な要因もあるとされております。市長は、これをどのように受けとめられているのか、お聞かせをください。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

監査資料の件でございますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

亀山市行財政評価外部評価委員会の平成２５年度決算概要に関する外部評価結果におきまして、先ほど議員ご指摘のとおり、財政状況の好転は一時的な要因も上げられますとの評価がございますが、先ほど市長が触れさせていただきましたように、私ども財政当局としても全く同様の考え方でございます。

国からの地域の元気臨時交付金の交付は、国の緊急経済対策に対応して、平成２５年度限り措置されたものであり、市単独事業として進めておりました道路整備事業や図書館改修事業など１３事業の財源として充当したことから、財源更正により約２億３，０００万円の一般財源の確保ができ

たところでございます。

また、市税の増は、平成２４年度における液晶関連企業等の新規大型設備投資により、固定資産税の償却資産分の前年度比約７億円の増加が大きな要因となっており、これらの償却資産は５年で減価償却がされるものでありますことから、２５年度は財政調整基金から繰り入れることなく、財源確保が図られたところでもございます。

したがいまして、平成２５年度決算での財政状況の好転に油断することなく、引き続き緊張感を持って事業の選択と集中を行い、効率的で持続可能な行財政運営を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

次に、小さく２点目でございます。財政状況を判断する財政指標を見てみますと、財政の自立度を図る財政力指数は今０．９７９と、不交付団体となる位置に近いという状況でありますけど、臨時財政対策債発行可能額が約１０億円の財源不足となっております。財政の弾力性を示す経常収支比率は、５ポイント下降して、８８．５％となっております。目標とする８５％には届いておらず、また公債費負担比率は過去最高の１５．９％と、警戒ラインを超えております。財政指標については硬直化の傾向が見られます。このような現下の厳しい財政状況においてでも、財政の悪化を理由に、消極的な行財政運営に陥ることは決して許されることではないと考えます。そこで、今後の財政運営をどのようにされるのか、お聞かせをください。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政運営についてのお尋ねでございます。

先ほど議員も厳しいご所見をお示しいただきました。その中で、平成２７年度からは合併算定がえによります地方交付税の増加分が段階的に減額されると。これに加えまして、市税の減収が今後も見込まれておるところでございまして、これら財源確保の厳しさが一段と増すという共通認識をまず持って、今後の行財政運営を進めていかなくてはならないと考えております。

平成２５年度の決算においては、財政調整基金を取り崩すことなく財源確保ができました。それは先ほどのさまざまな要因があったわけでございますが、本年度、平成２６年度の当初予算では、ご案内のように約７億９，０００万の財調の取り崩しを予定し、予算で計上しておるところでございます。

そのような中で、限られた財源を有効に活用しまして、本当に多様な地域のニーズや今後の未来へつながるさまざまな取り組むべき作業というか、事業といいますか、このことにつきましては後期基本計画でもお示しをさせていただいておりますが、これらの具現化に向けて、市民生活に密着した行政サービスを安定的に提供するということ。それから、将来を見越して、計画的、かつ持続可能な財政運営を行っていくと。ここのところが一番肝心な肝のところだと思っておりまして、私どもの大きな使命であるというふうに考えております。

したがいまして、今後もより一層、施策における事業の効果をしっかり見きわめて、将来の展望も本当にしっかりと展望した上で、その効果等々についても検証しながら、しっかりと行財政運営を進めていくというような考え方が大変重要であろうというふうに認識をいたしておるものであります。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

次に、最後に３点目でございます。基金に目を向けてみますと、減債基金は３億３，０００万円減少したものの、財政調整基金が剰余金積み立てや繰り入れをやめたことによって５億２，０００万円増加して、約４５億円となっております。減債基金５億８，０００万円と合わせて、一般財源として活用できる基金として５０億円の積み立てをされております。今後、大規模な建設事業の財源、合併特例債の活用期限を５年間延長して、当該財源に充てることを計画されていることから、多額の一般財源は必要としないと考えるところでございます。

このような中で、財政見通しと大きく乖離したこの５０億円の活用をどのように考えてみえるのか。また、積み立て目標額というものがあるのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基金、並びにその積み立ての目標額でございますけれども、平成２５年度決算における財政調整基金残高は、中期財政見通しでの３１億８，０００万円に対しまして、１２億９，０００万円増となる４４億７，０００万円となっておりまして、減債基金の５億８，０００万円を合わせますと、議員ご指摘のように約５０億といった残高となっておるものでございます。先ほども少し触れましたが、２５年度決算と合わせて、本当に２５年度決算については基金の取り崩しはなしということでございました。さまざまな２５年度限りの国の政策判断とか、私どもの２億数千万の経常経費を削減するとか、さまざまな歳出・歳入の結果なんですが、やっぱりここは一過性のものであろうというふうにも思っておりまして、そのことを考えますときに、例えば本年度も、先ほど申し上げた８億を基金から想定しております。一昨年については、それこそ十数億の基金を財源に事業展開しておったわけでございまして、５０億弱といえど、１年間に１５億、もし基金からそれを投入した場合、３年間で枯渇するということが想定されますから、本当に今後もここをいかに全体の中で効率的に運用していくかというのは大事な視点であろうと思っております。

今後の積み立て目標額があるのかどうかにつきまして、財務の問題につきましては財務部長のほうからご答弁をさせていただきたいと思っておりますが、基本的にはそのような認識のもとで行財政運営をこれからもしっかりと展開していかなくてはならない。その意味で、基金は非常に重要な財源でございますので、活用していくという基本方針は変わらないものでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政調整基金の件でございますが、先ほども申し上げましたが、今後の市税の減収傾向や、平成２７年度からの合併算定がえによる地方交付税の削減が見込まれております。そのような中で、後期基本計画の具現化に向けた取り組みや市民生活に密着した行政サービスを安定的に提供しつつ、計画的かつ持続可能な財政運営を行うためには、財政調整基金を適切に活用することも必要かと考えております。

第２次実施計画でお示しすることになるとは思いますけれども、財政調整基金の積み立て目標額があるかとのことでございますが、行財政改革大綱では２０億円以上の維持を目標とすることはこれまでも申し上げてきたところでございます。先ほども私、申し上げたとおり、今後は税収が落ちていったり、合併特例債の金をもらえるのが減ってくるということを考えますと、なかなか多くを積み増していくことは不可能に近いのかなというふうに思っています。それよりも、この２０億円を死守して、市民に密着した行政サービスをやっていくことが我々に課せられた役割かなというふうに考えていますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

櫻井市長、私の提言を含めた２０年間の集大成の質問とさせていただきたいと思っていますけれども、財政調整基金は４５億円となっており、今後の財政運営が厳しくなる中、この基金の有効活用が重要となってくるものと考えます。このような中で、現在、庁舎建設基金が９億円となっております。この基金とともに財政調整基金を活用して、市のまちづくりの中心となる市庁舎の建設に大きくかじを切ってはどうかと思うところでございます。２７年度、２８年度の第２次実施計画期間で調査検討を行って、次の総合計画の目玉事業として、２９年度から３カ年で建設をしてはどうかと考えるところでございます。ちょうど合併特例債の活用期限が５年間延長されるというこの特例債、基金を財源とすれば、事業に踏み切れます。期間も十分に間に合うと考えます。市長の３期目の集大成として、新庁舎が建設をされることになると思います。立地についても、リニア中間駅を視野に入れた新しい亀山づくりを夢に私は描いております。ぜひとも市長には、今後の市政のさらなる発展のために、庁舎建設といった思い切った英断をいただき、県内外に発信できる、誇れるまち亀山市となるよう懇願するとともに、私の質問とさせていただきます。市長、答弁をお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員２０年の議員活動の集大成ということで、壮大なるご提言を頂戴いたしたところでございます。その中で、今後も誇り得るべき亀山をつくっていくということについては、ご指摘のとおり、しっかり受けとめてまいりたいと思っておりますし、庁舎建設につきましても、２９年度までに何とか基金や特例債を活用してというご趣旨でございます。従来からの考え方については、その方針は現時点でも堅持をさせていただいておるものでございますが、今後におきましては、庁舎も公共施設の一つでございますことから、昨年度、公共施設白書を策定したところでございますが、今の庁舎を含む亀山の公共施設全般の更新費用に６２３億円という多額のコストを要するという試算が

なされておるところでございます。したがいまして、これらを一つの基礎にしながら、将来における公共施設の適正配置を検討する中で調査研究をしてまいりたいというふうに、以前にも申し上げたかわかりませんが、現時点で考えておるものでございます。

議員の壮大なるご提言につきましては、大変意義深いというふうに認識をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

今も市長の考えは変わらんということですけれども、市長は、再選に当たってのマニフェスト、それに市財政、現状等を考慮して、時期尚早と固執しておられるようであります。しかし、政治は生き物です。まさに今、この時期に市庁舎建設は今がチャンスである。

国のほうでも、この９月３日に第２次安倍内閣の看板政策であります地方創生担当相が新設をされて、５日には、まち・ひと・しごと創生本部がスタートして、地方創生基本法案がこの秋の臨時国会で提案をされると聞いております。初代の地方創生大臣が新しく決まりました。このテーマとしますのは、若者の夢と希望を持てるまちづくりを進める。さらに、地方の潜在力をどう引き出すかが大切であるということをきのうのＮＨＫの討論でも述べられておりました。どうか市長には、行財政改革大綱に掲げた取り組みを進められ、庁内で幹部会議、経営会議等で徹底的に議論をして、持続可能な健全財政を堅持して、今後も、さきに申しましたように県内外のみならず、全国に発信できる誇れるまち亀山市となるよう、期待して、私はこの質問は終わります。

次に、時間も限られておりますので、第５４号の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてでございます。

まず、１点目です。今回この条例を制定する理由は何か、またその経緯について、お尋ねをします。お聞かせをください。

○副議長（中村嘉孝君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防長及び消防署長の資格につきましては、これまで市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令で定められていました。しかし、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により消防組織法が改正され、これらの資格は市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令を参酌して、各市町村の実情に応じて条例で定めることとされました。このことから、本議会に条例の制定を提案するものでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

それで、２回目としまして、歴代の消防長は警察さんからのいわゆる出向といいますか、亀山へ来ていただいている人以外の職員の方で消防長になられた実績はあるのかを少しお聞かせください。

○副議長（中村嘉孝君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

歴代の消防長で本市の職員はいたかというお尋ねだと思います。本市の歴代消防長につきましては、消防本部が発足した昭和２４年から昭和５２年まで市長がその職を兼務しておりましたが、昭和５３年以降、現在に至るまで３７年間、９代にわたって県警察退職者からの登用が続いております。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

３７年にわたって警察ＯＢさんの就任を依頼されたということであります。

次に、２点目、３点目は重なりますので、同時に質問させていただきますけれども、従来の政令と、新たに定められた基準の相違点についてお聞かせを願いたい。

あわせて、新たな基準を参酌、しんしゃくという言葉か、参酌というのか、同意語だと思いますけれども、参酌した条例の制定内容はどうなっているのか、お聞かせをください。

○副議長（中村嘉孝君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

従来の政令と新たに定められた基準の相違点と、重ねて、新たな基準を参酌した条例の制定内容についてのお尋ねでございます。

まず、新旧政令の相違点についてでございますが、地方分権の流れの中で義務づけ・枠づけを廃止し、条例で定める分野を広げていくという国の取り組みにより、これまでの政令から国・県の職員が除かれたことが主な相違点でございます。

次に、条例の制定内容につきましては、政令により示された基準を参酌した上で、本市の実情に応じ、消防団関係の職を除き、本市の職員のみとしております。消防団関係の職を除いた理由といたしましては、旧政令が制定された昭和３４年当時は、消防行政が市町村の事務として間もない時期であり、消防職員の実務経験も浅く、消防長に適した人材が十分でなかったという事情を背景として設けられたものと考えられますが、現在、本市において、そのような事情はなくなったものと考えられることから、この部分については除外をさせていただきました。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

この条例を制定する。新たに市職員さんからということなんですけれども、従来、警察ＯＢさんのほうで３７年間続けていただいてきた。その実績といいますか、これをいかに今後の運用に、この後、最後にやりますけど、その辺のところのこの条例を制定することの効果といいますか、メリットについてお聞かせをください。

○副議長（中村嘉孝君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

本条例の制定で消防長の資格というものが亀山市の職員に限定されることにより、職員個々のさ

らなる士気高揚が期待できるものと考えております。

また、地方分権の趣旨である地域の自主性及び自立性を高めるための環境の推進にもつながるものと思っております。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

４つ目、最後に、条例を制定することによる今後の方向性について及び今後の警察との関係がどうなるのか、その辺のところ、私もちょっと危惧をしておるんですけれども、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

先ほど職員の士気高揚と申し上げましたが、他の行政機関からの消防長への登用について条例に規定をしなかったことは、本市消防本部にとって極めて重要な意味を持っていると認識しており、重く受けとめているところでございます。

今後は本条例制定の趣旨を達成できるよう、さまざまな現場経験による指揮権、行政手腕及び組織の統率力を備えた人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

なお、災害現場における警察機関との関係につきましては、定期的な情報交換や合同訓練などを通じて、これまでどおり密接な連携を維持していけるものと考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

中根消防長の今後のご心配もわかりました。

最後になりますけれども、現職の中根消防長の任期はどうなるのか。今後、中根消防長さんがまだ残って活動していただけるのか、いつまでか、この辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

現消防長の取り扱いについてのお尋ねでございますことから、私のほうからご答弁をさせていただきたいと存じます。

現消防長につきましては、条例の附則において、その職にある間は消防長の資格を有するものとみなすこととしております。このことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

わかりました。

といいますのは、新たな消防長への任命というのは来年の３月いっぱい、４月ということになると思うんですね。そのときには市長の任命によるということで理解してよろしいですか、お願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

任命の関係でございますもので、私のほうからお答えをいたします。

現消防長の待遇につきましては、現在、次に消防長に任命することにつきましては、退職延長という形をとらせていただきまして、先ほど議員がおっしゃられた年数につきましては、最長３カ年、退職延長ができるということになっております。また、延長に際しましては、市長の任命ということになります。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

わかりました。

この新たな条例によりますと、市の職員からそれぞれ経験年数とか、そういうのを考慮するということで、市長みずからが消防長を兼務されたというのが３７年前までですね。旧亀山町から亀山市になってからでも、市長さんが兼務されていたということだというふうに聞いておるんですけれども、市長が直接、消防長がもしまだまだこれから養成をしなきゃいかん。そういう場合は、市長みずからが消防長になることが可能であるのか。これはこの条例ではできないということなのか、ちょっとその辺だけ確認したいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

市長が消防長を兼務されるということはあるのかというご質問でございます。市長につきましては、資格条例のとおり、資格条例のどの資格にも該当しておりませんことから、消防長に就任することは不可能と判断されます。

ただし、資格条例は消防長の資格を規定するものですので、条例に規定する資格を有する者がいない場合は、例外的に市長が消防長に就任することは可能と思われます。なお、参考までに、現副市長につきましては、亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例第２条第２号の資格でございますが、これに該当されますことから、消防長に就任なされることは可能だと考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど消防次長が申し上げました条例第２条第２号に副市長が該当するかということでございますが、行政組織条例におきましては、部の長ということで位置づけをしておりますもので、副市長につきましては特別職でございますので、該当はいたしません。訂正をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今回、２点につきまして質問させていただきました。これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中村嘉孝君）

２１番　大井捷夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時４２分　休憩）

（午後　１時５２分　再開）

○副議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして、市民クラブを代表して議案質疑をさせていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第５３号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、大きく２点議案質疑をさせていただきます。

今回、新たに条例を制定し、学童保育所の施設基準というものが示されてきました。ただ、その施設自体は、基本的には民設という考え方もありますので、施設の設置という視点から、少し議案質疑をさせていただきます。

最初に、条例制定による現在の放課後児童健全育成事業への影響について、２点質疑をさせていただきます。

１点目に、条例の経過措置についてお尋ねをいたします。

今回提出されております条例では、第９条、設備の基準、第２項の専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上、第１０条、職員、第４項、１の支援の単位を構成する児童数はおおむね４０人以下とするという２つの要件が明示をされております。答弁でも、現在の児童数は国のガイドラインにより７０人程度を最大としているというふうなことが現在の基準となっております。

現在、１２カ所の学童保育所がございますが、この条例の９条、１０条のそれぞれの基準を満たしている学童保育所は何カ所あるのか、まず確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

２０番　竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本条例案第１０条に規定しております１の支援の単位を構成する児童の数はおおむね４０人以下とするとの設備の基準を満たしている既存の放課後児童クラブは、１２クラブ中８クラブとなって

おります。また、第９条、専用区画の面積は１人当たりおおむね１．６平方メートル以上の基準につきましては、１２クラブ中１１クラブが満たしているところでございます。いずれも本年６月末現在の数でございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

人数要件では１２クラブ中８クラブ、面積要件では１２中１１ですので、ほぼ学童保育所がクリアしているということで確認をさせていただきました。

２番目に、「当分の間」ということもお聞きしようと思いました。これは、午前中の森議員の質問で、５年間程度はこの基準外というんですか、現在のままでいけるような答弁でございましたので、これについては５年間程度が当分の間ということで確認をさせていただこうと思います。

次に、この基準をもとに、２点目に、学童保育所の増築とか新設における条例の適用について、お尋ねをいたします。

利用する児童の増加により増築をする場合について、学童保育所全体についてこの条例が適用されるのだろうかという確認です。

例えば、現在２０人規模で運用していると。これが４０人が１つのめどですので、例えば倍ぐらいお子様の数がふえたんで、４０人規模に増設しようとする。そうすると、面積要件は、児童１人当たり１．６５平方メートルを満たす必要が出てくるということになります。そうすると、増設をする場合に、一応民設というふうに今言っておられますので、建物を探すなり、改築するなりするわけですけど、面積要件がまず優先されるものなのか、人数が優先をされるものなのか。例えば４０人にしたいですよ。でも、１．６５掛ける４０の面積が要るわけですね。それに満たない場合は、当然人数が４０に満たなくなってしまう。ですから、既存の学童保育所を増築しようかというときに、面積要件の基準を満たさなければだめなのかどうか。要するに４０人掛ける１．６５という基準を満たしたときに、初めて４０なのか。いやいや、１．６５を下回っていても、４０人というまず人数を確保したいから、面積要件は後回しでいいですよと。２つの要件がありますので、面積要件がまず優先されるものなのかどうか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

既存の放課後児童クラブを増築する場合についてでございますが、専用区画を広げるだけの建て増しであった場合においても、支援の単位が増築前後で変わらないということから、第９条第２項及び第１０条第４項の規定につきましては基準の遵守を求めるものでございます。面積がふえた部分のみが本則の適用を受けるというようなことではなく、増築をされた場合にも、人員、面積の両方の基準を守っていただくということになります。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

２つをクリアして、初めて新しい学童保育所への適用となるというふうなことの答弁でありまし

た。

２回目に、例えば第１学童保育所、今１個目の学童保育所があって、第２保育所を探そうとするというか、つくろうとすると。第１の学童保育所が、例えば面積要件の基準を満たしていないとか、当然これ４０人を超えて、７０人までいけますので、当分の間という経過措置の中で第２保育所を新設する場合、当然条例適用が入ってくるんで、１．６５掛ける人数というものがきちっと、さっきの答弁ではそうなりますけど、もう一度、例えば最初にあるものが両方の基準を満たしていないケースがありますね。例えば人数要件なんかは１２のうち８しかないわけだし、面積でも１個は満たしていないと。そういう基準を１個持っているところに、改めて、今、請願も出ますけど、第２学童を建てよう、つくろうというときには、今おっしゃったように、あくまでも両方の要件を満たさない限りは、簡単に言えば人数のことですよね。面積が小さければ人数は減りますので、簡単に言えば面積要件がきいてくるわけですね、今の答弁からいけば、人数要件よりも。でも、実際に第１学童保育所が人数を確保したいんで、面積要件をクリアしてなくても、今は５年間ぐらい、当分の間は認められてくると。ところが、新しくつくるほうはきっちりと両方を満たす必要があるのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

条例施行後に新規に開設される放課後児童クラブにつきましては、本条例附則第２条第４項の適用には及ばないものであるというふうに考えておりますので、本則に規定する各基準を満たした施設であることが必要となるというふうに考えております。したがいまして、新規開設時及び増築時においては基準を満たす必要があるものと考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今の話でいくと、極端に言えば第１学童保育所が５０人ぐらいいて、あと２０人ぐらいふえたんで、そっちは当分の間、５０で走らせて、こっちはそれぞれの要件をきちっと満たしたものでやりなさいということになるわけですよね。そうしないと、もし小さいものしか見つけられなかったら、５０のところを４０にして、１０人分、１６．５平米を確保しないと運営できなくなってしまう。相当シビアなルールになってくるというふうなものだろうと思います。

それで、次に、両方を満たすという条例ですので、大きな２点目として、条例制定で学童保育所の公設・民設の考え方に変更があるのかということについて確認をしたいと思います。

これは、これまでも学童保育所の設置については、公設・民設の議論は議会でもいろいろ議論がありましたし、私自身も随分議論を重ねてきました。先ほど、これも午前中の答弁で、基本は民設民営として今後も取り組むというふうな答弁がございました。それを受けて、さっきも確認しましたが、１２のうち、公設が４、民設が６、民間事業者が２ですので、ほぼ半分ぐらいが民設で運営がされています。そういう中で、例えば今の答弁にあるように、条例に合致した施設でなければ開設ができてない。開設というのは、人数のことですね。例えば３０人でやりたければ、掛ける１．６５以上がなきゃだめだと。だから、１．６５を満たさなければ、３０の数が２０になったり、１

５になったりするわけです。そうなると、きちっと人数分確保しようとする施設を探そうとするとき、これまででも施設探しというのは非常に苦労してきたと。さらにこの２つの要件が入ることによって、ますます民設で建物を探して、学童保育所を設置できるだろうかという疑問が起きてくるんです。なぜかといいますと、民設の場合は建物を探してくるんですね。土地を探して、そこに建物を建てる民設ってないわけですので、それは公設なんですね。あくまでもこれまでの経緯からいっても、建物を探し、その建物を借りて運営をする。そうすると、どうしても面積というのは限られてくる。そうすると、人数よりは面積要件がきいている条例ですので、もしこの条例制定で、両方の基準を満たしなさい。イコール面積要件を満たしなさいということになってくるんで、本当に第２学童保育所だったり、手狭な学童保育所がさらに大きくしたいというときに、施設探しに支障が出るというふうにお考えなのか。私は絶対これまで以上に民設の場合の施設探しには支障が出ると考えますが、その辺の見解を確認したいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

施設探しへの支障が出るのではないかというご質問でございますが、支障が出ることのないよう、これまでと同様に、場所、施設の選定につきまして、できる限りの協力、支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

支障が出ないようにと言いながら、支障が出て、これまでも市民の方からいろんな動きがあって、確かに行政が間に入っているんでしょうけど、それまでは面積要件はあったのかもしれませんけど、人数要件が先に走っていますよね。どうしても入れたい。７０まで入れよう。だから、分離していく。それで、４０で分離していくということになると、例えば井田川なんか第３まで今度入ってくるようになる。その当時の答弁、副市長いらっしゃいますけど、適地がない場合、私が質問したときに、そういう施設がないような場所に置いた場合は公的関与もやむなしという答弁をいただいて、井田川の第２学童保育所ができているはずです。それはそれですよね、団地の中でどうやって探すのと聞いた。場所があったら教えてほしい。そうなったときに、今、行政としてもお手伝いしますよとおっしゃっておりますけれども、本当に面積要件、それから人数要件の２つのたがをかちっとはめておいて、本当に、改めてもう一度、民設で可能なのかとうか。私はやっぱり公設による学童保育所の検討もあわせて行った上で、条例の制定というものが議論されてきたのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

民設民営を基本にいたしまして、できる限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

私は議論が逆さまになっているんじゃないかと思うんですよね。例えば民間事業者とかがいらっしゃって、新たに設置したいというときには、この条例の基準を守ってほしいですよという基準であれば、これは私、何もクレームをつける気もない。ところが、民設というのは、運営する保護者の方も含めて探してくるわけですよね。お手伝いしますと言いながらも、施設があって、この条例が適用されてきますけど、条例によって施設が制限をされてくる。相当シビアな条例になってきたわけです。だから、全てが民間事業者であれば、私はこんなことを言う気はありません。それは民間事業者が探したり、つくったりして、措置していくんですね。でも、民設というのは、あくまでも保護者を含めた皆さんが一生懸命探してくると。そうなると、これ以上やっても一般論になりますので、私はやっぱりこの条例ができる段階において、もう一度民設・公設という問題はきちっと議論していかないと、本当に設置に困ってしまうというか、幾ら間に入りますよといっても、間に入るぐらいなら、入ってしまえばいいじゃないですか。体を半分入れるぐらいだったら、全部入れ込んでしまって、そこできっちりとこの条例を担保していくぐらいの気持ちがないとまずいんじゃないかなと思うんです。

改めて、もう一度言いますけれども、平成２４年度教育民生委員会の政策提言でも、学童保育所の施設については公設を基本とし、民設とする場合には、学校からの距離、建物の耐震性、子供が生活する場が適切かどうかなど、具体的な基準を定めと書いてある。ある意味、具体的な基準が定まってきたんですね、面積要件ですけど。職員の方も含めて。これが今回の条例制定であっても、やはり公設を基本としてほしいという議会の声も届けてありますので、改めて私はこの条例をつくる段階において、いま一度民設だなんてかたくなことを言わずに、体半分入れているんであれば、全部入れ込んで、公設という議論ができるような、改めてそういうことを、あんまり言うと一般論になりますけど、ぜひその辺の議論も重ねた上で、この条例の価値というものを高めてほしいと思います。

次に、議案第６３号平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第１２号決算に関する附属書類の提出についてを質疑させていただきます。

まず最初に、決算の総括についてお尋ねをします。

一般会計の総括についてでございますが、２１年度からは一般会計の総括もずっと記載をしていただいております。今回、総括というよりも、現況報告から少し引かせていただきますが、これ、答弁も言われておりますが、財政指標による好転は、国の臨時的措置や市税の増収など、２５年度限りの要因によるところが大きいというふうに報告がされております。そういう要因によるところが大きいという２５年度の決算状況をどのように評価されているのか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２５年度決算の総括でございますが、改定をいたしました行財政改革大綱において、行財政改革の基本方針の目標として定めた中で、財政の健全化と後期基本計画の着実な推進に全力で取り組んできたところでございます。

当初予算編成において、先ほども市長が申しましたとおり、２億４，０００万円の経常経費の削減を行うとともに、予算の効率的な執行と徹底した行財政改革を進めてまいったところでございます。

さらに、市税が前年度比で９億８，０００万円回復したことなどから、財政調整基金の繰り入れに依存することなく財源の確保が図られ、和賀白川線整備事業や白川小学校耐震改修事業、福祉医療費助成や少人数教育推進事業など、第１次実施計画事業はおおむね計画どおり進捗を図ることができたと考えているところでございます。

その結果として、一般会計の実質単年度収支及び基礎的財政収支、プライマリーバランスはそれぞれ前年度の赤字から１，０００万円の黒字及び９億８，０００万円の黒字に転じたところであります。

このような中で、市債残高についても５年連続で減少するとともに、実質公債費比率などの健全化判断比率は国の基準を大幅に下回っており、一定程度の財政の健全化は確保できたと考えているところでございます。

しかしながら、財政指標の好転は、先ほど議員が申し上げられたとおり、２５年度限りの要因によるところも大きく、財政収支比率は、目標とする８５％を超え、８８．５％となっており、依然として財政運営の緊張感は高まっているところでございます。

このことから、引き続き行財政改革を推し進め、効率的で持続可能な行財政運営を構築してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

何が言いたいかというと、単年度でずっと予算を組み、決算するわけですよね。そうすると、単年度の中の特徴点が、今回の、例えば昨年よりは多かった市税収、それから元気交付金でしたか、たまたま国の経済対策のお金をいただいた。単年度ですので、毎年来なくても、２５年度はそういうお金が入ったんで非常に良好だったんじゃないですかね。２５年度はですよね。継続で見れば、確かに傾向的には厳しい傾向が続くんだろうと思うんですね、長い目線で見れば。ただ、単年度の決算ですのでね。ここはピンポイントでどうですかと。ことし限りの要因だと言い出したら、悪いときもこれを使うんですかね。ことし限りの要因があって税収が減りました。これをしたから、たまたまことしは悪かったんですということにはならないですよね。単年度ですので、でこぼこがあって当然だし、私はもうちょっと素直な評価でいいんじゃないかなということで、この質問をさせてもらいました。

とはいうものの、市税は前年度比較１億円ぐらいふえましたし、元気交付金も２億円、それから不用額調書の不用額も８億円ぐらいあって、そういうものを全部足し込んで、多分財政調整基金の１１億というものを入れずに経営ができたと。そういう意味では本当に良好なんです。平成２０年で１回だけですので、財調を入れてない年、合併以降。珍しい年なんですよね。それも、不交付団体のときであればまだしも、交付団体の中でこうなったというのは本当に珍しい、本当においしいというか、いい年だったなというのが、私は、本当は普通はそういう表現じゃないかなという気がします。

とはいうものの、２４年、２５年を比較したときに、どの辺が特徴的に違ったのか、改めて確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２４年度と２５年度の特徴的な部分は何かということでございますが、平成２４年度決算と２５年度決算を比較いたしますと、歳入では、市税が法人市民税及び固定資産税の増収などにより約９億８，０００万円の増、国庫支出金では、地域の元気臨時交付金などにより約３億８，０００万円の増となった一方で、市債では、合併特例債の減などにより約１億９，０００万円の減、繰入金では、財政調整基金繰入金の減などにより約１４億２，０００万円の減となっております。

次に、歳出では、款別に見ますと、総務費で、退職手当の減などにより約３億７，０００万円の減、土木費で、和賀白川線整備事業の事業費減などにより約３億４，０００万円の減、消防費で、消防救急無線デジタル化事業などにより約１億７，０００万円の増、教育費で井田川小学校教室増設事業が完了になったことなどにより約１億１，０００万円の減となっております。

また、平成２５年度決算の大きな特徴として、当初予算で約１１億８，６００万円を計上していた財政調整基金からの繰り入れを行うことなく、財源確保が図れたことがございまして、市税や地域の元気臨時交付金のほか、地方交付税や前年度繰越金の増額補正などによるものでございまして、本当に歳入に見合った歳出の予算が決算としてできたというふうに認識をしているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

どちらかというと歳入増が目立った年だったなというふうな気がする。特に一番大きい要素は市税収入で、先ほど答弁がございましたが、２４年度比９億８，０００万。特にこれは企業からの税収増ということだと思います。ただ、私も長いこと議員をやっていますが、やはり液晶産業が来られてから、市税の変化が激しくなってきたというんですかね。それまでは比較的不況に強いとかと、先輩たちからも聞かされたりして、比較的安定していた。どこかがへこんでも、どこかが黒字になってくる。ところが、液晶産業は、答弁でもありましたが、大型設備投資によって５カ年の償却資産があって、終われば、途端にどんと減る。それから、営業活動も非常に厳しくなっていて、赤字経営になったりすると。そうなると、ことしはよくても、勢い来年が悪いというふうなことも考えられる。そうなると、これまでの液晶産業が来るまでの亀山市の企業の市税動向ですね。余り変化のなかった市税収入が、やはり年々で山があったり、谷があったりする。そういう意味では、ことしは大変高い山が来たというふうに思うんです。そうなると、財政調整基金も、これまでは歳入歳出の不足額を埋めるような財政調整基金の考え方でしたが、私はやっぱり市税の山谷を埋めていくという発想も要るのではないかと思います。そういう部分を埋めて、少しずつ財調で幾らか埋めていく。そうしないと、結局谷になったときのお金がありませんので、勢いそこにどんと財調を入れる。山になったときのお金も少し財調に入れておくというふうな考え方が今後やっぱり要るんじゃないかと思うんですが、その辺の見解があれば、確認したいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、亀山市の市税構造の特徴でございまして、法人市民税や固定資産の償却資産のお金が随分変化が激しいというところでございます。

本市の税収は、先ほど言いましたように、企業の設備投資や経営状況に影響される財政構造になっていると考えております。今後の市税減収傾向と普通交付税の合併算定がえ分の段階的な減額による厳しい財政状況が確実に見込まれる中で、間近に迫る財源不足に備える考え方から、平成２５年度は市税の増収分については、財政調整基金からの繰り入れを減額し、財政調整基金残高を増加させる手法をとらせていただきました。今後につきましても、中・長期的な視点に立って、財源全体を見きわめた上で判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

次に、中期財政見通しとの整合についてお尋ねをしたいと思います。

昨年もこれは確認をさせていただいておりまして、中期財政見通しは、当初予算のもととはなるが、決算というのは、いろんなお金が入ったり、不用額があったりして、中期財政見通しとは基本的には差が出るというふうな答弁をいただいております。とはいうものの、繰り越し事業費を外してしまえば、ある程度チェックが行えるんじゃないかというふうなことで、特に今回、歳入面が非常にいい効果もございましたが、特に歳入面での中期財政見通しとの差異について確認させていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しと平成２５年度決算との差異についてでございますが、中期財政見通しでは、議員おっしゃられたとおり、当初予算をもととしていることに対しまして、決算額は繰り越し事業費や不用額などを加除した額であり、基本的に差が生じるとこれまでもご答弁させていただいたところでございます。

そのような中で、中期財政見通しと平成２５年度決算との差異でございますが、中期財政見通しでは１０８億1，４００万円と見込む市税は、決算では１１３億2，８００万円となり、５億1，４００万の増となっております。

また、地方交付税が３億1，９００万円増となった一方で、臨時財政対策債を除く市債が、事業進捗の変更により９億3，５００万円の減となったところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

市税は昨年からもぐっとふえているんで、当初見込みも随分多かったんだなというふうな気がします。

市債については、ちょっとこの後の質問とも絡みますので、市税については、やはりことしは非常によかったんだなということだけ確認をさせていただきます。

ちょっと時間の関係がありまして、通告してありました次に入らせていただきます。

次に、３点目に、翌年度繰越額の評価に入らせていただきます。

これも、昨年の決算委員会でしたか、予算と決算の継続性というような言葉を使って、やはり連続性のあるものにしてほしいというふうな議論をしました。今も答弁がございましたが、予算現額というのは、当年度予算に補正を加味し、さらに前年度からの繰り越しをしました継続費、繰越明許費、事故繰り越しの合計、要するに翌年度繰越額が加算され、それが予算現額となる。当初予算とは、随分ある意味かけ離れた額が決算として出てくると。

今回の質問は、予算現額の中から翌年度繰越額の扱いと評価について、確認をさせていただきたいと思います。

２５年度予算現額では、２４年度決算での翌年度繰越額９億５，１００万円が加算をされて、予算現額となっております。この内容については、昨年度から繰り越し予算内訳表として、６月定例会に詳細が示されるようになってまいりました。ただ、決算を見ますと、当然決算書にしか記載がないんで、決算書をめくりながら、どうなったのかなというふうなチェックが入ってまいります。少しわかりづらいというふうな気もいたします。

それから、翌年度繰越額は補正も何も出てまいりませんので、決算書を見て、６月に出されたものと見ながら、チェックをするというふうなことになってきます。よく見ると、不用額も出ているということでございます。ですから、６月に提出される内訳表に相対した翌年度繰越額だけの決算評価というものはできないのだろうかということをまず確認させていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘のとおり、翌年度へ繰り越した予算につきましては、６月定例会に繰越計算書を提出しておりますが、予算補正という制度がないため、決算書で初めて執行状況など評価されることとなっております。

決算書以外で評価する方法はないかとのご質問でございますが、繰越計算書の提出と同時に、資料として繰越予算内訳表を作成し、提出いたしておりますので、それを基本として、決算の資料として、今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

ぜひわかりやすい資料の提出をお願いしたいと思います。

特に決算の概要というのがあって、その総括を読ませていただきますと、野村布気線整備事業の繰越明許費での事業変更で約６億円の不用額が生じたことから、今後、適切な事業の進捗管理に努める必要があるというふうな決算の概要の報告が書いてあります。野村布気線整備事業は、繰越明許費の額が６億１，０００万、執行額が１９０万、ですから、不用額は６億９００万ぐらい出てるわけですね。不用額として出てきた。２５年度の決算の翌年度繰越額には事故繰り越しの記載がご

ざいませんので、この事業は不用額と同時に、消滅をしたことになってしまうというふうになってまいります。

先ほども答弁がございましたが、補正がありませんのでチェックのしようがない、これだけ大きな事業。さらに、ちょっと調べましたけれども、産業建設委員会でも多分これ報告がされていないと思うんですね。だから、初めて９月になって、このようなことがわかってくる。もう少しこういう、特に大きな事業が繰り越しをしていく場合、年度途中で報告するような考え方はないのか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

野村布気線整備事業に関しましては、平成２４年度予算、用地購入費及び補償費の６億１，０９３万８，０００円について、年度内執行が見込めないことから繰り越しをさせていただきました。

平成２５年度も年度末まで地権者との話し合いを継続し、努力いたしましたが、残念ながら契約には至りませんでした。

このことから、平成２５年度に執行いたしました１９１万円を除いた６億９００万円につきまして、最終的に不用額とさせていただいたところでございます。

平成２５年の決算において６億円余りの不用額を生じる可能性について、市議会への説明が不足していたことについては反省いたしておりますが、２６年３月議会において、施政方針説明や予算委員会等、答弁の中で、当事業に係る用地交渉が難航し、厳しい状況であることについてのご説明もさせていただいたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

私が言いたいのは、繰越明許で上がっているわけですよね。繰越明許には補正も何もないわけです。そうしたら、どこでもつかまえようがない。３月末でだめだったんで、不用額を出したとおっしゃるが、それすらわからない。確かにそれは私もよくわかっています。用地交渉が厳しいんで、方針転換をして、少しゆっくりやるというのが、この６月の中﨑議員の質問でもそういうことを言われておったし、でも、そこでもあんまり触れられていないわけですよね、２５年度の経緯というものが。だから、繰越明許費で予算現額に入っているんです、連続性のこと。当初予算には入っていない。繰り越しとして、決算の予算内容に放り込んでいるんですね。それを予算現額として私たちに報告いただいておる。でも、途中経過は一切出ない、繰越明許は。そういう意味からいけば、特にこういう主要事業の一番大きなものが、不用額６億出して、うやむやに終わっているんじゃありませんかねということを言いたいだけで、やはりそれは適切な時期に適切な説明をしていくということを今後求めたいと思います。

ちょっと時間の関係があるんで、ぜひその辺を、普通は災害とか、そういうものが多いですけれども、やはり主要事業に近いものを繰り越す場合の丁寧な説明もあってしかるべきで、そうじゃなかったら、こんな質問やらなくていいですよね。やっているということは、わからないということですから、ぜひ決算の持つ予算との関連の中では、繰越明許だから曖昧にするんじゃなくて、特に

繰越明許であればこそ、確かに事故繰り越しは全部消化されてますよね。えらいことですよね、事故繰り越しまでなってしまったら。そういう意味では、ぜひその辺は繰越明許費の持つ意味というものは決しておろそかにはできない。ぜひきちっとした評価と報告をお願いしたいと思います。

次に、プライマリーバランスについてお尋ねをいたします。

２４年度は９億９，０００万の赤字から、２５年度は９億７，０００万の黒字となりました。この違いの大きなものは、やはり財政調整基金の１１億８，０００万の繰り入れがなかったことが、算式で差し引きですので、非常にきいてきているというふうに思います。ただ、ちょっとくどいようですが、２５年度だけの要因だったというふうな報告になれば、プライマリーバランス、２５年度だけの要因ですので、また来年は赤字になるのかどうか。２５年度限りの要因でプライマリーバランスが改善されたのかどうか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

地方自治体におけるプライマリーバランスは、地方債元利償還額、財政調整基金及び減債基金への積立金を除いた歳出と、繰越金、地方債発行額、財政調整基金及び減債基金の取り崩し額を除いた歳入のバランスを見るもので、現世代の受益と負担がつり合っているかを見るものでございます。

平成２５年度のプライマリーバランスは９億８，０００万円の黒字となり、前年度の９億９，０００万円の赤字から黒字に転じております。黒字に転じた要因でございますが、歳入において、市税収入の増や国の地域の元気臨時交付金が交付されたことなどから、財政調整基金の取り崩し額が前年度に比して１３億４，０００万円の減となったことが大きな要因となっております。

また、起債の抑制に努め、地方債借入額に対して、地方債元利償還額が７億３，０００万円上回ったことも要因と考えるところでございます。

プライマリーバランスの黒字につきましては、平成２４年度が、ここ５年間ぐらいを見てみますと赤字になったことで、一般的には黒字に持っていきたいというような形でございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

プライマリーバランス、答弁がありましたように、歳入と歳出の差で黒字になるか。特にきいてくるのは、地方債発行額とか、財政調整基金の繰り入れというものがやはりきいてくるというふうに思うんです。そうなると、１１億を入れなかったというのは非常に大きな、これ仮に入れていれば、ほぼまた赤字ですよね。２４年は起債が非常に多くて、事業費も多くて、それから財調の投入も多かったんで、あれこそ特異な年ですよね、そういう意味から見ればね。キーというか、非常に投資が多かった年になってしまう。ただ、そのうちの６億は不用額で消えてますので、これまたわけのわからない決算になってまいりますけど、ただ、私は、やっぱりプライマリーバランスがある程度黒字化というふうになれば、交付税が減ってくる。算定がえで、ことしの質問で、一本算定だと８億円ぐらいは可能性もありますよというふうなこと、そこらのところの８億は今の歳出規模を持てば、投入ですよね。また、これ１億しか黒字にならない。やっぱりそういうバランスのもとでやっている以上、私はやっぱり起債抑制というのをある程度やっていかないと、全体の起債額がた

しか減るんです。これ、当然消防をつくり、溶融炉をつくり、学校をつくり、お金がどんどん減っているんで、一気に落ちるはずなんです、１００億ぐらい当時入れてましたので。それに見合った額をまた持とうとすると、プライマリーバランスが崩れてくる。そう思うと、臨財債や合併特例債も含めて、やはり起債がふえれば、それだけプライマリーバランスの影響が起きると私は思うんですけど、起債抑制はある程度考えていかないと、今だというふうには私は、あんまりお金をかけずに、ゆっくりとこの辺は議論していくというふうに思いますけれども、その辺の考え方、プライマリーバランスから見た考え方を確認したいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

プライマリーバランスにつきましては、地方債の発行額のほか、財政調整基金からの繰り入れなど、その年度の事業規模により変動もあり得るものと認識をいたしているところでございます。

地方債の発行につきましては、プライマリーバランスの黒字化だけでなく、将来の公債費負担を抑制するためにも、引き続き発行抑制に努めまして、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

次に、５点目に、主要施策の成果、施策評価シートのことについてお尋ねをいたします。

昨年度から施策評価が始まりまして、事務事業評価シートに加えて、その１個上の施策に関する評価も始まってきました。これもことし、ずっと資料を見ておりましたら、２５年度も昨年と同様でＡランク、順調に進んでいるというのが３５施策中３項目、去年が４項目でした。ほぼ同じものが上げてある。Ｃランクを見ますと、これは余り進んでいないというのがあります。これは１項目。去年は１項目で、ことしは公共交通の確保、Ｂランクだったのが Ｃへ格下げというふうになっています。それから、残りは全てＢでありますので、ほとんどのものはＢランクに置いてあるということになってきます。

昨年の委員会でも総合評価と判定の考え方の確認をしましたが、Ａランク、順調に進んでいるというのはもっとあってもいいんじゃないかというふうな気がしています。昨年も同じことを聞きましたが、事務事業で多くがＡの評価なのに、総合判定はＢと。例として、子供たちの学びと健全育成、主要事業はＡが１１、Ｂが２、ほぼＡなんですね、事業評価は。ところが、総合評価はＢということになってしまうと。なぜこのようにA評価が少ないのか。

それから、施策と事業は余り総合評価には関連性を持たせていないのかどうか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

昨年度から導入しました施策評価は、第１次総合計画後期基本計画の基本施策が目指す姿を見据え、成果指標の推移や分野別計画、事務事業等の評価などを評価要素とし、各基本施策の評価担当

部長が施策の進捗度合いについて自己評価を行う仕組みとなっております。

一方で、事務事業の評価は、対象事業の単年度の取り組み実績と活動指標、成果指標に対する結果を担当室長が自己評価しているところでございます。

このようなことから、事務事業評価は施策評価の基礎資料となりますものの、施策評価は５年間の積み重ねによる総合判定に対しまして、事務事業評価は単年度の結果に基づくものでございまして、一定のばらつきが生じる可能性があるものと認識をしております。

例えば議員ご指摘のとおり、全ての事務事業評価の判定がＡでありましても、施策評価は必ずＡであるという直接的な関連性は持たせていないものでございます。

それと、議員からは、Ａ評価が少ないとのご指摘でございますが、施策評価につきましては、先ほども申し上げましたとおり、５年間で積み重ね、評価を充実させるものでありますことや、高い目標となります基本施策の目指す姿を意識した評価でありますこと、また施策を推進する立場の担当部局長による自己評価でありますことなどから、ご指摘のようにＡがつけづらい傾向も若干あるのではないかというふうに認識をしているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

これも議会の改革の中で主要な施策ということで勉強して、政策、施策、事業、ピラミッドになっていて、施策の下に事業がぶら下がっているということですね。だから、施策を具現化すると、事務事業、主要事業、標準事業になってくる。その評価は高いのに、施策の方向性がＢということは、施策の方向性と事業がばらばらになっているんじゃないかな。やっぱり施策評価をする上で具現化するものが事務事業であれば、そこの評価が高ければ、その施策の方向性は合っているわけですよね。違うのであれば、次の後期、前期のところで切りかえる。そこは総合評価として、この方向性はやめようとか、施策の方向性が合っているかどうかを評価するんで、そこに事業が高ければ、私はそれは順調に進んでいると見ても、ただ翌年落ちるかもしれませんね、５年ですので。それは、毎年のでこぼこがあって、これも人事考課と一緒で、いつもＡの人がずっとＡであるわけじゃないんで、やっぱりＡ、Ｂが混在しながら、Ｂになれば、頑張ってＡにする。そういう競い合いがないと、Ａをつけておかないほうが安全ですなんて、Ｂをつけたら、Ｃじゃないですけれども、そういう意味からいけば、私はもうちょっと自信を持った施策評価ができるような体制を今後続けてほしい。通告はしてありました病院のやつが残っていますので、ぜひそういう意味では、施策の下に事業評価がつながっているんで、そこが高いものをあえて否定するというふうな部長のあり方は、ちょっと私はわからないというか、よく頑張っているのに、何でＡをつけないのかなという気もします。この辺はもう少し評価のあり方については、始まったばかりですので、いろんな手法をもってぜひ検討してほしいというふうに思います。

それから最後に、病院事業、議案第７０号平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について質疑をさせていただきます。

まず最初に、なぜ純損失が計上されるのかについてお尋ねをします。

平成２０年度に多くの医師が退職をされて、経営環境がずっと厳しい状況です。改革プランでは、補助金を２億円程度入れて、経営方針が示され、経営を進めておりますが、改革プラン初年度から

純損失を計上した経営形態、これがもう５年連続で改善をされておりません。ただ、２５年度は、２４年度に透析医の退職による影響を受けながらも、経営改善の兆しがあるのではと思います。それは、純損失５，８００万円を計上して、他会計補助金１億４，０００万を足し込みますと２億円ぐらいで、大体当初赤字を２億円程度とした経営にちょっと近づいてきたんじゃないかというふうに思います。

ただ、５年もずっと純損失を計上するということについては、何らかやっぱりポイントがどうであるかと思いますが、どのような経営分析を現在行っておられるのか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

医療センター改革プランに取り組みました平成２１年度から平成２５年度までの５年間の経営状況といたしましては、議員申されるとおり、純損失を計上しております。その間の経営状況を見てみますと、平成２１年度から平成２３年度までは収支改善の傾向にあり、平成２３年度には純損失が約３，２００万円まで減少いたしました。平成２４年度には看護職員の離職もございまして、純損失が増加しましたが、平成２５年度には再度純損失が約５，８００万円まで減少をしております。

これら純損失の計上には、改革プランに掲げました入院・外来・透析の数値目標に対し、常勤の専門医の不在や看護職員の離職等の理由によりまして、目標達成に至らなかったことが大きな要因であると考えております。

一方、病院運営には、収益の増減とは関係なく、必要となります固定費として、診療体制を整えるための医師等の人件費や施設、それから設備の維持経費、医療機器のリース料等が必要となってまいります。本来の４診療科、入院１００床の運営規模に対しまして、現在６０床運営をしておるわけですが、こういった固定費が必要となりますことから、６０床運営に見合った支出の見直しには努めておりますが、運営規模の縮小と同様には費用を減少できないといった構造的なものも純損失が発生した要因であると認識をいたしております。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

これも随分いろいろ毎年聞き込んできたというか、聞いてきましたが、やっぱり１００を６０で経営するということで、そのために２億円近い赤字が固定的に出るんだろうというふうな印象だと思うんです。そこにさまざまな要因が今、透析医とかやめられたんで、厳しいかと思いますが、それにしても、２５年度は何とか２億円に近づいた経営だったなということは印象を持たせていただこうと思います。

ちょっと時間の関係で、次へ入らせていただきます。

２点目に、留保資金の確保についてお尋ねをします。

これも去年から確認をしておりますが、監査報告でも、当年度分の留保資金が４億５，０００万円、２０年度は１５億３，０００万ぐらいありましたので、１０億円程度減少しております。そのうち純損失へ２億３，０００万補填をしておりますので、随分少なくなってまいりました。２３年１２月定例会の質問では、１０億円まで留保資金を減額するが、その後、償却費の積み上げで回復

をするという答弁でありましたが、現実には４億円まで下がってきていると。減価償却は１億３，０００万ぐらいありますが、純損失を計上するとその分が減少しますので、２５年度では実質８，０００万ぐらいしか積み上げていないということになってまいります。

昨年の答弁でも、純損失を減価償却の範囲内におさめれば、積み上げるというふうなことですので、１億３，０００万円以上の赤字が出れば、途端にその年の積み上げはゼロになってしまうと。非常に苦しい状況ですが、留保資金、大型投資もほぼ終わりましたので、今後、回復傾向になるのかどうか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

損益勘定留保資金の確保につきましては、現金の実支出を伴わない費用であります減価償却費、資産減耗費などにより積み上がり、純損失の発生により減少いたしますことから、これを積み上げるためには、純損失の発生を毎年度の減価償却費より少なく抑える必要がございます。

また、留保資金を４条予算の建設改良費などの資本的収支の補填財源としておりますことから、建設費、器械備品等の資本的支出については留保資金額を考慮しながら、計画的に実施する必要がございます。

平成２５年度につきましては、純損失が減価償却費内におさまったものの、資本的支出である医療センター建物改修工事費に伴う補填金額の増加により、留保資金の残高は減少をいたしております。この結果、平成２４年度末残高約６億７，３１１万円に対しまして、平成２５年度末残高は約４億５，６７５万円となっております。

なお、留保資金の今後につきましては、大規模な改修工事も一通り終えましたことから、今後は回復傾向に向かうものと予測をいたしております。

○副議長（中村嘉孝君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今後は回復傾向に向かうだろうということでしたので、ぜひ期待をしたいと思います。

次に、最後になります。経営健全化に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

２５年３月の予算質疑で、次期の地域医療再構築プランを策定すると。経営健全化に向けては、病院事業管理者の配置の検討について、そのとき質疑をさせていただきました。答弁では、２５年度が最終年度で、その検証を踏まえ、次期計画において、病院事業管理者の配置の位置づけ、また全部適用に向け、具体的に取り組みたいとのことでございました。病院事業管理者の配置についての２５年度中の具体的な議論と、今回提出の分野別計画実績では、２６年度に関係例規の準備を進めると報告をされておりますので、２５年中の議論と、今後どのように議論が進んでいくのか、確認をさせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

病院事業管理者の配置を初めといたします地方公営企業法の全部適用の検討につきましては、そ

の制度のメリットとして、病院事業管理者に一定の権限と責任が付与されることによる経営責任と権限の明確化、また職員配置と運営の自立性、機動性の発揮、それに人事、給与面の独自性による人材確保と職員の士気高揚が図れるなどがございます。その反面、経営に精通した管理者の人材確保や労務管理の負担増加等の懸案事項もございます。

これらを踏まえまして、慎重に検討し、本年３月に策定いたしました第２次地域医療再構築プランに地方公営企業法の全部適用による管理者の配置を位置づけたところでございます。

それから、２６年度に向かってということでございますけれども、現在、県内の全部適用の実施機関、三重県、四日市、それから伊勢市がございますが、これらへの聞き取りとか、全部適用に必要となります市関係の例規の洗い出し、それから、これに係る改正内容の検討などを行っているところでございます。

今後につきましては、人事給与制度の調整、それから職員組合との協議などもございますので、これらを進めながら、全部適用実施に向けて、諸準備を整えてまいりたいと存じます。

○副議長（中村嘉孝君）

２０番　竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５０分　休憩）

（午後　３時００分　再開）

○副議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川憲行でございます。ぽぷらを代表しまして代表質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして行ってまいります。

まず最初は、平成２５年度亀山市一般会計決算の認定についてでありますけれども、先ほど来、決算については多くの議員の方の質問もありました。その中で、私が特にお聞きしたいのは、基礎的財政収支９億７，６７０万円の黒字が出ております。これの要因と、この政策がどのように成果があらわれて、この金額が出てきたのかということをお聞きしたいと思います。

また、本年は財政調整基金を取り崩すことがなく、一定程度の財政の健全化ができたと報告されておりますので、この２５年度の好転、先ほど来、単年度の要因であるということが言われておりますが、この大きな要因の中には、やはり行財政改革が着実に行われてきたということも言えるのではないかと思います。ただ、まだまだ現状ではこれが足りないと。そして、市長の行政報告でもありましたように、今後も着実に進めていくということで、市長はまだまだ現在の数値では納得されていないというふうにうかがえますので、市長の目標となる数値があるのかないのか、また今後、進めていく必要性についてご答弁をお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

１番　西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平成２５年度の基礎的財政収支、プライマリーバランスが９億８，０００万円の黒字に転じましたのは、午後からもご質問にお答えをさせていただきましたが、市税収入の増や国から地域の元気臨時交付金が交付されたことなどにより、財政調整基金の取り崩し額が前年度に比較して１３億４，０００万円の減となったことが大きな要因であったと考えております。

次に、行財政改革の現状に満足できていない理由とのことでございますが、平成２５年度におきましても、行財政改革大綱後期実施計画に掲げた事業について、これはご案内のように３つの政策と１５の施策をここに掲げさせていただいておりますが、これらの事業について着実な取り組みを進めたところでございまして、課題はございますが、決算状況の好転にも寄与したものではないかというふうに考えてもございます。

先ほど大井議員のご質問にもお答えしましたが、歳入の刷新のみならず、歳出につきましても、補助金や負担金の適正化、それも一つなんでございますが、例えば予算編成の過程におきまして、平成２５年度予算におきますと、約２億４，０００万の経常経費の削減を実現して、効率的な執行に努めようとしたことなどもございます。

先ほども申し上げましたが、今後の市税の減収傾向と平成２７年度以降の普通交付税の合併算定がえによる増加分、現時点では約８億円でございますが、この段階的な減額により財政運営が厳しさを増すことはこれまでも申し上げてまいりましたが、これらの状況に的確に対応して、持続的な行財政運営を行うために、さらに行財政改革を進めて、財源確保に努めなければならない局面にあると考えております。

そこで、目標数値等々につきましてでありますが、行財政改革大綱に掲げた目標でございます経常収支比率を８５％以下、公債費負担比率を１５％以下、財政調整基金残高２０億円の維持、これら３つを具体的な数値目標として設定いたしまして、その達成に向けて財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今、市長が数値目標も具体的におっしゃっていただきましたけれども、経常収支比率８５％以下、これはまだまだ達成できていない答弁が先ほど大井議員のときにもございました。８８．５％現状値。それから、財調については２０億円の目標ですけれども、現在、もう２０億円は優に超えておりますので、目標を達成しているのかなというふうに感じます。

また、公債費比率１５％ということですが、今年度に限っては１５％を超えましたけれども、昨年までは超えていないと。ただ１点、１５％という数値について疑問が湧いたのは、市税収入は前年度よりもふえていると。そして、市長の今までの改革の中で、市債、いわゆる公債については年々減ってきているという中で、２５年度のみ公債費が急激に上がっている点についてはどのようにお考えなのか、重ねて質問させていただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公債費比率が平成２５年度は急激に上がった理由は何かと。一つは、今まで溶融炉とか、それの償還の一番のピークを迎えたのが平成２５年度であったということも公債費比率がアップした一つの要因だろうというふうに思っています。

また、もう一つは、元気臨時交付金２億３，０００万円を国のほうから特別にもらった。そういうことで、本当なら一般財源を投入するところをこの２億３，０００万円の元気づくり交付金を充てた。そんなこともあって、２５年度は公債費負担比率が１５．９というふうに、今までの中で最高に上がった形だというふうに理解をしているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今のご答弁を聞いていますと、償還のピークが２５年度に集まってきたということで、公債費比率が上がったんだと。そして、交付金、それから元気交付金も含めてですけれども、それが公債で来るのがその主たる原因であると。ということは、単年度の１５％を超えたというところも、逆に言えば２５年度のみ元気交付金をもらっていますので、またピークが２５年度に来るということは、２６年度以降は減っていくというふうに考えれば、この１５％の目標も近々クリアできるのではないかなというふうに感じます。

そこで、単年度の収支で２５年度が黒字決算になって、また今言ったように、その中でも公債費のピークが来て、公債費比率も上がっている中でも黒字決算に転化されました。そして、過去を見ますと、２４年度を除くと、ほとんど黒字決算になっているという先ほどの答弁もございましたので、今後、２４年度が、先ほど竹井議員の話でもありましたけど、逆に言えば２４年度が特異な年度であって、２５年度以降も黒字が続いていくというふうに私は考えられるのではないかと思いますが、今後の政策でこの黒字は続かないとお考えなのか、これからも好調な亀山市の財政が続いていけるのか、その辺についてはいかがお考えか、お願いいたします。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後も好調な状況が続いていくのかというお話でございますが、一つは、亀山市の税収構造を見てみますと、市税収入の変化が、法人市民税と固定資産の償却資産、この額の変動が一番大きいと。一番多いときは、市税収入が１４６億あった。それが少ないときは１０３億まで下がった。４３億下がったわけです。これは、税収見込みの中で我々が予測する以上のこと、なかなか予測できないことだろうというふうに思っています。振り返ってみますと、液晶関連産業の進出により、１６年度、１８年度と大きな設備投資があった。それが、平成２４年度に１，０００億ぐらいの設備投資があった。それが、平成２５年度決算に固定資産の償却資産で大きく収入増となった。これがうちの状況なんだろうというふうに思います。

そうしますと、今後、大きな１，０００億というような設備投資が絶えずされるかというと、一つはされないだろうと。その１，０００億の設備投資をされたとしても、５カ年なんですね。液晶

関連の償却資産の期限は５カ年。５カ年で５％まで下がっていくという一つの要素がある。それを１点考えます。

それと、法人市民税の率が下げられました。これは２７年度で半分ぐらい影響して、２８年からまるっと影響してくるんですけれども、これの減が約２億円ぐらい考えられる。それに、土地とか家屋の３年の評価がえごとに評価が落ちていきますので、それも減収になると。

それと、先ほどまで申し上げてきたとおり、合併算定がえの８億円が３１年までかかって段階的に下げられる。そういうことを考えますと、ここの単年度の収支をずっと黒字にしていくのは、よほど努力をしないと黒字にはできないだろうというふうに思っています。

特に市税収入の動向が我々の財政に影響を及ぼすのがとても大きい。それは企業動向によりますので、なかなか予測がしづらいということもございまして、なかなか読み切れないのがうちの税収構造なんだろうというふうに思っています。

そういう意味も考えますと、これからも大丈夫なんということはなかなか言いにくいというふうに私としては考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今お話をお聞きしますと、今後も好調だとは言いにくいというご答弁でございました。ただ、１，０００億円の投資がこれから５年間続く。２５年からですので、残り３年になるわけだと思いますけれども、ただ問題としては、合併算定がえ、こちらのほうが減っていく。これも先ほどご答弁で８億円というお話だったと思うんですけれども、ありました。

ただ、過去の歳入を見ますと、昔、多いときで２４０億円の歳入があった中で、今、２５年度決算で２１０億円規模になっているということで、三十数億円減額になっています。先ほどのお話でも、１４６億円の市税収入があったところが１０３億円、４３億円減っているんだと。本当に言われるとおりの決算額がこの数字にもあらわれているわけですけれども、でも、これが減って、例えば今、不交付団体になる、あるいは交付団体という瀬戸際のところにおるわけですけれども、これまた逆に交付税がふえるというようなことは考えられないでしょうか。亀山市の市税収入が減った分は交付税がふえて、ある程度国が補填をしてくれて、だから、今の税収のままでも同じような行政サービスができるとか、あるいは今言われたように、企業の好況が続けば、亀山市はどんどんよくなっていくんだよと。

それから、先ほど宮村議員がおっしゃったように、もっと営業努力をして、企業をふやすことで、歳入をふやす努力をされれば、どんどん亀山市の財政は好転していくのではないか。そういう面については、合併算定がえによって交付税が減っていくという言われ方をされてますけれども、その対応としては、企業を呼び込んでくる。あるいは交付団体として、十分な交付税を取ってくる。あるいはそれぞれの事業に合った国からの補助金等を何とかして亀山市に落としてもらうようにする。そのような対応というのが考えられると思うんですけれども、今後、合併算定がえ等によって減っていく歳入、それに対する対応はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

普通交付税の合併算定がえにつきましては、平成２７年度以降、５カ年で段階的に縮減され、最終的には約８億円の減となる見込みでございます。

その対応でございますが、経常経費の削減、これは平成２４年度から今年度までの３カ年で約６億６，０００万円の削減をやっています。１室１事務改善では約３，５００万円ほどの努力をしております。白鳥の湯入浴料や事業系一般廃棄物処理手数料などの見直しもさせていただいたところでございます。

さらに、事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」により事業の見直しを図ることで財源確保に努めてまいる所存でございます。

大きな意味では、次の２７、２８の主要事業をどう見直していくのか。それ以降の第２次の総合計画をどんなふうにしていくのか。それと、施策に対して、事業をどのように、今、施策が目標なんですが、いろんな事業がついてますけど、事業の統合やそういうことも考えがてら、事業効果というのを見がてら、事業を考えていく必要があるだろうと。また、歳入改革についても努力をしていくと。そういう意味で、いろんなことを考え合わせてこの対応をしていかないと、なかなかこの８億円の削減には対応がし切れないだろうと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今、財務部長が答弁されましたように、いろいろな施策でもって、この削減に対する対応をしていくというふうに言われております。

ただ、今、財政を経費削減していくんだと。６億６，０００万円ですか、削減した実績もあると言われていますが、先ほど大井議員のとき、市庁舎の建てかえはどうやという話もありました。その前は、保育園もどうなんだと。先ほど市長の答弁でもありました公共施設の白書もつくられて、今後、それも統廃合とか、いろんなことを見直しながらいかなければいけない。それから、小学校のエアコン設置など、市民からの要望がたくさん今出ていると思うんです。厳しい財政状況があると。それから、今後の見通しもさほどよくないんだという今のご答弁なわけですけれども、ただ、この決算を見ていると、そんなに亀山市、暗い展望ばかりじゃないような、また市長がやられてきた６億円とかの削減によって、財政も何とかなってきているんじゃないか。そして、単年度とはいえ、９億円黒字を出していると。そんな中で、まだまだ亀山市の財政には力があって、市民要望に応えるだけのことがあるんじゃないかなと、そんなふうに思っているわけですけれども、そうして見ると、でも、逆に言えば、今あるその要望が一気にかなえられるわけではないので、徐々に一つずつ、例えば小学校の建てかえでも順次やっていっているようにやっていかなければいけない。そんな中で、やっぱり我々としては、市民要望の中で、先ほど子供のお話もありました。そんな中で、保育園はどうなるんだ、小学校もこの暑い中、エアコンの設置はどうなんだという話があります。また、今度、川崎小学校が建てかえになります。その中でエアコンをつけてほしいという話もありますので、そんな中、この財政を見れば、できるんじゃないかと私は思うんですけれども、その点、どんなふうにやっていくのか。まだまだ厳しい財政だからできないのか、いやいや、この財政が好転している今こそ、やっていくべきなのか、その辺について、市長の見解はいかがなものか、お聞

かせください。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私が市長に就任させていただいた平成２１年度というのは、リーマンショックの直後でございました。経済全体が非常に低迷をしておったということ。それから市税収入が、平成２０年度は１４６億でございましたが、それ以降の市税の減収が極めて明確に予測ができたときであります。さらに、斎場の建設とか、中学校２校の建設等がございましたので、少し触れていただきました平成２５年度が起債の償還のピークであると。そのときに予定しておった起債償還額は３０億の大台に乗ると。当時公債費が２２億でございましたが、数年後には３０億まで伸びるという予測の中に、さまざまな中期財政見通しをお示しして、共有しながら、何を優先すべきかという取り組みをスタートさせてまいりました。２２年度から５年間で８０億円の財源不足という厳しい局面からのスタートでございました。

そういう中で、庁舎の建設、それから、議員がご就任前でございますが、南部の自然の森公園約１５億の構想が動いておりましたし、和賀白川線の整備がありました。したがいまして、これら大型事業につきましては、凍結、廃止、縮小という厳しい判断をさせていただいたところでございます。

一方で、今、市民要望とおっしゃられましたが、小学校や乳幼児のいろいろ次世代育成にかかわる分野につきましては、可能な限り重点的に配分をしながら進めてまいりました。例えば東幼稚園の建てかえ、井田川小学校や亀山東小学校の教室の増設、さらには全校のトイレの洋式化等々、それから、県下に先駆けまして小・中のエアコンの設置、これはサマー教室と、それから特別支援教室を優先して、多分三重県下ではトップクラスの一角を占めておるというふうに認識をいたしております。

このような中で、今後の法人市民税や固定資産税の減少傾向と、２７年度以降の普通交付税の減額による財源不足は全く明らかでございますので、いわゆる２５年度は非常によかったということで、単年度の財政状況に合わせる一喜一憂ということではなくて、中・長期的な視点での財政運営を行っていく、そういう行財政運営が本市にとりましては、次の世代へもしっかりつなげていく、そういうことになるんだろうと強く思いながら運営をしてまいったところでございます。

今後も引き続きまして、市民ニーズ等々は多様でございますので、これらをしっかりと把握しまして、何を優先していくのか。これは議会の皆様とのさまざまな議論もあろうかと思いますが、こういう中で、しっかりと把握をして、全体像の中で計画的かつ持続可能な行財政運営を図っていくと。このことに尽きようかというふうに認識をいたしております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

市長の見解ですと、次世代に対する手厚い支援は今後も続けていくんだと。それから、エアコンについても、小・中学校のサマー教室とか特別教室については、三重県下でも誇れるぐらいのエアコンがついているんだと。ぜひサマークラスだけと言わずに、全教室につけていくんだというよう

な思いを聞かせていただきたいと思うんですけど、優先順位をつけて、計画的に今後もやっていくというふうにお約束いただいたというふうな感じで、私はできれば、本当に市長が言われるように、次世代につながる政治をどんどんどんどん亀山市の市政をやっていっていただければなと思います。

ちょっと話は変わるんですけれども、現在、実質収支比率というのが、亀山市は７．５％という数字です。これは３から５％が望ましいというふうになっています。この実質収支比率というものについてはどのようにお考えか、ちょっとご答弁をお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２５年度における亀山市の標準財政規模は約１３３億でございますが、財政規模に対する実質収支の割合を実質収支比率といいますが、実質収支比率は、標準財政規模や予算規模の大小、財政運営の考え方により比率が変動するものでございます。例えば決算において、予算に対する不用額が多くなると実質収支額が増加するため、比率も高くなりますし、予算残を使い切れば実質収支額が減少するため、比率は低下いたします。本市の実質収支比率は、平成２５年度は７．５％、平成２４年度が７．６％となっておりまして、類似団体の平均を見ますと、平成２５年度は未発表でありますが、平成２４年度が７．１％、２３年度が７．４％でありますことから、本市の平成２５年度実質収支比率７．５％は、当市の財政運営の考え方の中では一概に高い数字であるというふうな認識はしていないところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の答弁ですと、７．５％はさほど高い数字ではないと。他市を見ても、７％台にあるということで、ただこれは結局不用額であったり、予算を使い切っていないという部分ではありますので、やっぱりこの辺は使うことも市民ニーズに応えていく一つであると思いますので、しっかりとやるべきことをやっていただくということでは、先ほどのご答弁もいただきましたので、次の今後の見通しというものについてお聞きしたいと思います。

現在、先ほどから申していますけれども、経常収支比率などがだんだんとよくなってくるであろうというところを見ながら、財政調整基金も積み増しされ、健全化が達成されてきます。ただ、今後の見通しについてはまだまだ予断を許さない。それから、よくなっていくとは言い切れないというふうにお答えをいただきました。

でも、単年度とはいえ、これだけの黒字が上がっています。そうすると、一般企業なら株主還元があるわけですけれども、やっぱりこれは市政ですので、市民への還元をしていかなきゃいけない。そして、市税がこれからも減少傾向にあるという中で、どんどん対策をしていかないかん。先ほど上田財務部長がいろいろな対策を打っていくんだということを言われました。ただ、はっきりといろいろというわけではなくて、やっぱり亀山市として、主に重点を置いて、これだけはやっていかなきゃいけない。それから、ここだけは押さえておかなきゃいけない、そういうものがあって、市長の思い、それから今後の方針について、市長の答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の行財政改革大綱、平成２４年の１０月に改定をさせていただきました。ご案内のとおりでございますが、その中で、３つの基本政策、それから１５の具体的な取り組みをあの中に明記させていただいて、実施計画へ落とし込んでおります。その中には、特に財政改革にかかわる話からいきますと、例えば、これも数年前には、先ほど竹井議員が医療センターの損失に対する補填のあり方、こういうものに対してご指摘がございました。あの時点で、いわゆる民間の企業であれば当たり前であろうと思いますが、財務処理として、毎年度の単年度損失を一般会計で全部拭いてしまうと。ゼロにすると。そして、当時、オープンから２０年近くなっておりましたが、累積の、いわゆる一般的に累損と言われるものについてはゼロであるという財務処理というのが果たして適正なのかどうか。そういうところから問題意識がスタートいたしております。そういう意味では、一般会計から他会計、事業会計や特別会計に約十数億、２０億近い金額が回っておると。いわゆる連結的なそういう視点で財政を見ていかなくてはならないという意味で、特別会計、事業会計の適正化に向けた取り組みなんかもこの数年、今まだまだ途上でございますが、同時並行で進めてきておるところでございます。

いずれにいたしましても、あそこに示しております１５の具体的な取り組みを確実に、これはまあ重層的な取り組みでございますが、一つずつ物にしていくということが大事であろうと思っておりますし、また来年度以降の行財政改革大綱の整理をしていかなくてはならない局面でございますので、今後の展開もしっかり見据えて、行財政改革を進めていくという思いで臨んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

市長のおっしゃられるように、他会計のところへ一般会計からお金を入れていかなきゃいけないということでは、幾ら一般会計で頑張ってもだめだというふうなことですので、やはり一つ一つの会計を健全化していくということも大切だと思います。

それから、行財政改革は、いわば出るを絞る部分が多いと思いますので、先ほども話にありましたように、収益を上げる、歳入をふやす、企業をふやす、そういうところの努力もまたしていっていただくようにお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次は、亀山市補正予算の第２号、第６款の農林水産事業費ですね。みえ森と緑の県民税市町交付金事業の３６０万円についてであります。

こちらの交付金の目的と、それからこの交付金の使い道について、若干ご答弁をいただきたいと思いますので、ご説明をお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

みえ森と緑の県民税市町交付金の、まず交付目的でございますが、三重県では本年４月からみえ

森と緑の県民税を導入いたしまして、この税収により、県と市町が災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを進めることとなりました。市町につきましては、税収の一部を県が定めた３つの原則に基づき、地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開するために必要な費用として交付されるものでございます。

次に、内容でございますが、今回の補正に計上いたしました、まず委託料のほうでございますが、６０万円のうち、安全な通学路整備事業につきまして、まず計上させていただいております。それからもう一つは、ＤＶＤの作成につきまして計上させていただいております。

次に、補助金の内訳でございますが、まず一つは、里山・竹林生活環境保全支援事業として計上させていただいております。２つ目は、かめやまの木づかい支援事業としてでございます。３つ目、最後といたしまして、緑あふれるまちづくり支援事業として補助金を計上させていただいているものでございます。以上でございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今言っていただいたように、県民全体で森と緑を支えていく運動だということです。ちょっとボードを用意させていただきましたのであれなんですけれども、先ほど言われましたのが、この５つの基本的な施策ですか。まず大原則があって、３つの原則があって、まず既存事業にまきかえることはできない。それで、新規の取り組みでなければいけない。それから、この５つの対策に沿った方針、産業振興を目的としないといった内容になっています。

その中で、今言われたのは、最初が暮らしに身近な森づくりです。これでＤＶＤをつくって、ＰＲをしていくんだと。それから、森を育む人づくり、これ通学路整備をするということでした。それから、空間づくり、木づかい事業をする。これらをそれぞれやられていくんだという説明であります。

今、ちょっと疑問に思ったのは、通学路の整備をしていくということですけれども、使用例には、道路沿いの倒木となるおそれのある危険木を除去し、暮らしの安全を図るというようなのが三重県から示された使用例です、この交付金の。ただ、通学路の安全確保に使うというのは、当然危険木なので、除去するのが目的に合っているとは思うんですけれども、ただ通学路に関しては、今までやってこられなかったのかということが１点疑問に思うわけです。既存事業のまきかえはできないというのが３つの原則にありますから、通学路の整備を今までやってきているのであれば、その予算のまきかえに当たるのではないか。逆に、何も今までしてないよというんであれば、じゃあ通学路の安全はどうやって図っていたのという疑問が湧きます。この点についてはいかがか、ご答弁をお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

通学路の安全の確保の事業の関係でございますが、これまでは、通学路沿いの危険木につきましては、道路管理者が地域や樹木の所有者に伐採してもらうように依頼をしておったところでございます。

しかし、所有者に伐採してもらうまでに時間を要すること等もございまして、子供たちの登下校時に、風や地震等によりまして倒木して、被害を及ぼすことが懸念されますことから、今、議員もおっしゃいましたように、今回県が示した対策２の暮らしに身近な森林づくりの事業例ということで、通学路沿いの危険木を伐採、除去し、通行の安全確保を図ることといたしたものでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

通学路の安全確保、今までは持ち主、所有者にお願いしていたと。それでは話が進まない。やってもらえないので、このお金を充てるということですけれども、やっぱり基本原則として、それはそれで、しっかりとやっていただかなければいけないのじゃないかなと。通学路以外の道も当然危険木が出てくる可能性もありますので、これからこの補助金を使って、今後は木を伐採していく、あるいは道路の木はこのお金で使っていくんだということになりますと、持ち主の人が何もしなくていいよというような感じにならないのかなという危険を感じますが、その点について、市のほうとしては、どこまでを市のお金、あるいはこのみえ森と緑の県民税の市町交付金で賄って、持ち主にやってもらうところはどうするんだというところの区分はどのように考えてみえるのか、お願いいたします。

○副議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この通学路の危険木の除去につきましては、あくまでも原則通学路ということで限定をしたいというふうに思っております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

この質問については、とりあえず置いておきます。

今度、補助金の話なんですけれども、市内の里山や民家周辺の竹林整備というのをしていくということですけれども、こちらの民家周辺の生活環境の整備、あるいは竹林の整備というものは、今まではされてこなかったのかという点はいかがでしょうか。

○副議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本市におきましては、平成２０年度から関町市瀬地内の市有林約８ヘクタールを活用いたしまして、亀山会故の森というのを、市内企業、あるいは市民、行政で整備活動を行ってまいりました。また、加太梶ケ坂地内でも市有林４．２ヘクタールを森林公園として整備いたしまして、今現在、いろんな市民の活動グループによって利用をいただいております。このような活動を今後市内各所の里山等に拡大するために本事業を行いたいという考えでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

これも里山を拡大していくためということですが、今までも里山はあって、現実に森林公園も補助金を出してつくってきたわけですので、これは新規事業なのかなという疑問が起こります。

それから、あとは、そういう活動をする団体に補助金を出すというようなことも今議会の資料としていただいた活用計画にあるわけですけれども、こちらのほうは、５カ年計画で１４団体に各１００万円を出して、いろいろな整備に力を入れていただく。森と緑のために頑張っている団体を補助していくということになっております。これ、５年間で１回しか出ないし、この交付金自体が５年間しか出ませんので、この１００万円でやることが今後継続的な森と緑を育てる活動につながっていくのかという点についてはどのように考えてみえるのか、お聞かせください。

○副議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今おっしゃった里山・竹林生活環境保全支援事業のことでございますが、まずこの事業につきましては、補助金交付申請時に申請団体から維持管理誓約書を提出していただく予定でございまして、継続的な活動をすることをお約束していただいた上で、１団体１回限り、３年以内で１００万円を上限として補助金を交付いたしたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

これ、予算の配分が各補助金の予算配分にのっとっていくと、１，４００万円ということになっています。この次に出てくるのは緑あふれるまちづくり支援事業ということで、市内に緑をふやすという事業をする方に今度は予算が配分されています。これですけれども、去年でしたか、市内の事業者の人たちと話していると、工場の中を緑化しなければいけないという規制がありますけれども、亀山市みたいな緑の多いところでそんなに緑化が必要なんですかというお声もありました。また、市内には街路樹が道路に植わっていますけど、子供の安全性とかを考えると、街路樹はなくてもいいんじゃないですかという声もありました。今、亀山市って、そんな緑が少ないわけでもない。自然にあふれているというのが、亀山市の広報を見ても、市長がお話しされるときでも、緑あふれる亀山市というようなことは常に枕言葉のように使われています。そんな中で、この使い道が妥当なんでしょうか。その辺についてはいかがお考えですか。

○副議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員おっしゃいましたように、本市におきましては緑があふれておりまして、市域の約６３％が森林でございます。公園や街路樹などの公共施設における緑も存在するわけでございます。さらに、この交付金を活用いたしまして、地域や工場、事業所の緑化活動を支援いたしまして、地域の身近な緑の環境づくりをさらに行いたいという考えのもとで、本補助制度を始めたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

あと、木づかい事業というのについても予算がついているんですけれども、ちょっと時間がないので、次、大きく行きますと、今、一つ一つ補助金と、それから業務委託について出しましたけれども、これ全部、県が出したメニューにのっとって、全て当て込んであるんですよね、予算が。県が各市町にこの交付金を交付した意義というのは、市町の実情に合った交付金の使い方をしてほしいと。例題としてはこういう使い方をしたらいいですよというのを書かれていて、その例題に沿って、今、予算配分がされて、使う計画を立てられているんですけれども、これが本当に亀山市の実情に合った、県が求めている、市町で自由に使ってくださいというのに当てはまるのかどうかということが、私、非常に疑問に思うんですよ。本当にこれが、例えば三重県内であれば四日市や鈴鹿のように商店街が多いところ、あるいは人口の多いところに対して、亀山市のように、先ほども言われましたが、６３％が森林であるというところに対して使う予算の使い方として、本当に妥当なのかなあというのは非常に疑問です。今年度は６４０万円でしたっけ。５年間で相当な金額が入ってくるのに、使い方がもったいないなあというような気がするんです。

市長がいつも言われる亀山市オリジナル、亀山モデルという言葉をよく使われますけど、それのように、やっぱり亀山市としてしっかりと考えた上で予算配分をしていただいて、こんなまちづくり、三重県の森と緑をこんなふうに生かしていくための亀山市の特性を生かした亀山市の予算の使い方、そういうものについてはどのように考えられたのか、その点について、お願いいたします。

○副議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

県民税の使い道の話でございますが、この県民税につきましては、県においてももうかなり以前からこの議論をされております。私も森林林業担当の室長のときに、県に対して、市町の自由意思で、かなり裁量のある使い方をさせてほしいという意見を述べたこともございます。今回、今、議員おっしゃったように、県が定めた３つの原則、そのうち５つの対策があるわけですが、かなり私もこの使い方の対策については、市町の自由意思がなかなか入り込む余地が少ないというふうに考えておりますので、県のほうも、５年間この事業を実施されて、その辺の検証をされて、見直すというふうに言っておりますので、私どもとしても、県に対して、もう少し市町の自由裁量が働く交付金の使い道にさせてほしいという要望を今後行っていきたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

そうですね。やっぱりせっかくの財源でございますので、有効に使っていただいて、また亀山市のオリジナルというか、亀山市に見合った使い方をぜひしていってもらえるように要望しておきます。

それでは、次の、もう時間が余りありませんけれども、補正予算の第１０款教育費の教育研究費ですね。ここでは、学力・体力向上支援事業に９６万円使われております。こちらのほうは、副市長の補足説明では、土曜日授業に割り当てるお金だというふうなご説明もありました。こちらのほ

うは県費が２１４万円出ております。この９６万円の中には、旅費、それから講師謝金とあります。どのように使われるのかということについて、簡単にご説明をお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今回補正を提案いたしました学力・体力向上支援事業につきましては、平成２６年度土曜授業推進事業の県委託金の内定に伴うものでございます。本事業につきましては、土曜日の授業の充実に資するために、外部人材等の活用など、実践的な研究・検証を行うことを目的としており、そのため、市教育委員会は土曜授業の実践推進校を指定するとともに、学校教育関係者、ＰＴＡ関係者等から構成する検証委員会を設置するものでございます。経費の主な使途といたしましては、先ほどお話しございましたが、外部講師等の招聘に係る講師謝金や土曜授業実施検証委員会委員による先進地視察等に係る旅費、その他、消耗品となっております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

この県費が出てきて、研究や研修に充てるお金が出てきたということで、土曜日授業についてそれらを充てるということでございますけれども、その中で、一般財源は減額されています。もともと一般財源として上がっていたということは、予算当初からこの土曜日授業が計画されていたのかというところが１点疑問に思うところであります。

それと、県費が出てきたから土曜日授業をするのか。一般財源でもともとあったのかというところが１点と、県費が出てくるのは、各市町、全市町に県費が充てられたのか。亀山市がぜひうちに研究費を下さいということでいただいたのかという点についてはいかがでしょうか。

○副議長（中村嘉孝君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

一般財源減額のことでございますが、これは、教育研究事業の中で、学力・体力向上支援事業とは別事業でございます道徳・人権教育推進事業におきまして、平成２６年度道徳教育総合支援事業の県委託金の内定がありましたので、一般財源より１７万１，０００円の減額を行うものでございます。土曜日授業につきましては、その土曜授業としての予算は当初には盛ってございません。

そして、先ほど申しました土曜授業推進事業の県委託金でございますが、こちらにつきましては、県内で今のところ津市と亀山市のみとなってございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今答弁がありました津市と亀山市のみということでありましたけれども、先ほど言いましたように、県から津市と亀山市に特別に渡そうと言ってきたのか、亀山市のほうから、ぜひうちに下さいと言ったのかという点についてはいかがなんでしょうか。

○副議長（中村嘉孝君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

失礼しました。県のほうからの薦めもあって、亀山市が手を挙げたという状況でございます。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

時間もないのであれなんですけれども、今言われたように、県のほうからの薦めもあったけれども、最終的には亀山市のほうから、みずからぜひ下さいというふうに手を挙げたというご答弁でありました。

ということは、やっぱり亀山市は土曜日授業について、研究、研修について、非常に前向きな姿勢を持ってやられていくんだろうなというふうに思います。この土曜日授業がどうなるか、土曜日授業の細部については、私、一般質問のほうでも入れておりますので、また聞かせていただきます。

きょうは、その中で、予算を組んで亀山市がここまで力を入れてやるんだというところでありますので、今、亀山市が土曜日授業をどのように捉えて、今後どのような位置づけとしてやっていくのかという点についてはどうなんですか。教育長ですか。土曜日授業の捉え方、それから、今後のやっていき方というか、検証していく中でどのようにしていくのかという点についてはどのようにお考えか、ご答弁をお願いします。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど次長がご答弁申し上げましたように、今年度は検証の期間というふうにしてやっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今年度は検証していくということはわかりました。ただ、他市が県から予算をもらっていない中で、津市と亀山市だけは予算をもらっていると。この予算をもらってくるということは、やはり予算を執行していくための何らかの計画があるからこそ予算が必要になってくると思うんですよね。ということは、その検証の中にも、どのような検証をしていくか。そして、その検証の結果をどのように受けてやっていくか。実際、もっと言えば、県は土曜日授業を推進していこう。どんどん広げていこうとしているわけですから、当然その分については、亀山市も県の考え方に沿っているから予算がおりるのか。あるいは、そんなことはないよと。全くフラットな状態で検証していくんだよということなのかという点もぜひお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

この件につきましては、亀山市といたしまして検証委員会というのを設けておりますけれども、これは他市ではこういった形でされてなくて、教育委員会の関係者が提案をしていくという形でさ

れたように聞いております。亀山市の場合は、こういった委員会を設けまして、さまざまなお立場の方から、保護者の方も含めまして、意見を聞きながら検証していくという形をとっておりますので、そういった点がまた県のほうからお声もいただいたのかというふうには思っております。

○副議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

他市にはない検証委員会があって、それが県から認められてということで、何かちょっと私の聞きたい話と若干ずれているようには思うんですけれども、今後、やっぱりこれは、検証とは言いますけれども、子供たちにとっては日々が実践、実証でありますから、その中で、言い方は失礼ですけれども、子供たちを実験に使っているようなものですから、やっぱりそこにはしっかりとした方向性がなければいけないと思います。その中で、検証委員会に任せているからということで答弁を逃げられたように感じますので、その点については、しっかりとした教育委員会の考え方というものが絶対にあると思いますので、その点を本当は聞かせていただきたかったんですけれども、時間もなくなってまいりましたので、また一般質問のほうで土曜日授業については詳しく聞かせていただきますので、本日はこれで質問を終わらせていただきます。

○副議長（中村嘉孝君）

１番　西川憲行議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時５６分　休憩）

（午後　４時０５分　再開）

○副議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第５４号亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてであります。

これまで、消防長及び消防署長の資格については、消防組織法第１５条で政令で定めるとしていたのを市条例で定めるようになりました。このことは評価できるんではないかというふうに思います。

条例では、消防職員として消防事務に従事した者と、もう一つ、行政事務に従事した者で、部の長の職に２年以上あった者というのがあります。

そこで、任命権者である市長にお聞きしたい。

消防職員として消防事務に従事した者の適格性というのは理解できるんですが、条例では、それと同等に、部長経験２年以上の者も資格があるとされております。長く行政事務に従事した者が消防職員と同等に適格と言えるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

１８番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

今お触れいただいたように、今後、亀山市消防長の資格については、改正された消防組織法が平成２６年４月に施行されたことに伴い、政令で示された基準を参酌し、亀山市の実情に応じて条例で定めることといたしました。その資格は、触れていただいたような状況でございます。

その中で、議員お尋ねの趣旨でございますが、消防長という職制に求められる能力、これは当然消防実務の経験が豊富であるということも一つであろうかと思います。現場に精通しておるということは一つであろうと思います。さらに、消防行政をつかさどる責任者でもございますので、いわゆる行政に通じておる、精通しておるという能力も求められようかと思います。

そして、何よりも私自身は本当に強くここは大切なことだろうと思いますが、消防職員全体を統括する責任、ご案内の消防組織職員、条例定数で８３名という大世帯でございまして、これを統括管理する任務ができるか否か、このことについても非常に重要な要素ではないかと思っております。

これらのことを踏まえまして、もちろん消防のプロパーは当然でございますし、あわせて市の行政の、特に市町村の長の直近の下位の内部組織の長を経験した、そういう能力、あるいは経験を対象にするという考え方が組み込まれたものでございます。

いずれにいたしましても、これらを総合的に判断して、適格な方がこの任を担っていただくということを任命者としては当然適材適所で考えていくということになろうかと考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私が思っていたのと大体市長が言われたのと珍しく一致しまして、確かに消防という現場に精通している。それから、８３名の消防職員を束ねていくリーダーシップが発揮できる人という、そういうことがやっぱり消防長には求められるんだろうというふうに思いますし、確かにこの条例上、優劣はつけられないんだとは思いますけれども、実質的には、まず消防職員でそういう経験もある、能力のある人からまず適格者を探して、どうしても適格者がいない場合は部の長ということも選択肢としてはあるんだというふうな理解をしておきたいと思います。

私は、この問題については、行政事務に従事した者がだめだという趣旨ではありません。まずはやっぱり消防職員の中で適格性がある者を優先してという考え方で任用すべきではないかということを申し上げたかったということであります。

次に移りたいと思います。

議案第５８号平成２６年度亀山市一般会計補正予算であります。この中の総務費の総務管理費の中に社会保障・税番号制システム導入事業として１，７００万円ほどが計上されています。

この社会保障・税番号制システムというのは、よくマイナンバー制、国民総背番号制というのかな、昔は。こういうことで、国民一人一人に番号をつけて、税や社会保障などの個人情報を一元的に管理するというようなものだというふうに言われています。

政府は来年の１０月から個人番号を記載した通知を住民に発送し、２０１６年の１月から個人番号カードの交付や利用、そして２０１７年の１月からは行政機関同士の情報連携を始めるというふ

うに言われております。

そこで、私、これらの問題は６月議会でも質疑をしたんですけれども、改めてマイナンバー制、情報としてどういうものが含まれてくるのかということをまずお聞きしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

社会保障・税番号制度につきましては、国民一人一人に１２桁の番号を割り当てる。議員ご指摘のとおりでございます。

それで、どのようなものがその中に該当してくるのかということでございますが、６月の補正でも議員からご指摘をいただきましたが、まず６月の補正で計上させていただきました分、これは総務省からの補助対象分ということで、これにつきましては住民基本台帳システムの導入費用でございました。それで、今回、９月に補正を計上いたしましたものは、厚生労働省からの補助対象分ということで、具体的には生活保護、障がい者福祉、児童福祉、国民健康保険、国民年金等の各システムの導入費用でございまして、これに住基システムをあわせたものが現在関連してくる情報ということになってまいります。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

６月の時点で住基関係、いわゆる住所、氏名、生年月日、性別というようなものですね。それから、今回は年金やとか、医療やとか、保険やとか、いろんな福祉に関係するようなものを入れていくというふうなことになっているわけです。ここにマイナンバー法案における地方公共団体の事務等についてという、これは内閣官房が出している自治体向けの資料なわけですけれども、この中に、今言われたように、年金給付の支給に関する事務であるとか、雇用保険等の事務、児童扶養手当や生活保護、介護保険、健康保険、公営住宅に関する事務、さらに税務当局に提出する資料、確定申告とかそういうものですわね。こういうものが対象になってくるんだというふうに言われておるわけです。今、私たちの生活に物すごい範囲、広範囲にわたっての情報がこのマイナンバー制で一元化されていくということになってくるわけです。

例えば、一つだけ例をとれば、健康保険の保険給付の支給やとか、保険料の徴収という事務を、いわゆる情報として集めていくということになると、例えば私がいつ、どんな病気で、どこの病院にかかって、医療費を幾ら払ったかという情報も全部一元化で収集されていくということになると思うんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○副議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、国におきましては、先ほど議員がおっしゃられた医療分野での番号制度についても導入するよう、将来的には医療機関の関連情報ということで導入いたしたいと、そのような予定というふうに伺っております。

しかしながら、現在でございますが、私、先ほど申し上げました医療分野は現在のところは対象

に含まれておりませんので、住民基本台帳、税、社会保障情報といった情報のみを対象にしておりますもので、現在、万が一情報漏えいがありましても、ご指摘の内容が流出するということは現在のところはないものというふうに認識をしております。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

現時点ではない。ただ、この問題については、どんどん拡大をしていこうというような方向で議論がされています。例えば、今言われているのは、政府の税制調査会の中で、４月８日でしたかね。記事で出ておりましたけれども、マイナンバー制と口座番号を結びつけるという方針で一致したというふうな報道がされております。つまり、今、約１０億ほど口座の件数があるらしいですけれども、その口座とこのマイナンバー制とを結合させていくと。そうすると、例えば服部孝規という人間の名前から口座番号、それから内容がたどれるというような、こういうことにまで拡大をしていく。こういうことになってくると、それこそ本当に私という人間の情報が全て一元的に管理されていく。一つ間違えば、全部情報が出てしまうというおそれがあるんではないかということを感じるわけであります。

さっきの答弁の中で、住民基本台帳のほうが６月議会で補正で予算が上げられたということでした。住基ネットというのがありますわね。住民基本台帳ネットワークシステムという、これ当時、僕は当時の市長に、市長、住基ネットのカードを持っていますかと聞いたら、市長は持ってないと言われました。それぐらい、住基ネットというのか、住基カードは浸透してなかったんですね。こういうものが今回もまた使われるわけですけれども、現在の時点で住基ネットですけれども、どれぐらい普及しているのか、活用されているのか。この点について、お伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

住基カードの普及率はどうかというご質問でございますが、平成１５年８月から住民基本台帳カードの交付を開始いたしまして、平成２６年９月１日現在での交付枚数は１，２７８枚でございます。よって、普及率でございますが、約２．６％となってございます。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

当時も言ったんですけれども、本当に多額の税金を使って、本当に効果があるんですかということを聞きました。当時、本当にこれを使うと便利になるんですよと。市民にとって便利になりますよということばかりが言われて、本当にそれだけ使うだろうかという部分が余り議論されなかったんですね。やっぱり費用対効果で見ても、今の時点で問題あるんではないかなというふうに今の時点で感じています。

もう一つ、この問題として私が言いたいのは、先ほど言いました内閣官房が出している説明資料によるとこう書いてあるんですね。マイナンバー法に記載した個人情報の提供については、地方税情報を含め、守秘義務が解除されると、こう書いてあるんです。

また、もう一つは、情報提供システムで提供の求めがあった場合には、マイナンバー情報を提供する義務があると、こういう説明がされています。

私、長いこと公務員をしてましたんで、地方公務員法、守秘義務というのは頭にたたき込まれていますけれども、公務員法、それから地方税法でしっかりと職員の守秘義務というのが定められています。そういう中で、この法律は改正されてませんので生きているわけですけれども、このマイナンバー法ができて、こういう守秘義務が解除できるんだということになると、ちょっと待ってくれということになるわけですね。

それからもう一つは、同時にこれもお聞きしたいんですけれども、市の個人情報保護条例というのが市が持っておる条例ですけれども、この中に、個人情報の目的外利用等の制限、例えば税の関係で持っている情報は税以外に使ってはなりませんよということですわね。こういう制限があるわけですね。ところが、こういうものが外されていくんではないか。だから、一つは、公務員法とか地方税法の守秘義務とこのマイナンバーとの整合性がとれておるのかどうかということが一つと、もう一つは、市の個人情報保護条例と今回のマイナンバー制というのが矛盾しないのか。整合はとれておるのかどうか、この点について、お聞きしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、これまで我々公務員につきましては、地方公務員法第３４条の規定によりまして秘密を守る義務を有し、反すれば、１年以下の懲役であったり、３万円以下の罰金。地方税法におきましては、それよりもなおきつい懲役なり罰金が示されているところでございます。

また、市の個人情報保護条例、これ議員おっしゃられたことですけど、１１条におきまして、個人情報の目的外利用の制限、こういうものもうたっておりまして、こうした法律や条例に基づいて、今まで守秘義務を果たしてきたところでございます。

こうした中で、番号法が制定されて、その中の２２条において、これも議員ご指摘のとおり、情報提供ネットワークを通じて情報照会のあった場合には、情報提供者に回答義務を課すということをうたっておりまして、法律上規定された情報請求については、提供義務を履行するための正当な行為として許容される。つまり守秘義務違反とはならないというふうな法律改正というか、番号法の中でそのようにうたわれているところでございます。

それと、保護条例につきましては、これもご指摘のとおりでございますが、現在の場合で目的外利用でございますと、これはこのままでは通りませんので、条例改正が必要になってくるものというふうに認識をしております。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今の答弁で私が思ったのは、結局法律と法律、いわゆる上位法令でも何でもないわけですね、マイナンバー法というのは、地方公務員法とか税法から考えると。であるにもかかわらず、何か地方公務員法や税法が規定していることを解除できるという、いかにも優位に立ったような、上位の法律のような、そういう立場にあるんではないかなと思うんですけど、この辺のところはやっぱり私

は問題だというふうに思います。法律を一つつくったら、ずっと続いてきた守秘義務も解除できるんだというような、こういうのもちょっと乱暴なやり方ではないかなというふうに思っています。

それから、最近の問題では、ベネッセで非常に個人情報が流出するという大問題が起こりました。子供の情報がお金になるというのが動機だったというふうに言われています。今回流出したデータには、子供の氏名、住所以外に、生年月日、性別が含まれるということなんですけれども、ただこれだけが漏れるのかというと、ある専門家が言うのは、これを他の事業者の持つデータと突合することで、個人を絞り込んだり、特定できたりする可能性が高まったんだというようなことをこの事件について語ってみえました。

こういうことが現実問題として起こっているわけですけれども、情報として値打ちのあるもの、これはやっぱり常に流出の危険があるというふうに私は考えるべきだろうというふうに思います。

ベネッセで思ったのは、一旦出てしまうと何としても取り返しがつかないんですね、出てしまった情報というのはね。だから、そういう意味では、非常にこういう問題はシビアに考えていかなきゃならんだろうというふうに思います。

６月議会でこの点もお伺いをしました。そのときに、山本部長は、リスクは比較的小さいものと認識しているとか、現在の防止対策で対応できるというような答弁をされたというふうに記憶をしております。今回、こういうベネッセのような事件ですね。例えば子供の情報がお金になる。一元化された情報がお金になるというようなことで情報流出が起こるということも危険性としてはあるわけですけれども、こういう事件が起きても、やっぱり今でも同じ認識で見えるのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘の企業の大規模な情報漏えいにつきましては、内部からの漏えいであったというふうに認識をしておりまして、本市におきましても、情報漏えい対策として職員の意識向上というのは当然図っていかなあかん大事な問題であると思っています。

それと、これもご指摘がありましたが、現在は住民基本台帳と社会保障情報、これに限って進めさせていただくということでご提案をさせていただいておりますところで、例えば医療情報でありますとか、さらなる情報を拡大していくとなると、さらにベネッセのような問題が起きてまいりますもので、最低限の情報につきまして現在進めさせていただいて、今後、それを関連していく情報につきましては慎重に対応していかなくてはならないと、そのように認識をしております。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私、この問題を取り上げたのは、もちろんもう法律は通っていますので、どうこうという問題ではないと言われる方も見えるかと思うんですけれども、やっぱりこの問題、ほぼ大丈夫だというような次元で済まされる問題ではないと思います。やっぱり取り返しがつかないという問題、これは重大に考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

現在のように、ハッキングだとか、成り済ましだとか、情報漏えい・流出というようなことがし

ょっちゅう起こっているというのがマスコミで情報として出てくるんですけど、やっぱりこういうことが起こるような社会状況の中で、一元化というのはやるべきではないというふうに思うんですよ。分散化させておく、情報はあくまでも。たとえ漏れたとしても、それが小さな範囲でとどまるような、やっぱり分散化をするという方向が本来ではないか。こういう危険な状況の中で、どんどんどんどん一元化を進めていく。さっきも言いましたように、口座までもひっつけてしまおうというような国の動き、政府の動きというのは、私は非常に問題があるんだろうということで取り上げさせてもらいました。

意外とこの問題というのはマスコミとか国会の議論も低調でしたし、知られていない部分があるんですけれども、まだ日はありますので、しっかりと議論をする必要があるんだろうというふうに思います。私はやっぱり１００％安全だと言うことができない限り、一元化はすべきでないということを申し上げて、次の問題に移りたいと思います。

最後に、議案第６３号、平成２５年度亀山市一般会計決算です。予算決算委員会がありますので、多くは言いませんけれども、１点だけお聞きしておきたいと思います。

この２５年度、きょうも議案質疑で多くの方が言われましたけれども、編成時に１１億８，０００万財調から取り崩して、最終決算ではその１１億８，０００万円を全て財調に戻して、来年度へ繰り越す額を除いた実質収支の額でも９億９，０００万の黒字になったと、こういう決算であります。この９億９，０００万のうちの半分が自動的に財調へ、だから５億円の財調がさらに積まれるということですね。９億９，０００万円の実質収支の黒字ということなんですね。

決算を見ると、内容はもう皆さんお聞きになったんで繰り返しませんけれども、やっぱり市税で２億８，０００万、地方交付税で２億２，０００万、それから国や県の支出金・補助金をずっと見てみますと、大体６億円ぐらい当初予算よりも上回っています。補正予算の財源としては、前年度繰越金が４億５，０００万ほどありますけれども、一方で、市債を４億７，０００万ほど減らしていますので、この分は差し引きとんとんだろうというふうに考えて、市税であるとか、交付税であるとか、それから国・県の支出金・補助金、こういうものが合わさってこういう決算になったんだろうというふうに思います。

そこで、私が聞きたいのは、予算編成時に見込めなかった収入というのが多かったということですね、今回。それを使わずに、全て財政調整基金に戻すんだというような方針だったのかどうか、そこの点をお伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

当初から財政調整基金へ戻すというような方針は持っておりませんでした。それは、税収が９月でふえてきたとか、元気づくり交付金をいただくようになったとか、国・県の交付決定がなされてきて、どういう状況になってきたかということも踏まえて、最終的に財政調整基金からの繰り入れをゼロにしたという形でございます。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私が、この問題で１点だけ捉えたんですけど、言いたいのは、１２億ほど財調を崩して予算を組んだわけですから、そういう意味では、予算編成のときに各部署から出された要求をかなり厳しく査定をしたんではないかと。要するに、それだけ財調を崩さなければ予算が組めないという状況ですから、そういう意味で、例えば２６年度の予算なんかを見てみましても、学校の施設とか、保育園とかいうような福祉施設、こういうところの修繕とか、それから道路もそうですね。生活道路の修繕、側溝の修繕なんていうようなものも２６年度で大きく１億円ぐらいですか、道路のあれは。そういうものもあると思います。だから、修繕はいずれしなきゃならないのであれば、そういう想定外の財源が生まれたときに、例えば補正予算ですので限られた使い方しかできませんけれども、やっぱり早く修繕はしたほうがいいというふうに思いますし、そういう意味で、１億でも２億でもそういうお金を、例えば修繕に回すとかいうようなことが考えられなかったのかどうか。

それから、もう一つ思うのは、平成２３年度でしたか、住宅リフォーム助成制度を前倒しで９月の補正予算で実施をするということがありました。こういうような生活に緊急に必要なものとか、今の市民の暮らしを見てますと、本当に大変なところが多くあるんだろうと思っていますので、こういう市民の要望とか、生活にかかわる部分をもう少しこのお金、たとえ１億、２億でも活用できなかったのか。つまり１２億を全部使えという意味ではないですよ。この中の一定程度をそういう形で使うというような、そういう予算執行はできなかったのかどうか。結果的には本当に全部、予想外の収入というのは全部財調へ戻すというふうに結果的にはなっているわけです。そういう意味では、そういう使い方ができなかったのかどうか、そういう考え方とか検討はされなかったのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

２５年度予算の中で、市税の増収など、財源の余裕分については、当初予算で計上した財政調整基金から繰入額を減額し、財政調整基金残高を増加させる手法での補正予算案を提案し、議論をいただいた上で議決をいただいたというふうに思っていますけれども、各６月補正、９月補正、または災害の補正、または修繕につきましても、関ロッジの修繕や総合保健福祉センターの修繕等もつけさせていただいたり、つけさせていただいたといったら語弊があるかわかりませんけれども、予算要望を聞かせていただいたと。それに災害も起こったことについて、すぐさま予備費を使うとか、いろんな対応をさせていただいたというふうに考えています。

原則、たしかに財政当局が当初予算で経常経費を絞ったと。協力をしてくれということでお願いをしてきたのは事実であります。また、補正予算にも、必要な分だけを出してください。これは、今までも私が申し上げてきましたように、今後の財政状況が苦しくなることが見えてますから、各部門に対してはそういうお願いをしてまいりました。そんな中で、結果として、元気づくり交付金をいただいたとか、給与削減とか、いろんな税収があって、結果として財政調整基金からの繰り入れをゼロにすることができたというふうに考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今言われた、ゼロにすることができたという中に、やはり財調を、とにかくお金をつくらんとという思いがあるんですよ。ではなしに、例えば修繕なんていうのは、先延ばししたってやらんならんですよ。だから、それはもう短期間でできることだし、そういうものに予算を充てることはできたんではないかということですよね。だから、当初予算で見込めなかったけれども、当初予算のときには査定で切ったけれども、必要性があるものというのはあるわけですから、それをやっぱりこういうときに、たとえ１億、２億でも修繕費に回すとかいうようなことがなぜできなかったのかということを私は問うているわけです。だから、戻せたからよかったというんじゃなくして、結果として、そういうお金が出てきたのに、そういうふうなことがされなかったということは、私は非常に財政運営としてバランスを欠いたんではないか。要するに市民の要望に応えるという部分もやりながら、それから財政状況も考えながらやっていくという、両方のことをやる。だから、１２億全部丸々何かに使えということを言っているわけじゃなくして、その一部でもそういう形で充てることはできなかったのかということを言っているわけです。また、続きは予算決算委員会でやりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中村嘉孝君）

１８番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

大変時間が迫ってきまして、きょうの最後ですけど、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

きょうは朝から、議案第６３号、一般会計の決算については種々いろいろ答弁があったわけでありますが、重複するところもあろうかと思いますが、再度お聞かせ願いたいところもありますので、答弁のほどよろしくお願いいたしたいというふうに思います。

平成２５年度における一般会計の決算収支については、再三出ております実質単年度収支が赤字から１，０００万円の黒字、プライマリーバランスにつきましては９億９，０００万の赤字から９億８，０００万の黒字と。こういうことの結果について、市長は報道機関に対しまして、依然として財政運営の緊張感は高まっているが、引き続き行財政改革に努めると。あたかも行財政改革をしたことによって、この黒字が出たというような報道に聞こえるわけです。それが実際、今聞いておりますと、行財政改革だけじゃなしに、他力本願の依存財源に大きく委ねた結果であろうというふうに私は思っておるんですが、行財政改革の成果によっての黒字になったのか、そうでないのか。それらの要因について、あれば、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

１９番　小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２５年度決算では、一般会計の実質単年度収支は前年度の１７億９，０００万円の赤字から、議員おっしゃられたとおり１，０００万円の黒字に転じましたが、実質単年度収支の黒字は平成２０年度決算以来５年ぶりでございます。実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素であ

る財政調整基金の積み立てや、逆に赤字要素である財政調整基金の取り崩しが含まれることから、これらが措置されなかった場合の収支が実質単年度収支であります。

平成２５年度におきましては、単年度収支５２４万５，０００円の赤字に、黒字要素である財政調整基金への積み立て１，７０３万８，０００円を加え、赤字要素で差し引く財政調整基金の取り崩しはゼロであり、実質単年度収支は１，１７９万３，０００円の黒字となっております。

平成２５年度の実質単年度収支が黒字に転じた要因でありますが、平成２５年度の当初予算編成において２億４，０００万円の経常経費の削減を行うとともに、予算の効率的な執行と徹底した行財政改革を推進したこと、加えて、市税の前年度比９億８，０００万円の増や、国の地域の元気臨時交付金２億３，０００万円の交付などにより、実質単年度収支の算定において、赤字要素として控除する財政調整基金の取り崩しがゼロとできたことによるものと考えておるところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

確かに、マスコミ等、出してもらった資料等には、あたかも、本年度限りだろうと思うんですけど、財政運営だということなんですけど、だけど、予算は実質単年度収支と、今言われた単年度収支でいきますと、単年度予算主義をとっておる中でいけば、一般会計で５２４万４，０００円の赤字なんですね、実際は。どういう要素が財調にあろうが、実際は赤字があって、一般会計では５２４万４，０００円の赤字なんですけど、特別会計等も含めますと、単年度で５，７４４万５，０００円の赤字と。一般会計では５２０万ですけど、特別会計等を含めると６，２６９万円の単年度の赤字という、実態は決して黒字を強調する流れじゃなしに、単年度収支からいくと６，２６９万円の赤字であったということももう少し、市民には黒字だ黒字だと言いながら、要望は一つもかなえてもらえておらんという中に、やはりこういう赤字もあるんだと。非常に厳しい赤字があるんだということの周知も必要であろうかというふうに思っておりますし、決算を見ますと、自主財源で、本年度は１３４億６，２００万、依存財源が７６億９，５００万円と。自主財源においては５億７，７９８万円の減、依存財源においては１億９，４３７万と。結局依存財源によって２５年度の予算は赤字になったんだと。自主努力ではない。依存財源によって、結果的に赤字になったんだということであるというふうに私は思うんですけど、その自主財源が今年度減になった中で６３．６％、依存財源で３６．４％で、前年度より後退しておるということについての、その依存財源と自主財源についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

自主財源と依存財源でございますが、歳入のうち、市税の分担金及び負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体がみずからの権限で調達できる財源を自主財源とし、地方交付税や地方譲与税、国・県支出金などのように国や県の意思決定に基づき収入される財源を依存財源としております。

当市では、平成２１年度以降、自主財源の中心である市税収入の落ち込みに伴い、歳入決算額に占める自主財源の割合が年々減少しているところでございます。このような中で、平成２５年度決算におきましては、歳入決算額２１１億５，０００万円のうち、自主財源が１３４億６，０００万円、

依存財源が７６億９，０００円となり、自主財源比率は、議員おっしゃられたとおり１．６ポイント減少して６３．６％となっております。

この要因でございますが、自主財源では、市税は前年度比で９億８，０００万円増加しましたが、財政調整基金など繰入金が１４億円減少したこと。また、依存財源において、地域の元気臨時交付金など国庫支出金の増により依存財源の比率が高くなり、自主財源の比率が減少したものと考えておるところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

結局財政のほうは、自主財源のあり方、依存財源については確かに流動的で、国・県交付税等が今後も変動する可能性があると思うんですけど、やはり自主財源を変化させるには、財政対策債でかなりコントロールできると思うんですよ。それをどのように持っていくかによって、自主財源比率を６３から６５が望ましいのか。それはやはり自主財源、入ってくる財源はおよそ市税で変化する中では、やはり財政調整基金で１００億から１１０億というのを確保しなければ、自主財源としてキープできなければ、事業は展開できんというボーダーラインがあるべきだと思うんですよ。だから、自主財源は、全体の身の丈に合った予算の中に、自主財源は、税の変化はあるというものの、財政調整基金で変化を持たせて、しかし、６５％は標準財政規模、予算規模の中から占めるんだという方針はあるのかないのかだけ、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、自主財源の比率６５％を保っていくのかという話でございますが、今後の中期財政見通し、または総合計画の後期基本計画のハード事業、これをその年度にどうするかによっても若干変わってくるというふうに考えております。今度の行財政改革や中期財政見通しの中で、自主財源の比率を本当に６５％担保していけるのかどうか、少し検討をいたしたいというふうに思いますので、今ここで６５％死守するということはなかなか申し上げられないというふうに考えます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、一過性の財政運営だけで赤字になったり黒字になったりということじゃなしに、やはり長期的にその辺の自主財源のあり方、依存財源の動向というものを十分見きわめた上の身の丈に合った歳出歳入予算を組むべきであろうというふうに考えております。

次に、今後の財政運営についてですけど、これについては朝から再三皆さん方、いろいろの要素の中で、非常に難しい中の財政運営であると。本年度決算については一過性のものであろうというふうに思っておりますが、今後の行財政改革大綱、前年度に見直しはしておりますけど、しかし、来期以降の計画の中でこの行財政改革大綱を当然見直さなければならない。次に質問する中期財政見通しを含めて、財政運営について大きく過渡期に来ておる、変化をしなければならないというふ

うに思いますけど、今後の行財政改革大綱の見直しについて、どのようにお考えになっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しでございますが、この前出した中期財政見通しと、現在すごい乖離が出ておるところでございます。この要因は、議員おっしゃられたように市税等が増加してというような要因がございます。今後につきましては、後期基本計画の第２次実施計画の策定とあわせて、今年度見直しを行い、お示しをいたしたいと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

行財政改革大綱の中の中期財政計画については、先ほどもご意見があったわけでございますが、２５年度の予算編成については、基本方針で、行財政改革大綱に示す中期財政見通しとの整合が掲げられて、財政運営の一つの基本基準となって予算編成されたと。その結果の今回の決算でありますが、予算と、そして決算と、それから中期財政見通しが余りにも乖離しておると。この中期財政見通しについては、議会ごとにそれぞれその都度その都度乖離していることについての質問等があったわけでありますが、５カ年の改革大綱については非常に問題があったんではなかろうかと。甘いんではなかったのかというように思いますけど、本来、中期財政見通しを立てることによって、行財政改革を進めることによって、中期財政見通しの財政規模のように事業を進めていくというのが本来の中期財政見通しであって、中期財政見通しを実行するために、歳出の構造、歳入の見直しというもの、行政改革を進めていくんだというのが本来だろうと思うんです。だけど、これほど中期財政見通しの逆転するような大幅な好転をしたということは、結局は本来、今も出ましたように、市民からの要望、やらなければならない事業を結局やらなかったんだということに結びつくと言っても過言ではないと思います。だから、本来、亀山市が持つ財政規模、中期財政の５カ年の見通しを立ててやった。毎年毎年全然数字が違ってきたと。当初は２０億円ぐらい減額をして、財調は底をつくんだという非常に甘い計画だったのが、現実は余りにもかけ離れておるということは、行財政改革大綱をせっかくつくっても、中身が全然伴っていない。ということは、財政規模を非常に縮小して住民の要望に応えることをやりながらも、結果的には全然中期財政見通しと現実が違うと。余りにも違い過ぎたということについて、中期財政見通しを今後どのように精査して、来年以降の見直しについて、中期財政見通しの考え方をもう少し整合できるような中期財政見通しをつくる意思があるのか、つくれるものか、一遍お伺いしたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中期財政見通しと決算とのずれ、乖離については、当然先ほど申し上げましたように、基本的に構造上、やっぱり差が生じてまいります。西川議員のご質問の折にも少しこの数年の考え方をお示

しさせていただいたところでございますけれども、今、くしくも議員がおっしゃっていただいた自主財源のお話も、この５年間でこういう議論を議会でさせていただくのは初めてでございますが、おっしゃるとおりであろうかと思います。同時に、単年度だけではなくて、中・長期的にそれをしっかり見据えて行財政を運営していけというご趣旨であろうと思いますが、そういう趣旨から、平成２１年度の時点で中期財政見通しを策定し、議会、並びに市民の皆様にお示しをさせていただいたというのがそもそもの危機感からのスタートでございました。その間、さまざまな課題や取り組みがうまく機能しておるもの、していないものがあろうかと思いますが、当然情報修正が、いろんな要素によっていい方向へ転換してきておるのも確かでございます。そうじゃないことも実際には起こっておるところでございますが、今後も中・長期的なことを展望して、先ほども申し上げましたが、中期財政見通しにつきましては、後期基本計画の第２次実施計画策定に合わせまして、本年度見直しを行いたいと。そして、議会、並びに市民の皆様にお示しをさせていただく準備を今進めておるところでございます。

今後の方向、方針でございますが、今後の厳しい財政見通しに対応しまして、健全な財政構造を確立していくに、歳入に見合った歳出と、事業の選択と集中による行財政運営の基本姿勢のもとで進めることが引き続いて重要と考えておりますし、行財政改革推進本部会議において着実な推進に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この後、事務事業点検の結果とか、事務事業評価の評価結果や事業の見直しをしっかりさせていただいて、今後の持続可能な財政構造確立に向けた中期財政見通しを的確に再構築してまいりたいというふうに考えておるものであります。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

中期財政見通しというのは、やはり目標をどこへ掲げるかと。市民の要望、市政に対して、どういう目標を掲げるかと。非常にその目標が低かったがためにこういう現象が起こっておるんだろうと。亀山市が持っている将来像に対して、もう少し夢のある将来計画であれば、だから、こういうこと。普通の場合、どんな計画をしても、なかなか計画を１００％実現するということは非常に難しいです。だけど、その目標を持って、一生懸命そのためには、行財政改革をすることによってこの目標が達成できるんだと。その目標の持ち方が非常に次元が低いがために、結果的には単年度、単年度の変化の歳入歳出に整合しないと。もう少し次元を高くすることによって、それに向かって行財政改革をすることによって、また士気も上がってくるということで、この５カ年の中期財政見通しが非常に甘かったんじゃないかなと。だから、もう少し目標、スタンスを掲げることによって、それに近づくがための手段として、行政・財政、歳入歳出の改革をやるべきだと。それによって、近づくことができたと。だから、１００％できなかったけど、努力はしたけど、ここまでしたけど、次のステップへ行くんだという計画にならなければ、本来の中期財政見通しに対する行財政改革を進めるのに、なかなか整合しないんじゃないかというふうに思います。

そういった意味において、行財政改革の中で歳入の評価と歳出の評価が今回、単年度とはいえ大きく変化したがために、一過性でありますけど、財政的には、中期財政見通しと違うすばらしい結果にあるとはいえ、再来年以降にはもっと厳しいものがあると思いますが、本年度の中で、歳入の

評価と歳出の評価、中期財政見通しからしてもさまざまな要因があります。その中で、歳出の構造の刷新なり、歳入改革の推進が図られたと言われておりますけど、具体的な歳入の評価と、それから構造の刷新なり、歳入改革の推進が行われた結果、２億３，０００万と言われてますけど、これが実際双方の中で行われた意味なのか、その辺の評価について、お伺いいたします。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革大綱における歳入の評価と歳出の評価について、どうなんだというご質問でございますが、行財政改革大綱で掲げる歳出構造の刷新と歳入改革の推進の評価でございますが、まず歳出構造の刷新につきましては、当初予算におきまして、経常的経費約２億４，０００万円の削減を行うとともに、効率的な執行に努めたことから、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等から成る消費的経費が決算では前年度比で約３億４，０００万円減少したところでございます。

次に、歳入改革の推進につきましては、市税は前年度比で約９億８，０００万円増となり、収納率も９２．３％と、０．６８ポイント増となっております。

また、基金の活用として、川崎小学校の用地に土地開発基金から約７，５００万円の繰り入れを行ったほか、普通財産の売却や広告収入などで財源確保に努めたところでございます。

これらの結果として、平成２５年度は財政調整基金からの繰り入れに依存せず、財源確保ができたことからも、歳入に見合った歳出の実現ができたものと考えるところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、歳入についても歳出についても、２５年度決算については、一過性とはいえ、かなり努力されたところもあれば、他力本願的な予算であったこともあろうかと思いますが、しかし、これを持続することが大事であって、今後の見通しをどう立てるかということが非常に今後の財政運営に大きく左右するだろうというふうに思いますので、歳入についてもいろんな問題があろうかと思います。地元負担金の問題だとか、それから自己負担の問題、使用料の問題、また歳入についてもいろいろあろうかと思うんで、その辺について、やっぱり市民の理解を得ながら進めていただければというふうに思っております。

それ以外について、５番目の収入未済額についてお伺いいたしたいと思います。

今回の決算を見ますと、２５年度は１０億２，２２２万円の収入未済額がございます。そのうちの８億８，４６０万５，０００円が市税となっており、前年度１０億９，１４６万円あったのが、今年度６，９２４万円、収入未済額が大幅に減ったと。これを見ますと、非常に徴収率が上がって、収入未済額が減ったんだろうというふうに見る向きがあるんですけど、これは、ほとんどが不納欠損額と関連するんです。不納欠損額が大幅に前年度より減額しておると。それが大きく影響して、収入未済額が非常に改善されたというふうに見ておりますが、収入未済額が不納欠損額が影響しておるだろうと思うんですけど、なぜ収入未済額が前年度より約７，０００万の改善がされたということですけど、実際は改善されておらんのですけど、その辺について、どのようにお考えなのかをお伺いします。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２５年度決算における市税の現年分の収入未済額は前年度より２２４件、約2,０００万円減少いたしまして、３,７１４件、約1億4,３００万となったところでございます。

過去5年間の状況を見ますと、平成２１年度の約2億８００万円が最高となっておりますが、その年の税制改正や景気の状態により、市税の調定額や収納率は毎年変化をしており、収入未済額も増減をいたしておるところでございます。

平成２５年度決算におきましては、社会全般の景気が若干上向きにあったことで、個人の担税力が向上したことや、法人市民税や固定資産税の償却資産の税額が前年度よりも増加したことで、現年分の収納率が向上し、収入未済額が減少したものと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

収入未済額がことしはここで不納欠損を一般会計で6,０３５万2,０００円、市税で2,１３８件、５,９７４万3,０００円、前年度より大幅に不納欠損額で落としてしまった。だから、収入未済額が大幅に変わってきたと。これとかなり連動しておると思うんです。不納欠損額と整合を図るわけでありますが、市税の滞納額が結局２５年度は3,７１４件、１億4,３６５万3,０００円、２４年度は2,６３４件、２０年度は９８７件の5,００９万8,０００円が、今、既に２５年度は３,７１４件。どんどんふえておるわけです。１９年以前の2,３４９件、3億７９３万9,０００円は、その時効中断を含めて、不納欠損にしなければならない予備群なんですよ、もう。まずこれ、取れないでしょう。

こういう状況の中、今、財務部長が言うたように、しかし、市税の滞納は、２０年で９８７件、１,３９０件、１,６３５件、２,２６１件、２,６３４件、前年度は3,７１４件と、額にしても年々1,０００万から2,０００万ずつ現年度分の市税の滞納はふえておるということで、１９年度以前の2,３４９件、3億７９３万9,０００円の対応についてはどのように考えてみえるのか、お伺いします。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、不納欠損におきましては、地方税法で規定をされているところでございまして、先ほど議員おっしゃられたように、１９年度以前のことでございますので、不納欠損の状況について、ご説明をいたしたいというふうに思います。

不納欠損は、３つの不納欠損ができる場合がございまして、１つは、滞納者の住所及び財産が不明であるとか、おらなくなったとか、持っておる担税能力がないとか、そんな規定がございます。特に１９年度以前のやつにつきましては、固定資産税とか、そういうものの大口が大変大きな割合を占めているところでもございます。

今回、不納欠損にしたのは、一つは、平成２２年度、停止してから3年間置くという基準がござ

いまして、平成２１年のリーマンショック以降、亀山市にお住まいの人が亀山から出て、所在が不明の外国人等が大変多くなりました。そんなこともあって、今年度の不納欠損額がふえたという形になっておるところでございまして、滞納処分の執行停止後３年を経過したのを平成２５年度に不納欠損として落とさせていただいた。

平成１９年度以前のものについても、滞納整理の判定委員会にかけて、今後どうしていくのか、きちっと整理をして、不納欠損として落とすべきものは落とさせていただいて、取れるようであれば、いろいろな方法で換価をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

今の収入未済額と不納欠損とは連動しておるんですけど、前年度の２４年度は2，８９５万9，０００円であったのが、本年度6，０３５万2，０００円、３，１３０万を不納欠損して、倍近い不納欠損した。それも、市税だけでも2，１３８件。去年は９３３件だったのが2倍以上、2，１３８件、５，９７４万3，０００円と。国保に至っても、６７５件不納欠損しておると。今までにない不納欠損をして、私はこれ、整理をされたんだろうと。今までの不納欠損のやり方に問題があったのか、これはしなければならないのかということは十分審議されたんだろうと思うんですけど、しかし、不納欠損する中に、どうしてもことしやらなければならなかった、前年度言うように、これをすることによって、確かに滞納繰越分の収納率は上がりますよ。県下で２０％というのは亀山ぐらいのもんで、不納欠損額の収納率は亀山が一番悪いと思うんですよ。というのは、この滞納繰越分が余りにも多過ぎて、徴収しても徴収率が上がらんと、こういう結果だろうと思うんです。だから、不納欠損は、法に基づいて執行するということはやむを得ないんであろうと思うんですけど、ただ、市税の中にも、個人市民税もあれば、固定資産税もあると思います。特に固定資産税等については、時効の中断、収用法とか、あらゆる方法を使ってでも、時効の中断をする方法がかなりあろうかと思うんです。そういうことについて、時効の中断が実際行われておるのか、行われていなかったのか。どのように時効の中断をやってみえるのかということと、この処分した中身については、地方税法の１５条の７でやられると思うんですけど、ほとんどが財産ともに不明という１５条の７の第１項第３号に基づく不納欠損が1，４９０件で半分以上を占めておるわけですけど、その中に消滅時効が非常に少ない。ほとんどであれば、消滅時効が５年であれば消滅時効するわけですけど、市税等については、地方税法の第１８条で言う消滅時効が非常に少ない。そして、第１５条の７のほうが多いと。そしてまた、逆に国保については、消滅時効が大半であって、ほかの第１５条の７に基づく処分が少ないと。国保も市税もおよそ滞納される方はほとんどかぶっておる場合もあろうかと思うんですけど、不納欠損する中身は、市税と国保と、中身がかなり乖離しておるということについての原因については、どのようなことがあるのかをあわせてお伺いします。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

いろんなご質問をされましたので、まず税の消滅時効についてお答えをいたしますと、税の徴収権は５年間行使しないとその権利は消滅すると。５年間何もしないと、もうその権利はなくなると

いうことで、先ほど議員おっしゃられたように、時効の中断、権利が行使されていること、権利が承認されていることになりますが、時効の中断の要因は、納入の通知、納期限まで中断、翌日から５カ年とか、督促、１０日間中断して、翌日から５カ年、交付要求、参加差し押さえ、参加差し押さえというのは、土地があった場合、登記に亀山市の権限があるというのもやって、差し押さえると。また、債務の承認後、承認とか、支払いを約束してもらうような文書をとるとか、そんなふうに時効の中断は努力を行っているところでございます。

その次に、市税と国民健康保険税の不納欠損理由の適用規定の相違があるじゃないかということでございますが、不納欠損におきましては、先ほど申しましたとおり、地方税法の１５条の７と同法第１８条の規定を適用いたしてます。今回の不納欠損の状況では、市税においては、１５条の７第１項第３号、議員もおっしゃられましたが、滞納者の住所及び財産が不明であるという適用が最も多く、１，４９０件、全体の７８％を占めておるところでございます。これは、亀山におられた方が、先ほど言いましたように、海外とか、よそへ出られて、所在が不明だという人の割合であります。

また、国民健康保険税では、同法１８条の消滅時効の適用が最も多く、約３，５７０万円で、不納欠損額の６０％を占めています。

適用規定が相違する理由でございますが、同法１５条の７の規定では、滞納処分の執行停止後３年経過したものを不納欠損とすること。また、同法１８条では、５カ年の時効期間が経過したものを不納欠損することから、その対象者、あるいは滞納処分の執行停止や消滅時効に至った経緯が異なることから、国民健康保険税と市税の相違が出ているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、不納欠損するというのは法に基づく不納欠損であるんですけど、いずれにしても、５年税金を払わなければ消えますよという風潮があっては困るんで、やはり適切な税金をきちっと払っていただいて、不納欠損には、やっぱりその対象等の調査を十分した上で欠損していただかないと、税金は５年間払わなければ、時効が消滅するということの風潮にならないような方策を今後とっていただきたいというふうに思います。

その次に、決算資料についてですけど、予算決算委員会がありますので、簡単にしておきますけど、特に財政指標、経常収支比率につきまして、先ほどもご意見、質問等がありましたが、平成２４年度よりも５ポイント、８８．５については好転しておるというような話ですけど、これは経常一般財源と臨時財政対策債が大きく左右する。これの分母が大きくなれば、それは大きく左右するわけでありますが、前年度については、１０億の経常一般財源の増と、それから２億の臨時財政対策債の減が大きく９３．５から５ポイント下げたんだと。これはことしだけのことだろうかと思いますが、この１０億の経常一般財源の増と、臨時財政対策債の減による大きな要因と思いますが、今後の充当一般財源の動向について、お伺いをいたします。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

経常経費の今後の見込みでございますが、２５年度は、議員おっしゃられたように、臨時財政対策債の借り入れを約２億８，０００万抑制をいたしました。この手法は一般財源が減少するため、経常収支比率の上昇につながっておるところでございます。

今までも少し申し上げてきましたけれども、公債費のピークが平成２５年度になっておるということを考えますと、今後、公債費は減少する見込みであります。今後、一定程度の上昇も見込まれるところでございますが、経常経費の圧縮と一般財源の確保に努めまして、経常収支比率の目標数値であります８５％以下を目指して、財政運営を進めていきたいと考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

２５年度には一過性の問題がかなり要因としてあると思うんですけれども、ことし限りとのことで、また来年は戻る可能性としてはあるわけです。今後の財政構造の弾力性を持つ、国が示す８０％というのが目標であろうかと思います。行財政改革大綱では８５％となっておりますが、かなりこれには、充当一般財源をいかにして確保し、充当し、そして臨時財政対策債をいかに運用するかによって大きく左右されると思うんで、その辺の運用について今後留意して予算編成に当たっていただければというふうに思います。

それから、財政力指数の中に、前年度は基準財政収入額が８６億５，０００万、基準財政需要額が８８億３，０００万となっておりまして、前年度より収入額が約１億２，０００万増していると。向上しておるというふうに思いますが、２７年以降はこれが大きく変わってくるだろうと思うんですけど、いろいろ先ほども質問がありましたんですけど、やはり基準財政収入額をふやすとなれば、当然不交付団体になってこようかと思います。しかし、基準財政需要額をふやすためには、人口をふやす以外には基準財政需要額というのはふえないわけですね。そこらが、今後の２７年以降の地方交付税の動向をするまでに、やはり基準財政収入額のあり方、差額の７５％が普通交付税になるのであれば、基準財政収入額を上げるためにはどのような方策が必要であって、基準財政需要額を上げることによって、交付税は収入額にあわせてふえてくるという構図になっておるんで、どちらを政策として、今後、市が基準財政収入額に見合う基準財政需要額なのか、基準財政需要額を上げることによって収入額との格差を縮めるのかということによって、大きく今後の予算は変わってこようかと思うんです。そういう意味において、今後のこの中身の公債費比率に当然ひっかかってこようかと思うんです。だから、公債費負担比率と今後どのように連結していくかというのは、基準財政需要額と標準財政規模をどのようにしていくのかということなんですけど、今後の予算の立て方の中で、標準財政規模と基準財政需要額と、それから投資的経費をいかにリンクしていくかが、来年度予算になろうかと思いますが、財政力指数も踏まえて、そこらの運営についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、標準財政規模が平成２５年度は１３３億、基準財政需要額が８８億でございました。これは、現実の予算規模と大きく乖離し、現実的なものではございませんけれども、その基準財政需要

額で算定されますので、この基準財政需要額を少し頭に入れて、議員おっしゃられたように、公債費負担比率も一般総額に、公債費の割合でありますが、前年とほぼ同額の２７億４，０００万円でございました。今後は後期基本計画の主要事業をどの年度でどれを入れていくのかという問題もございますし、また経常経費の高齢者施策等についても、毎年経費が増加をしていっております。そんなことも考えまして、財政の硬直化を抑止するために、議員おっしゃられたように、いろんな点を見ながら、需要と供給のバランスも考えて、行財政運営をしていくことが重要であろうというふうに考えているところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

そういったことも注意していただく中で、公債費負担比率については、やはり減債基金が大きく左右する。これは、財政が硬直化するにはこの比率が一番大事であって、前年度は４億９，７００万ですか、ことしは３億３，０００万と減らして、減債基金を入れてますけど、今後のこの公債費負担比率については、減債基金が大きく左右すると思うんですけど、その減債基金の今後の運営の公債費負担比率に対する減債基金の運用の仕方について、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

減債基金の考え方についてでございますが、平成２５年度決算でも、当初予算で計上しました減債基金の繰入額を１億６，０００万円減額して、少なくしたところでございます。減債基金につきましても、また臨時財政対策債につきましても借金に変わりはございませんので、なるべく減らせるものは減らしていきたいと。減債基金の繰入額も、減債基金の基金残高ももう多くはございませんので、財政状況を見がてら投入をしていかんならんというふうに思っていますが、そう長年も、今の基金残高から見ますと、もつことはないだろうというふうに思っていますので、それ以降の財政のあり方も含めて、検討をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

時間がありませんので、詳細については予算決算委員会のほうでまたお聞かせ願うとして、次の議案第５８号について、お伺いさせていただきたいと思います。

先ほども西川議員が言われたように、みえ森と緑の県民税市町交付金についてでございます。

委託料として６０万、補助金として３００万ということで計上されております。交付金につきましては、本年度から３０年度までに5，６３１万2，０００円というふうな計上をされるということでございまして、前回の６月にこれが提案されたときに、私は反対討論をした経過がありますので、あえて質問させていただくということで、積み立てたことについても私は不十分であっただろうと思うんですが、６３０万のうち３６０万を出してきて、それを今のこの計画書をつくって２６年から３０年の計画と。確かにこれは立派な計画で、別に何も批判するつもりもないし、そうかといっ

て、賛成で評価するものでもないと。それなりに一生懸命つくったんだなあというぐらいの程度なんですけど、私がその当時言ったように、これでは本来の災害に強い森づくりにはほど遠いであろうと。これは、あくまでもソフト事業ばかりであって、この交付金については、やっぱり海側の市町村と、それから山側の市町村とはおのずと中身は変わってこようかと思います。

県下の取り組みについては、それぞれここに全部一覧表がありますんですけど、確かにソフト事業が非常に多いと思います。しかし、今言われたように、それぞれの市町村の独自の判断によって独自に対応するという中身なんですけど、確かにこれはこれで結構なんです。通学路の木を切ったりすることも結構なんですけど、これでは災害に強い森林づくり、県民全体で森林を支えるということにはならんと思います。確かにこれは悪いことではないし、やらなければならんけど、これがこの税金の使う道であるのかないのかというと、これは平生の通常の中で環境保全とかいう中で制度をするのであって、この税金はもう少し違った形の本当に災害に強い事業をするべきであると。これについて、特に私は林業にかかわる者として、なぜこのように災害、風水害が起こるか。県が砂防堰堤なり、それから河川の堰堤なんかが全然進んでいないことが大きな要因なんですよ。河床が上がってくる、堤防はそのままになっている。だから、オーバーフローすると。なぜ河川が上がっていくかというと、山に保水能力がないからですよ。山の間伐がしてないから、保水能力がないから、水が出てくる。だから、山から流木が流れる。だから、川が氾濫するという循環なんです。

まちの人に、木工教室は結構です。机つくってもらったら、山を理解してもらうて、何ぼ理解してもろうても山はよくならないですよ。山をよくするのは、山にかかわる人、行政がやらなければ、山はよくならないですよ。子供さんやお子さんに何ぼ山に対する、木材に対する理解をしてもらっても、山は決してよくならないし、そういう意味で、この税については、市長は、この税ができる前の最初の水資源税のときにかかわった市長であろうかと思います。それが一旦中断して、これができたとはいえ、やはりこれは亀山に合う事業、これが県にそぐわないんであれば、これはこれとして、ここ数年の災害は全て山に起因しておる、流木に関しても。だから、今、何をすべきかといったら、やっぱり流域間伐をやらんことには、土砂災害は一切とまらないですよ。そういう意味において、これは別にあかんとは言いません。せっかくつくったんで、それは喜んでもらう人もおるやろうけど、我々は何も喜ぶ必要はないし、山はようならんです。

であるならば、これにかわる本来の本当の山、今回、林道へ市長はどれだけ行かれたかしらんけど、このような林道がこの間の台風だけでもこれだけ崩壊しておるんです。これ、まだほったらかしですよ、今。こんなのをほったらかしておいて、何が災害に強い、交付金で事業したかて、この山の林道は戻らないですよ、今から手をかけなければ。

そういう意味において、今回のこの使い方については、計画は結構なんですけど、災害に対して、現実として、災害に強い森林とはいかなるものかをお伺いします。

○副議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども西川議員の質疑に答弁申し上げましたように、このみえ森と緑の県民税市町交付金事業につきましては、県の実施要領で３つの原則、そのうち２つの基本方針と５つの対策というふうに定められておることは議員もご承知のことだと思います。

そのような中で、今回、本市がつくった計画については、そのような枠の中で、ある程度亀山市らしさを出せたのではないかというふうに思っておりますが、そのことをちょっと前提にしてお話し申し上げますと、今、議員がおっしゃった流域間伐を例にとられましたけれども、先ほどの基本方針の１の災害に強い森林づくりのうち、対策１、土砂や流木を出さない森林づくりということで、これは県がやる事業というふうになっております。内容といたしましては、崩壊土砂流出危険地域の渓流沿いの森林を対象に県が取り組む事業となっておりまして、市内では加太神武地内の神武谷川で本年度から３カ年かけて、２．３ヘクタールの流域間伐及び流木の撤去を県が実施する予定でございます。

それに対して、市町につきましては、先ほどの実施要領の対策２から対策５に該当する事業で、主にソフト事業をやれというような内容であることから、今回の計画となったものでございます。

なお、議員おっしゃった山の関係者に対する対策といたしましては、これまでどおり、国・県の造林関係の補助事業等を活用いたしまして、引き続き森林整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

災害に強い森林づくりについては県がやるんだと。県が２.何ヘクタールやったら、鈴鹿川流域、それから中ノ川流域、それから椋川流域が守れるんですか。それで全てこの事業は解決するものではないです。やっぱり災害は毎年起こっておるんですよ。この県がやる事業だけで守れるんかといったら、守れないでしょう。だから、やるんであれば、この使い道で災害に強い森林、それから県民で支える森林、森林に対して、この税金が、私、これをつくったことは何も言うてない。これはこれでやってもらったらいいんですけど、これでは災害に強い森林にはならんですよ。

市長は一体、強い森林にするために、いかなることを、今やっておるのは環境創造事業と保安林事業だけですよ。それも、県で音頭を取って、国で整備したやつが、年々、いっとき３，０００万からの１００ヘクタールから１５０ヘクタールにしたやつが今は半分以下ですよ。一千何百万です、こととしたやつでも。予算をどんどん削っていくために、事業は縮小していく。だんだん山は荒れていく。それで予算をつけて、今度、十何億予算を余しましたと言うけど、そんなことをしておって、山はよくならないですよ。災害に強い森林とは、市長はどのように考えてみえるのか、お伺いします。

○副議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のみえ森と緑の県民税、この県が進める事業の創設の仕組みといいますか、今、部長が答弁させていただいた部分というのは、議員がおっしゃる意味は当然私どもも強く認識をいたしておるところでございますが、今回の県制度のフレーム自体が、今おっしゃるようなことには、あるいは上流域に位置する自治体として、そこにぴたっとはまる仕組みではないというふうな認識を持っております。

したがいまして、先般、市長会におきまして、県の担当部局に対しましても申し上げたんですが、

今、県がこういう形で新たな税を入れて、今おっしゃるような災害に強い森をつくっていこうということと、もう一方で、森林環境創造事業などを段階的に廃止していくという取り組みは全く政策的に合致していないではないか。それともう一つは、今回の２つの基本方針と５つの事業の中で、我々が考えるようなところへもっと柔軟にこの交付金が適用できるような、その柔軟性をもっと再構築してほしいということを市長会としても統一の見解として、県に先般申し入れたところでございます。

したがいまして、現状の制度自体はいろいろ課題があろうかと思いますし、議員おっしゃる部分というのは理解できるんですが、今後、県の作業の行方をしっかり見きわめていきたいと思いますし、フォローしていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

最後になりますけど、確かにこの計画をつくったのは、それはそれで私は評価はしますよ。それはそれでやってもらわなあかんこと。これは別にこの税でやらなくても、本来やるべきであろうかと。だから、これはこれで評価するというものの、やっぱり市民の安心・安全のために、その原因は何、どこにあるんだということは、森林が全てではないとはいえ、やっぱり市民の安心・安全のためにはいろんなものがあろうかと思うんです。だから、ことしは１，０００万黒字になりましたということばかりじゃなしに、そこへ行き着くまでにもっと市民の要望なり、それぞれの団体、それぞれの現状認識の上で、市民の安心と安全のための、学校についても、それから河川についても、いろんな意味において、そういうところへできるだけ要望を聞いた予算の執行をしていただく。そして、そんなに翌年度へ残してもらわんでもいいんで、単年度単年度で事業消化して、要望を満たしていただくような予算にしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（中村嘉孝君）

１９番　小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす９日は午前１０時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　５時３２分　散会）

平成２６年９月９日

亀山市議会定例会会議録（第３号）

●議事日程（第３号）

平成２６年９月９日（火）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第５１号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５２号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５４号　亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第５５号　亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５９号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６０号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６１号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６８号　平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第７０号　平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について

報告第１２号　決算に関する附属書類の提出について

報告第１３号　健全化判断比率の報告について

報告第１４号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１５号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１６号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第１７号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第１８号　亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第１９号　専決処分の報告について
第　２　請願第　６号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
第　３　請願第　７号　「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
第　４　請願第　８号　防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
第　５　請願第　９号　保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
第　６　請願第１０号　井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書
第　７　請願第１１号　亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書
第　８　請願第１２号　川崎小学校区に第２学童保育所の設置を求める請願
第　９　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君

建設部長	稲垣勝也君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	山川美香	書記	新山さおり

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第３号により取り進めます。

通告に従い、順次発言を許します。

１０番　岡本公秀議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本公秀でございます。

それでは通告に従い、議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に関して質疑を行います。

平成２６年４月３０日公布の厚生労働省令により、今回一人一人の子供が健やかに成長できる社会を目指し、従来の認可保育所における保育事業に加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が実施できるようになりました。

家庭的保育事業等は原則として満３歳未満の乳幼児を対象とした事業で、今回私は主に家庭的保育事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、いろいろ条文がありますが、まずその条文に沿って質疑を行いたいと思います。

まず第６条、家庭的保育事業者は保育の終了後も満３歳以上の児童に対して、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園、または認定こども園を適切に確保

しなければならないと条文には書いてありますが、書いてあるだけではだめなんであってね。実行できるかできないかが肝心なのですが、この家庭的保育事業が終わって満３歳になりました。さあ次はどうしましょうかという話で、亀山市の保育の体制はこの条文を実行できるようになっているのか、そこをお伺いいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１０番　岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

おはようございます。

ご質問いただきました家庭的保育事業等につきましては、原則として満３歳未満の児童を対象にした事業でございますが、満３歳以上の児童に対しての教育・保育も継続して行われるよう保育所等との連携を確保することは、安心をして子育てを行うために必要なことであります。したがいまして、事業者は満３歳以上の児童に対して必要な保育が組織的に提供されるよう、保育所等の連携施設を確保しなければならないということについて、本条例第６条に規定するものでございます。したがいまして、事業所が連携施設を持つことが前提となりますので、市といたしまして指導、支援を行ってまいります。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

私が聞いているのは、市として指導、支援を行っていくというのはそれはそうでしょうが、市が受け入れ体制がなかったらいかんともしがたいでしょうが、だから受け入れ体制はきちっと市のほうが公立の認可保育所でやっているから、行くところがないよというようなことにはならないということをはっきり聞きたかったわけですから、それに関して答弁してください。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この家庭的保育事業等につきましては、市が認可するというものでございますので、認可する以上は連携施設を確保する方向で支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

了解いたしました。市としてきちっと次の段階をサポートしていただきたいと。

次に第８条ですが、条文は家庭的保育事業等について保育に従事する職員は豊かな人間性と倫理観があり、児童福祉事業に熱意があり、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないと規定してありますが、これはかなり私としては条件が厳しいと思うんですけれども、市はどういった人物像を念頭に置いて、ただ国の条文をそのまま丸写ししてきたわけでもないと思うんですけどね。市はどのような人物像を念頭に置いて、こういった熱意があり、理論、実際についても訓練を受けた者でなければならないという人物像はどういうふうな人を考えているのか、

ご説明をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

家庭的保育事業等におきましては、原則として満３歳未満の児童を対象とした事業でありますことから、先ほど議員おっしゃいましたように、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者と定めてございます。

また、第２３条に家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者と定めております。ここには保育士や幼稚園教諭、看護師、それらのＯＢ等のほか、今後国が整備する予定をしております資格の取得者も含めて想定しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

そうすると、この第８条と、後のほうに出てくる第２３条は関連するので、２３条は改めて伺いますが、この第８条に関しては人物像というのか、それよりもどういった経歴があるとか、どういった職業についていたとか、そこら辺がやはり重要な判断材料になって、その人間のキャラクターとか、そういうものは面接をしてなかなか熱意がありそうやとか、免許を持っていても余り熱意がなさそうやとか、そういった判断というのはあるんですかね、その場で。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

第８条の条文にございます健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え云々の条文でございますが、あくまでも人間性豊かで、一般の保育所等さまざまな子供にかかわる施設等に勤めておられる方を想定していただければおわかりいただくと思いますけれど、バランス感覚のある豊かな人間性のある人ということでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

わかりました。

要はバランス感覚のある、そういった人物を見ていただくようにお願いしたいと思います。

次に、第１５条において家庭的保育事業者は利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法により行わなければならないということと、それに関連して１６条で、ただし食事の提供は食事の搬入施設に依頼することができると、外注ができるということですね。そこで、亀山市はこういう食事の内容ですね、こういったことに関して確認作業を行うことができるような体制をとれるのかとか、また搬入施設というものが、そこを利用するなら搬入施設の調理のこととか、食事の内容のことに関して確認といったことも、この条文がきちっとやって実行されるように確認で

きる体制にあるのかをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

条例第１５条におきましては、家庭的保育事業者等は利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならないと規定しております。

また、第１６条におきましては、前条の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等が小規模な事業所であることから利用乳幼児に対する食事の提供につきましては、栄養士による指導が受けられる体制や、利用乳幼児への健康状態に応じた食事の提供に適切に応じる等の規定を満たすことを条件に、搬入施設において調理、搬入する方法も可能としております。もちろんこの搬入につきましては、それが条件に一致しているかどうかの確認、それから搬入先についてもきちんとした条件を以上のものというふうに捉えております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

私がなぜ伺ったかといいますと、家庭的保育事業というのは小規模であるから、逆に例えばスーパーで買ってきたお総菜を皿に取り分けて、はいどうぞと子供に提供するようなことがやられてもわからない。そういうふうなイージーなことがやられるんじゃないかと思ってこういったことを伺うわけですが、そういう確認作業は例えばたまにそのお宅へ行って、どんなものを召し上がっていますかと見るとか、そういったことを現実にやるようなことがあるのか、そういう体制がとれるのかということを伺っておるんです。それに関してお答え願えますか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

搬入施設といたしましては、利用乳幼児への健康状態に応じた食事の提供に適切に応じる等の規定を満たすことを条件としております。離乳食も、またアレルギー食の対応も必要になりますことから、乳幼児の食事の提供が可能な搬入施設であることが大切かと思います。

また、食事内容の確認につきましては、搬入施設から提供される献立表によりまして、事前にメニュー及び食材等につきまして確認いたしますとともに、搬入施設におきまして検食により確認するもの、また立ち入りで確認することももちろん想定をしております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

先ほどは搬入施設のことをおっしゃいましたが、搬入施設に依頼すると逆にきちっとしたところが多いから安心ですけど、僕が言っておるのは事業所内、ということはすなわち家庭内での調理でそういう立入検査とかそういったことで、どういったものを子供たちに召し上がっていただいているのかを確認できる体制があるかということで、だからスーパーで買ってきたものを云々という話をしたわけですが、搬入施設だけじゃなくて家庭内で調理したような場合でも、きちっと役所とし

てはたまにそういう確認作業を行うことがあるのか、それに関してお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保護者の不信感につながるような、そういったことが行われることのないようしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

保護者の不信感といいますか、子供さんが行っておられると子供さんがいろいろ自分のところの家へ帰ってきて、きょうは何食べたとか、そういうことからいろんなことがわかってくる場合が多いですから、きちっと役所はそういったことに関しては対応をしていただきたいと。

次に、第１７条に家庭的保育事業者は利用乳幼児の健康診断を行わなければならない。これは職員もそうですが、そういうふうに規定してあります。これはどういった医療機関で健康診断を行ったとか、その結果の提出を求めるとか、そういうふうなことをきちっと行っているということを確認する体制にあるのか、お伺いしたい。というのは、なぜかといいますと、こういった家庭的保育を行う事業者というのは大体家庭の主婦的な方が多いと想定されますが、そういった方は会社勤めとか役所勤めの方じゃなくて、我々みたいな自営業と同じような感じで、年１遍の強制的な健康診断って自発的に行かん限り、なかなか受けない場合が多いんですよね。そうなってくると、最近問題になっておるのが知らんうちに結核にかかっておったけど、本人も意識がないと。そういったことが、例えば学校なんかでも起きておるわけですから、そういうふうなことのないようにきちっと健康診断を強制的に受けていただくとかそういうことも、その結果も役所が把握する。そういうことに関して、確認作業はどういうふうにやるつもりか、お伺いしたい。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

家庭的保育事業者等は、乳幼児が健康で安全に生活できるよう、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて、少なくとも１年に２回の健康診断を行い、乳幼児の健康診断の結果を把握するものとしておりますので、このような条件に、見せていただきますように指導させていただくというところでございます。

また、職員の健康診断につきましては、労働安全衛生法に基づきまして実施し、事業者は職員から提出されます健康診断の結果により、確認するものでございます。市はその提出をもとに確認を求めるものでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

健康診断に関しては、問題ないように思われます。

次に第２２条、家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅、またはその他の場所であり、市長が適当

と認める場所で実施することとすると。家庭的保育は３人以内とか５人以内とか、そういうふうなことですから、個人の住宅で十分できる範囲なんですね。

ところが、個人住宅とか都会のほうでは、ようマンションの１室で人様の子供を預かったりということがあるわけですが、そういうところは他人が立ち入りがたい場所であって、その中で虐待などが行われていると、本当にわからないわけですね。そういうことを防止するために、市は随時立入検査、たまにちょっと行ってのぞいてみようかという感じでもいいわけですけど、そういうのを行うのか、また利用者の保護者の方にたまに聞き取り調査をして、子供の体にあざのようなものがあったらおかしいし、そういったことをたまに行って、実態の把握を本当にきちっとやられているか。そういう実態の把握に努めるということをやることができますか。

○議長（前田耕一君）

岡本議員、設備の基準じゃないんですね、質問は。どちらですか。

○１０番（岡本公秀君登壇）

場所です。場所と、中で行われている内容です。設備は、例えば消火器があるとか、そういったことに関しては、今のところここの質問には入っていません。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

家庭的保育事業施設につきましては、市が認可を行う際に当該施設が本条例の基準を満たしているかどうかを当該施設を訪問し、現地確認を行うものと考えております。

また、虐待等の確認についてでございますが、虐待につきましては条例第１２条におきまして、虐待等の行為の禁止について規定をしているところでございます。乳幼児の体にあざがあるなど保護者から報告等があった場合には、虐待の可能性について保護者から聞き取りを行いますとともに、事業者からも詳しく聞き取りを行いますし、また必要であれば立入調査もさせていただきます。いずれにしましても、事実確認を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、条例第２１条第２項に、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならないと規定しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

私が心配しているそういう密室状態、なかなか他人が立ち入れない場所でどういうことが行われているのか。こういうことに関しましては立入検査も必要ですし、利用する子供さんの父兄から随時聞き取りとか、そういったことがあったら当然市に報告があるから、そういった場合にはきちっと対応をしていただきたいと思います。

次に第２３条、先ほどとも関連しますが、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とするという適格性に関する条項がありますが、市長が行う研修を修了するということは、研修はどのくらいの何日間の研修かわかりませんけれども、そういった研修を修了して、ただ研修中に居眠りしておっても修了の判こをもらうのか、そういうふうなことじゃ困るで、終わったらテストといいますか、そういったことまで考

えるのか。また、面接して本当に研修が身についておるのかを見るとか、そういうことに関する適格性の審査ですね。研修が終わったで一丁上がりじゃなくて、そういう審査というものに関しては何か考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

家庭的保育事業の職員につきましては、それぞれの事業者で採用されるものというふうに考えておりますが、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、必要な研修の修了を基本としております。研修がどのようなもので、どのような時間を設定するかということについては、まだ決定はしておりませんが、今後十分にさまざまなことを勘案しつつ、定めてまいりたいと思います。また、家庭的保育者として適切な人材であることを、研修を通じ確認するものというふうに考えております。

また、今後新たな資格について国のほうが資格取得が可能となるような、国による整備も進んでおりますので、そういった方の活用も考えております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

わかりました。

これからのことですので、資格なんかの整備も進むと思いますので、漏れのないようにやっていただきたいと思います。

次に、これは条文ではありませんが、家庭的保育事業についての保育料ということに関して伺いますが、特に保育料は条例には記載はないんですけれども、保育料の基準というのはあるのか。また、独自のサービスがそれに付加されるような場合は保育料の取り扱いはどうなるのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

家庭的保育事業等をご利用いただく場合の保育料につきましては、他の保育所をご利用いただく場合と同様に保護者の前年中の所得に応じて市が決定するものでございます。したがいまして、事業者の自由裁量で保育料が決められることはございません。

また、利用乳幼児の保育に関しまして、事業者から付加価値に相当するサービスが提供される場合、例えば特別な行事であるとか、何かそういった付加価値のあるものをされる場合は、事業者が保育料とは別に必要な費用を徴収することは定めることは可能であるということで、それはこれまでの私立保育所さんと同様の考えでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

次に、この家庭的保育事業ですね。大きな企業が絡んでくるような事業所内保育というんやった

ら、比較的経済力もある企業が相手ですが、乳幼児を３人ぐらい自分の家庭で面倒を見て、その子たちをやってくれる、そういった家庭的保育事業ですね。そこで何か思いもかけん事故が起きた場合の賠償とか、そういった問題とか、それに関する保険とか事後処理とか、そういう問題などは規定といいますか、どのようにそういうことが起きた場合に市は考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

家庭的保育事業所等において事故等が発生した場合ということでございますが、これにつきましては私立保育所等他のそういった事業者の責任と同様の責任において、適切に対応するものでございますし、保険等の対応もお願いをするところでございます。

条例第１８条におきまして、緊急時における対応方法について定めておかなければならないと規定しているところでございます。本市におきましては、事故、けが等の発生時の対応についてマニュアルを作成しておりまして、市内公立、私立園に周知するとともに、速やかな報告と対応を行うよう指導しているところでございます。したがって、同様に家庭的保育事業等においても周知及び徹底を行ってまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○１０番（岡本公秀君登壇）

小さい子供さんを相手にしておると、いろんなものを飲み込んだりしたり、どういうことが起きるか、ちょっと予測不能な部分が多々ありますんで、もしもそういう事故があった場合、たくさん人がおるところやったら対応もしやすいけど、個人の家庭内で行われるような家庭的保育事業では面倒を見る保育者も自分自身が動転してしまってということもあるかもわかりませんので、そういったことに関してどのように対応するかという訓練はきちっとやってもらう必要があると思います。

最後に、社会の要請としまして、これからはいろんな形態の保育が出てくると思うんですよね。そういうことですから、亀山市もこういった各種の形態の保育があちこちで行われることもあると思うし、そういった保育が根づくように後ろから支えるといいますか、亀山市もそういうふうな努力をすることを希望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１０番　岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

質疑をさせていただきたいと思います。

今定例会に議案第５１号から５３号まで、きょうまで私を入れて６名の議員が質問させていただきました。子供たちに対する議会としての思いが定例会の質問の量になっておると思いますけれども、市長もそう捉えて真摯にご答弁いただきたいと思います。

各議員がそれぞれ質疑をされて、それぞれ答弁をされたんですけれども、私は議案第５３号亀山

市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、まず１つとして児童福祉法の改正により、このたびの条例が制定され提案されている中、次の事項についてご答弁をお願いしたいと思います。

１つ気になったことですけれども、１つ目の省令により示された基準と同様の基準とした根拠についてお教え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

省令により示された基準と同様の基準とした根拠は何かというご質問だと思いますが、結果的には国の基準と同様の内容になっているわけでございますが、市の条例を定める際に内部で十分に検討を行いましたし、またさらに子ども・子育て会議に諮り、それから市民の意見もお聞きしたことで定めたものでありますことから、十分に地域の実情を踏まえ、同様のものに決めたというふうに考えております。

また、昨年６月の議会で条例を出させていただきました子ども・子育て会議に諮って、この内容を定めております。その中には、保護者はもちろんＰＴＡの方、それから事業所の代表の方、労働者の代表の方、亀山市学童保育所連絡協議会の方などなど入っておられる委員の皆さんの中で、これについても議論させていただき、このように定めたものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

国の定めた省令に基づいて、それと同様の考え方やったと。各種機関、関係者と相談した結果、国と同様にしたと。日本４７都道府県がある中で、千八百何がしの自治体があると。それぞれの地方分権を叫ばれる中、それぞれの市町で子供の子育てのためには特徴のある子育てをしていかんならんと私は思います。北海道の子供たち、沖縄の子供たち、また三重県亀山市の子供たちと同じような省令に基づくというもんではないと思う。地域の気候、風土、習慣、それぞれ違うと思う。省令に基づくのは確かに簡単でいいと。安易なやり方やと私は思う。

市長に尋ねたい。市長が子ども・子育て、次世代を担うためのいろんな施策をやっておる。その中で省令よりももう少し亀山市としてすぐれた基準を設けてやっていくという考えはなかったのか、一遍市長に聞きたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

きのうも伊藤議員さん初め数名の議員の皆様からご質問いただきました。趣旨はそのような、今議員ご指摘のようなところではなかったかと思います。

今回の私どもは、国が示しました従うべき基準及び参酌すべき基準、いずれも本市の特徴、それ

から今後の展開の想定を考えますときに、この２つの基準を本市の基準とすることが最も適切であるという認識を持たせていただいたところでございます。

その意味では県内の各自治体によりましても、例えば従来は国のガイドラインで７０名と基準が示されておったわけでございますが、地方分権におきまして本市がおおむね４０名とするという意思を持って、ここに定員の数を決定しようとするものでございます。県内の他市におきましては、なかなか現実と一つの基準とどう合わせるかというのは、非常に難しいことでございますので、県内においては例えば従来の７０名を定員とするという定数を定められる自治体もあるやにお聞きもいたしております。

しかし、私どもは今回国が示すおおむね４０名とするという基準に向かって最善を尽くしていこうという意思を込めて、今回提案をさせていただいたものでございまして、決して全国の状況で、国の基準に合わすのが後退するわけではなくて、私どもの特徴も考えて、ここへ目標を定めて努力をしていこうと。そういう意味でございますので、その点は少しご理解をいただきたいと思います。

また、今回の亀山市子ども・子育て支援事業計画が来年４月以降スタートしていくわけでございますが、本市としては子ども・子育て支援の新たな仕組みをしっかり本市の特徴に合わせて把握をさせていただいた上で、その質・量ともに充実が図れるよう、持続可能な状況が生み出せるよう、現在子ども・子育て会議でしっかりと議論をいただいておるところでございまして、そういう意味でこの議論を通じまして最善の状態をつくっていきたいと考えて、今回提案をさせていただいたものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

今回の条例制定ですが、国の示した子育てに対する一つの法改正やと思っています。

ちょっと教えていただきたい。この法改正に基づいて、各市町でこの条例制定を提案されておると思うんですよ。この運用が平成２７年４月１日から実施するための条例制定やと思うんです。それを国の基準でおおむね４０名にせいということは、７０名ではとても無理やということを国が考えて、４０名でやっていけという形でこういうような基準を設けておるわけですわな。７０名でいくという自治体があったと。それはどこですか、教えてください、市長。そういうものがあるのかどうか。

これは国の基準からいくと、設備の基準とか運営に関する基準について、設備の基準については第９条、運営に関する基準は第１条、各項目あります。今までは７０名やったのをおおむね４０名にすると、そういうふうに変えてきたわけですよ、国の基準が。というのは、子供たちのためにこういうふうに基準を変えんことには、今の施設では子供たちが放課後、特に学童保育やと思っています。これが学童保育所の設置の基準やと思うんですけれども、あるんですか、やっているの。７０名でいくというのは。どこの県でどこの地域か、教えてください。そんなこと言われんのやったら。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

各自治体がそれぞれの考え方に基づいて、それぞれの仕組みを決定しようとしておるやにお聞きをしております。具体的に各自治体の考え方というのは、多分さまざまであろうというふうに考えておるところでございます。

私どもといたしましては、先ほど申し上げたような視点、それからある一定の現実は４０名を超える施設というのが県内にもたくさんあるわけでございますので、それを来年の４月から７０、８０というのを４０にできるか、あるいは５０、６０を４０という基準で運用すべきか。そこにはどうしてもギャップがあるわけでございますので、それをどのように各自治体が考えるかというようなことが、それぞれ多分各自治体の判断においてされておるというふうに考えておるものでございます。したがいまして、私どもは国の基準のおおむね４０名を一つ目指し、そしてなおかつ現実とのギャップがございますので、猶予期間を設定しまして、その過程の中でギャップを埋めていこうという意思をうたったものでございます。それぞれの自治体はそれぞれの自治体の判断をされておるということであろうかというふうに理解をいたしております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

僕の質問に答えてもろうてへんやんかな。ほんなら、これ趣旨を読みましょうか。平成２６年４月３０日、厚生労働省令第６３号児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条云々と書いてあるんですよ。そこに、趣旨、第１条、児童福祉法、昭和２２年法と書いてあって、１条の１項、法３４条２項に書いてありましてな。条例を定めるに当たって従うべき基準第１０条（第４条を除く）及び附則第２条の規定による基準。第２項にはその基準以外のことが書いてあるんですよ。

要するに、この基準に沿って各市町はやりなさいと。おおむね４０名というのは、今言われたように５０名でやっておるところや６０名でやっておると。だけど、亀山市の場合、井田川小学校で第１が人員オーバーやから国の補助基準に合わんので第２をつくりましたわな、以前に。そういうふうにつくってきておるんですよ。だから、おおむね４０名というのは、そういうような早急に対応できへんからおおむねという数字をしておるんです。だから、市長が言う、それなら一遍聞かせてくださいよ。今７０名で省令に基づかんとやっている自治体は知ってござって今の答弁があるんでしょう。わからんで言っているわけやないでしょう。一遍７０でいくのやと。この基準を参酌せんと、現行のままやってことをいう自治体はどこやと一遍教えてください。答えてもろうてませんがな。知らんと言うておってあかんよ、こんな答弁は。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

各自治体がそれぞれのまちの仕組みを、今、あるいはこの９月の議会であろうが１２月の議会になるのかわかりませんが、それぞれ議論されておられる段階でございます。私のほうからそれがどうこうということは本論からずれる話であろうかというので、控えさえていただきたいと思っております。

要は国の一定の新たな法は制定してきたと。それに基づいて、それぞれの自治体がそれぞれの自治体の判断でもってそれを条例で制定しようということでございまして、条例の体裁というのはど

うしてもこのような形になりますが、当然亀山市の特徴や亀山市の意思をこの中に盛り込んで、今回条例を提案させていただいたということでございますし、ここに至る過程で、それこそ子ども・子育て会議や多様なご意見を頂戴する中で、今回の案として取りまとめをさせていただいたものでございますので、その点は深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

条例というのは、日本国憲法に基づいてやっておるんですよ。福祉３法あります、児童福祉法３法、これに基づいてやっている。それに基づいてこういうふうに変えてくんですよ、その時代時代に応じて。市長こそ法律ということを理解してないんじゃないですか。１２月に上げて、一応２７年４月１日から施行したいんでしょう、亀山市もこの基準で。違いますか。だから、今回９月に上げておるんでしょう。ほかの自治体は後回しで１２月にやると。そんなことないですよ。ほとんど９月に上がっておると思っておるんですよ、各自治体で。一遍県下の状況をよくご存じだと思って、若林センター長には申しわけないけど、この９月定例会で各市町はどんな状況か、ご存じだったら教えてほしいし、知らんのやったら知らんで結構ですけれども、そこまで調べてなかったら調べてないということを一遍聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

正確な数字を今持ち合わせておりませんので、はっきりと明確にはお答えできないわけですけれども、三重県内のほとんどの市町が今回９月議会の中で条例を上げさせていただいています。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。この９月に、４月１日に向けて、子供たちのための施設改善、５１号から５３号までの議案を上げておるんですよ。何を考えてみえんのや、これ。それが首長の立場かな。他の市町の動向もきちっと踏まえた中での答弁をしてもらいたい。私はそんに勉強しとらんかもわからんけど、皆さんそれぞれ勉強して、こうやって質問出させてもらっておんのやで、いいかげんな答弁をしてもうたら困る。

それで次に、パブリックコメントの取り扱い。各関係機関との協議を行って、そして今回の条例を提案したと。パブリックコメントの成果を一遍教えてください。５１号から５３号までのパブリックコメントをしましたな。その成果。各議案に何件の意見が出て、何件あって、何件反映したか、一遍それを聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て支援新制度に関する条例案パブリックコメントは、今回提案させていただいております３条例案について、平成２６年７月２日から７月３１日までの募集期間で行いました。

結果につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案以外の２条例案に対するご意見はございませんでした。この放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案に対しましては、９名の方から４１件のご質問、ご意見、ご要望を頂戴したところで、市の考え方をホームページにおいてお示しをしたところです。

それぞれのご意見に対し検討を行いました結果、公表した条例案に係る修正箇所はございませんでした。これを受けて今回の提案とさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

要するに、パブリックコメントをやりました。３案件で、特に５３号についての案件は９名の方が４１件の意見を言われたと。だけど、条例作成において反映した意見はゼロということ。

いろんな意見がありまして、その他の意見で、公設で静養室の設置を望む、全ての学童保育にＡＥＤと非常口がある学童保育所は少ないことから設置してほしい。亀山市の答え、放課後児童健全育成事業の設備施設等については、本条例に基づき、事業者と協議しながら対応してまいりたいと考えています。パブリックコメントをしていろんないい意見、みんな言うておると時間がないですから、何にも反映しておらんと。パブリックコメントという意義は、市長、どう考えてみえるのかな。あなたに対する市長への手紙、返事も書いてみえるらしいけれども、パブリックコメントのあり方。何日もかけてやる。

基本的に各議員からの質問のときに、当亀山市の学童保育所の基準は民設民営を基本とするという答弁でございましたな。私は学童保育所は公設公営を基本として、亀山市の市民全部がそれぞれの子供たちを見守ると。そのためには亀山市の市民のお金を子供たちにつぎ込もうやないかと。一番は民設民営に頼らんと。いろんな各議員が意見を出された。１．６５平米、４０人。静養室もない。手狭やと。どうすんのやという中で、こういうふうに基本的に学童保育所においては学習室及び保護者が学童保育所へ行ったときに子供さんが風邪をひいておったら静養する場所を設けて、学童保育所へ来てもらうという静養室を設けるというのが学童保育所のそれなりの設備が整った一つの基準なんです。だから、亀山市として特徴を出すものやったら民設民営でやるという気持ちがあっても、私は公設公営でやってほしい。公設公営で静養室を設け、もう１つあえて言えばパブリックコメントで意見が出ておるＡＥＤの設置ということを亀山市がうたっていくというふうに書いていけばいいんですよ、設備。そういうような意見が出てくるのが本来の姿やと思うんですけれども、一遍市長、パブリックコメントのあり方、意見を反映しなかった考え方を教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員も十分ご承知のことだろうと思いますが、そもそもパブリックコメントというのは、条例案あるいは計画案、行政が行います策定をいたします条例案、計画案を市民の皆さんに公にお示しをさせていただいて、それに対する意見を頂戴しようという政策決定のプロセスの過程での新たというか、重要な仕組みであろうというふうに認識をいたしております。今日までにも数にしますと１

００本の単位を超えるのかもわかりませんが、そういう運用をしてまいりました。

その中で、先ほどセンター長が申し上げましたように、条例案そもそもの修正、あるいはここに反映すべきものということというよりも、むしろ放課後児童クラブの今後に向けたご要望とかご意見とか、そういう形でございましたので、それは十分尊重させていただいて次へ生かしていくということになろうかと思っておりますが、この条例案そのものの修正や変更には至らなかったということでご理解をいただきたいと思います。

それから、今、議員がお触れいただきました公設か民設かというこのことを、具体的にどうこうということではなくて、現状の亀山市の特徴、それは今日に至るまでの現状があるわけでございます、公設も民設も。これらの状況、定数の問題もしかり、これをしっかりと包括をし、そして皆さんに混乱がないように、そういう思いを込めて今回国の基準に合わせたわけでございますし、同時にこれは今後亀山市に新設されるさまざまな形態があろうかと思っておりますけれども、これらも想定をした中での許容範囲を持ったものとして、条例の各条文に記載をさせていただいたものでございまして、おっしゃる公設、民設云々を条例の各条項に記載すべきものではございませんので、いずれにいたしましても今後の条例案に基づいて、放課後児童クラブがきっちりと亀山市の特徴に応じて展開できるよう努力をしてまいりたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

わけのわからんことを長々と言うてもらわんでもよろしいのやわ、私は。率直な、時間が限られとんのやで。

省令に関するいろんな考え方で判こを押したように、国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等を持たないため、国の示された基準を市の基準とするというのは、判こを押したように３条から２１条まであるわけですな、附則１、２、３も。国の言うことは割に聞かん市長やけどさな。あるときは聞きあるときは聞かんし、あるときは聞いたりですな。今回でも今言いましたやろ。

センター長から答弁してもうたけれども、この９月議会に各市町の議会はこの条例案を上げておるんですよ。市長は改正せんと７０名でいくという答弁はおかしいと思う、僕は。基本的にこの条例はまた委員会等で審議をさせてもらいますけれども、一つ申し上げたいけれども、今定例会に学童保育所のクラブから３つの請願書がきょうたまたま議運で出てきました。幾多の不満を持ってみえると、今の運営は。竹井議員の質問の中に、１２クラブ中公設は４つと、あとは民設やという形でやっておると。この亀山市に１２あって、あるところは公設、あるところは民設と、そんな格差をつくっておいていいんですか。僕はおかしいと思うの。違いますかな。

この間も南小学校のあれでも、校庭内に学童保育所を設けましたやんか。あるところはどこか探せ、あそこを探せと５年も６年も探して、ようよう森新聞屋さんのところへ行ったというような形で、そんなことがあっていいんかな、市長。子供たちのために。この亀山市の次の世代を守るために、子供たちにいかに今の大人、市長、行政、大人が手を携えることによって、この子供たちは亀山市に戻ってきてくれるわけですわ。それが政治やと思う、私は。自信を持ってやってもらいたいと思うがな、いかがかな。だから、この改正と同時に、基本的に民設民営を基準としておるというけれども、公設公営にかじを切るという考え方はないかな。それをもう一遍聞かせてください。格

差がある中で、市内で格差の中で。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の条例の中で、公設、民設、あるいは公設に舵を切るきっかけにしてはいかがかということでございますが、今の亀山市のさまざまな現状、それも包括をいたしますこの条例で、なおかつ今後の新たに新設をされる亀山市の放課後児童クラブにつきましても、最大限の質を担保していこうと。その両面をもって今回条例を亀山市独自の判断でさせていただくということで、包括しておるということでご理解いただきたいと存じます。

なお、非常に特徴のある学童保育の歴史というのは、１５年２０年の歴史の中で、過去にも申し上げてまいりましたが、１２の放課後児童クラブそれぞれに特徴と、それぞれの経過がございます。考え方もさまざまでございます。ことしの春は南部のスマイルが立ち上がったところでございますが、地域の皆様方のご理解や協力の中で立ち上がってまいりました。本当にそれぞれ違いますので、全体として包括をして亀山として定めるものと、現在ある１２の施設、今後生まれていくであろうさまざまな施設が新設されるであろうと想定をいたしておりますが、こういうものをひっくるめて亀山市としてしっかりそれを見守り、つくり上げていこうという意思をこの中に盛り込んだつもりでございますので、その点は深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

市長、本当にこの条文を皆読んだかな。格差があるから、それなら一遍第３条を言うて、何が書いてあるか、読まんと。第３条に何が書いてある。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

第３条、この条例に定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

２項、市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。なかなかそんなものが出てこんでは、担当者を責めてもうたら困るよ。市長としての、私も勉強しておんのやで、これは鈴木議員からこんなのでと教えてもうた。教え合わなあかん。私は鈴木議員からこんな資料があるよと。あんたが質問するときはこれを参考にしなさいよと教えていただいた。ありがとうと言うて、それで市長さんも、あなたも部内で調整するんでしょう。ほんなら、３条、市町村長は最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告すること

ができるという条文があるんです。それで、第２条でも目的に心身の育成を保障するものとすると。だから、公設公営というのは一つの基準なんです。これはやっぱりそれに向けていきなさいというのが一つの条文制定のためのあれと。あなたは独自性と言うけれども、何もない、独自性は。国と同じ省令をそのままそっくりここへ移しただけ。何も独自性ってないやないかな。意見も言うても反映もせん。それがやっぱりこの条例ですわな。私はそう思う。余りやるとあと４分しかないもんで、次の質問が控えておるので、もうちょっと委員会でやりますけれども、５８号、これ６月と同じようなことをやらはる。困ったもんやで、もうこんなこと気をつけてほしい、これから。総務委員会の資料で名前も記載して、それの報償費やと、１７万。こういうようなことは１７万をこの９月で議決してから指名をして、総務委員会に１２月に提出いただきたい。これは苦言として申し上げておく。

第６３号、ほかの議員方も聞かれた基礎的財政収支９億７，６７０万の内訳ということを書いたんですけれども、これ内訳をすると時間がないもんで、確かに前日からいろいろ答弁をされておる。２５年度は行財政改革で２億４，０００万可決した。これがもとやと。服部議員も言わはったけれども、９億７，０００万全部使わんで、市民要望に応えるためには２億ぐらいを使ったらどうやと言ったときの答弁、もうなっておらんと思う。市民の人らは１億も２億も要望してきやへんわけ。２億やったら、例えば単純に計算して２，０００万の事業やったら１０本、２００万の事業やったら１００本。１００万の事業やったら２００本、５０万の事業やったら４００本できてくんですよ。もっと細かい分もある、２億をこうやって細分すると。私はいろんな要望を聞いておる中、こうやってあれしてくれ、これしてくれと言われる中で、何でわしのところへ来たんやなと言うたんや。窓口へ行ったら予算がないもんで、予算がないと、こうなるわけや。そうですな。市民要望は予算がないもんでと蹴っておる各部長がおるな、皆ここに。

財務部長に聞きたい。９億７，０００万も財調も使わんと、２５年度にかなりの市民要望があったと思う。それが２６年度に反映された分もあるかわかりませんけれども、予算がないでといってみんな断っておる要望事項をまた今後もずっと財調が枯渇する云々といって、償還云々いうとる中で、今後もそういうような行政運営を、市長に聞いたほうがいいかな。財務部長にこんなことはいうたら気の毒やでの。市民要望のどんなものが毎年毎月毎週上がってきておるか。そういうような報告を市長として受けておるんかどうか。また、各部局は市長に要望を、担当室長でできる仕事やったら担当室長で処理してもらっておると思うけれども、そういうようなものを事細かに把握してみえるのかどうか、一遍聞きたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然ながら亀山市にいただく年間の要望は何百何千の単位でございますので、それは組織的にしっかり対応するということでございます。１週間単位で私は報告を受けるということではございませんが、しかし可能な限りそれぞれの部署において、市民要望について精査をして対応しておるというふうに理解をいたしております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

時間もないもんで、９億７，０００万も黒字でしたと喜んでいてはあかんわけ。せめて市民要望を年間３００本こなしたら、もっと明るいまちができると思いますもんで、今後金を残したで喜んでおってはあかん。財調も４５億もあってあかんと思う。だから、そこら辺を十分考えた中でやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

２２番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第５１号から議案第７０号までの２０件については、お手元に配付いたしております付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第１２号から報告第１９号までの８件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第５４号　亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

教育民生委員会

議案第５１号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第５２号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第５５号　亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について
議案第５６号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第５７号　亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

予算決算委員会

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
議案第５９号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６０号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６１号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第６３号　平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第６４号　平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６５号　平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６８号　平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について
議案第６９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について
議案第７０号　平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について

○議長（前田耕一君）

次に、日程第２、請願第６号から日程第８、請願第１２号までの７件を一括議題といたします。

請願第６号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書、請願第７号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第８号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書、請願第９号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第１０号井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書、請願第１１号亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書、請願第１２号川崎小学校区に第２学童保育所の設置を求める請願の審査については、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託いたします。

請願文書表

受　理　番　号	請　　６
受　理　年　月　日	平成２６年８月２８日
件　　名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎亜紀　他２名
要　　旨	義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男

付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　　理　　番　　号	請　　７
受　理　年　月　日	平成２６年８月２８日
件　　名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎亜紀　他２名
要　　旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹　介　議　員　氏　名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男
付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　　理　　番　　号	請　　８
受　理　年　月　日	平成２６年８月２８日
件　　名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎亜紀　他２名
要　　旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹　介　議　員　氏　名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男

付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　　理　　番　　号	請　　９
受　理　年　月　日	平成２６年８月２８日
件　　名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎亜紀　他２名
要　　旨	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男
付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　　理　　番　　号	請　１０
受　理　年　月　日	平成２６年８月２８日
件　　名	井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みずきが丘７３－６ 井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会 会長　打田喜行
要　　旨	来年度に待機児童を出さないため、井田川小学校区に、早急に公費による新たな学童保育所の開設を求める。

紹介議員氏名	西川憲行、竹井道男、服部孝規、岡本公秀、尾崎邦洋、森　美和子
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請　１１
受理年月日	平成２６年９月２日
件名	亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市東町１－１－７ 亀山西小学校区児童クラブおひさま 運営委員長　村主勝治　他２名
要旨	来年度に待機児童を出さないため、平成２７年４月より、亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める。
紹介議員氏名	岡本公秀、竹井道男、服部孝規、森　美和子、西川憲行、豊田恵理
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請　１２
受理年月日	平成２６年９月２日
件名	川崎小学校区に第２学童保育所の設置を求める請願
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町８９－１ 川崎小学校区学童保育所あおぞらくらぶ 運営委員長　野村幸生　他１名
要旨	来年度に待機児童を出さないため、平成２７年４月から、川崎小学校区に第２学童保育所の設置ができるよう、公費での補助を求める。

紹 介 議 員 氏 名	豊田恵理、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、森　美和子、竹井道男
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（前田耕一君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時１１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第９、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１番　西川憲行議員。

○１番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川憲行でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず大きなテーマとして、亀山市の安心・安全な市政についてご質問させていただきたいと思います。

といいますのも、先月、大雨によりまして亀山市も被害を受け、また他市でも多くの被害が出ているということで、近年とても災害が多くなっておりますので、災害に対する危機管理について、また８月９日、１０日における台風１１号の直撃における亀山市の対応を検証させていただきたいと思い、この質問をさせていただきます。

まず初めに、亀山市の危機管理の状況における、今回台風１１号における対応と問題点について質問したいと思います。

今回の大雨による被害は人的被害がなかったとはいえ、床下浸水があり、２件報告されております。また、道路６４カ所、河川１４カ所、農業用施設が４５カ所、林道１５カ所と、多くの被害が報告されております。この被害件数について、どのような見解を持っておられるのか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１番　西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

台風１１号によります被害状況につきましては、去る８月２０日の議会全員協議会において危機管理室より速報値という形で報告をさせていただいております。

初めて大雨特別警報の発表がなされ、また市外の住民の方々が帰宅困難者として避難所に来られました。議員おっしゃいましたように、幸い人的被害がなく、安堵はいたしておりますが、住家被

害ということで床下浸水が２件、またその他道路、河川、農業施設で多数の被害が報告をされております。

市全体で災害に強いまちづくりをハード面、ソフト面の両面から取り組む中、危機管理局といたしましては特に市民の減災に向けた危機意識の高揚について、改めてその考え方及び手法について啓発の必要性を感じたところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今の答弁によりますと、今後も減災に向けて市民の皆さんに啓発をしていかなければいけないという話がありました。先ほどの答弁の中で、帰宅困難者も全員協議会における速報によりますと２００名近い避難者が出ている中で、１１０名ぐらいですか、報告はされています。この帰宅困難者に対する想定というのは、危機管理局のほうではもともとあったのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員ご質問の帰宅困難者の定義でございますけれども、私どもの地域防災計画を見ていただきますと、避難民の位置づけの中に帰宅困難者という文言が出てまいります。先ほどおっしゃいましたように、今回１９８名の最大の避難者のうち１１１名ということで、新たな視点の避難者が発生したわけでございます。当時６路線全て通行どめになる中、行き場を不安視された方々がいろんな形で、スマホだったりいろんな電子機器を使われて、開設状況を確認されお越しいただいたと聞いております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

この大雨の中で、亀山市は交通の要衝ということで、古くからの起点となっております。その中で通行どめが出て、名阪高速道路を初め多くの道路が通行どめになったことによって帰宅困難者が発生したと。これは今後も考えられることですので、やはりこの帰宅困難者に対する対応も今後想定の中でより充実させていかなければいけないのかなあというふうに感じました。

また、この被害の中で多くの道路や農業施設など、また林道も使えなくなっています。今回、雨の量が非常に多かった。また、近年言われていますゲリラ豪雨ということで、雨の量が想定できない状況になっていますが、雨がある程度までなら大丈夫、でもある一定の量を超えると被害が出るだろうということで、今までだったらこれだけ多くの被害が出なかっただろうという想定もなされているんだと思います。

これは今後復旧をしていく上で、例えば林道の強度を上げるとかすれば防げる、そういう災害もあったのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

危機管理室ということでお答えをしたいと思います。

お尋ねの被災箇所において復旧工事において、被災前よりも災害に強い強度を上げる復旧ということでございますけれども、国・県等現在検討していただいているものと考えております。基本的な考え方なんですが、雨量等の条件を例えば設定、数値化等を行う中で、それに耐え得る構造物をということでそれぞれ進められていくものと推察しております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

実際に雨量に対応できる強度を持てば、当然災害が起きないだろうということです。亀山市も今後、今回の台風を教訓にというわけではないんでしょうけれども、先ほど言われたように数値化をすることで強度を上げて、なお一層被害が少なくなるような災害に強いまちづくりに全力を挙げていただきたいと思います。

また、今回台風の被害の中で、亀山市の職員も全員といいますか、報告によりますと最大時で３１６人、消防団２５１人が出動されたと伺っております。そんな中で、２つ目の質問になります。市民を安全に、また避難民の対応をされる市職員の待遇についてということで上げさせていただいていますが、今回伺ったところによりますと、市の職員が多く出動されたと聞いております。この職員、また消防団の方は何時間従事されたのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

今回の台風でございますが、８月９日午前１０時１１分、大雨警報の発令と同時に災害対策本部を立ち上げ、まず情報収集をいたしました。最大ということでございますので、危機管理室の職員を例にとりますと、翌日の１０日の午後５時１５分の大雨特別警報解除までとなり、おおよそ３０時間の災害対応となりました。

また、先ほど消防団のご質問いただいたわけですけれども、昼夜を問わず警戒に当たっていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

最大で３０時間の方がこの災害のために市役所に詰められた、あるいは現地に出られたということをお伺いしました。あと、消防団の方も昼夜を問わず出られたと。

この中で気になるのが、この方たちの食事や休憩、あるいは睡眠というものはどのようになされたのかということが気になるわけですけれども、私も昔自衛隊におりまして２４時間勤務でやるとか、長期間にわたる災害派遣というものを目の当たりにしてきました。そんな中で、市民の方、避難されている方、あるいは被災された方の前で仕事をしていくためには、十分な休養、あるいは食事が必要になってくると思います。３０時間市役所に詰めている中で、そのような体制はどのようにとられていたのか、ご説明お願いします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

警報発令中の職員の食事、休憩、睡眠についてでございますが、食事については風水害の場合、事前準備ができるということから職員対応といたしました。休息、睡眠につきましては、地域防災計画における各対策本部を単位といたしまして、それぞれローテーション等をお考えいただく中で対応を図ってまいりました。

地域防災計画でこういった地震、風水害等のときに、災害用の本部職員の飲料水、食料の備蓄について推進するというような書き込みもございますので、今回の案件につきましても今後の課題として現在捉えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今言っていただきましたように、食事は自前で持ってくるんやと。睡眠や休憩については、部別でローテーションを組んで、そこで行っていくということであります。

ただ、睡眠、休憩をとられるにしても家へ帰れるわけではないので、十分な場所もこの市役所にはないのかなというふうに感じております。

それから、食事については先ほど今後もうちょっと検討していこうかなというご答弁でありましたけれども、やっぱり被災された方も、それから被災された方の対応に当たる職員もある程度必要なものは提供する準備をしておかなければ、例えば今回広島市で起こっています災害については長期間にわたって災害が続いているという現状があります。そんな中で、市の職員が家にも帰れない、食事もまともにとれないというのでは、なかなか災害を克服していくのが困難ではないかと考えますので、その点については今後しっかりと改善していただいて、市民の安心・安全を守るべき、あるいはその人たちのために働くべき人たちが十分に働ける環境を整えることも市の大切な仕事の一つではないかなというふうに考えております。

また、今回、鈴鹿市や四日市市では全市一斉の避難勧告の発令というようなことが話題になっております。亀山市の場合は地域地域で出されているようですけれども、この発令の仕方についてはどのような考え方を持って発令されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

鈴鹿市や四日市市が全市に発令された避難指示につきましては、それぞれの市のお考えでのご判断であるということでございますので、私から特にこちらに対してのコメントはできないものだと思っております。

また、本市の考え方として先ほど申し上げましたとおり、あらゆる情報を収集いたしまして、市民の安全を第一に考え、避難勧告、避難指示等の発令などを行ってまいったということでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今局長が言われましたように、他市のことは置いておいて、亀山市のほうはいろいろな情報収集をして、きめ細かな情報の発信を行う。勧告のあり方についても細かくやっていくんだということだと思うんですけれども、広島市の例をとると申しわけないんですけれども、あそこの場合、夜間に豪雨が集中したということで、発令の時期がおくれたということが話題になりました。

亀山市も今回の場合は午前１０時の発令ということで、日中ということで連絡の仕方も情報収集の仕方もまたあったと思うんですけれども、台風がいつ来るかわからない。地震もいつ起こるかわからない中で、夜間であってもそのようなきめの細かいことができる体制を今とられているのか。あるいは今後その辺も検討しながら、改善をしていかれるのかということについてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

今後の考え方でございますけれども、避難勧告、避難指示等につきましては、地域特性等を勘案しつつ、今までの経験等を踏まえ、天気図、雨雲レーダー、各観測地点における雨量、河川水位、土壌雨量指数等を確認しつつ、津気象台からの情報収集をもって災害対策本部にてその意思決定を行ってきております。

今後におきましても、議員お話ございましたように、気象情報を初めとする災害情報を総合的に勘案し、各種災害対応に関するマニュアル等を活用する中、よりきめ細かい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

やっぱりできるだけきめ細かにしていただいて、身近に危険が迫っているんだということが市民の方に伝わらないと意味がないと思いますので、その点についてはこれからもしっかりとやっていただきたいということをお願いします。

そういう意味で、きめ細かな対応という意味で、今回避難所のことについて３番目に上げております。

避難所については、危機管理局からの報告によりますと２０カ所の避難所が今回利用されているわけです。その中には指定避難所１５カ所含めて、２０カ所あいているわけですけれども、開設においても必要のないと言ったら失礼ですけれども、利用されていないところも何カ所、開設はされましたけれども、実際に避難民の方が来られていないところもあります。これも先ほどの話から言えば、危険箇所の避難所は開設するけれども、危険箇所ではないところの避難所まであえて開設する必要があったのかどうかという点と、それから開設された中に指定避難所でありながら、昼生小学校は使われていません。この点についてご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

８月９日午後５時開催の対策本部会議におきまして、今後の状況判断から全ての指定避難所１５カ所の開設を決定し、市民対策部を中心に行いました。結果といたしまして、先ほど議員申されましたように２０カ所となりましたのは、関支所並びに総合保健福祉センターは既に職員が登庁していたこともあり、一時避難者を受け入れたこと。また、中庄公民館、三寺公民館、加太向井公民館におきましては、地元の方々が自主避難されたものでございます。

それから、開設の考え方でございますけれども、今回開設１５カ所等行いましたが、基本的には市民等の安心・安全を担保することにあると考えておることもあり、開設時における、来られる来られないというのは判断できなかったゆえに、全ての開設を行いました。

それから３点目でございますけれども、昼生小学校の避難所開設でございますけれども、当時昼生小学校は行けるというような判断の中で、担当職員を向かわせたわけでございますが、避難経路途中の中ノ川の水位が高うございまして、場合によっては越水ということも考えられましたことから、避難者の危険回避が重要と判断いたしまして、昼生コミュニティセンターに変更、開設いたしました。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

開設については、市民の安全を考えて全てを開設したと。また、自主避難された方もいたので、そこも避難所としての利用をされたと。これは当然至極なことだと思います。

ただ、これを大きく捉えていくと、先ほどの四日市市や鈴鹿市の話じゃないけれども、一斉に避難勧告を出しておけば全体がいいだろうとかというふうになってしまう可能性がありますので、避難勧告に合わせた開設というものも考えていただいたらどうかなというふうに考えるところでもあります。

ただ、本当に災害の結果がどのようになるかわからないので、全域をあけることも大切な場合もあると思いますので、これは何が正しいとかもないと思いますので、その考え方だけ確認させていただきました。

昼生小学校については、中ノ川の水位が上がってきたということで、避難経路自体が危険になったために利用されていなかったということです。ただし、昼生小学校については亀山市防災マップにおける洪水ハザードマップには、指定避難所としてしっかりと明記されています。この昼生小学校が住んでいられる住宅街から移動する経路については、川を渡っていくということは当然誰でもがわかっていることです。この洪水ハザードマップ、つまり水で中ノ川の水位が危険になるときに昼生小学校に逃げましょうと、指定避難所になっていますよということが明記されている。これは最初からわかっていることなので、もしできれば指定避難所自体を昼生小学校ではなく、もっと安全な公共施設に移す、あるいは橋をしっかりとしたものにして、避難経路の安全化を図る等々方法はあると思うんですけれども、その前にハザードマップ自体を訂正していただくことが大事なんじゃないかなと。

先ほども言われました帰宅困難者の方がいろんな情報媒体を使って避難所が開設されていることを知って、避難所に来ると。当然昼生小学校も指定避難所だから、指定避難所は全部開設されているよという情報が流れたら、そこへ行かれる方もいらっしゃるかもしれませんので、その点はどの

ようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

まず、亀山市の防災マップ・洪水ハザードマップの基本的な考え方といたしまして、そのときの状況、情報に応じて、より安全な方法を幅を持ってお考えいただくというようなことで、それぞれの防災教室等でもお話をさせていただいております。

その活用につきましては、本年度においても情報行政番組「マイタウンかめやま」で特番を組む中で説明もさせていただいておりますが、先ほど議員おっしゃられましたように、再度この使い方も含めて考え方を皆様にお伝えしてまいろうと考えております。

また、この防災ハザードマップですけれども、あらゆるケースを想定しております。今回、雨ということで昼生小学校のことを問題視していただいているわけなんですけれども、このケースの場合が例えば地震なりで特殊な災害である場合を想定してみますと、やはり昼生小学校もあわせて考えなければならない箇所であると考えております。今回の事例を踏まえまして、市民の皆様方に再度避難場所、避難所の活用の仕方を、根本の部分でございますけれども、それぞれ出前講座等で周知を図りつつ、先ほどおっしゃいました昼生小学校の件も含めまして、指定避難所の指定について考えてまいりたいと、かように考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

その昼生小学校の話だけではなくて、いろんな災害における対応というものが、当然状況、情報によって変わってくるということは誰もがわかっていることだとは思います。

ただ、やはり各戸に配付してあるハザードマップがある。これを見るというのは当然のことだと思いますので、それをしっかりとそのときの状況に合わせてくれというのであれば、最初からハザードマップが要らなくて、そのときに情報を得てくださいというのになってしまうので、やはり家に１冊あるハザードマップ、皆が信用するハザードマップですので、そこのところもしっかりと訂正していただいて、訂正というか書き方の問題だと思うんですけれども、指定避難所ではなくてもう１つランクを落とすとか、あるいは大雨のときには危険があるかもしれませんぐらいのことを書いていただくことも少し考えていただいて、また今後に生かしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

こちらも亀山市の危機管理ということで考えております。先般、川崎のほうで断水があったということをお聞きしました。こちらのほうは日曜日に断水があったということで、そのときの緊急対応についてお伺いしたいなと思うんですけれども、日曜日に限らず休日市役所は休み、問い合わせ先が休みになっているということがあるわけですけれども、そのときに今回対応もしっかりとされたということはお伺いしておりますけれども、その対応の手順がどんなものなのかということで、市民の皆さんも聞きたいという人もいらっしゃいましたので、この機会にちょっと聞かせていただきたいと思いますので、休日に断水という事故があったときの対応の手順についてご答弁をお願い

します。

○議長（前田耕一君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

まず初めに、川崎町地内におきましては、去る８月１７、１８日、辺法寺町周辺におきましては９月１日、２日の２日間、上水道の断水及び濁り水の発生により、水道のご利用者の方には大変ご迷惑をおかけしました。この場をおかりしまして、おわび申し上げます。

さて、ご質問の休日における緊急対応についてですが、上水道室では休日及び夜間における緊急時の対応として、職員を当番制で待機させております。例えば休日に市民の方から水道管より漏水していると上水道室に電話をいただきますと、亀山第２水源地に電話が転送され、常駐しております日直から当番職員に連絡が入り、対応させていただいております。

また、各水道施設の非常時における警報も亀山第２水源地に通報が入るシステムになっておりますので、同じく当番職員に連絡が入ります。連絡を受けた当番職員は、現場状況を確認して、緊急時に備え、待機契約を結んでおります亀山水道事業協同組合の当番業者に状況を説明して修繕工事を行っております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

亀山市の対応は、休日であろうと夜間であろうと当番待機の職員がいて、それから水道協会のほうとも連携をとって、早急な対応をされるということを確認させていただきました。

あとは、断水時における住民の方への広報ですね。やっぱり休日ということがあって、平日とは違う対応が必要になることもあるかもしれません。その点については、どのような工夫といいますか、平日と違うような、あるいはこういうことを常時広報としてやって、市民の方々に迷惑がかからないような方法をとっているというのがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

水道管の破損等により、緊急時に上水道が断水となったり濁り水が発生した場合には、影響範囲に合わせ、戸別訪問や広報車で水道ご利用者にお知らせをさせていただいております。影響範囲が広範囲のときには、関係自治会長にもおわびと状況説明をさせていただいております。広報活動とあわせて応急給水として、給水車による給水や給水袋の配付も同時に行っております。

なお、給水袋の配付につきましては、先日、川崎地区を例に申し上げますと、戸別訪問による配付を含め、２日間で５リッター用の給水袋を７００個配付いたしました。

水道管等の復旧作業が完了した時点で広報車等により作業が完了したことと、おわびを広報させていただいておりますが、作業完了時間が深夜になる場合には自治会長に現在の状況と、作業完了予定時間等を報告させていただき、広報活動の実施について相談させていただいておるのが現状でございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

広報についてもしっかりとやられているということをお聞きしました。

ただ、休みの日ということで、普通の日とは違う動きをされる市民の方もいらっしゃいますし、深夜になって復旧ということになって、わからない方もいらっしゃるかもしれませんので、その辺のほうは徹底してやっていただければなということをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただいて、次の質問に入ります。

次の質問は、亀山市の事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」についてであります。

この事業の目的については、行政経営資源の効率的な再配分、職員のさらなる意識改革、事業に対する説明責任の徹底となっています。この中で職員のさらなる意識改革とか、事業に対する説明責任ということは、庁内の職員向けではないのかなというふうに考えるんですけれども、庁内でこれをやることができるんじゃないのかというふうに私は思うんです。説明を受けますと、一時的に庁内の職員で見直しを議論して、そして２次的なものとして市民の方々の意見を聞くというような説明を受けましたけれども、これはまずは庁内でやるんですから、わざわざ「ザ・点検～亀山モデル～」と銘打って予算をとって、あえて公開で行う必要があるのかと。まずは職員の中で庁内会議の自由闊達な意見をできる場をつくっていって、その中でこの事業を見直したらどうという話をしていくことがいいのではないかなと、そんなふうに考えているんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

このザ・点検につきましては、これまでの事業仕分けの反省も踏まえまして、まずは経験を積んだ中堅職員が一つ一つの事業について有効性や必要性、市民団体等との協働や民間活力の活用、手法の見直しなどの点検を行います。

次に、内部の点検の結果を踏まえまして、外部の委員による外部点検を行う２段階方式で実施していくことといたしております。将来を担う中堅職員が公開の場で責任を持って各事業に対する説明や議論を行うことで、さらなる職員の意識改革を図り、市民サービスの向上と持続可能な行財政運営につなげていきたいと考えているところでございます。まずは行財政改革を行うには、職員一人一人が意識改革をしないと行財政改革はできないという思いで、このようなザ・点検を考えさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

まさに今言われたように、行財政改革を行うためには職員一人一人の意識改革を行わなければならないという視点に立たれているわけですから、それをなぜ公開の場でやらなきゃいけないのかというところに私は疑問を持つわけです。一人一人の職員が意識改革を持って行財政改革をするんだということは、いわば市庁内で、市の職員の中で意識改革を徹底していくべきものであって、市民の前に出して、この人は意識改革ができているよ、ここに問題点があるよということをわざわざ議

論する必要があるのかどうかということが非常に疑問に思うところなんです。

その辺については、見解の違いもあるのでそれ以上言っても答弁は一緒なのかもしれませんけれども、なおかつ今までの反省も含めてということを今ご答弁の中にありました。まさに２番目の私の質問は、市民による事業仕分けの検証がどうなっているのかということです。平成１９年度から外部評価委員による事業仕分けが行われたわけです。その評価委員による事業仕分けの結果、廃止となった事業や、また変更された事業、予算が削られた事業が幾つかあると思います。ただ、廃止となったはずの事業でも復活している事業もあると聞いています。その点について、事業仕分けの外部評価委員による検証の結果についてはどのようになっているのか、説明してください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

これまでの外部委員による事業仕分けの効果でございますが、過去４回におきまして合計１７１事業を対象として事業仕分けを実施してまいりました。その結果、事業の廃止または民営化という判断結果であった１７事業のうち、亀山青空お茶まつりや学校開放管理指導員謝金など９事業を既に廃止または民営化し、削減額は４，６８０万円に上っているところでございます。

しかし、議員おっしゃられたとおり、相手もございますことから、まだその結果が反映されていない事業もあるところでございます。

今回、外部委員だけじゃなくて、内部委員と２段階の形を取り入れましたのは、今までも自分のところの事業はみずから自分たちでしようと。職員の内部向けじゃないのかというふうにおっしゃられましたけれども、公開の場ですることによって、自分たちのやっている仕事を違う立場でいろんな意見交換をするということもとても大切なことなんだろうというふうに思っていまして、その結果をまた外部委員にも判断をしてもらうと。今までは外部委員だけの判断でしたから、市の内部のことも少しわからないとか、その関係もわからない中で判断をされたこともございましたので、今回は原点に返って２段階方式でやってみようという思いで、それも事業仕分けにかける事業については職員がこの事業は少し検討したほうがいいやないという事業を掲げて、この点検をやっていくことにいたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

上田部長の力説の中で、この事業の必要性、それから職員に対する思いというのは伝わってまいりました。

ただ、今、外部評価委員の事業仕分けによる結果をお聞きしました。１７事業が廃止、もしくは民間、外部へということが決定された中で、９事業が実際に行われた。残る８事業がまだ手つかずな部分もあると。ましてや相手先があって、なかなか廃止に踏み切れない部分もあるんだというご答弁でありました。ということは、相手方があってなかなか物が言えない事業もある中で、職員の方が今回主要事業もこの見直し対象に入っています。仕分けの中に入っています。主要事業といったら、市の幹部の皆さんがこれはやっていくんだと、市の方針なんだと決めた事業ですよ。それを中堅どころの職員、もしくは担当職員が責任を持ってと言われますけれども、その方たちが市長以

下市のトップの方々が決めた事業に対して、この事業を見直したほうがいいんですよと言えるんですかね。それも非常に疑問に思うところなんですよ。

これ市長にお伺いしたいんですけれども、今回ザ・点検をやって検証した中で、廃止、見直し、今言ったように主要事業に対してもそういう結果が出るかもしれませんよね。そうしたときに、市長はどのような思いでこの結果を受けとめて、力強さというんですか、強制力とかそういうのを、あるいは市長がうたわれているスピード感を持って市政に反映されるというのは、どの程度覚悟といいますか、思いがおありなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

今回の点検の結果につきましては、先ほども部長が答弁させていただきました、これまでの反省を踏まえまして、見直しの工程の全てを担当室に一任するのではなくて、担当室が作成した見直しの方向性やスケジュールの内容の是非について、行財政改革推進本部において議論を行ってまいりたいと考えております。

また、結果の反映につきましては、できるだけ平成２７年度予算への反映を予定いたしておるものでございます。

なお、先ほども過去１９年、２０年、２２、２３年度で実施をいたしました、例えば廃止、民営化の判定として１７事業が出ました。しかし、現実にはその対象となる相手さんであったり、議会の議論もあろうかと思いますが、こういう中で廃止済み、民営化に至ったのは９事業ということでございます。これらの検討を通じまして、市民生活に影響が大きく、見直しに時間を要する事業や平成２７年度の内部点検とか外部点検実施分につきましては、第１次総合計画の後期基本計画の第２次実施計画が来年度からスタートするわけでございますが、これでありますとか、現在検討いたしております第２次亀山市行財政改革大綱を策定していく過程におきまして、ぜひとも今回の結果を２８年度以降のさまざまな施策や予算に反映をさせていくという基本方針で臨ませていただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

この質問については、３つ目に一般公開にする理由についてというのを上げているんですけれども、今の話の中でその点については答弁されたと感じましたのでなくしまして、今、市長が言われたように、行財政改革の中のザ・点検をするということで、亀山モデルをやっていく。これは早急に２７年度予算にも反映するし、また今後２８年度以降、さまざまな計画や行財政改革大綱にも反映していくんだと。これをはっきりおっしゃられましたので、ぜひやられる以上、しっかりとしたものをやっていただいて、よい結果を出していただいて、そしてそれを早く市政に反映していただいて、変えるべきところは変える、廃止するべきところは廃止すると、はっきりとやっていただけるようにお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。

次の質問ですが、次は農業政策ですね。獣害対策についてということでお伺いさせていただきた

いと思います。

現在、農業政策では獣害対策というのが亀山ではひどい話になっていまして、小学校の子供たちも猿が来たから校庭に出ちゃだめですよなんて言われるぐらいになっています。市としては、お聞きしますと、獣害対策についてはいろんな団体、自治会などから出前トークということで、講習に伺っているということも聞いております。今対応されているのはこの出前トークだけではないと思うんですけれども、補助金を出して柵をつくったりもされているということですのであれなんですけれども、今出前トークをされているのは農業地域、あるいは農業団体が主になっていておるのかということです。まちの中にも猿や鹿が出てくる近年でありますので、いろいろな団体と言われますけれども、どのようなところへ出前トークに行かれて、そしてどのような獣害に対する支援をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

獣害対策に対する出前トークにつきましては、市内在住の人が１０人以上集まる集会や会合などに県の獣害担当者や亀山猿の会とともに、猿、鹿、イノシシから農作物を守るための身近な対策をお話ししております。

その内容につきましては、野生鳥獣被害による状況のほか、集落でできる獣害対策として集落内の収穫残りや放任果樹など餌場をなくす。また、囲える田や畑はネットや柵でできる限り囲う。けものを見かけたら、必ず追い払うなどでございまして、ほかに市の補助制度、駆逐用花火の打ち方の講習などを行っております。今まで農業地域の自治会等からの依頼が主でございましたけれども、中には住宅団地の自治会からの依頼もございますので、ご相談いただければというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今言われたように、農業地域だけではなくて、いろんな自治会からもあるということは、亀山市全域に獣害があるんだということを物語っているのかなというふうに感じます。

そんな中、今、三重県ではジビエ、鹿肉を加工販売するという事業を、鹿を捕獲して鹿肉を加工して販売することで、産業ともリンクして獣害対策を行おうということをやっております。

亀山市では、県の政策といいますか事業と一緒にやっていったり、連動して協力していこうかというような話はあるのかないのか。検討されているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今議員おっしゃいましたように、三重県におきましては、みえジビエ登録制度に登録された事業者と連携し、県内で捕獲された鹿やイノシシの肉の販売や料理の提供を行っております。

本市といたしまして、今後は捕獲した鹿やイノシシの肉の活用につきまして、猟友会とも相談をしながら、県との連携も含め、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今後、県との連携も検討していくと言われると次の質問がしづらくなるんですけれども、していっていただいて、ぜひとも獣害を減らしていただきたい。

その中で猟友会という話が出ていましたけれども、猟友会については近年高齢化が進んで、猟友会のメンバーも減っていると伺っております。私は猟友会に対する補助というのもありますけれども、狩猟免許の取得に関して亀山市が補助をして猟友会のメンバー等をふやすとか、そういう政策もできないものかなというふうに考えているんですけれども、またもう１点、政策評価シートの中では獣害対策に対してはＢ評定が出ています。事業の成果については、効率的な被害防止の推進ができたとあって、でも反省点や課題点については被害は増加傾向にあるとうたわれています。やっぱり今言われたように、出前トーク等でいろんなレクチャーをし、また補助を出して獣害対策に取り組むことによって、市民の方々に啓蒙ができて、市民の方々も協力的にやっているんだけれども、でも実際の被害はふえているという循環がよろしくないというふうに思います。やっぱりそこには捕獲という手法も必要ではないかなと思いますので、狩猟免許、捕獲、猟友会をふやしていくというような考え方についてはいかがか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

狩猟免許新規取得者に対する補助の問題でございますが、今議員もおっしゃいましたように、猟友会の現状を見ますと、会員数におきましては、たまたま昨年度、２５年度は会員数が増加をしておりますが、長期的に見ますと減少傾向にございます。また、高齢化の問題もございますことから、今後検討をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

提案させていただいて、検討してきますと言われると、もうそれ以上突っ込むことがないので、ぜひ前向きな検討をお願いします。検討しましたけど、やっぱりできませんでした、やめましたではなくて、前向きに検討していただいて、本当に獣害対策を新たな視点で捉えていくんだということもやっていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

ということで、もう１点、今度は教育委員会に対して、土曜日授業のことについてご質問をさせていただこうと思っています。

きのう質疑のほうでもさせていただきました。その中で最後に質問したのが、教育委員会として土曜日授業の研究についてはどのように考えてみえるのかということについてお伺いして、また今後の方向性はどうなんだということをお伺いしたところ、教育長のほうから検討委員会が決定しますというようなことを言われました。ただ、この土曜日授業については県から予算をいただいて、亀山市の教育委員会が今年度は検証していくんだということでやられています。その検証の中身もどのような検証をしていくのかというのがあると思うんですよ。地域の人たちとの交流を深めた子

供たちの成育に関することを検証していくのか。あるいは学力、体力を向上するために土曜日の授業を有効に使っていくのかとかいう方向性もある程度はあって、学校に指示をされていると思います。逆に言えば、指示を一切せずに最後は検討委員会に丸投げして決めてもらうんだというのであれば、教育委員会の必要性も薄れてくるように感じます。この点については、はっきりとした教育委員会の考え方があるんだろうと私は思っています。土曜日授業についていろいろと聞きたかったんですけれども、今教育委員会が求めるものといいますか、学校に対して、あるいは土曜日授業を行う検証をしていくことによって、亀山市の子供たちにどのような見返りというか、メリットというか、そういうものがあるというふうにお考えなのかという点について、改めて今後どのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

昨日は、補正予算の関係で県の委託事業の関係を中心に話をさせていただきましたので、検証委員会の話が出たものでございますが、教育委員会が土曜授業に求める学校像といたしましては、家庭、地域社会、学校が相互に連携しつつ、地域の豊かな教育資源を生かして、特色ある開かれた学校づくりを進めることにあると考えております。このことを通じまして、亀山市学校教育ビジョンにも掲げております希望に輝く心豊かな亀山の子供たちの学びを確かにすることを目的として取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○１番（西川憲行君登壇）

今言われたように、子供たちのためになるようなことを考えていくということは重々わかります。それから、地域との連携ということも今言われておりました。

ただ、土曜日授業の今年度の日程を見ますと、同じ中学校区内であっても小学校によって日程が違ったり、中身が違うことも多々あるように見受けられます。やっぱり教育委員会がイニシアチブをとって、今こういうことをやっていきたいんだ、こういう検証をやりたいんだというのを学校任せにするだけでなく、統一的な基準というものというか、検証する上においてはある程度一定の条件というものをそろえないと、何がよくて何が悪かったかわからないというふうになっては困ると思いますので、もう今から始まっていくことなので、今さら言っても仕方ないかもしれませんけれども、この土曜日授業の内容をしっかりと見きわめていただいて、今後亀山市がどういうふうに子供たちを育てていくのか。学力、体力を上げていくのかということは、しっかりと研究していっていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１番　西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５２分　休憩）

（午後　２時０２分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番　福沢美由紀議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

きょうは指定避難所について、そして地域生活交通再編事業について、獣害対策について、３点お伺いしたいと思います。

先ほど西川議員の質問で、指定避難所について、私が予定をしておりました台風１１号で昼生地区の指定避難所を変更したことについて聞いていただきました。経過についてはわかりましたので省略をいたしたいと思いますが、今回私がこれを上げましたのは、毎回台風が来るごとにいろんな反省をするし、いろんなことがあるんですけれども、今回は昼生小学校という指定避難所が雨が降ったら大変だよねということを今まで言われていたにもかかわらず、私もいろんな市政報告会などで皆さんからそういう声もいただいていながら、こういうことになってしまったということをすごく反省したんですけれども、本当に真剣にきちっと想像して、実施をしていかないといけないなということを今回思いました。

雨がざあざあ降っている中ですけれども、電話がかかってきて、うちの避難所は昼生小学校やろうと。東小と今何か車で呼ぼって走っていったけど何やということで、どうなっとんのやどうなっとんのやと電話がかかってきたんですね。東小学校ってどういうことかなと思ったけど、確かに昼生が行けないということは３０６を通って東というのもあるのかなということは考えたらわかりましたけれども、やはりこういう田舎というか、１つの小学校で１つのコミュニティですと、避難所は小学校と頭に入っていますんで、すごいそういうことの固定観念というのが邪魔をするというか。かといって、例えばうちの下庄から新しく指定されたコミュニティに避難しようと思いますと、そこの途中の道が通行どめになっている。だから、物すごく大回りしないといけないというような状況でありました。

だから、先ほど答弁でも言われましたように、そのときそのときに応じて一番安全な避難所はどこなのかというのをお一人お一人が判断するということが求められるのかなということを今回痛感したんですけれども、まだ秋に向けて台風がいつ来るかもしれませんし、ここ二、三日前も大雨が降ったところです。避難したがゆえに事故に遭うということがこの間の広島の災害でもありましたので、このようなことがないように、早い対策を求めたいと思って質問に上げました。

昼生小学校はもともとそういう心配もありました。地震だったらいいのかと言うけど、橋が落ちたらどうすんのやというお話もありますし、先ほども言いましたように、そのときそのときで判断をということがわかるような仕組みづくりも含めて、周知も含めて、早い対応をお願いしたい。それから、昼生もそうですけど、神辺小学校についてもやはり川に沿ったところでありますので、あわせて早い対応をお願いしたいんですが、どういうスパンで検討が進められるのか。今回の検証がされるのかということだけ確認をしていきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

今回の台風１１号に関します昼生地区の避難ということでございますけれども、確かに先ほど西川議員のときにご答弁申し上げましたように、リアルタイムで事が変わってきたというのがございまして、それぞれの情報がタイムラグなしにお伝えできなかったという大きな反省点がございます。今後この反省点を生かしまして、いかに迅速な、まず避難行動をとっていただくかということを先に考えさせていただく中で、我々の災害対策本部としての考え方をまとめていきたいと、かように思っております。

それから、今回大雨特別警報が出ましたもので、さきの経営会議でも問題視ということで取り上げていただいております。現在、各部長様方からご意見頂戴したことをまとめ上げまして、次の施策に打とうということになっております。根本的なことなんですけれども、本市の地域防災計画におきましては、指定避難所という定義の中で、避難生活が可能で、防災の拠点となる小・中学校、市営の体育館を１５カ所という押さえがあります。また、コミュニティセンターや幼稚園、保育園をその他の避難所と称しまして、４４カ所あると。地震などには、発災直後にお互い確認し合うという意味も含めての一時避難場所がある。これがまた１８２カ所あります。昨年２万３，０００部つくって、ハンドブックを皆様に提供したわけでございますけれども、まだまだＺＴＶ等お話ししても周知に至ってないのかなという大きな反省点がございます。

今後におきましては、ここに書いてあることを我々の思いと市民の方々のお考えが相交するような形で進めていければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

いつ検討していただいて、いつまでに回答が出るのかということを改めてお伺いしたいと思います。面積とかありますので、昼生小学校を指定から外すということは難しいのかもしれませんけど、いずれにせよ安心に安全で皆さんがわかるようにするための手だてをするのは、今会議の名前を言われましたけれども、いつまでにそれをまとめていただくのかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

いつまでにというご質問でございますけれども、避難場所、避難所の活用の仕方を再度地元の方におろしまして、ご説明申し上げた形でご相談をさせていただこうと思っておりますので、まずそちらのほうを先んじてやらせていただきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

要するに方針としては訂正するということではなくて、活用の仕方を周知することによって、安心・安全な避難所を皆さんが選べるということでよろしいですか。そういう思いですか。ちょっと

よくわからないので、もう１回確認だけお願いします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

避難所の昼生小学校の件でございますけれども、初めから昼生小学校を指定避難所から外す外さないというような会話をさせていただくことは考えておりません。

と申しますのは、冒頭申し上げましたように、災害におきましては地震、風水害、ほかにもいろいろあるわけでございます。先ほどご紹介させていただきましたように、当該地区におきまして避難生活が可能で防災の拠点、防災といえども災害がいろいろ種類がある中では言えないかもしれませんけれども、やはりキャパシティーの問題等々勘案いたしますと、昼生小学校がなってくるのかなという思いもございます。

それから、指定避難所の全体枠といたしまして、体育館ベースで計算した中で３，７００名というような数値も出ておりますので、そういったことをあわせる中で、昼生小だけで物事を解決するんではなしに、市全体の防災力の向上をもって対応してまいりたい、かように思っております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

わかりました。

神辺小も含めてですけれども、ほかも含めてですけれども、市民にわかりやすい周知等をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

地域生活交通、コミュニティバスの再編事業について。

今回、南部ルートとさわやか号とは競合しても問題ないのではないかということを書いたんですけれども、ちょっと意味がわからない方もあるかと思うので、経過の説明をさせていただきますと、今回２５年４月に亀山市の地域公共交通計画が策定されて、これに従って南部ルートの再編がずうっと進められております。昼生のまちづくり協議会は組織の中に交通安全部というのがあって、まちづくり協議会をするときにアンケートをみんなにして、昼生のマイバス計画というのを作成して、それをもって市担当部局とどういうバスがいいかということで協議を重ねている最中であります。

現在、今の南部バスは１台のバスで南部と川崎地区を両方走っているものですから、これを今度の再編ではそれぞれ別々のバスにして、この南部については定時定路線を基本としたオンデマンド形式にするという計画がなされています。それによって、予約が入ったときだけ走るバスですので、ニーズがあるときだけ走るということで、以前言われていたようにがらがらで空気を乗せて走っている、無駄やないかということはなくなる可能性はあります。

また、ワゴンタイプの小さな車両になるということですんで、集落の隅々まで走ることができますし、バス停の数がふやせますんで、利便性は高まるのではないかと思います。

また、１台のバスで南部を覆うということですので、今まで非常に便数が少ないということの苦情がありましたけれども、そこについても多少解決は以前よりかはしていくのではないのかなと思われます。

一方、予約をして乗る、たまたまバス停におって、バスが来ても予約をしてない人は乗れないというようなことが、そういうハードルを、特に高齢者の方がどうやって乗り越えていくのかという課題があったりしますし、昼生マイバス計画としてももう少し便数を細かくできないか、学生が乗る時間にできないかとか、いろんなことをこの計画をもとに担当部と協議をしていただいているところです。当初から見ると、大分整理をされてきたのではないかなとは思います。今年度の予算には上がって、後期には走り出す予定であったものですが、丁寧に地元との協議をしていただいているので、今おくれている状況です。

今回にこの質問を上げましたのは、地域から上がっているいろんな要求の中で、運行経路の変更についてなんですね。現在のバスは、天神、安知本のほうも走っていて、今回天神のほうも走ってほしいという要望については、できないというお答えだったんですけれども、昼生地区から阿野田を抜けて鹿島のところから、今は１号線のほうを通って亀山駅に行っているんですけれども、これをさわやか号の経路である亀山高校に上がっていって、東町商店街を通って、亀中の前を通って駅に向かう経路に変更してもらえないかということなんですね。

この提案に対しては、市はさわやか号のルートと競合するから認められないということだったんですね。なぜこういう提案をまちがしているかといいますと、もともと昔昼生に、私が議員になる前ですけれども、試行バスということで３０６のほうの人がいないようなところを通る、乗りにくい、毎日時間帯も曜日によって変わるようなバスで、なかなか乗らなくて、試行の実績でバスがなくなってしまったという経緯を持つまちなんですね、昼生というところは。今回せっかく再編するんであれば、みんなが乗れる、みんなが喜ぶバスにしたいという思いは役員さんたちの中にもあって、この上のほうを通ってもらうと、診療所、いろんな病院、お医者さんもありますし、ちょっとした買い物ですとか、あと役所にも行けるし、あと亀高や亀中の子供たちも利用することができる。非常に乗りたいバスになるんではないかということで、このルート変更を希望しているわけです。

例えば、三重交通が２００円、３００円で走っているところを、このコミュニティバスが１００円で走ったら競合するという意味ならわかるんですけれども、そうではない。同じ亀山市内の施策の中で、同じ１００円のバスでありますんで、考える余地があるんではないかなと思って、今回質問に上げさせてもらいました。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市地域公共交通計画では、市内バス路線の再編に向けまして、バス路線の機能分類と路線維持の考え方を整理させていただいております。

その中で、まずさわやか号につきましては、市中心部の公共施設等を連絡し、町なか活性化を誘導する路線として、町なか循環バスというふうに位置づけをさせていただいております。それに対しまして、各地域から亀山駅などの都市拠点へと運行する地域生活バスというふうなものと明確にすみ分けをさせていただいております。相互が乗り継ぎ拠点において接続し、ネットワーク形成を図ることで、路線全体の効率的な運用を目指しておるところでございます。

こうした計画上の考え方を基本とした上で、現行の南部ルートの停留所でもございますショッピングセンターでの買い物需要、また他地域とのバランスも考慮した上で、さわやか号エリア内での

重複した運行は、できる限り回避してまいりたいという考えでおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

競合というより、計画の中でのすみ分けという意味であるということなんですけれども、川崎地区でもまた再編の協議が始まっていると聞きますけれども、川崎地区のルートは南部ルートと一緒に１台でやっていますけれども、試行であったために乗降の実績から打ち切りも検討されていた。そんな中、まちを挙げて利用促進に取り組んで、それが地域公共交通会議でも評価されて、現在も走り続けています。

確かに計画の中ですみ分けは書いているのは、よくわかるんですけれども、亀山市の地域公共交通計画の中に利用促進策というのが書いてあります。たくさん乗るバスをつくっておくことが、例えば団塊の世代の人は今とてもお元気ですけれども、その方たちもだんだん年をとって、これから確実にニーズというか、車で移動できない人はふえてくると思います。そんな中、今乗りやすいバスを考えるということは、計画に沿ってやるということも大事ですけれども、もっと大事なことなんじゃないでしょうか。この地域公共交通会議の会長さん、交通会議の傍聴をよくしていますけれども、会長さんみずから計画にある、例えばオンデマンドという方式すら考え直してでも、地域住民の皆さんが乗りやすいバスにしてほしいというようなことを会議の中でおっしゃっていたのを私は確かに聞きました。そういうことであるならば、このすみ分けということも、確かに町なかに何台も何台もバスが通ってもらうと大変やわということもあるかもしれませんけれども、これからどんどん再編が進んでくると思いますけれども、不便なところから来る人はさらにお金までもう１回払って乗り継ぎして、時間もなかなかなくて不便な思いをするということよりも、できるだけ元気に乗れるうちに、たくさん乗っていただけるバスをつくるということに軸足を置くべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現在、南部ルートの再編につきましては、まちづくり協議会といろいろ協議をさせていただいておりますが、まずデマンド型交通の導入を目的とする市の運行計画案と、先ほど議員おっしゃいました地域による運行計画案、マイバス計画とおっしゃいましたけれども、との相違点を中心に、まちづくり協議会と協議を進めておりまして、おおむね双方の考え方の違い等の論点整理ができたものというふうに考えております。

今後はそれらにつきまして、より具体的に掘り下げた協議をまた今後行いたいというふうに考えておりまして、その論点の一つに、今おっしゃいました経路に関する事項がございます。ですので、移動需要に係る地域事情等も十分考慮した上で、さらに地域と協議して運行計画案を練り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

あと１点確認したいんですけれども、そうやって地域と丁寧に協議を重ねていただいているということは私も評価をしておりますが、ちょっと気になったのが、こうやって地域が乗りやすいみんなが乗るバスにしよう、みんながいっぱい予約をして、いっぱい追走も出るようなバスにしようと頑張っているんですが、そんなに追走、要するに予約の人数がバスの定員を超えた場合には、追加の車を出しますということなんですけれども、出せないというようなこともお聞きしました。その点については、どうなんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今お話しさせていただいておる昼生地区のバスの再編につきましては、議員もおっしゃってみえますように、デマンド型のバスを基本として考えておりまして、当然乗車定員がございますので、その定員を上回る事前予約があった場合は、当然追車対応が必要となります。

ただ、その追車対応が常態化した場合については、実際デマンド型が走った場合の話でございますけれども、追車対応が常態化した場合には、また別の考え方も必要なのかなというふうには思っております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

別の考え方というのはいろいろあると思うんですけれども、それこそ聞いてました、追車は出さないという考え方なのか、デマンドということ自体を考え直すという考え方などいろいろあると思いますけれども、私は、例えば追車できないということであれば、計画にある雇用促進をするという、こういうふうに地域で乗るような計画を地域はする、市はこういうことをする、わかりやすいマップをつくるとか、いろいろ上げてもらっていますよね、計画の中で。それと一生懸命乗ろうとしている人の追車をしないということは矛盾しませんか、計画の中で。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この昼生地区のデマンド型交通につきましては、当然事前予測の中でデマンド型が適当であるというような結論に至っておりますので、今現在としては需要予測から考えますと、追車対応が常態化するということにはならないのではないか。

ただ、今議員おっしゃったように、地区がこのバスの利用を促進していただいた結果、そのような状態になるということでございますが、なかなか将来的な予測については難しい面もございますので、先ほども別の考え方というふうに申し上げましたが、そのようなことになろうかというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

そのようなことというのは、どういうことですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

失礼いたしました。

もう一度申し上げますけれども、需要予測に基づく交通計画でございますので、やはりなかなか将来予測、仮定の話でなかなか将来の話をここで申し上げることは難しいというような意味合いでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

それでは、将来を予想するのは難しい、仮定の話はできないということであれば、基本的にはデマンドバスというのは、予想を上回る予約があれば追車をするということは基本ですね。基本であるということを理解をしたいと思います。

最後に、このバスのことで成功事例、「生活交通再生―住み続けるための元気な足を確保する―地域の足を守るのはだれ？」という本があるんですけれども、こういう生活交通になるといつも出てこられる土居先生とおっしゃる方の本なんですけれども、コミュニティバスが成功した事例というのがあるので、それをちょっと読ませていただいて、この質問は終わりたいと思うんですけれども、コミュニティバス運行の成功か失敗かということで、成功した事例はどういう要素があったかということなんですけれども、目的が明確であること、どうしたらみんなが喜ぶバスになるのかが十分議論がされたこと、住民が主体となって議論を重ね取り組んだこと、運営にも住民参加がなされていること、随時運行についての評価が行われ、その都度問題点が改善されていること、コミバスを活用したまちの活性化を考えていること、組織が住民全体で困っている人が中心になっていること、行政の理解と具体的な支援があること、運行開始前に住民に周知され、住民にわかりやすいバスマップなどが配付されていること、わかりやすいバス路線でわかりやすい乗車時刻になっていること、運行時刻が目的に見合うように設定されていること、ほかの交通機関と連携がうまくとれていることということですね。

住民も一緒に乗って乗降調査をしたり、いろんなことをしながら行政と一緒になってバスを成功させている事例がたくさんありますんで、ぜひともそのことを思って、これからも議論を続けて、いいバスにしていただきたいと思います。

３点目の質問に行く前に、市長のお考えを簡単にお伺いしたいと思います。やっぱりバスのことというのは、財政のことを聞いていても、非常にお金が大変だということは聞きますね。でも、お金が余ったときにする施策ではなくて、公共交通の維持整備というのは、住民の移動の確保をするということでは自治体の責務ですし、これがうまく整備されたら、健康ですとかいろんなことに波及して、いろんな施策の効果が出てくるということを認識することはとても大切だと思うんですけれども、市長、お考えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど来よりお話がありましたが、今回の南部ルートの再編については、確かに当初の私どもの計画、それから昼生地区のまちづくり協議会の皆さんの考え方、ここにかなりの開きが存在をしておったと思います。しかし、本当に丁寧に協議を積み上げて、論点整理がなされつつあるというふうに認識をいたしておるものでございます。

今後もこれにつきましては、私どもの地域公共交通会議自体のあり方は、いま少し土居さんの書籍の中で掲げていただいた、そういう思いもひっくるめて、行政だけではなくて、地域住民や運行事業者や多様な皆さんに参画いただいて、オープンの場でそれを積み上げていきましょうという趣旨で今日まで展開をしてまいりました。

今後につきましても、その趣旨も踏まえ、昼生地区だけの話ではございませんで、亀山市全域の今後の交通政策、コミュニティバスの体系をどのようにしていくかということにつきましては、その基本をしっかり押さえながら協議をしていきたいと思っておるところでございます。全市的な対応と、なおかつ今回の昼生地区での協議につきましては、今後も丁寧に地域と協議させていただきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

バスづくりがまちづくりになっていくと思いますので、まちづくり協議会にかかわらず、まちづくりが進むということが前提になってくると思いますので、まだ空白地域がございます。ぜひとも進めていただきたいと思います。

最後の獣害対策について、お伺いしたいと思います。

これも先ほど西川議員と質問が重なったわけですけれども、現状についてもう少し細かくお聞きしたいなと思うんです。といいますのは、私が今回質問に上げましたのは、最近特に獣害に対する相談がまたふえてきたなという私の実感があったのと、その方たちの話を聞いていますと、市役所に相談をした。例えば柵のお金はもう切れていたとか、今回でも補正で出してもらっていますけれども、一生懸命丹精込めてつくった野菜が食べられてしもうてもう嫌やという話は聞くんですけれども、例えば猿に食べられて、その畑をどうしたかと聞くと、何にもしてなくて腹が立ってほっといてあるというようなことなんですね。例えば猿については、サルどこネットが出してもらっています猿よ去れというパンフレット、いつも市役所に置いてもらってあって、これはよくできていると思うんです。基本的な大事なことが書いてあるんですね。畑の作物を囲ってありますか、とり残しはないですか、食べられたまま放置してないですか、生ごみが見えないようにしていますかとか、これを丁寧にみんながやっていれば、大分できるんだろうなと思うことすら、市役所の皆さんから相談をした市民が指導をしてもらってないという事例が１例２例ではないというのが実感なんです。それが農業者であるのか、家庭菜園でやってみえる方であるのかにかかわらず、やはり獣害対策というのは人間がきちっと知恵を学んで、知恵をつけて、その集団をだんだんと広げていくということがとても大事なことだと思いましたので、今回上げさせていただきました。

現状についてなんですけれども、細かくお聞きしたいと思います。イノシシ、猿、鹿、ほかにもあると思うんですけれども、この３つの獣別に被害額と面積と捕獲頭数について、それぞれどうい

う最近の傾向でふえているのか減っているのか、獣別に一番最近の数をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今お聞きになった項目のうち、被害面積については少し統計がございませんので、申しわけございませんが、答弁ができないというものでございます。

まず、猿、鹿、イノシシ別の被害額でございますが、まず農業被害について申し上げますと、農家や集落代表者からの被害報告や農業共済の聞き取りによるものでございますが、まず猿の被害でございますが、５年前の平成２１年度で被害額約３０万円、２２年度から２５年度が２００万円前後、鹿の被害につきましては２１年度から２５年度で１１０万円から１３０万円、イノシシの被害につきましては、２１、２２年度は１００万円強でございましたが、２３、２５年度が２００万円強というふうになっておりまして、波はありますものの増加傾向にございます。

それと、森林被害につきましては種別別はございませんが、主に鹿の被害だと思いますが、森林組合の聞き取りによりますと、平成２２、２３年度が４５０万円前後、２４年度が４８０万円、２５年度が５３０万円というふうに増加をいたしております。

それから、捕獲の頭数でございますが、捕獲につきましては有害鳥獣捕獲によるものと狩猟によるものの２種類がございます。過去３年間の数字でございますが、まず鹿につきましては、２３年度が３６７頭、２４年度が５０７頭、２５年度が４１９頭、それからイノシシにつきましては、２３年度が２０４頭、２４年度が２００頭、２５年度が２１３頭でございます。猿につきましては、狩猟鳥獣ではございませんので有害鳥獣捕獲のみとなりますが、２３年度が６２頭、２４年度が８８頭、２５年度が４３頭と、多くを捕獲していただいておるという状況でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

やはり先ほどもありましたように、ふえているということと、捕獲頭数ですけれども、猟師さんが少なくなっている、高齢化されているという割には一生懸命頑張ってとっていただいているんだなあという印象を持っています。

これらの被害額についてですけれども、全国のレベルでどうなのか、県下でどうなのかということをお聞きしたいのと、あと猟師さんの減っているどうのこうのというのがありますんで、人数やら本当に高齢化の一途なのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

済みません。先ほどの答弁の中で、面積が把握してないというふうに申し上げましたが、資料がございましたので若干申し上げますと、まず猿が、単位はアールでございますが、年によってばらつきはございますが、２１年度から２３年度については１，０００アール強から３，０００アール弱でございます。鹿につきましても、２２年度は１，４２７アールというふうに極端にふえておりますが、そのほかの年についてはかなりばらつきがございます。イノシシにつきましては、２１年度

から２５年度で、少ない年で１００アール強、多い年では１，０００アールを超えておるというふうな状況でございます。

それと、ただいまのご質問でございますが、まず猟友会の会員数でございますが、まず先ほどの西川議員の答弁でも申し上げたとおり、たまたま昨年度、２５年度は６６名とふえたところでございますが、その前年、前々年の２３、２４年度については６０名というところで、それ以前については７０名ぐらい見えましたので、長期的には減少傾向にあるんだというふうに思います。

それから、全国的なお話でございますが、農作物の被害に限定をさせていただきますが、県の資料で平成２４年度の資料がございますが、全国において三重県は猿が１位、鹿が９位、イノシシが１７位というふうになってございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

面積について数字を言ってもらいましたけれども、要するに面積はふえているんかどうかというのは、後でちょっとわかりにくかったのでお願いしたいのと、亀山市の被害は県下ではどうなのかということをもう１回お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

面積の増加かというお話でございますが、一概に波があって言えない状況でございますが、被害額のほうが増加をしておりますので、全体的な傾向としては面積もふえておるのかなといった状況でございます。

それから、亀山市の順位につきましては公表されておりませんので、県下でどれぐらいの位置にあるかというのはわからないものでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

これらずっと対策を打っていただいているんですけれども、捕獲にしろ柵にしろ追い払いに対する学習にしろ、一生懸命やっていただいているとは思うんですけれども、今課題としてどういうことであるのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この獣害に対する課題でございますが、有害鳥獣捕獲や狩猟による捕獲、さらには地域ぐるみでの追い払い、侵入防止柵の設置など、さまざまな対策を継続して行わせていただいておる中で、地域ぐるみで追い払いや柵の設置を行っていただいておるところにつきましては、その効果があるというふうにお聞きをしております。

しかし、市全体から見ますと農作物等の被害が思うように減少していないのが、先ほども数字で申し上げましたが、現状でございます。このようなことから、さらに対策を進めていく必要がある

のかなというふうに思っております。なかなか有害鳥獣の対策が思うように進んでいないというのが課題だというふうに思っています。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

なかなか進んでいかないのが課題だと。いろいろな施策は一応全部はしてあるということだと思うんですけれども、私は今回そういういろんな相談者の話を聞いていて、獣害に遭った人に親身になってくれる専門的な人がいるのかなということを感じた次第です。とっぴではあるかもしれませんけれども、専門的な部署が要るんではないかとか、専任職員が、けものについてよく知っている人とか、けものに負けない畑づくりのやり方をよく知っている人とか、追い払いや柵の破られないコツをしっかりできる人とか、短時間ですぐにサジェスチョンができるような、そういう親身になってくれる人が要るんではないかなと感じてこういう質問にしたんですけれども、そこが解決策なのか、また違う方法があるのか、さらに進めるとは言ってもらったんですけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

獣害対策に対する部署と人員のお話でございますが、現在本市におきましては森林林業室と農政室で担当職員が業務を行っておりますが、獣害対策以外の業務を兼ねているのが現状でございます。

そのような中で、専門的な部署の創設や専任職員の配置につきましては、現状の職員数や事務量などから考えますと、少し難しいというふうに考えております。引き続き職員個人個人のスキルアップをするために、研修会などに参加いたしまして、そのようなレベルアップを図りたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

難しいだろうということですね。

研修会なんかに参加して、職員のレベルアップを図りたいと。本当に地道なようですけど、私はそれはとても大切なことだろうと思います。市役所の職員だけで解決するわけではないので、行く行くは集落にいる市民の一人一人がそうやって指導ができる人になっていく。そういう人をたくさんふやしていくということがとても大事だと思いますので、人が手だてできないんであれば、そのかわりになるような、例えばこれもサルどこネットさんがつくってはるんですよね。これだけ被害が亀山は森林もたくさんあって、きのうも言っていました、６３％でしたか。とても被害も大変でどんどん広がっているということを認識しているんであれば、短時間でその情報をしっかりと伝えられる、熱意を持って伝えれば、こういうものでもきっと役に立つと思うんです。猿だけじゃなくて鹿バージョンも要るでしょうし、イノシシバージョンも要るでしょうし、カラスやいろんなことがあると思うんですけれども、そういう親身になってくださっているという感じがしないというのが皆さんの相談の中の最後に出てくる言葉なんですね。

一生懸命やってもらっているんです。やってもらっているのはよくわかるし、私たちも地元でも学習会をやってくださいと言ったら、県の人も呼んでくれて、地元の畑も見に行ってくれて、効果的にやっていただいたんですけれども、これを続けてやっていく。私たちがやらなくちゃいけないんですけれども、続けていろいろ今度は集落別に、獣別にここでやってみようかということを支援することも必要なんだろうし、今私が聞くだけでも、例えば猿や鹿を近くで見た、例えば赤ちゃんの猿を見たということが多いんです。けものが赤ちゃんをはたまわしで遊ばせているということは、ここは安全だと認識しているということだそうで、その時点で獣害対策が余りうまくなされていないというふうに判断されるそうです。ですから、別に花火では怖がらなくても、花火を持っておる人はうっとうしいなと思っていると思うんで、ここにも書いてありますけど、１回花火で逃げていっても、また戻ってきます。またもう一遍花火を打つとか、本当におらんようになるまでしつこく追い払うというところまで、自分が時間がなかったら誰かにバトンタッチしてでもする。そういうとこら辺をコツのコツまで言っていただくということがとても大事だと思うんです。

そのためのアイテムぐらいは、人が手だてができないんでしたら、例えばそういう相談があった人にはこういうＤＶＤをまず見て基本知識を身につけてとか、畑をつくるんやったらこういうふうにしてとか、柵はこんなふうにしてとか、そういうことでも何か工夫が、今やってない工夫でできるんではないか。こうやって人なれが進んでいるということは、次に考えられるのは凶暴になるとか、人をかむとか、そういうことが一番怖いと思います。今ある農業や林業ができなくなる。家庭でやっている人の生きがいを奪うということもとても大変な被害なんですけれどもね。襲う動物になる前に、必死で手だてをしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。そういう新たなる何かを考えていただけませんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

新たなる獣害対策ということでございますが、先ほども申し上げましたが、それから西川議員の質問でもありましたけれども、いろんな対策を地道にこつこつとやっていくことがまず大事だろうというふうに思っています。

そんな中で、一つは猿、鹿、イノシシの有害獣の個体数がふえておるのが一番の問題で、西川議員も捕獲の強化ができないかというふうにおっしゃいましたけれども、その対策もまず一つ一つ必要だろうというふうに思います。

それから、いろんな追い払い、先ほども申し上げましたけれども、集落単位で追い払いをやっていただいておる地区については、それなりの効果が上がっておるということもお聞きしておりますので、そういう取り組みも今後さらに広げていきたいというふうに思っておりますし、それ以外のいろんな対策、各種対策がございますので、最初に申し上げたように、それらを一つ一つ地道にやっていくことがまずは大事なんだろうというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

項目項目はしっかりやってもらっていると思いますんで、やっているわというふうなことだと思

うんですけれども、私たちはいろんな視察をして、先進地なんかに行って感じるのが、地元の人と職員とのつながりが親密になっているところは先進地やなというのは感じることがあるんです。大変やわと相談があった人の大変さに共感したり、悔しさに共感していただいた後、どうやろうか、畑はどうなっておるということを聞いていただくだけでも随分違うと思いますし、じゃあもう一遍相談してみようとか、今度やってみようということにもつながると思います。

まちづくり協議会が進んでいますけれども、中身が進んでいるかどうかわかりませんけど、私たちの昼生でも計画としては獣害対策をこの協議会の中でせなあかんなということは上げられています。そういう形で、先ほどのバスじゃないですけれども、獣害もまちづくりなしではなかなか進んでいかない。農業者だけでは進んでいかないと思いますんで、新しいことはできないと言いますけれども、こういうパンフレット類やＤＶＤやＣＤをつくるということだけでも、実は私はいろいろそういう研修会とか行く中で、亀山市さんがこういうオーダーを、それは営業もあるかもしれませんけど、結構大変やのにこんなのつくらはったらどうですか、なかなか言うてくれないんですけどみたいなことも聞いたことがあるんです。困っているところはそういうものをつくって、市民に一つの教育として、一つの施策としてきちっと一人一人ができるようになるということを目指してやっているということですんで、ご検討いただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

７番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５３分　休憩）

（午後　３時０３分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　新　秀隆議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

それでは、３番、公明党、新でございます。

今回は大きく２点、安心・安全の対策についてということで、まず１つ目に危険ドラッグについて、２つ目に災害時の対応についてということでございます。

現在、皆さんもメディアとか新聞とかいろいろありますが、そういう中で脱法ハーブや合法ハーブ、ドラッグ、そして合法アロマとかいうような名前でいろんな怪しい薬が出回っており、それによって非常に危険な状態を招いている。実際に死亡者も出ているというような、これを総称して危険ドラッグという形になっておりますが、近々の話でいきますと、６月に東京のほうでも１名が死亡とか、６人が重体とか、そして脱法ハーブを吸った運転者が人の列の中に突っ込んでしまったりとか、まだ私もニュースの中で鮮明に運転手が車からおりてくる状態とかいうのが覚えております。これらのことが警察庁と厚生労働省の中で募集をされまして、ことしの７月２２日にこういうようなドラッグの名称を危険ドラッグというふうな名称に命名されました。

これらの使用によって、幻覚や興奮作用を引き起こしたものが原因となって、重大な交通事故や事案が続々と報告されております。危険ドラッグは合法と称してはおりますが、規制薬物と似た成

分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に人体への使用により危険性が非常に高く、恐れるものでございます。好奇心などから安易に購入したり使用したりするとの危険性が非常に高く、これも指摘されている件でございます。

厚生労働省は総称して昨年３月から包括指定と呼ばれる方法を導入いたしまして、成分構成が似たような物質を一括で指定薬物として規制されてきております。本年４月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止されるというような形になってきております。

しかし、指定薬物の認定にはなかなか日数がかかります。その間に規制を逃れるためにと化学構成の一部を変えたりとか、新種の薬物が出回ってくるというような、取り締まり側と製造側、販売する側でいたちごっこのような状態でございます。また、危険ドラッグの鑑定には時間がかかることも課題の一つにもなっております。

こういうことにつきまして、私たち身の回りに振り返ってみますと、現在亀山市を取り囲む県内の状況、その辺で事件性、また実際に起こっている問題はないのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

３番　新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず、三重県の状況でございますが、ことしに入りまして、危険ドラッグを吸引などし、車を運転し、交通事故を起こすなどで３人の逮捕者が出ているところでございます。

また、亀山市を所管する鈴鹿保健所や亀山警察署に確認いたしましたところ、亀山市内でのこれら危険ドラッグに関する事故や事件は今のところ発生しておらず、販売する店舗も確認されておらないところでございます。また、現在のところ、市民から市や保健所に対しまして危険ドラッグに関する問い合わせなどはないところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

今のお話でも亀山市内ではないということですが、確かに私もいろいろ亀山市内の相談事の中には、そういうのをしているんではないかというふうなご相談も承るところもあるんですけど、なかなかいま一歩踏み込むところが難しいとは思っておりますが、幸いにも事件性のあるものは数字としてはあらわれていないと。それでも、まだ三重県では３件ほどあるということもなかなか危惧されるところでございます。

さて、それでは（２）番のほうに移りますんですけど、ことしの８月４日でございますが、衆議院の厚生労働省の委員会の中で、覚醒剤や大麻に似た成分を持つ危険ドラッグに関する集中審議が行われました。この中で、国立精神・神経医療研究センターの全国の中学生を対象に調査した内容でございますが、回答者の数が５万４，０００人中、危険ドラッグを入手できる可能性があると答えた児童が大体全体の１５．６％というふうな形で、実際に使用者が１２０人もいたという報告を受けて、学校教育として意識の啓発と教員への研修の実施を始めたということでございます。こち

らにつきまして、文科省の芦立　訓前大臣官房審議官のほうからも薬物乱用防止教育の充実などをしっかりと約束されたというふうにも伺っております。

また、学校教育での意識啓発が重要な中で、小・中・高の教員の約３割が脱法ドラッグの有害性をはっきりと児童に説明できないという現状もまた報告の中に出てきておりました。教員向けの研修なども充実され、子供たちに正しい知識を浸透させる必要があると。薬物は依存性が高く、再犯も多いので、本当に大変なものでございます。

使用者の家族が相談しやすいような体制を拡充するなど、薬物依存から抜け出す仕組みも強化しなくてはいけないと。そういう子供のころから意識を高めることによって、大人になって車を乗るようになって、大変な結果になってしまうようなことのないように、幼いうちからいかに教育を進めていくかという点につきまして、今亀山市内におきましても、いろんな啓発運動、また子供たちへの教育、先生の学習が進んでいるとは思うんですけど、具体的に今現在行われている実施内容をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

青少年が薬物乱用等の非行に陥ることを防止するため、市内の小・中学校におきまして、現在小学校では体育科、中学校では保健体育科の授業の中で、危険ドラッグに限定した話ではございませんが、薬物所持や使用に関する違法性のほか、心身に重大な障がいを及ぼす危険性や、社会全体への悪影響などを子供たちに指導しているところでございます。

また、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置づけまして、全ての中学校で開催するとともに、小学校におきましても可能な限り開催するよう努めており、危険ドラッグに関する啓発にも取り組んでおるところでございます。

さらには子供たちがスマートフォン等から違法有害情報サイトにアクセスし、薬物犯罪等に巻き込まれる危険性もございますので、児童・生徒の発達状況に応じた情報モラルに関する指導にも取り組んでいるところでございます。

一方、先生のほうについてでございますが、先生のほうについて薬物乱用防止に特化した研修は行ってはおりませんが、例えば小学校では養護教諭など、また中学校では保健体育の先生が必要な知識を持っております。また、先ほど申しました薬物乱用防止教室での講演を受けまして、ほかの教職員も一緒に学んでおりまして、教職員全体への知識の普及に努めておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

教育のほうも進んでおるということですが、実際にどういった教育の方法、プリントを配ったりとか、授業の中で言うとか、またいろんなメディアを使って子供たちに説明するとか、ちょっとその辺を具体的に、どういうふうな教育方法といいますか、方向性をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

方法といいますか、先ほど申しました小学校では小学校６年生の授業の中で、病気の予防という項目がございまして、その中で薬物乱用と健康とか、その辺教科書に基づいて勉強しておるところでございます。

また、中学校におきましては、３年生のほうで健康な生活と病気の予防という項目の中で、薬物についての勉強を行っております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

そういうふうな啓発活動の中で、子供たちが勉強する中で、しっかりとドラッグ自体の危険性、成長期である子供たちの発育を害してしまうようなものでございます。その辺をしっかりと教育の中に取り組んでいただいて、子供たちの将来、未来のある小学生、中学生の子供たちに今の現状をしっかりと伝えていっていただきたいと思います。

そういう中でもう１つ聞きたいのは、子供たちの実際の声というのは先生方には届いておりませんでしょうか。こういう教育についてもっとこうしてくれとか、ああしてくれというのはございませんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今のご質問ですけれども、特に子供たちから具体的な例を挙げて危険ドラッグに関する情報を求めるということは、小学校の段階ですけれども、特にございませんが、例えば保健所なんかが薬物乱用の防止のポスターを募集したりとか、そういった純粋な薬物に対する学習以外の形でそういう啓発ということから、自分たちで学ぶということもございますし、いろんな団体の方、特に薬剤師さんの団体のほうにはこういった出前講座なんかも積極的に取り入れて、学校現場でやってほしいという依頼もございますし、さまざまなところから子供たちに啓発活動を行っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

子供たちが興味のあることというのは、スマートフォンと先ほど次長が言われていましたんですけど、簡単にインターネットで見られてしまうと。僕こんなの見た、あんなの見たというのも実際にニュースの中で流れてくるのも画面であります。ですので、その辺を先生方もしっかり子供たちの声に耳を傾けていただいて、間違った方向に行かないようしっかりと子供たちを導いていただきたいと思います。

さて、学校のほうは以上で結構でございますんですけど、亀山市の行政として市民へのどのような啓発をしていくかということでございますが、今現在いろんなところで、またいろんな場所でいろんな会合が行われております。そういう中でありましても、先ほどの厚労省の委員会でもございましたんですけど、そういう中で、少し前で８月のことでございますので、前田村厚労大臣のほうからもありましたが、体制の強化や啓発の徹底など、ありとあらゆる対策をとって撲滅に全力を挙

げると申されております。

そういう中で、今の時代でございますので、簡単なインターネット販売とか、そういうふうなものも活用してくるというのも、特に亀山市内ではなかなか売っておるというのはないと思うんですけど、地域性を考えるとよくインターネットというのは使われてくると思います。そういう中で、違法有害情報の、これに関しては警察が取り締まっているわけなんですけど、そういう中でインターネットのホットラインでもしっかりと監視をできるようにということで、国のほうでも要望の形があらわれております。

そういう面につきまして、亀山市でまず行政的にできることということで、いろんなインターネットもリンクが張られていると思いますんですけど、芸能人を使ったインターネットでの広告とか、そして簡単にこういう危険なドラッグを飲んでの運転は一体どうなるかという、罰金が幾らとか、そういうふうな掲載もしっかりと最近は表示されております。

こういうことにつきまして、亀山市として今現在どのような対応をとられておるか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

市といたしましては、危険ドラッグの脅威から市民を守るため、危険ドラッグにかかわらないよう、危険ドラッグの恐ろしさや、これらの所持や使用が禁止されていることを市民に周知、啓発することは大変重要と考えております。これらの危険ドラッグを含む薬物乱用防止の啓発に関しましては、長年保護司会の方々には鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の委員として、麻薬、ケシの撲滅のため地域を巡回し、不正な大麻、ケシを発見したら除去する不正大麻・ケシのクリーンアップ運動に取り組むなどご尽力いただいております。

また、本年も７月１日に新国連薬物乱用根絶宣言支援事業の薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」といいます普及運動の一環としまして、駅や主要施設におきまして、社会を明るくする運動亀山市推進委員会の活動では、保護司会を初め関係団体の参画を得まして、街頭啓発を行いまして、広く市民の方に周知を行ったところでございます。

また、県や保健所と連携いたしまして、従来からの窓口への啓発用リーフレットの設置、ポスターの掲示に加え、麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間、１０月１日から１１月３０日でございますが、に合わせて広報やホームページなどを通じ、危険ドラッグの危険性を周知してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございます。

結構今の時代、インターネットとかそういうのですけど、そういうドキュメントの媒体でまた市民の方に啓発もされておると。そして、各団体の方とも協力をされて、啓発運動に進んでいただいておるというのは結構なことだと思います。

そういう中で、亀山市としてはそういう体制でいっておるということですが、全国的にも７月末

にございました全国自治体違法危険ドラッグ対策推進協議会というのもございまして、東京で行われたわけなんですけど、ここらで会議の４４都道府県の３５市、そして東京２３特別区の合計１０２団体が参加して、そういう協議でされてきたということもあるんですけど、先ほどの啓発活動ですけど、県等が連絡をとっておるというのもあるんですけど、他市とか他県の協定を結んでおるといいますか、そういうところとも仲よくやっているのかどうか、その辺だけ最後にお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

他県ということではございませんが、他市、隣接する市、特に鈴鹿市は保健所が管内、一緒でございますので、連携して取り組んでおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

それでは、次に移らせていただきます。

ここまでが人といいますか、人的な災害を防ぐための形だと思います。

大きな２つ目でございますが、これは天災といいますか、自然災害、なかなかどうしようもないところではございますんですけど、そういう中でもある程度人の力によりまして回避できるところも多々出てきております。

その中で、小さく１番目の防災無線についてでございますんですけど、去年もそうですが、台風があったときに、先ほど福沢議員も言っていたような防災無線ではないんですけど、何か広報で言うておると。確かに台風というのは、当然雨風が多いもんですので雨戸を閉めるとか、そんなのがあると思うんですけど、関、坂下、加太管内は防災無線でスピーカーで流れるんですけど、ほとんど聞こえないというのは前々からも私申し上げておることではございます。特に私の家の近辺では防災無線と言わず、１１時半とか５時のチャイムが鳴るだけでも近所中の犬が鳴き出して、何を言っておるのかわからないというふうな現状の一つでございます。

過去にＦＭラジオとか、その辺のこともあったと思うんですけど、実際に私のところにお電話いただいた相談者の方もラジオもわからんと。防災無線が聞こえないもんで、広報車も来てくれたんだけど、すぐ通り過ぎていってわからないと。そういうことにつきまして、以前から私は他市とか他県で使われているような電話をかければ自動で来るようなということも再三言ってきたんですけど、なかなか市としては、金額的にも１４万とか、そういう金額もなかなか難しいようで、それを運用することにつきましては、私は櫻井議員に教えてもろうたんですけど、消防署はあるぞということでかけてみたら、実際に言っていました。消防署はあるけど、市本体にはそういう応答サービスというのはないと。

かねがね言っておるのは、元気な発言で市民の方がお電話かけてきて、それを対応する市職員の方もなかなか大変だと思いますが、そういうことによって繰り返しサービスしているんだったら、市職員の疲労もなくなるんではないかということもかねがね言うておるわけですけど、これにかわるような、市民にそういう情報をどうやって与えていくか。この点につきまして新たな発想が、今

考えていることがあるようでしたら、その点についてお伺いします。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

災害時の対応ということで、防災無線等についてご答弁を申し上げたいと思います。

先ほど来、新議員からいろんなご意見を賜る中で、６月の議会におきましてもいろんな形で今進めているというようなご答弁をさせていただきました。

今回、大雨の関地区の固定系の防災行政無線は、ご承知のように平成７年に旧関町の折に整備したものでございまして、親局が１つ、子局が２８基ということで、以前より議員ご指摘のような形で音声が聞き取りにくいというようなお話も賜っております。個別受信機も用意させていただく中で、対応は図ってきたということでございますが、お話しのようにご要望なり苦情なり頂戴していることは事実でございます。

そういった状況を踏まえまして、自動音声ガイダンスのことも研究をさせていただきました。るるご説明も今議会までにさせていただいているとは伺っておるわけでございますけれども、６月の議会でもお話を若干させていただきましたが、現在危機管理局を中心といたしまして、後期基本計画の戦略プロジェクト、まち守りというところで、本市の総合的な防災の情報伝達システムの検討に入っております。そういった形の中で、部員からもこのガイダンスのお話も出ておりますので、今の現状といたしましては、先ほどお話ございました件も含めまして、今後の答えを出していこうと、かように思っております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございます。

防災無線で流れる内容というのは、本当に近々の内容でございます。そういう内容がしかと漏れのないように市民の方に伝えていただくための手段の一つとして、さらなる検討を願っています。

その中で、小さく２番目でございますが、情報伝達。先ほど防災無線ということで、実際に耳で流れてくるものを聞くということでございますんですけど、現在の媒体といたしましては、亀山市の発信する安心メール、そして昨年９月より導入されました緊急速報メール、ドコモでいうエリアメールでございますが、こちらの運用で、せんだっての全員協議会でもありましたが、内容的なものには制約がちょっとあるということで、私も内容的には皆さんが満足いただける内容やったかどうかというのは少し疑問ではございますが、このエリアメールの情報伝達の制約についてお伺いするとともに、そういう中に今後の拡張という形でいきますと、私はちょっと法的な形でそこの部分についてはわかりませんが、実際にＵＲＬを緊急速報メールの中に入れれば、安心メールの内容的なものもリンクして飛んで見れるというふうに構想的には思うんですけど、そのような制約についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

緊急速報メールでございますけれども、議員ご承知のように生命にかかわる緊急性の高い情報を特定のエリアの対応端末に配信するものでございます。

主な配信可能項目といたしましては、私どもの避難指示であるとか、避難勧告等がございます。ほかにも少し読ませていただきますと、地震であるとか、国民保護を我々の事務としてやっているわけですけれども、ミサイルであるとか、ゲリラ、テロというような形が付記されてございました。

そういった状況の中で、現在緊急速報メールの配信につきまして、少しお調べをさせていただく中で、携帯電話大手３社、ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、ａｕですね、それからソフトバンクモバイル等々の規定に基づき、運用を図ってきております。その規定によりますと、リンク先のアクセスが集中して混乱が起こるというような想定がされますことから、若干業者にも確認したんですけれども、今の段階では緊急速報メールにＵＲＬやメールアドレス、電話番号が記載できないというようなことでございます。

しかしながら、先ほどお話しございましたように、もともとそういったことも含めまして現在研究中でございますので、いろんな情報媒体を勘案した中で答えを見出せればなと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

いろいろまだテストをしなくちゃいけないとか、検証が必要だということが現時点ではあるということでございます。

そこで、次の３番と４番をひっくり返しまして申しわけございませんが、帰宅困難者に対してでございますが、今回の亀山市の対応といたしまして、受け入れ側ということで、名阪がとまり、そして１号線もとまってしまった。そういう中で、立ち往生した、帰宅に困難されている方の状況といたしまして、実際に私も１号線のところでも見ましたが、すごい渋滞も起こっておりましたし、また関町でいう繁華街といいますか、物を売っておるとこらですけど、車が駐車場いっぱいになって、通路も埋まってしまうほどたくさんでした。やはり食事と飲料水は買うことができたとしても、寝るとかトイレの問題とか、こういう問題で非常に苦慮されているというのも見受けました。

そういう中で、避難所開設ということで、先ほどもるるお話も出てきておりますが、そういう中で、私はせっかくの亀山市のエリアメールというもので、今回は台風でございましたけど、観光で来ている方が地震があって甚大な状況になった場合、その内容がエリアメールを通してもう少し情報がしっかりと伝われば、もう少し亀山市に来ていただいている方々が安心してどこへ行けばいいという情報を流す。こちらは大変だと思いますが、今後そういう帰宅困難者の方、もしくは観光で見えている方、このような方にはどのような手段をもって伝達をしていくか、お考えがあるようでしたらお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員おっしゃられますように、亀山市に訪れていただく帰宅困難者だったり旅行者の方々、また根本的な市民の５万人の方々の被災を含めた形の答えを持ち合わせるべきだとは考えております。

地域防災計画にも帰宅困難者、午前中にもご答弁申し上げましたが、定義づけておりますので、

やはり災害の種類も地震、風水害等々ございますれば、そういった個々の状況も踏まえての対応を図っていきたいと思います。現時点といたしましては、そういった方々も含めての方策なり対策を講じることを考えておりますので、その中で組み入れてまいりたいと、かように思っております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございます。

早急な対応策を願っております。この時代、メディアというものをしっかり活用できるような形で、皆さんに漏れのないような形で、何といっても命を守るというのが大前提でございます。

それでは、最後の避難所運営についてでございますが、今回は毛布がどうのこうのということではございませんが、今回先にいただいております亀山地域防災計画書でもございますんですけど、こちらの中で避難所を開設したときに受け入れという中で、避難所運営マニュアルの中にもあります。これは地震対策計画という中ではありますんですけど、災害応急対策計画の中の第５節がいろいろ出ていることで、ここの４番目に書いてあるんですけど、各種避難所の管理責任者は市民対策部の指導のもとで運営マニュアルにより避難所の管理運営を行うという中で、避難所の中にもあるんですけど、避難者の受け入れ準備というところなんですけど、実際私も自主防災隊の方とか、そして亀山市防災ネットワークの方とか、そういう方からご依頼というかお話をいただいた中で、まず避難されてきた方が真っ先にするのはどこの誰べえという名前を書くわけなんですけど、こういうものがどこにあるんかという問題と、それがあったとして一、二枚やったらいっぱいになって、例えば電気が消えていたらコピーもできないと。そんなもん初めから、１，０００枚はちょっとオーバーだと思うんですけど、何十枚、１００枚ぐらいは常に備蓄しておいてもいいんじゃないかなというふうな、これは避難所によって温度差があるかわかりませんが、その辺についてどのように危機管理局として把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員ご指摘の避難所の職員の対応の温度差ということでございますが、こちらは大きな反省点として私ども捉えております。

今回の台風後におきまして、全庁メールで私から反省をというような文章を流したこと、また先ほどご答弁申し上げましたように、各部長様方で経営会議の場で今ご議論いただいたこと等々を踏まえての一つずつの解決となってこようかと思います。

それから、今回のケースですけれども、全避難所１５カ所を一度に開いたということで、先ほどご提示されました地域防災計画の中にも横断的な部の協力体制というのが書いてございます。そんな中で、市民対策部中心に行うには人数的にも無理がございましたので、ほかからも応援を行ったということでございまして、そのレベルが維持できれば一番よろしいことでございますけれども、今後の宿題ということに考えております。

あと、この意見というのが職員内部からも出ておりますので、一定のレベルの職員間の調整ということで、危機管理局としては今後対応してまいりたい。また、先ほどご指摘いただきましたマニ

ュアルにおきましても、全部で６つほどございますが、それぞれのマニュアルがどこにあるのか、何を目的でつくったのかということも含めてお話ししてまいりたいと、かように思っております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

それでは最後の質問になりますが、またこのマニュアルの中にあるんですけど、施設管理者の中に一つあるんです。施設管理者、学校長等は施設の避難所利用に対してアドバイスするほか、避難所の運営について協力するという形で、職員の方だけではなく、学校の先生、確かに県職員というのもあるかわかりませんが、そういう方も含めて今回の帰宅困難者に対しての緊急避難食をあけたというわけではないと思うんですけど、そういう方たちの食事のこととか、そして各施設に対する道路が今どこが開通になったとか、名阪が動き出したとか、そういう情報についてもかなり温度差もあったかなと思うんですけど、まとめて申しわけないんですけど、体育館、どうしても避難所というのは大き目のところだと思うんですけど、すごく板で冷たいというところがある。中には体育用のマットを持ってきて敷いているところもあるんですけど、そこら辺の段ボール一枚あるだけでも違うなと思うんですけど、配慮。

そして、またその他避難所で前々から言っております、例えば東小学校の体育館の裏に東幼稚園があって、そういうところは空調があるとか、そういうことを人数の状態とか、収容された方の状態によっては柔軟に対応がまだできないものかなというのも一つ、まとめて申しわけございませんが、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

現在市内１５カ所の指定避難所におきまして、防災倉庫の設置を進め、避難所の活用できる投光器や簡易トイレなど、資機材の充実に努めているところでございます。議員から先ほどお話しございました各避難所の敷物等につきましては、避難生活の必要性の重要度と申しましょうか、必要性に応じて一度整理をさせていただきたく考えております。

それから、避難所への天候、道路、案内情報のお話でございましたけれども、例えば基本的には災害の度合いにもよるわけでございますけれども、ご本人のお持ちのスマートフォンであるとか、そういった情報機器を持ち寄っていただいて、まずは情報収集を行っていただきたいと、かように思っております。

なお、避難所においては、市の職員においてその運営をさせていただいておりますことから、災害対策本部を通じまして、例えば今後の雨量の予測であるとか、道路の通行どめの解除等のお知らせもできようかとは思います。

しかしながら、災害対応、変な想定なんですけれども、人の生死にかかわるようなところにも出くわしておるわけでございますので、となりますとそういった道路情報を先んじて物を考えるというようなことは毛頭考えておりません。やはり災害対応というのは、一つ一つを順序立ててやっていくことが一番よろしいかと考えております。

それから、今回の帰宅困難者の食事等々でございますけれども、先ほど地域防災計画もお読みい

ただいているということでございましたので、お話しさせていただこうと思うんですけど、風水害編の中には、避難所に収容された方にはお弁当であるとかパンというような明記があったり、あとこういった緊急の場合にはアルファ米、乾パンで調整せよというような書かれ方がしております。それから、今回の対応ですけれども、そういったことを総合的に勘案しまして、その併用を図ったところでございます。

今回、報告を受けておりますのは、各指定避難所におきまして学校対応もしていただいたようでございまして、各学校長様、ないしは教頭先生かわかりかねるんですけれども、ご一緒に来ていただいたということで、市の組織全体の中で今回の台風に対し、物事を考えられたかなということを思っておりますし、今後の対応する反省点をしっかり踏まえて次に生かしていきたいと、かように思っております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○３番（新　秀隆君登壇）

あと１つだけ、施設の運営の体育館の状況は厳しい環境の中の場合、別のところへ移す考えはいかがでしょうという件です。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

済みません、答弁申し上げます。

基本的な考えといたしまして、リスク管理があると思います。当然劣悪なというのが、どこまでを劣悪と称するのか。また、被害の状況においてどんな状況にあるのかということの中で判断してまいるということでございますので、避難民の方々の生活というものは第一に考えますけれども、やはりそういった対応が、先ほど申し上げましたように順序立てての答えということでご理解願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

３番　新　秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時４７分　休憩）

（午後　３時５７分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　髙島　真議員。

○２番（髙島　真君登壇）

こんにちは。緑風会の髙島でございます。

今回、最後になりましたけど、ちゃっちゃと終わらせますので、正確なご答弁よろしくお願いします。

今回、台風１１号についてと、それと防災井戸について、獣害についての３点をやらせていただ

きます。

先月の台風１１号について、いま一度被害状況を教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

２番　髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど西川議員にもご答弁させていただきましたとおり、台風１１号によります被害状況につきましては、８月２０日の議会全員協議会におきまして、速報値という形で報告をさせていただきました。幸い人的被害がなく、安堵いたしたところでございますけれども、住家被害等々がございました。危機管理局といたしましては、引き続き市民の減災に向けた意識改革の取り組みをいたしてまいりたいと。地域で計画される防災訓練であるとか、そこの支援、防災出前講座などを通じまして、避難のあり方等の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

被害状況で、床下じゃなくて道路がどれだけいったのかというのをお聞かせ願えれば、お願いします。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

先ほど危機管理局長から速報値ということでお話をさせていただきましたが、私からは８月末現在での道路、河川、公園緑地等の被害箇所でございますけれども、道路災害につきましては６３カ所、河川災害につきましては１５カ所、公園緑地災害は３カ所、全体で８１カ所となっているところでございます。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

私のほうからは、農林関係について報告申し上げます。

同じく８月末時点でまず農業災害の関係でございますが、農地が６１カ所、農道４８カ所、水路６２カ所、頭首工２カ所、ポンプ施設１カ所、ため池２カ所、合わせて１７６カ所でございます。

次に、林道関係では２９カ所、以上でございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

道路にあっては８１カ所、農政関係にあっては１７６カ所という甚大な被害はあるんですけれども、それについて１カ所１カ所と復旧はなされておるものと思っておりますが、２番なんですけれども、復旧状況についていま一度聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

私ども建設部といたしまして、台風１１号により１４路線の通行どめを行っております。道路の冠水の回復や土砂の除去、また倒木の除去などの緊急工事の実施により、１１路線において通行どめを解除させていただきました。しかしながら、３路線におきましては、大規模なのり面崩壊が発生しており、シート養生を行ったものの、２次災害からの回避を考慮し、現在も通行どめとさせていただいております。

また、他の災害箇所につきましては、道路側溝の閉塞、また破損の修繕、河川護岸の復旧など、市民の日常生活に支障を来さないよう対応を行っているものでございます。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず農業災害につきましては、災害発生が農繁期であったこともございまして、給水を要する用水路の土砂撤去とか、あるいは崖崩れによる通行できない農道の土砂撤去など、緊急を要するものにつきましては、もう既に対応を行っているところでございます。

次に林道関係につきましては、土砂の崩落による通行に支障がある箇所は、同じく既に対応を行ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

復旧状態は着実に行われているということなんですけれども、今回辺法寺におきまして、のり面が崩壊して、農業集落排水の中に土砂が入り込んだり、水が入り込んだりという被害があって、それともう１カ所、農業用水路に土砂がのり面が崩れて入ってとめたという状況もありまして、基本的にここからは市長に聞きたいんですけど、台風があって、農業施設、市の施設を守っていくという大前提にあってやっていかなきゃならないんですけれども、施設だけが頑丈だったり、それだけでは基本的には僕はだめだと思うんです。その周囲を確実に固めていかなければならないと思うんです。基本的にそういう土砂が流れて、農業集落排水のところに入ったりとか、そういうことではいささかあれかなと思いますけれども、その辺の復旧についてまちを守るという意味で、今後復旧なり補強をしていくというために、市に頼る場合もあろうかと思いますけれども、まちでやっていくということで材料とかそういうのを、この台風とかそれに対してもっとここを守るべきで危ないなというところがあれば、材料を支給したりしてやっていくつもりはあるのか、聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

髙島議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の復旧につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、今後国からの補助災害復旧事業として認可を受けるべく、最大限の努力をいたしてまいりたいと考えております。

さらに地元施工で復旧できるものについて、材料支給等の配慮はできないのかというご趣旨であ

ろうかと思いますが、とりわけ農業災害等につきましては、大変規模の小さいものから大きいものまで数多く、さまざまでございまして、復旧につきましては基本的には関係者とご相談をさせていただいて、受益者の分担金の問題もございますので、できるだけ国補の災害復旧事業にのせて復旧をしていきたいと考えております。

それから、非常に小さいもので自力で復旧するご意向をお持ちの皆様に対しましては、重機などの借り上げを補助する土地改良事業の補助金でありますとか、あるいは材料支給の活用により復旧を支援してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、この復旧方法につきましてはさまざまな状況、それぞれ違いますので、関係者の皆様のご意向に沿った形、それにより近い形で対応を市としてしてまいりたいと考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

受益者負担とかいろいろ出てくると思うんですけれども、今回の台風にあったテレビで特別警報が出されて、すぐに命を守るための行動をとれと、ずうっと無機質な言葉で言うておるわけですよ。私ずうっとおりましたけれども、これはちょっとやばいなと思うぐらいの雨が降っていまして、すぐに命を守る行動をとれというなら、そこまでいった災害なら市長は直ちにまちを守る行動をとるべきではないかという、次の災害に向けてとっていく。それが減災減災と言われるもとになっていくのじゃないのかなと思うんですけど、いま一度聞きたいんですけど、テレビですぐに命を守る行動をとれと言うぐらいの災害が来たのならば、市長は今すぐにまちを守る行動をとったらどうやと聞いておるんですけれども、わかりますかね。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然特別警報の発令というのは、今回、昨年創設された制度に基づいて、いろんな検証がなされるというふうに思っておりますが、議員のご趣旨というのは今回を踏まえまして、今後まちを今日までも災害に強いまちづくりを、自助、共助、公助、それぞれ機能させようということで進めてきておるところでございますが、今後につきましてもさまざまな教訓をしっかり整理をさせていただいた上で、ご指摘のようなまちを挙げて当然人命を守っていくということに尽きようかと思いますし、それに備えていくということに尽きようかと思います。

市としてできることは最大限しっかりその中に組み込んでいくということでございますし、自助、共助、これも基軸にさらにその力を高めていく必要があろうと。こういう三位一体の中での備えによって人命や地域社会を守り切れるんではないかと、このように思っておりますので、しっかり次へ生かしていきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

自助、共助と言いますけど、最後の公助というのが抜けておるのがなあと私は思っていますけれ

ども、基本的にはまちの人がまちを守っていくというのは基本的な考えがあると。その中で足りない分は市が助けてもらうというところが私は持っていますので、その辺で材料が要るんやったら材料が要るで、台風に関してはこれだけの台風やったでということでつけていってもらえばありがたいなと思います。

次、防災井戸について、防災のあれなんですけれども、基本的に四日市、鈴鹿、津におきまして防災井戸というのが認定されていまして、防災井戸とは何ぞやと言われるんですけれども、飲用以外に使用する水、洗濯とか水洗とか、そういう流したり、体を拭いたり、顔を洗ったりという分野の水であるんですけれども、基本的に地震なり何なりで水道がとまったとして、飲み水は上水道からもいただくという仮定のもとで今しゃべっておるんですけれども、そこの中でこの亀山市、幸いなことにまだ井戸がたくさんあると思います。周りなんですけれども、周りと中心部をいろいろやって、市が防災井戸と認定をしていくと。それで、何かあればその井戸を共有していくというものなんですけれども、それについて今これだからこうじゃなくて、今から調査をして、それに向けて一歩一歩前進していくつもりはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員ご紹介いただきました防災井戸のことでございますけれども、大規模災害時におけるトイレの流し水、洗濯、清掃用等で飲用以外の水、すなわち生活用水の確保ということで防災井戸が考えられております。

ご紹介いただきましたように、津市、鈴鹿市、四日市市等で取り組まれておる中でございますけれども、私どもの本市におきましては、市全体の生活用水の現状から判断いたしておりまして、現在のところ地域防災計画においては定義づけておらず、防災井戸の設置については進めるような文言はございません。

ただ、実際この生活用水の観点というものを鑑みますと、先ほどご紹介もありましたように、防災井戸について各自主防災組織の現状を把握することが肝要かと思っております。事例的に先ほど申されましたように、少し下水道室でお調べしたんですけれども、市域の農業集落排水、市の真ん中よりちょっと外なんですけれども、１３地区においては全８４件ほど井戸があるというような調査結果もあるようでございますので、やはり中心部と外部ということも踏まえまして、災害に強いまちを考えていきたいなと思っております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

防災計画にはないけど考えていきたいなと、ちょっと意味がわからんのですけれども、それを調査もやっておるところもあるということですから、市は認定をするなり何なりと、僕は調査をするのかなと思っておったんですけれども、調査をしたということは、それについて認定とか、そんなので進んでいくということなんですかね。その前の言葉によりますと、計画には入ってないと言うんですけれども、どっちが本当の話なのか、ちょっと僕よくわからんのですけれども、基本的にそれを進めていくのか、調査をしてやっていくのかとかいうのはどっちなんですかね。もう１回お願

いいたします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

いろんな事例を申し上げまして、申しわけございません。

結論といたしまして、私ども防災井戸の設置につきまして、現状把握ということでおきまして、今後努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

わかりました。

基本的にはそういうこと、やっていくというのは僕はあってもしかりなのかなと。そういう防災の中でやっていかなければ、入れ込んでいくのも一つの減災なり何なりにつながるのかなということで、この程度にしておきたいと思います。

次、獣害についてでございます。

その前に、先ほど西川議員の質問のときに、環境部長が餌場やと、まちに餌場があるということは、餌場というのは僕は意味がわからんのです。それはごみ箱なのか、家庭菜園を指して餌場と言うたのか、どっちかよくわからんのですが、それによって方向性が変わってきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほどの答弁の中で餌場と申し上げたのは、野生動物から見て餌場という意味でございます。例えば先ほども例として放任果樹なんかを申し上げましたけれども、野生動物から見ると餌場という意味でございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

餌場というのはちょっとひっかかっていまして、今聞いたら動物目線で物を言うのかなと思って、猿やイノシシ目線でそうやってしゃべられてもこっちは困ったもんやなと。決して餌場じゃないぞと私は申しおきたい。そこをどうのこうのじゃないんですけれども、基本的に動物目線で物を言わんといてほしいなと私は正直思いました。動物にとっては餌場かわかりませんよね。彼らも死活問題にかかっておるんですから。だけど、僕は農政のやった施策、電柵とか、ああいうのは非常に効果があったのかな。今回使わせてもらいました、私の家の田んぼもやりましたけれども、今現在イノシシは来てない。それは確かに、まだ今のところ、猿以外に対しては、イノシシ、鹿に対しては効いているのかなと思うんですけれども、私が言いたいのは、イノシシとか鹿が電柵に当たって、ちく、痛、こっち行って、ちく、痛と。そうなっていくと動線を描いていくと、このごろ辺法寺の中、夜、鹿がことことと歩いておるんですよ、目をきらっとして。それがこの電柵によって行き場

がなくなって、こっちにおりてきたのかな。

そこは農政じゃないと言われればないんですけれども、そこの中は家に畑を持っておる。家庭菜園レベルの畑と違うんです、基本的に。そういうのは荒らされるということで、猿も基本的にようけ出ておる。白川のほうに関しては、僕の知り合いのところは１０センチ角のメッシュを立てて、屋根もメッシュにしておったんですけれども、そこの中に親子連れの猿が事に及んでいまして、１０センチ角では入れないので子猿を押し込んで、そこの中で子猿にせっせととらせて親猿に渡しておるんです、せっせせっせと犯行に及んでおったんです。それが非常に多い。今、猿とかあんなのがまちに出てきておるんですけれども、さっき福沢先生が言われました下庄とかとありましたけれども、野登、坂下、加太は非常に猿が多いんじゃないかなと。それが農政を守るための施策で電柵を田んぼとかにされたんやったらわかるんですけれども、今は基本的に猿の数を減らせ、イノシシの数を減らせ、鹿の数を減らせと言うたところで絶対数は減っていかんの。何を頑張ってもらっても、ちょっとえらいのかなあと思うので、私が言いたいのはまちを守れというのです。猿、イノシシがまちに出てくるようではあかんと。そういうことを考えて、田舎のほうなんて家庭菜園レベルじゃないレベルでやっていますので、その辺で、農政には補助金が出ておって、その辺では宅地やであかんと、そういう見捨てるようなことは言わんと、ネットなり何なりの補助金は考えたらいかがですかという話なんですけれども、わかってもらえましたかね。長々としゃべってきましたけど、そういうのは農政に聞く問題じゃなくて市長に聞くレベルやと思っていますので、市長はまずまちを、獣害は、災害でもそうなんですけれども、害のつくところからは守っていくという責任はあると思うんですけれども、そういうネットとか、電柵まではいかんでも、まちを獣害から守るという、攻撃じゃなく守りの面でやる考えはないのかというのをお聞きしたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

獣害との亀山市の葛藤といいますか、多分この１５年ぐらい、平成に入ってから、一桁の時代から今日までその繰り返しでございます。これは亀山に限らず、どちらも頭の痛い問題であろうかと思っております。ウルトラＣがないということでございますが、先ほどのご質問でもございました、地道にこつこつ、地域の全体としての協力体制の中でこれをやっていくということが大事なことではないのかなという、基本的な施策の根幹の考え方を持たせていただいておるところであります。

今、まち全体を何とか守り切れないのかということでございますけれども、例えば市街地におきまして、侵入防止柵の補助金を多分宅地内での畑等にも交付できるようにならないのかというようなご趣旨も含めてだろうと思いますが、この電気柵等の侵入防止柵については有効な手段であると我々も考えて、今日まで支援をしてまいりました。

この補助金の交付をずっと進めてきてまいりましたが、この交付条件の１つに、ご案内のように２筆以上が連担した農林地に２戸以上で防護柵の設置をすることと、こういう条件をつけております。ただし、地理的条件の特殊性とか、その他やむを得ない理由があると認めた場合には、この限りでないということとしてございます。このただし書きにつきましては、防護柵を設置しようとする農地に接している土地が山林や農道などで、１筆でしか設置できない場合を想定しておりまして、

基本的に登記地目が農地以外は該当しないものであると、こういう要綱の仕組みでございます。

なお、平成２３年度から私どもは、この２人という地理的条件の特殊性、その他やむを得ない理由があると認められる場合にあっては、１人という条件緩和をさせていただいて、なおかつ議会のご議論も踏まえて、１，０００平米以上の防護柵を設置とあった面積条件を緩和させていただく方向で改正をさせていただいて、獣害の被害軽減に努めてきたという経過の中でございます。

そういう意味で、まち全体をいかにしていくのかということにつきましては、今日まで、午前中のこれは、私は本当にいい出来のパンフレットであろうかと思いますが、これは７年前のパンフレットでございます。ここにも書いていただいておるサルどこネット、それから亀山サルの会、明石代表を先頭に、本当に多くの方が地域へ入ってきていただいた歴史がございました。しかし、なかなか現実は改善できずというのが今日の状況でございます。

これをどうしていくのかということにつきまして、より一層、きのうでしたか、小坂議員のご質問がございました。やっぱり森自体が非常に痩せてきたと。手入れが適正に管理されていないという状況等々もあろうかと思います。そういう中・長期の対策と短期の対策をしっかり考えていかなくてはならないと思っておるところでございまして、その点今後ともご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○２番（髙島　真君登壇）

基本的に農地でなければいけないとかありますけれども、まちを守るんだということで、基本的にそこへ入ってくる進入路とかそういうのを電柵で囲んだり、そういうお考えをまずしていただきたいと。

それともう１つ、猿とかウルトラＣはないんだと言うても、猿がウルトラＣをこのごろ使うてきますので、子供を使うて。そんなばかな話ないなと思って見に行ったら、本当に子猿が親のためにせっせとやっておる。親も子供を抱え、背に乗って去っていくというような状況がありますので、基本的にまちを守っていかなければならない。それと、先ほど市長言われましたけれども、里山において森が痩せておるということで、それでいろんな税金、緑の森林税とかありますので、そういうので猿の、それこそ餌場じゃないですけれども、おりてこないような政策を考えていただきたいとつけまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

２番　髙島　真議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす１０日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後　４時２５分　散会）

平成２６年９月１０日

亀山市議会定例会会議録（第４号）

●議事日程（第４号）

平成２６年９月１０日（水）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部　満君

監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	松村　大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	髙野利人		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第４号により進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

５番　中﨑孝彦議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

皆さん、おはようございます。新和会の中﨑でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょうは、土砂災害についてお聞きをしたいというふうに思います。

初めに、この災害につきましては、土砂災害防止法が制定されております。この法律は、急傾斜地の崩壊、地すべり、そして土石流の災害から国民の生命を守るためソフト対策を推進しようと、平成１１年６月の広島豪雨災害を契機に、平成１２年５月に制定された法律であります。

土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えていることは言うまでもありません。昨年の１０月には伊豆大島、ことし７月には長野県の南木曽町、そして８月は広島で土石流災害が起き、地震や津波だけではなく、土砂災害も大きな脅威であることを改めて突きつけられたような思いをしているところでもございます。

それでは、土砂災害危険箇所についてお聞きをしたいというふうに思います。

平成１３年に、三重県が渓流や斜面及びその下流など、土砂災害により被害を受ける危険のある箇所を調査し、平成１４年に公表しております。そのまとめを国土交通省がしておりまして、現在、土砂災害危険箇所は全国で５２万５，０００カ所ある、県内には１万６，２００カ所あるとされております。

それでは、質問に入りたいと思います。

最初に、市内に土砂災害危険箇所は何カ所あるのか。また、そのうち土砂災害警戒区域、通称でイエローゾーンと言われておりますが、この土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに指定されている区域はあるのかを聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

５番　中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

危険箇所の箇所数、並びに警戒区域、特別警戒区域の区分というふうなことでご質問をいただきました。

土砂災害危険箇所につきましては、先ほども議員おっしゃってみえたように、平成１３年に三重県において航空写真、また簡易な現地調査で、亀山市内におきまして、急傾斜地崩壊危険箇所４２１カ所、土石流危険渓流箇所１４３カ所、地すべり危険箇所６カ所、合計で５７０カ所の確認がされております。

また、先ほどもおっしゃってみえました警戒区域につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律に基づきまして、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が平成２６年３月１１日、三重県により指定されまして、市内の指定区域の状況でございますが、安坂山町、両尾町、関町沓掛、関町坂下、関町市瀬の一部の地域において、土石流に対する土砂災害警戒区域７１カ所、そのうち特別警戒区域として６０カ所、急傾斜地の崩壊に対する土砂災害警戒区域６４カ所、そのうち特別警戒区域が６２カ所指定されておるのが現状でございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、警戒区域、それから特別警戒区域、答弁いただいたわけですけれども、今年度、まだ５７０カ所ぐらい危険箇所があるわけでございますので、これは県の業務なんですけれども、今年度、区域指定のために調査を実施している箇所は、亀山市内のどこをどう調査しているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

今年度の調査状況というふうなことでご質問いただきました。

平成２６年度の基礎調査状況につきましてでございますけれども、白木町、小川町、関町福徳、関町古厩、関町越川、関町久我の調査を行っていただけると聞いております。

なお、本年度、県において全ての調査、全ての調査といいますのは、１年目に基礎調査、２年目に家屋調査、３年目に地元説明を行って区域指定を行うという３年間のスパンで、現在、県の手順で行われております。その２６年度に全ての調査が完了したことによりまして、辺法寺町、小川町、関町市瀬の一部の地域で区域指定が予定されている部分もございます。現在、地元説明を行い、住民への周知を努めているところというふうなことでございます。

なお、このような３年間という非常に長いスパンで数多く、市内全域というふうなことにつきましては、三重県におきましては計画的に進めていただいておりますが、残る地域の区域指定には時間を要することから、県のほうに事業の拡大等、要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、今年度の調査をしている箇所ということでお聞きしたわけですけれども、今回の広島のテレビ報道なんかもありますが、この大きな土砂災害ですが、広島の土砂災害で、土砂災害が確認されているのが５３カ所あったそうです。そのうち４０カ所が土砂災害防止法の警戒区域や特別警戒区域に指定していなかった。そういうことで、指定されておらなかったために、対策等におくれが生じた可能性が新聞等で指摘されておるというふうに聞いておりますが、２つ目の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域と指定されていない区域とでは、対策等において具体的に違いがあるのかどうか、その辺の具体的な違いをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

区域指定してある、ないと、その違いはというふうなことのご質問等でございますけれども、土砂災害警戒区域や特別警戒区域に指定されますと、災害情報の伝達や避難が早くできるような警戒避難体制の整備、住民への周知、啓発等の取り組みを図らなければならないことになっております。また、土砂災害特別警戒区域につきましては、建築物の構造規制、建築物の移転勧告、開発行為に対する制限など、危険箇所をふやさないための規制がかかってまいります。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、警戒区域や特別警戒区域に指定されているところと指定されていないところとの具体的な違いということですけれども、ちょっとパンフレットがございますが、土砂災害警戒区域に指定されますと、地域防災計画に記載をしなけりゃならん。ちゃんと記載をする。それが、土砂災害に関する警戒避難体制の中心的な役割を担うのは、もちろんこれは市町村ですので、市町村の防災会議が策定する防災計画において、警戒区域ごとに詳しく警戒避難体制に関する事項を定めなければならないと、今も部長おっしゃいましたけれども、そういうことになっておるということなんです。

そして、災害時の要援護者、これはどんな災害でも言えることですけれども、警戒避難体制の中で、高齢者や障がい者、乳幼児、自力で避難ができない人、そういう人を土砂災害から当然守らなければならない。そういう人が利用する施設が警戒区域にある場合には、防災計画の中で、要援護者の円滑な警戒避難を実施するために、そういう情報等、これは喫緊の課題ということで、非常に大事なことだというふうに思います。

そして、この地域防災計画に記載されたことに基づいて、土砂災害ハザードマップ、これは各警戒区域ごとにいろんな地域の特性があるわけでございますので、そういうハザードマップを全体的にこういうふうですよというんじゃなしに、警戒態勢の地域特性を十分に生かしたハザードマップを作成して、これを市民に配付して、徹底的に周知をしていただく。これが土砂災害警戒区域に指定された場合の亀山市の役割といいますか、これは務めだということが、この災害の防止法にちゃんと規定されておるということでございます。そして、その災害の警戒区域の中で今度は特別警戒区域があると。

そうすると、今も部長もおっしゃいました宅地規制とかいろんな開発の行為の制限とか、そういうことは、これは県の業務で県が判断していくわけですが、そういう規制もかかってくるということで、土砂災害の警戒区域とか特別警戒区域に指定するというのは、危険区域がたくさんあるわけですから、そこから警戒区域や特別警戒区域に指定するというのは、すごい作業なんですね。

そして、それがまたそういうことに指定されると、財産価値といいますか、自分の持っている不動産の価値が下がるんじゃないかというような危惧もあって、なかなか進まない。その辺のことを鑑みて、今度の広島の災害を契機に政府も、皆さんご存じのように、土砂災害防止法をもっと警戒区域や特別警戒区域に指定しやすいように改正せないかんということで、テレビでも大臣が言っておりましたが、これもそういう作業に国が入るというふうなことは国も言っておりますので。

そして、次の質問に入るわけですが、朝のテレビを見ておりましたら、土砂災害危険箇所についてあなたは知っていますかということをあるテレビ局が調査したわけです。そうしたら、「知っている」と答えた人が２６％、「知らない」と答えた人が７４％、そういう結果が出ました。ということは、大半の人が、自分が住んでおるところのどこが危険で、すぐ避難せなあかんのかとか、そういう危機感といいますか、そういうものを皆さん持っていない、知らないわけです。日ごろから、土石流の前にはどんなことが起きるのか、そして災害が起こる場所ですね、そういう危険なところがどこに、どんなところに危険なところがあるのかということは、これは日ごろから自分たちの住む地域のどこが危険かということを、市民の皆さんにしっかりと知ってもらうことが何より大切だと。そういうことが一人一人の生命、命を守ることにつながるということは言うまでもないわけでございますけれども、ここで、私思うんです。地域防災計画に、今言ったような避難体制に関する事項を定めたり、それから土砂災害ハザードマップを作成して、市民の皆さんに配付して、これも周知のためには必要不可欠、大変大切なことだというのは認識しておりますが、それはそれとして、次の質問ですけれども、私は今後、そういうハザードマップとか警戒避難体制を地域防災計画に記載するということは、それはそれとして、今後、市民に対する周知ですね、今言ったような。そういうふうなことは、本当にどのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

おはようございます。

土砂災害に関します取り組みということで、危機管理局からの考え方等をお話しさせていただこうと思います。

先ほど、建設部長からお話しさせていただきましたように、土砂災害の警戒区域であるとか、また特別警戒区域に指定するときには、建設部に同行いたしまして、県と一緒に地元説明会に出させていただくようなことで、周知をさせていただく現状がございます。また、広報等にも掲載をいたしまして周知に努めておるところでございますけれども、さらに、先ほどのご提言もありましたように、土砂災害というのは、今回大きな命題を我々に問いかけているように思いますので、さらに広報「かめやま」、行政情報番組等を活用いたしまして、周知を図ってまいりたいと思います。

それから地域防災計画のお話がございました。掲載につきましては、必要に応じて、毎年１回ですけれども、確実に見直す中で防災会議等を開いて、そちらのほうでご審議を願っておるわけでご

ざいますけれども、これも取り組んでまいりたいと思っております。

それから、本年度、年度当初に防災マップ・洪水ハザードマップを２万３，０００部ほど全戸配付をいたしております。こちらに関しましても、更新を含めた形で、また加えていきたいということを考えております。

先ほどお話の中で、土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域ということで、それぞれお話がございました。私どもも特に着目しておるわけでございまして、土砂災害警戒区域におきましては、亀山市においては１３５区域、それから土砂災害特別警戒区域に関しましては１２２区域ということで、県指定の工事がなされております。こういったものも把握する中で、今後、市民の皆様が土砂災害に対していろんな考えをお持ちいただけるような施策等をやっていきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、局長のほうから周知はどうするんだということに対して答弁をいただいたわけですが、例えば集中豪雨とか大雨が降ってきたということで、地域の住んでみえる方が自分のところはどこが危険だということは、くどいようですけど、周知をしておれば、ここが危険だというところがあれば、大雨が降ったときに、例えば避難勧告も何も出ていないんだけれども、これはそういう危険な箇所だから、危ないから近所の人のうちに雨が小降りになるまでちょっと避難させてくれとか、公民館をあけてもらえやんかと、避難勧告は出ていないけれども、もう避難するわというような、そういう意識が市民の人にしっかりと根づくような市民に対する周知というのは、本当に大切なことだというふうに思っておりますんで、周知については本当にきめ細かな対策を立てて、市民の皆様にお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

土砂災害危険箇所について、今後、市としてどのような対策を進めていくのかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

今後の取り組みというふうなことも含めてですけれども、土砂災害防止法は平成１３年４月１日に施行された法律でありまして、議員おっしゃるように、従来の砂防等のハード対策に加えて、ソフト面の整備をして住民に認識していただく、また住宅等への立ち入りの抑制などの対策を講じたのが法の趣旨でございます。

市といたしましても、今も危機管理局長のほうからも言わせてもらいましたように、周知に努めてまいりたいと考えておるものでございますが、また平成２２年度に土砂災害相互通報システムを庁内で導入させていただき、発信できるように整備いたしました。さらに、市のホームページより市民の方々に亀山市土砂災害情報相互通報システムから雨量情報、警戒情報を見ていただけるような整備もしております。また、ハード面につきましても、さらなる事業促進を図るため、事業主体である三重県のほうに事業の拡充・拡大など、働きかけてまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

とにかく、どういうふうに進めていくのかというようなことを今お聞きしたわけですけれども、くどいようですけど、この土砂災害防止法というのはソフト面、そして従来からハードの面では砂防法とか急傾斜地法で対策の整備というものを、県の事業ですが、やっていただいておるわけですけれども、とにかく何遍でもくどいようですけれども、市民に対する周知の徹底、これは特にお願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

次は、今も言いましたハードの面ですね。砂防法、急傾斜地法に伴って、県の事業でやっていただいておるわけでございますけれども、次の質問では、土砂災害の一つである急傾斜地の崩壊危険箇所について聞きたいと思います。

危険箇所は県内に１万カ所以上あり、県が整備対象としている要整備箇所というのは２，７００カ所あると。そして、県も２９市町で事業に着手をしていただいておるわけでございますけれども、市内に急傾斜地の危険箇所は何カ所あるのか。また、そのうち整備対象箇所の整備状況は現時点でどうなっているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

急傾斜地の危険箇所の箇所数と対策というふうなことでございますけれども、先ほども答弁させていただきました亀山市の土砂災害危険箇所としては５７０カ所、そのうち急傾斜地崩壊危険箇所につきましては４２１カ所、危険箇所がございます。その中で、急傾斜地崩壊危険区域として法的に指定され、整備されている箇所は６１カ所ございます。しかし、その中でも公図混乱、相続問題、また権利者の意向など、個別の事情により部分的には未整備となっている箇所もあるというふうに県のほうからお聞きしておるのが現状でございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、市内の急傾斜地の危険箇所とか整備状況ということをお聞きしたんですが、この急傾斜地崩壊対策事業、これはもちろん県の事業なんですが、これは国の補助と県単独の事業があって、それぞれの事業に対して市の負担があるわけですね。その市の負担の中で、市が負担するのと受益者が負担するのというふうに分かれているわけでございますけれども、国の補助も２つの事業があって、国の補助率も４５％、４０％と違うわけですが、そんな細かいことはいいんですが、例えば県単独の事業を急傾斜地で実施した場合に、事業費の８０％は県が負担してくれる。そのうちの２０％を市が負担すると。その市が負担する２０％のうち、現在は１０％は受益者、残りの１０％は市というふうな負担割合になっておるわけですけれども、この事業費に対する市と受益者の負担率というのは市町によって異なると聞いておるんですが、他の市町の状況はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

急傾斜地における県単事業の負担率というふうなご質問でございますけれども、先ほども議員おっしゃってみえますように、県単の急傾斜地崩壊対策事業に関しましては、県が８０％、市が２０％の負担金、そのうち２分の１を受益者の負担金としてご負担いただいている状況でございます。

県下の状況といたしましては、亀山市と同様の負担割合としている市が６市ございます。そのほか、事業費の２０％全額を受益者の方の負担としている市が２市ございます。一方、受益者の負担がない市、全て市が負担しているという市が１市ございます。市によって受益者の負担の相違があるということでございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、負担率を聞いたわけですけれども、つけ加えさせていただくと、国の補助の急傾斜地の崩壊対策事業でも、これは市の負担が、市が１０％、受益者が１０％、ずうっと県単でも変わらないわけでございますけれども、この対策事業は、昭和４４年に開始されたというふうに聞いておるんですが、事業がなかなか進まない現実があるわけですね。

これは、今も部長も申し上げましたが、地権者同士の境界の未確定な部分とかいろんなものがあると思うんですけど、私はいろいろ話を地元の方にも聞いてみますと、受益者負担というものが非常に大きなネックになっておると。例えば事業費が大体１，０００万かかるんですわと。そうすると、１００万円は受益者負担ということでＡさんに出してもわらなあかんのですわというと、今までやってもらいたいなと思っておった人が、一遍に、それだけ負担するんやったらもうやめますわというようなことになって、本当に受益者負担というのがネックになっておるんです。

この防災対策というのは、一人の犠牲者も出さないというのが私は大前提だというふうに、これは言うまでもございませんが、そういう崩壊の対策事業の促進を図るために、私は、今もいろんな他市の状況を聞いたわけでございますが、受益者の負担率を、ここは思い切って下げるべきだというふうなことを思っておるんですが、その考えはあるのかないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２３条におきまして、工事に要する費用につきまして受益者の負担を求める規定がございます。一般の公共事業とは異なり、急傾斜地崩壊対策工事が行われる場合は、一部の特定の方が利益を得ることになりますことから、受益者負担の法整備がなされておると理解しております。

このことから、急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金につきましては、現状では市負担の２分の１をご負担いただくものと考えております。しかしながら、この負担割合につきましては、今後、他市の動向、また防災対策などの社会的要因に大きな変化があった場合、検討してまいりたいと考

えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

いろいろな今後の変動を見ながら、他市の動向もということでございますけれども。その急傾斜地法にそういう規定はあるんですけれども、他市の状況を聞いたときに、例えば２０％全部負担しておるところと、全部市が２０％持っておるところと、いろんなところがあるわけですから、これは受益者があって、その人のためにやっておるというのやなしに、市民の一人一人の、犠牲者を一人も出さないという面から考えたら、そんなことは言っておれないというふうに思っておりますので、その辺は、一遍にゼロとは言いませんが、できるだけ負担率を下げていくとかというのは、ぜひとも今後検討していただきたいというふうに思います。

最後に、市長にお聞きしたいと思います。

ことしの夏、全国各地で一連の豪雨災害がありました。広島もありました、南木曽町もありました。それを教訓として、市長として今後の対策にどう生かしていくのか、その辺の市長の考え方を、どういうふうに行くんだというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中﨑議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のように、近年、集中豪雨、尋常じゃない豪雨が降るという状況になってまいりました。今回、私どもでいきますと、さきの台風１１号におきまして、大雨特別警報が初めて発令をされたと。そういう中で、市民の皆様方にはみずからの命を守る行動をとっていただくこととして、全庁的には全職員非常体制を整えて、この警戒に当たらせていただいたところでございます。

今回の豪雨でございますけれども、さきの広島県での土石流による災害状況及び避難のあり方、また土砂災害防止法の法体系、並びに大雨特別警報の発表形態、あるいはその内容等々につきまして、さまざまなレベルで問題が指摘をされておるところでございますが、現在、国、並びに地方公共団体において、この災害対応について検証が進められておるところでございます。また議員お触れいただきました国土交通大臣が土砂災害防止法の法改正にも言及をいただいて、その動きも加速をいたしておると理解いたしております。

市といたしましても、今回の台風１１号に対する事案を整理しまして、今後、その中で全国市長会等を通じて、国等に向けまして制度の運用等についての意見具申を、亀山市としてしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

さて、災害への備えでございますが、これは以前から申し上げておりますし、議員の皆様方にも本当にご理解をいただいて展開してまいりましたが、基本的には自分の命は自分で守るという自助、さらには地域等でのお互いを思いやる、支え合うという共助、そして私どもが担う公の力、公助、これらがそれぞれの立場でしっかりと機能するような、その中で減災に向けた対応が強化されるように、５万市民の皆様お一人お一人に、さらにまた見詰めていただきたいと思っておるところでご

ざいます。

きょうも自治会長の皆様が長野県へ土砂災害をテーマに研修に入っていただいておるところでございますが、そういうことが地域全体で高まっていくことが、本当に将来的には大切であろうと思っておるところでございます。

今後、さまざまな手だてを講じまして、発生した災害、または発生が予想される災害について、その災害リスクをしっかり見詰めて、最小限になるよう、今回の教訓等も踏まえてしっかりと対応してまいりたいと現時点で考えております。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

今、市長の対策をどう生かしていくのかというのをお聞きしたわけですけれども、きょうの私の質問は、本当に何遍でもくどいようですけれども、この土砂災害防止法のソフト対策、とにかく市民の皆さんに対する危険箇所の周知を最後に徹底してお願いしたい。これをお願いして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

５番　中﨑孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時３８分　休憩）

（午前１０時４７分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　片岡武男議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

通告１番目の、川崎小学校改築は、平成１５年秋に現地で職員２人と私の３人で、改築なら運動場にプレハブの仮校舎ではなく、裏の土地購入を提案しました。西小学校改築では、プレハブの仮校舎に１億円の予算も判明しました。私は、平成２１年６月議会では、改築基金積み立てを提案しました。２２年１２月、２５年９月、１２月と、その中には、管理棟を残すなら移動の提案も、苦渋の選択で解体、ありがとうございました。今回で、本会議では５回目の確認と提案をさせていただきます。

亀山西小学校改築では、私の校区ではないので議会では発言はしませんでしたが、この設計でよいのかと担当者に説明しましたら、ありがとうございますと、設計変更しますという事案がありました。また、完成現場の見学時に、デザインではない、ハトが居住する。ネットを張って対処をしないとハトのふんで大変とも提案をしました。今回の川崎小学校は片屋根方式で、現場視察で、時の中川大臣も提案の太陽光発電と蓄電設備もある提案を拝見しました。平成２１年６月議会では、関中、亀中の工事請負契約は、総合評価方式についての議論から討論があり、私は通告なしでしたが、６人目として、提案されたのは企業の特許であり、公開する必要はないと、大勢の傍聴人の前で賛成討論した経験も思い出します。

川崎小学校は、私が移住して５０年になります。ソフトボールをするのに、少ない電灯でしたが、学校として一番初めに運動場にナイター照明を設置していただきました。

これから、私の思いを中心に、いろいろ確認させていただきます。

通告の１番と２番については、私は８月２０日に通告書を会派長に提出後、事務局に提出しました。９月２日に来て、議員への交換箱に工事設計者の決定と技術提案書が提出され、審査についても選定委員の男性３名、女性２名が全会一致の決定であり、確認はいたしません。また、資料の中には、長寿命化として１００年建築の実現という従来の５０年の耐用年数の倍となる数値も記載されております。これは、１００年先を見据えた建築となり、場所、面積等、十分な確保も必要な提案を採用されると私は理解をしております。いただいた資料では、私も木造の２階を提案しましたが、木質化の２階建てを採用され、強化ペアガラスなら冬場の結露もなく、エアコン設置はされるものと拝見しました。

１点目の確認として、私は本会議の質問で、検討すると答弁されました運動場直線の１２０メートルと現場事務所、材料置き場の確保への検討結果の進捗状況がわかれば教えてください。

○議長（前田耕一君）

１５番　片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

まず、先ほど強化ペアガラスとエアコンのお話がございましたが、現時点では、それらにつきましては何も決まってございませんので、ご了解いただきたいと存じます。

そして、グラウンド整備についてでございますが、現在、水はけがよくないグラウンドということもございまして、まずはその解消について考えてございます。今はまだ設計業務に着手した段階で、全体の配置計画とか工事計画は決定しておりませんことから、具体的な整備の内容は決まってございません。また、現場事務所や材料置き場の位置につきましても同様でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

一応は検討すると言われたんやで、確認だけはさせてもらいました。

２点目として、私からの提案は、現状校舎の東側には市道能褒野１８号線の幅員は４メートルであります。フェンスの腐食取りかえのときには、改築計画を見据えた５メーター道路にと、セットバックがなぜできなかったのですか。また、学校への乗り入れ道路は全て６メーターにする計画であるのか、確認をします。要は、ＪＲの官舎を買うときに、６メーター道路にするのかと。現状４メーターしかないところもあるけれども、そういうことを言うた関係で、こういうことも検討されているのかという意味で確認します。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

川崎小学校における外周フェンスの取りかえ工事につきましては、老朽化の解消を目的といたし

まして、平成２３年度に工事を実施しております。当時の段階では、市道を６メーターにして工事を行う計画がなく、４メーターの道路幅員で支障がございませんでした。

一方、川崎小学校の改築事業につきましては、平成２４年度から事業が始まりまして、校舎を建てかえるに当たりましては、防災面、機能面を勘案いたしまして、市の関係部署とも協議の上、周囲の道路につきましては６メーター以上の幅員で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

はっきりと６メーター以上と、ありがとうございます。

３点目の確認として、学童保育所も、私は学校敷地内の校舎の反対側を漫画に書いて提案をいたしました。議案質疑の答弁では、民設民営とはっきり答弁をされております。子育て支援策としての施策も将来を見据えた運営と施設確保が必要で、児童が増加したから何とかしてほしいではなく、もっと自助努力も必要な施策であると私は思っています。

そこで、私の提案は、地域分散型の学童保育所にするには、耐震補強の完了した空き家を借りてするべき施策と思っております。プランにある学校敷地内でよいのですか。受け入れ児童が増加して、教室不足にはどのように対応されるんですか。私も、現在の学童保育所の場所確保には世話をしましたが、指導者からＡＴＭ利用者に前を通行するなと言われた。なぜ言われなあかんのや。また、学童が屋敷内に入るので注意してくれと申し入れても、指導者は言っても子供は言うことを聞かないという回答にはがっかりしたと聞きました。早くこの場所から離れて、児童の地元への分散型の学童保育所施設としてほしいと苦情があるからです。

民設民営の答弁なら、国会でも空き家問題の議論が開始され、亀山市も空き家対策の一助にもなる地域分散型の学童保育所設置で問題解決を提案しますが、私の見解に対する答弁を求めます。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

地域分散型につきましては、ちょっと私のほうからご意見を申し上げる立場ではございませんので、控えさせていただきます。

ただ、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所でございますが、これにつきましては、今回の事業の中で学校敷地内への設置も視野には入れておりますが、詳細につきましては、今後基本設計を進める中で、関係者の方々とか担当部署のご意見をいただきながら決めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

検討すると言われましたし、その辺については、私の見解であるんで、いろんなことをまたよろしくお願いしたいと思います。

４点目としまして、能褒野地区も排水が悪く、床下浸水防止の観点から、運動場、駐車場を遊水

地、いわゆる調整池ですね。あちこちでもあります、ベルシティでもある、鈴鹿農協の前でもあります。そして、３０センチメートル下げる計画を提案しますが、それに対する見解を求めます。

この件については、想定外大雨でも提案しますんで、学校の施設内としてどのように考えてみえるのか、答弁願います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

能褒野地区におきまして、最近では平成２４年の台風１７号におきまして住宅に浸水が発生しましたことは認識しておるところでございます。

学校の改築事業におきましては、まず第１には、児童の学びの場であることを優先的に考える必要がございまして、同時に避難所機能とか、地域活動の場としても勘案する必要がございます。そうした中で、水はけのよいグラウンドは必要となりますし、避難所機能の観点からも大雨時にグラウンドが使用できないという状況は避けなければならないかと存じます。

しかし、その一方で、最近の局地的な集中豪雨は、各地に起きまして予想を超えた被害が出ている状況もございますので、小学校の改築に当たりましては、調整池の設置とまでは申し上げませんが、一定の雨水排水の抑制手法について、さまざまな工夫を考えたいと思っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

この提案については、新聞にも載っていましたけれども、兵庫のほうの学校とか、その辺も導入しておるということですんで、要は、いわゆる想定外大雨、それで被害が少なくなるんなら、検討すると言われましたんで、またどんなふうになるか、よろしくお願いしたいと思います。

５点目の確認として、本当に言いにくいことですけれども、確認だけはしておきます。

この８月６日に能褒野地区の自治会長が校門は北側に決定していると、私と本人含めて３人いる場所で説明されました。私は唖然となりました。この根拠はどこにあるのか、真意だけを確認しますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

校門の位置につきまして、現段階におきましては敷地内の配置計画の決定もしておりませんので、全く同様に決定はしていないものでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

ありがとうございます。要は、決定していないということだけわかれば、私はそれで結構です。

２点目の想定外大雨に移ります。

本年も、亀山で２軒の床下浸水が報告されました。私の隣は、大雨警報が発令されると、毎回土

のうを積んだり、回収したりして、今では土のうも破れてきましたが、この通告後に取りかえていただきました。公共下水の能褒野中継ポンプ所設置計画の段階で、私は堤防より高くを提案しましたが無視してつくられ、企業が接続説明会で、名越自治会より昭和４９年の大雨では浸水していると。現地立ち会いを要求され、時の下水道室長はここまで水は来ませんと説明されました。名越の方から、県道より１メートルも高く水没がわかっているのに、全職員もよく把握しておいてください。

下水が流出したら、行政責任で農地の補償も言われておりました。この件は、田中前市長が議会で答弁された、堤防より低い場所と崖崩れの心配があるところに家を建てるなと。行政のトップ発言を無視した工事であり、私は職員の資質問題ではなかったかと判断しております。市長発言が踏襲と理解できない管理職、職員でよいのですか。経営会議で、人材育成と人材管理を徹底してくださいとだけ申し上げておきます。

皆さんに提示しました写真を見てください。この写真は、この現場には櫻井市長が県議会議員のときに案内した場所でもあります。平成１５年に鈴鹿市の議長から葛西議長に要請があった案件でもあります。葛西議長から議長室に呼ばれて、片岡君頼むと言われ、私は能褒野には名越生まれの地元の先輩議員に頼んでと言いましたが、葛西議長は、片岡君ならいろんな手法を用いてやってくれるからと言われ、現地確認のため、場所もわからず、川下から竹をかき分けて確認して、くいをつけました下水路であります。工事開始のときには、ちょっと見にくいですけれども、上に２トン車が通行な橋も崩落していたのであります。

私は、この案件は、亀山市議会ではなく広域連合議会の行政圏計画の行政界の問題として、一般質問でこの現場写真で説明しましたら、後日、田中市長は亀山の土地と判明したので工事すると回答されました。この下水路の工事手法も平成２４年９月の想定外大雨で被害となり、産業建設委員会で現地視察した場所でもあります。要は、想定外大雨で再度投資が必要になったということであります。

私は、平成２４年９月の想定外大雨に対して、１２月と２５年３月に質問いたしました。住民不安はいつ解消するかの観点から、再度提案を含めて確認をします。

現状の道路かさ上げ状況も、２５年３月議会では、私は測量をした高低差の数値も提示し、１軒置いて隣の空き地が遊水地であったため助かったとも発言しました。昭和４５年に三重県よりの指導を遵守して、私は排水溝のかさ上げ、増設の写真も提示しました。いつになったら住民不安が解消できるのか、確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士上下水道局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

平成２４年度に、能褒野町地内の浸水被害の軽減を図るため、雨水排水計画を立案し、昨年度、能褒野神社の西側に位置します都市下水路について、市道名越７号線道路改良工事とあわせまして、道路の中央にボックスカルバートを敷設し、整備をしたところでございます。

今後は、雨水排水計画に基づき整備を行う予定ですが、この地域の抜本的な浸水対策には多くの事業費を要しますが、浸水被害が生じた箇所につきましては早期に対応し、それ以外の箇所につきましては、国の補助金も視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

なお、ご指摘の床下浸水に遭った箇所につきましては、今年度、市において測量設計を行い、県道辺法寺加佐登停車場線と市道名越１号線の交差点部を２０センチ下げる計画で三重県と協議を進めております。道路高を下げるには、中部電力の地下ケーブルのマンホールを下げる必要があり、中部電力に協議した結果、下げられることも確認をしております。

今後は、三重県と施行協議を行い、掘り返し規制等の諸問題が解決次第、早期に着手してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

前へ進めそうな話を聞きました。その中で道路２０センチと言われました、下げると。私は、できたら３０センチぐらい下げてほしい。確かに２０センチ下げていただいたら、隣が１７センチの床下浸水があったんやで、それは解決できると思う。そやけれども、それでは足らんと私は思っています。そのぐらい、僕のところの前は道路を上げられています。そうやで言うんです。

それと、中部電力のマンホール、僕がこの前にも発言しましたけれども、県が道路かさ上げすると、５センチ上げると。上げることならんと。上げるんなら中部電力に言ってマンホールも下げさすと、それで施工してもらったことがあります。そうやで、あのマンホールというのは中部電力は幾らでも下げます。それはもうできるのはわかっているんやで、できるだけ下げる方法。そのかわり、名越のほうを下げてもらわんことには道路排水ができやんと。その辺よろしくお願いしたいと思います。

その次、能褒野町公民館の土地は、能褒野農協より地元に寄附を受けましたが、法人化していないため当時は税金対象であり、税金支払いに苦慮して寄附をされました。その後、公共用地は無税となり、返却要望をしましたが、無理との回答でした。なぜこの要望をしたかは、鈴鹿市も能褒野農協からもらった公民館用地を寄附しましたが、返却してもろうたという話があったんで、亀山もできやんのかということで、豆子さんと２人で、私が２０年ぐらい前かな、奔走しました。これは何としても実現しませんでした。

そこで私は、学校の遊水地やないんやけれども、大雨被害の縮小策の提案をさせていただきます。亀山市の土地である公民館の駐車場、鈴鹿農協の草の生えた空き地、能褒野地区にはいろいろ企業がございます。その空き地、運動場、駐車場を３０センチメートル下げて、遊水地・調整池を設置して床下浸水防止策の提案をしますが、見解をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

議員ご提案の調整機能を有した運動場や駐車場等の設置は、浸水対策としては非常に有効であると考えております。また、都市部では地下空間を利用して有効活用しているところもございます。しかしながら、その設置場所や貯留能力などを検討する必要があり、今後、雨水排水計画を精査しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、企業等の空き地での調整機能を持たすことは、おのおのの企業の土地利用計画や維持管理などの面もございますので、実施するのは難しいものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

企業には難しいって、大雨が降って中へ水がたまって、塀が倒れて僕らのところは被害を受けたわな。そういうことも考えて企業にも交渉していって、それがために僕は提案しておるの。そういうことがなかったらいいの。それをよく考えて検討して、提案もしていっていただきたいとだけ申し上げておきます。

それから次、企業が設置されました排水路は、私は企業責任において住民被害防止対策は実施していただくのが基本であると認識しております。市民負担のない施策で解決を要求しますが、下水の見解をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

ご指摘のとおり、企業で設置した専用排水路については企業にて対応していただくのが基本であると考えております。能褒野町地内の一部企業につきましては、複数専用排水路がございますので、各排水路の能力を検討し、排水能力に余裕のある水路へ流入するように、水路流域の変更を行う対策を企業により実施していただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

今の答弁で、企業に実施していただくと。それでしたら、あの水路がオーバーするで何とかしてくれというようなことのないことを地元から言われていますんで、十分、その辺の指摘もしながらやっていただきたいと、よろしくお願いします。

聞くところによりますと、公共下水について、平成２０年９月８日に提出した公共下水の公共ます設置申請書の有効期間はいつまでかと。要は６年たっておっても何も進んでこんと。提出してあるのに何も進んでおらんということを言われていますんで、見解をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

公共下水道事業認可区域に入りましたら、下水道管の設計を行うため、地権者の皆さんに公共ます設置位置について、公共ます設置申請書にて確認させていただいております。

公共ます設置申請書の有効期限は市が公共ますを設置するまで有効となりますが、公共下水道事業につきましては国からの補助金を活用して事業を進めておりますことから、国の財政状況により事業進捗が計画どおり進んでいないのも現状でございます。

また、工事に当たりましては、期間がたっておりますことから、再度公共ます設置位置については地域の方にご相談をさせていただいておるのも現状でございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

僕のところの前というと悪いけれども、僕らのところの計画があってからもう何年になるの、２０年以上と違う。僕が子供に言うたんは、あと１０年もせんうちに来るぞと。そうやで改造するのもやめておこうと言うておったけれども、全然。そういうあれを計画されたんなら、確かに国の下りてくる金というのは少なくなったで、そうやって言うのはわかります。そやけれども、これはなぜ浄化槽をつくれとか、公共下水にして水質を守るかということが基本なんやで、それは早いところ何とかしてもらうようにしていかんとと思っております。十分検討して、前向きな工事を進めていただきたいというように思っております。

これも最後に、さっきの学校やないけど、言いにくいことですが、能褒野町自治会長の発言の真意を確認してくれと言われました。能褒野地区での公共下水加入負担金が、現状は１平方メートル当たり５２０円ですね。私が削減させますと言われたが、負担金は削減してくれるのかと私に報告がありました。これは、行政が自治会長と約束して、削減への書面を締結されておるのか、その辺について確認をいたします。

○議長（前田耕一君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

能褒野町地区の公共下水道説明会は、去る６月１０日、１１日に開催をいたしまして、２回目を７月４日に開催したところでございます。特に２回目の説明会では、下水道事業受益者負担金の賦課について、地積割方式や負担金単価の根拠、資料説明をして詳細に説明させていただいたところでございます。

ご質問にあります、受益者負担金の平米当たり単価については議会の議決が必要でありますことから、市では、今までの、先ほど申し上げられました５２０円の単価を説明しております。

なお、自治会長から書面等でご要望等はいただいておりませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

言われた方にそうやって答弁しておきます。そういう事案はありませんでしたというようにだけ報告だけはしておきます。

次に、３番目と４番目と入れかえまして、先に農業振興地施策に移ります。

農業関係で、本会議の質問は、平成１５年１２月、１７年１２月、１８年３月、１９年１２月、２０年１２月、２１年６月には議案質疑で、２３年３月、２５年６月、２５年９月、２６年６月と、今回で１１回目となる確認の質問をいたします。

その中で、私は猿被害に対して自衛隊に協力要請をして山へ返すか、猿公園の設置も提案しました。１カ月ぐらい前か、高校生が新聞に投書した欄で、鹿被害防止には自衛隊の訓練として要請するべきとありましたが、高校生もこれだけの意見が言えるのかと、私も感動しました。

米の生産量は皆さんわかっていますか。今から４７年前の生産量１，５３０万トンが、今では半分の７６５万トン、半分の生産量を行政の皆さんも把握されているんですか。

この７月５日の新聞報道では、農業法人化で４人を雇用して６５ヘクタールの田畑を耕作、米の売り上げが３，９００万円、大豆が１，０００万円、麦が８００万円、タマネギなどが１００万円、総額で５，８００万円の収入でも、補助金の８，２００万円がないと赤字経営であり、半分公務員との経営者の発言を、報道を読みました。この件は、７月の産業建設委員会でも発言はいたしました。

先ほど発言の８，２００万円の補助金で経営で成り立つのが農業なんですよ。ザ・点検で補助金は削減できるんですか。補助金施策より自助努力も促すのが農業施策ではないのですか。農業施策に規制が必要なら、国営、県営、市営の行政経営で農地の管理をするべきと私は提案をしておきます。今の補助金農業で、能褒野の畑作でどれだけの補助金が予算計上してあるのですか。答弁をできないと思いますので、苦言として申し上げておきます。

今からの確認は、いつまでたっても進展しない能褒野町内の農業振興地施策の問題に特化して、厳しく確認をさせていただきます。

能褒野町内の農業振興地域内で、隠居家新築を平成２５年８月に書類提出して申し出ても、いまだに隠居家が建てられんのはなぜなんですかと言われております。この９月１日、地元公民館で説明の資料の中に、平成２４年度に新築用地として畑地の黄色から白地に除外された３つの案件のうち、１件は工事もせず放置状態があるのはなぜなのかとも言われました。また、資料の最後に記載されていました地域住民の合意がなぜ必要なんですか。地元調査で白地化反対の方が何人あったんですか。それをどのように理解されているんですか。無責任な表示はしないでください。

そこでお伺いしますが、隠居家建築不許可の根拠と不許可責任はどこにあるのか、わかる範囲で答弁願います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業振興地域内の農用地区域内において、分家住宅、今言われました、いわゆる隠居家を建築しようとする場合、まず農用地区域からの除外が必要となります。農用地区域からの除外を希望する個々の案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく除外の要件を満たしているかどうかの十分な審議を要すること、また市が定める農業振興地域整備計画全体の変更を伴うものでもございます。その除外手続につきましては一般的な許認可制度ではございませんので、市が除外すべきかどうかを法に基づき判断し、農用地区域の変更を行うものでございまして、許認可を行うものではございませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

隠居家は許認可は必要ないと、そういう答弁。

隠居家と過去からの自分の土地に、先ほども言いましたけれども、帰ってくると。その中で、農業振興地の除外申請の申し出を出されました。そういうことをするのに、家を建てるのには、財源まで明示せな農業委員会の許可が通らんと。それが本当に必要なん。私はそれが不思議なん。そうやで、農業振興地内でも自分の土地に転入、それとも息子の家を建てるとか、そんなんになぜ法律が必要なんですか。平成２４年に承諾された土地が、家を建てると、放置されておるのをどのよう

に感じておるんですか。２４年に許可してあんのやに。それが何もできへん。あと２件は、１件は家を建てて、１件もちょっと途中までしておる。あと、その１件については放置されておるやないか。そしたら、それの対策はどうするの。一回答弁してください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたが、農用地区域内に分家住宅を建築するためには、農用地区域からの除外の手続がまず必要でございまして、建築に際しては、他の建築確認なども必要になる場合がございます。

建設予定地である土地が農地であるかどうか、農用地区域内にあるかどうかなどの条件によりまして、それぞれの法律に基づいて必要とされる手続につきましては必要というふうに判断をしております。

なお、今おっしゃいました平成２４年度に除外された案件につきましては、自己の都合によるものというふうに理解をしております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

その１件については自己都合と。ということは、そのままずうっと白地のままでいくの、もう一回答弁してください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

再度申し上げますが、２４年度に除外された案件について、いまだに進んでいないというのは、その施主さんのご都合ということでございますので、一度事情は伺ってみたいというふうには思っております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

うまいこと言うて除外したら、そのままでいいというようなことのないように。

前段でも説明しました補助金８，２００万円がないと赤字となる農業が現実なんですね。亀山市の独自の支援策として、国・県からの補助金はなしと考えて、補助金はどこまで支出が可能なのか、農業施策なのか、誰か答弁してください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業関係に関する補助金のご質問でございますが、農業経営の安定に必要な国・県、市町が行う各種補助金の金額につきましては、農業経営の規模とか作付作物、あるいは設備や経営努力等の違いによって大きく異なるものというふうに考えます。一概に限度額を示すことはできませんが、補

助金自体は個々の経営の安定を目的とするということだけではなくて、総合的な国土の保全を含め、食料自給のための農業振興につながる重要な施策であるというふうに考えております。

現在のところ、農業経営体への支援施策である亀山市独自の主な補助事業といたしましては、例えば集団転作推進事業であるとか、農業者育成支援事業であるとか、地域特産品発掘育成支援事業であるとか、いろいろございまして、各農業者の皆様におかれましては有効にご活用いただいておるというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

確かに補助金というのは、うまいこと活用されておるのも、私でも、地元の方でもやっています。そのかわり気張ってやろうという方も知っておりますけれども、本当に年をとってきて、荒廃農地、能褒野にも猿が１匹はぐれが来ておるというようなことも言われています。そやでそういうことも、補助金ばっかではあかん、自助努力も必要だと思いますけれども、これも十分考えてください。

今からちょっと違う視点で副市長に確認します。

市民から、地目が違うのに、例えば畑やのに宅地か雑種地課税になるということになって、税金が高く取られたと。確認しに行ったら、その現場写真を見せられて、このように使われていますんで税金が高くなりますという現況課税制度を亀山は導入されております。現況課税で、地目は畑でも田んぼでも、現況課税で税金取られるんやったら仕方がないと。そうなりますと地目変更も何も必要ないと。要は、家を建ててあったら宅地並みの課税をすると、それが現況課税やと思う、私は。この現況課税制度というのは、財務だけやなしに、全ての職員が把握して農業施策を計画されているんですか。全職員が英知を結集するのが経営会議ではないのですか。進展しない農業振興地施策を改善する気があるのですか。

そこで、先ほども言いました副市長に確認します。副市長は財務経験があり、十分把握されていると思いますが、現況課税制度の実態数値はどのように把握されているのか。それを財務に出していただいて、経営会議に提出していただいて、現況課税でこんだけの税収がふえておると。それならどうしようかということを検討していただきたいんですわ。副市長、答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

固定資産税の土地の課税につきましては、総務相の固定資産評価基準によりまして、現況の地目により課税を行っておるというところでございます。どれだけの数値が課税をされておるかということにつきましては、ちょっと私のほうでは今わかってございませんけれども、農業経営とは、直接今の税の現況課税というのには関係がないというふうには、私は感じているところでございますけれども、さまざまな行政運営につきましては、月に１回程度でございますけれども、テーマを決めて部局長会議というのを行っておるところでもございますので、そういった中でさまざまな把握に向けた取り組みといったことも検討していきたいというふうな思いでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

さっきの答弁で、農業施策には関係ないという答弁やった、もう一回、その辺ちょっと再確認します。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

今の固定資産税の現況課税と農業経営とは、直接の関係はないというような思いでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

農業経営と関係ないんやったら、副市長、皆さんが違うことに、早いとこ白地にしてくれと一緒。経営なんて、皆さんが生活が苦しいで何とかしていきたいと。その中でようけの方が白地にしていきたいと。畑で売るよりも白地のほうが値はいいわな、単価が、それを考えて僕は言うておる。そうやで、現況課税やったら、それだけの畑でも宅地にしてしもても、万が一黙ってしてしもても現況課税するのやろう。その辺を僕は言うておる。それで経営会議で十分議論して、財務だけじゃなしに全体で結論を出していただきたいと、そこまで言うて終わります。

次、建築確認申請と規制緩和についてであります。

私は、平成１７年３月議会で、建築・改築時に必要について確認はしました。確認してから９年目になりますが、理解できない問題として、今回は増築に対する浄化槽設置の規制緩和措置を、四日市市が平成２１年７月より申し出制度を導入されておるのに、亀山市ではなぜできないのか、確認したいのです。要は、その分だけいただきました。建築確認申請での浄化槽の図書等について、浄化槽の変更について、浄化槽設置の扱いについてという資料をいただきました。亀山市は都市計画税の未徴収地区では、木造の２階建てなら建築確認申請は不要であると聞いたとき、これなら建物は自己責任で建築であり、建築確認申請は必要もないと私は判断しました。建築確認許可が発行したのが行政であれば、全て行政責任において事故発生時には対処できるのが法令であると確信しているからであります。行政が保証できない個人建物は建築確認申請の必要もなく、自己責任での建築を許可するのが規制緩和ではないのですか。聞くところによりますと、三、四年後には、何か材料変更になって、材料の使用基準が変更されたことに建築資材の高騰といって市民負担は高くなるとも聞きました。

そこで確認をしたいんですが、過去の平成１７年に聞いたことについてはやめまして、２つ目の都市計画税の未徴収地区では、木造住宅の２階なら建築確認申請が不要となる明確な理由を説明してください。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

都市計画税の未徴収区域での木造２階建ての建築確認は不要という決定についての明確な説明ということでございますけれども、建築基準法第６条第１項で、建築主は、建築物を建築しようとす

る場合、当該工事着手前にその計画が建築基準関係規定に適合することについて建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないという規定がございます。

それに関して、都市計画税の未徴収区域につきましては、この法律自体は都市計画区域に該当する部分の法律でございますけれども、未徴収区域というふうな議員のご指摘の場合は、都市計画区域外に該当することにより、建築確認の申請が不要となるということでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

そうやで僕は確認しておるの。亀山市全体を都市計画税を徴収せんだら、２階建てを全部建てられるやん、そうと違うの。亀山市で都市計画税をいただいておらんところは、木造２階が建てられるんやろう。そうやったら、亀山市全体を都市計画税を徴収せんようになったらできますのやんか。そうやで僕は言うておるの。それ以上言うてもしゃあないであれやけれども、僕はそれを本当は言いたいの。

それで、増築・改築等に関しては、さっきも言いました四日市が規制緩和措置をされています。なぜなんですか。四日市がされています。その辺について、いろいろ確認されたと思いますけれども、答弁願います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

建築物に附属する浄化槽の設置に係る規制緩和措置を受けているということで、四日市を上げていただいております。県内では、四日市市が浄化槽の、先ほども議員ご指摘の建築確認申請及び変更の取り扱いを定め、運用を行っております。これによりますと、人槽算定はＪＩＳ基準によることを原則とし、一戸建て住宅の増築、または２年以内に公共下水道整備がなされる地域の一戸建て住宅建築について、一定の条件のもと、建築主の申し出により既存浄化槽を使用することができるとされているのが四日市の状況でございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

この件については、僕も７月２５日やったかな、この資料を持って建築開発室、あそこへ行って話をしました。そうやけれども、言われたんは、やっぱり三重県は基準で亀山はやっていますんであきませんということを言われました。そうやけど、四日市が出ておるやつの資料の中に、ちゃんと点検をして、年に１回のくみ取りをして、ちゃんとしておったらいいというような項目が入っていました。そうやで僕は確認したんですけれどもあかんと言われたんで、亀山はあかんのかと思いました。

それで、私はこれは何やと。それで、２７日には三重県知事宛てに直訴状を提出しました。その直訴状を３人の部長が欲しいと言われたんで渡しましたけれども、なぜ規制緩和ができないのですか。２１年７月のやつは廃止されないんですか。まだそのまま継続されるん違うの。

それ以上今言うても時間がなくなるとあきませんけれども、私は直訴状の中に、知事に書いた、

無法な日本国、無策な三重県、市民目線の四日市とも記載して渡しました。ちゃんとその書類は下へ回って、亀山にも電話がかかってきたと言われましたけれども、本当に規制緩和できるものはやっていただくのが市民目線、市民負担の軽減やと思いますので、いろいろとまたこれから検討して、いいことについてはやっていただくように要求しておきます。

次、最後の５番目、市民意見集約方法の改善についてであります。

伊賀市が、庁舎建設位置に対する住民投票に市費を３，４００万円も投じて実施されましたが、投票率は４２．５１％で５０％に達せず、開票もできない無駄な投資でした。９月議会で賛成が３分の２以上の議決が必要とされました。市民の政治に対する関心の低さの結果であり、大変危惧する世の中になりました。

そこで提案と確認をしますが、テレビチャンネルにある赤、緑、黄色、青の４色ボタンによる投票で、市民意見の集約をして、政策決定をするべきではないのかという提案であります。

実は、私もＮＨＫ番組の「規制改革で成長ができるのか」の設問に対して、私は「成長できない」に投票しましたら、５９％の方が反対でした。「成長できる」は２２．７％しかなく、「わからない」が１８．３％でした。このようなデータが即刻出てきます。それを市民意見の集約として確認ができるんですけれども、ケーブルテレビを利用して、そういうことを検討するか、どうするかということを答弁を求めます。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご所見のとおり、市民の行政に対する関心度を高めたり、市民ニーズを把握するため、身近なテレビを活用して行政にご意見をいただく環境を構築することは非常に重要であるというふうに考えております。その一方で、施策の決定には、いただいた意見を尊重しつつ、施策に反映させるものとそうでないものを見きわめて、さらにその意見を加味した上で決定しなければならないとも考えております。

このような中で、現在のケーブルテレビの状況でございますが、本市の行政情報番組は、現在データ放送に対応しておりません。ですので、直ちにケーブルテレビを利用してアンケート調査を行うことはできない状況にございます。

また、株式会社ＺＴＶにおきましても、この状況は同様であり、現在、データ放送の導入に向けて検討がなされていると伺っております。

今後、広聴機能をさらに高めるため、ケーブルテレビの双方向機能を活用した手法を研究してまいりますとともに、従来から取り組んでおりますパブリックコメントやキラリまちづくりトーク、このようなものを活用しながら、市民の方のご意見をいただき、市民の方がさらに行政に対する関心を高めていただき、参画・協働いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○１５番（片岡武男君登壇）

確かに、ケーブルテレビにそんなことをせよというのは無理なのはわかっておるけれども、私は伊賀市がやられた住民投票で開票ができやんと。それに３，４００万も金をかけるんなら、あれ市

民の税金ですよ、国から出てくる金と違うんやで。そういうことのないようにしていくには、こういう手法もあるのかということを提案させていただきましたので、今後検討なり、よろしくお願いしたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１５番　片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４５分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２２番　櫻井清蔵議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず次世代を担う人づくりについて、市長の基本的なお考えを聞かせていただきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

市長の人づくりに対する基本的な考え方をお尋ねでございますので、この機会に私自身の基本認識を申し上げたいと思います。

ご案内のように、本市にはかつて三重県女子師範学校が置かれており、地域内外より教育のまちと称された時代がございました。さらに、戦前には県内を先導し、幼児教育の重要性を唱えられた市内の篤志家のご寄附により、現在のような独立をした幼稚園、保育園の前身が設置をされたところでございます。現在もなお、亀山幼稚園の園長室には、当時ご尽力いただいた篤志家、橋爪周次氏の写真が掲げられておるところでございまして、これら先人の見識と足跡を忘れてはならないと、本市が誇るべき歴史と財産であると考えるものでございます。

また、申し上げるまでもなく、まちづくりは人づくりであります。その観点から、本市の次代を生きる子供たちが生涯幸福な人生を歩んでくれることを願い、生きる力や人格の形成の向上を目指し、今日まで重層的な施策を展開してまいりました。

現代の子供たちを取り巻く現状は大変厳しいものがございまして、本市におきましても、未来への小さな芽生えが見られる一方で、多くの新しい課題が生じてきておるものでございます。例えば親のネグレクト、育児放棄や児童虐待などによる痛ましい状況、生きる力の基礎となる知・徳・体のバランスの低下、そして子ども・子育て支援新制度への移行など、喫緊に優先して対応すべき課題に直面をしておるものでございます。

また、戦後７０年を迎えようとする今、物の豊かさを手に入れた一方、心の豊かさを見失ってき

たのではないかと指摘されて久しいわけでありますが、その反省と教訓に私どもは立たなくてはならないのではないかというふうにも考えるものでございます。

議員ご案内のように、「三つ子の魂百まで」という言葉がございますが、私は今日、就学形態にかかわらず、小学校入学前の乳幼児教育、保育の重要性を見詰め直す必要があると強く認識をいたすものでございまして、これらを踏まえまして、学校教育はもちろんでございますが、家庭教育、社会教育にも重きを置いて、家庭、学校、地域、この三位一体の、このまちの特徴に応じた、バランスがとれた人づくりの環境を育んでいくことが大変重要であるというふうに、私の基本認識を持たせていただいておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

どうもありがとうございました。

第１次総合計画にも戦略プロジェクトの一つとして、子ども輝きプロジェクトというふうな形のものが示されて、いろんな推進施策を上げられております。

先ほども市長が言われたように、やはり次世代を担う我が亀山市の子供たちは、皆が育み育てていかなあかんと思っております。そんな中で、先ほどの質疑でも申し上げたように、今、私らがどういうふうな形で、その育み育てるための環境づくり、整備をしていくかというのは、今私らに与えられた責務やと思っております。

そこで、少しいろんな形で今後の子供たちのことについてお尋ねしていきたいんですけれども、現状、確かに合併後、関中学校の新築、それから亀山中学校の一部新築、それから東幼稚園等々のハード面でいろんな設備をやってみえたと。井田川小学校の増築問題、それから東小学校の増築と、いろんな形で取り組まれて、子供たちの学校環境の、また幼稚園の環境整備に努められたと。今までも南小学校のグラウンドの芝生化というものやられたと。そんな中で、いろんな施策は打っていただいておるんですけれども、特に今回、主に長年地域から要望がありました川崎小学校の改築について、もう少し今回取り上げたいと思っておりますので、それを中心に行っていきたいと思います。

特に川崎小学校の改築計画で、いろんな地域との協議会、それからこの間もプロポーザル方式によって大体の基礎的な素案をやられて、その基本設計に移られたと。その中で８，４００万の基本設計の契約も済まされて、一つのものが上がってきたんですけれども、前回、私、教育民生委員会に所属させていただいておるんですけれども、委員会資料に提出された中でのいろんな各種資料を拝見させていただきますと、このプロポーザルによっていろんな提案をされておるんですけれども、先ほども片岡議員が、今回の川崎小学校は１００年を見据えた校舎建設であるという中で、どこら辺に重点を置かれたのか。どういうふうな認識で、このプロポーザルに臨むに当たって市長はどんな点を重視されて行われたのか、その点をお聞かせ願えたらありがたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、川崎小学校の校舎建築工事の設計業務については、８月４日に株式会社東畑建築事務所と業務委託契約の締結をいたしました。その業務に着手をいたしたところでございます。本年度、基本設計の完成を予定いたしておりまして、これから本格的にその設計の業務を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今回の川崎小学校の改築につきましては、今日までさまざまなご議論を重ねながら、後期基本計画の中にしっかり位置づけをさせていただいて、段階的にこの整備に向けた取り組みを進めてまいりました。

同時に、今回の基本的な学校の改築に対する考え方は、教育委員会のほうから議員並びに市民の皆様にもお示しを既にさせていただいておりますが、その方針に基づいて今日まで積み上がってきたというふうに理解をいたしております。

いずれにいたしましても、子供たちの学びやであります教育環境として、良質なものをその中に組み込んでいくという基本方針がその中に入っておるというふうに理解をいたしておりまして、さまざまなご意見や、またそれぞれのお立場の知識や英知が結集をされて、この新しい川崎小学校が実現ができますよう、私の立場から強く期待をいたしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そこで、ちょっとパネルも用意させていただいたんですけれども、それを一遍出させてもらいますけれども、これが川崎小学校のプロポーザル選考による、これは川崎小学校は２階建てと。内部は木質という形で設計のプロポーザルで採用されたと。

市長にちょっとお聞きしたいんですけれども、関中学校改築の折にも私申し上げたんですけれども、この地図から見てもろたらいいように、この部分に校長室、それから職員室、２階の部分ですね。俗に言う管理ゾーンというのが設置してあります。この管理ゾーンの内訳は、この委員会の中になぜ管理ゾーンを設けたかという意味合いのものが書いてあります。それで、１階部分を子供たちの施設にすると。これは大きく出してもらいましたもんで、２枚一遍につなぐと小さくなりますので、見えにくくなると思いますので、ちなみにこれが１階の部分で、かなり空間ゾーンを利用した建物を設計されました。

基本的に、学校の校長室、職員室が２階に配置されることについて、市長は何も感じられなかったのか。これでよろしいやんかというお考えなのか、何かほかにお考えがあるんやったら、ちょっとその点についてお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ご提示をいただいておりますそのプランというのは、今回、設計業務を委託するに当たりまして、各設計事業者からプロポーザルの提案を求めて、その中で、いわゆる設計者選定委員会の選定の作業を経て最終的に決定をいたしました東畑設計事務所がプロポーザル提案したプランでございます。それについて、今、校長室や職員室が２階に上がっているのはどうだということでございますが、今回のプロポーザルの提案書自体は、提案業者の豊富な経験でありますとかノウハウによ

って、その考え方をお示しいただくという趣旨のものでございまして、校舎配置から平面図、あるいは設備関係など、全ては今後の設計業務のさまざまな協議の中で決定をしてまいるものでございます。したがいまして、なぜそこへ校長室や職員室が２階に上がっておるかということについては私自身の見解を求められておりますが、それはそれぞれ設計事務所としての一定の見識のもとにご提案をいただいたというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

プロポーザルの提案で、２階建て校舎がもたらす効果の中で、管理運営面のゾーン、管理ゾーン、目が行き届きやすい、状況を把握しやすいというような利点あるということで提案されていますけれども、関中学校の改築のときも同じような、２階の２棟目の奥のところに校長室と職員室を設けておる。それは緊急時、通常来訪者の視点から、監視といったらおかしいけれども、それはおかしいやないかということを言うて、現在の関中学校は、校長室、職員室はグラウンドに面した南側の、校門の見渡せる位置に当初の設計を変更してもろてあります。

既存の川崎小学校、３棟建っておって、管理棟は別棟に建ててあるんですけれども、いろいろ問題があったということは、市長も長年県議会もやり、市長もやって、川崎小学校も訪れてみえますもんで、そこら辺はよくわかってござると私は思います。

だから、教育民生委員会のときに、このプロポーザル方式にする前に、川崎小学校に対していろんな研究会もやられたらしいけれども、委員会にも設計仕様を提出したらどうやということを再三私申し上げたんですけれども、一切その返答がなかったと。一切出されないうちに地域のコミュニティの方々とか自治会長さんとか、それからどこの大学か忘れましたけれども、大学の教授を筆頭に検討会をやられたと。検討結果は、何ら議会に対する対応がなかったんですけれども、それは市長の指示なのか、教育委員会の独自の判断やったんか、ちょっとわからんですけれども、出されなかった結果、こういうふうな状況になったと。私ら議員も、子育てのためにいろいろ、私も微力ながら一生懸命やってきたつもりなんですけれども、ただこれは基本設計ですから、何ぼでも変えられますんやというふうな形になるんですかな。

いみじくも、私は普通教室のエアコン設置を既に申し上げています。私以外にも、先ほども片岡議員がエアコン設置はどうやというふうな話をされたときに、教育委員会としてはそういうふうなことは考えておらんと。服部議員も議会のときにエアコン設置をしたらどうやという話をした。そやけれども、このプロポーザルの中には緑のカーテン、それで大きな窓をあけて通風、採光をもたらすと、こういうふうなことを書いてある。それだけで済ませてあるわけですわ。

そうすると、例えば大きな窓をあけて採光をとる、光は入りますわな。大きな窓をあけて、雨降りはどないしますんや、これ。雨降りは窓をあけられへん。緑のカーテン、緑のカーテンができるまで時期がありますわな。それよりもエアコンをつけたらどうやというふうな話をしておるんですけれども、各普通教室に。かたくなに市長は言われてみえますけれども、やはり市長の、一つの１００年もあれをする中で、やっぱり市長がこうやて踏んだらいいんと違うんかな。決して緑のカーテンが、それから大きな窓の通風、採光がまやかしとは私は言いませんけれども、今の時代に合った子供たちの学ぶ環境づくりのために、それはどうしても必要やないかと私は思うんですけれども、

そこら辺、市長は何も、教育委員会にこうふうなことも考えとけと言うたんがこの緑のカーテンであり、大きな窓であったり、採光やったんですかな。市長さん、答弁を聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

個々の学校の設備や空間のゾーニング等々について、今触れられたこともひっくるめて、私自身が教育委員会に指示をしたとかそういうことではございません。

しかしながら、先ほど少し触れられました空調機の話もされましたが、ちょうどこれは６月議会にも議員のご質問に対して私自身の考え方をお答えさせていただきましたけれども、今回の川崎小学校の改築に当たっては、事業全体に係る財源とかコストとか、さらには効果等の検討は必要であるというふうに考えております。当然、校舎改築基本計画の中においても、ライフサイクルコストを考慮した学校を基本方針の一つにしたということも事実でございます。

このようなことから、設計業者からも提案をいただきながら、最も効果的な設備を導入していく必要があろうかと考えておるものでございまして、いずれにいたしましても、今後、この空調機の設置も含めまして、学校の設備に関しましては、昨日でしたか、議員の質疑でのやりとりもございました。単年度だけではなくて、中・長期の財政状況もしっかり見通せということでございましたが、中・長期の財政状況も踏まえながら、コスト、効果、さまざまな面から検討をいたして、全体のバランスもあろうかと思いますので、総合的な判断を今後してまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そこで、長期的な展望とか言いますけれども、いみじくも我が会派の鈴木達夫君から、ちょっとこんなことで私が質問したでと。鈴木達夫議員が平成２１年１２月定例会一般質問で、市長の公約である、教育のカタチの中で小・中学校のサマースクール、特別支援教室への冷暖房設備の１００％完了を実現しますというふうなことについて、それはできましたですなと。

で、こういうふうに質問されておるんですわ。この空調設備はサマースクール、特別支援教室に限定され管理するものではないのか、あるいは将来普通教室全ての冷暖房設備管理のためのワンステップなのか、基本的な考え方、そもそも論からお聞かせ願いたいと。市長の答弁は、マニフェストをつくりました、偉いでっしゃろという話が前段に言うてはるわ。今後、未来についてはどうだということでございますが、当然、良好な教育環境を段階的に整備していくという考えを持たせていただいたところでございますけれども、そのため、教室への展開につきましては、ご案内のような地方財政の推移、これをしっかり見きわめる必要もあるかと思います。その財源、コスト、効果も含めて総合的な判断をさせていただきたいと考えております。２１年と同じ答えをきょう、もろうたんやがな。

そして、ずうっとやっておって、また鈴木議員が、普通教室の温度を校長会にお願いして測定をやりましたと。もう１つは、期間はどのぐらいで測定したのかと。３つ目に、そのときの伊東靖男教育長の見解も聞かせてもろうておる。４番目に、教育委員長の教育委員会としても話があったん

かということを４つにまとめて質問をされておる。そのときの答弁。教育次長は水野教育次長やったんですけれども、１つ目に関して、教室の温度は学校生活の快適性に直接影響を与えるため、児童・生徒に生理的、心理的に負担をかけない学習に望ましい条件として、学校環境衛生基準で１０度以上、３０度以下であることが望ましいとされています。これは、本年、２１年、7月１日から９月３０日までにおいて、小学校１１カ所、中学校３カ所、保育園３カ所の１７カ所の測定結果を５０日間まとめてやったというのがある。そこで、伊東靖男教育長は空調設備は必要と考えておりますという答弁をされておる。それから教育委員会の宮崎洋子委員長も、空調設備につきましては教育懇談会におきましてもご要望いただいており、関中学校、亀山中学校の改築の際には全ての普通教室に設置するということで教育委員会で報告を受けております。今後、他の学校、幼稚園等におきましても、この設備を拡大していきたいと願っておりますと、教育委員長はこういうふうなことを言うておる。

また市長に聞かせてもろうておるんですけれども、サマースクール等でいろいろやった。だけど、それができたら財政的なことも考え、今度は総合的な判断と。

そうすると、今２６年ですから、２１年というと５年前と同じ答弁をきょうまたもろたんやけれども、５年前と同じ答弁で、そうすると亀山市は一歩も前へ進んでおらんと私認識させてもろたんやけれどな、違いますかな。財政的なコストとかいろんなことを言うけど、今回はその質疑でも私は知りたいけれども、本年は９億８，０００万の余剰金、財政調整基金は４４億５，０００万ですか。それで、財調は崩さず予算編成ができましたと。市長が就任されたときの財政調整基金の額よりも、はるかに倍ぐらいに近い財政状況の中で、同じような答弁が返ってくることが私心外なんですけども。そうすると、市長のこの空調に対する問題意識は、２１年と同じというふうに理解してよろしいかな。どうですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

正確に、少し誤解もあろうかと思いますので、先ほど申し上げました、あるいは２１年１２月の議会で鈴木議員にご答弁をさせていただいたそこの考え方で、今引かれました私の答弁というのは、中期的な財政状況の推移を的確に見きわめて、財源、コスト、効果など、さまざまな面から総合的に判断をさせていただくと。このことについて進歩がないではないかというご指摘でございますけれども、当然、教育環境の整備には、空調の整備ということもございますけれども、その他、今子供たちが抱える、さまざまな多くの課題を抱えておるものでございます。何を優先して、何を段階的に整備していくのか、そういうことにつきまして、こういう議会や、あるいはさまざまな計画でもって皆さんとのコンセンサスをとりながら、その中で判断をし、事業化してきておるものでございます。

その意味で、空調設備だけには限りませず、やはり全ての事業は財源なき計画ではあきませんので、あるいはこれは個別には非常にいいことなんですが、亀山市全体の中でどのようにそれが調和がとれるかということも当然行政としては考えるべき問題でございますので、そういうことを総合的に判断しながら、今後も、教育環境の整備についてはさまざまな課題やニーズを抱えておりますから、それをしっかり見きわめて対応していく必要があるということを申し上げたものでございま

す。

それから、６月にも同様のご質問を櫻井議員から頂戴をいたしておりますが、学校施設の空調機の設置状況については、三重県内の小・中学校における普通教室への空調機設置率は、県内１８．８％、４月１日でございますが、そういう状況にございます。全国平均が３２．８％でございます。当市におきましては、平成２４年度までの３カ年をかけまして計画的な整備、サマースクール対応教室と特別支援教室を対象に整備をいたしてまいりまして、現在設置率が４０．７％まで上がってきておるものでございまして、この当市の整備率自体は、県内の他市と比べましても上位に位置するものというふうに考えておるところでございます。

こういう中で、今後におきましても、冒頭、基本認識を申し上げましたが、良好な教育環境を段階的に整備していく。他の施策との関係もございますけれども、大変重要なものであるという認識をいたしておりまして、今後、さまざまな面から総合的に判断をさせていただくという考え方については、これはご理解を頂戴したいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に施設というのは、設備を充実する中で、今回川崎小学校を新築するから、この際につけておいてもらいたいというんですよ。今、市長が言われたように、全体のバランスを図るために今回はやらないと、全体のバランスが崩れるからというふうな形の答弁やと思う。それなら、なぜ関中学校は全館空調なんですか。神辺小学校は全館空調ですやんか。亀山中学校は新築は空調を全部備えましたでしょう。

それで、もう１つおもしろい例があるんですけれども、私の孫がこうやって言うんですよ。ことし１年生に上がったんですが、関小学校１年１組はクーラーがついておって、じいじ、私の１年２組は何でついてないのと、不公平やないかなと。また、上の４年生の子供が３階におるんですよ。じいじ、これおかしいやないかと。３階に６年生はサマースクール対応でクーラーついておるわな、何でじいじ、私らの４年生の部屋にはクーラーついてないのと、不公平やないかと。これどう思われますか。市長が言う、均衡を図ると言うていたら、いつまでたっても総合的な判断は結論が出やんと思うけれども。

片岡議員からも言われた、ここにも書いてあるように、１００年持たす校舎に後づけせんと、建設する際に、２６億でしたかな、これは予定が。それに今つけておけば、単純に計算して、私の計算間違うたらごめんやに。１８教室で１５０万として２，８００万ぐらいですわ。恐らく電気工事で入札したら８５％、大体２，５００万ぐらいでできます。余分に予算つければ。後づけしたら１．５倍かかる、これが３，７００万ぐらいになる。財務部長がよう言うように、行財政改革で経費削減と言うけれども、後づけすることによって１，２００万の無駄金を使わんならん。確かに運営にコストがかかる、その運転にはね。それには太陽光パネルを引いて、学校で発電したらいい。後づけすることによって１．５倍の、私の単純計算で１，２００万の余分の金がかかるんですよ。そうすると１，２００万浮く。将来もっと別のものに使うておけばというふうな考え方は起こらんですかな。だから、新築するんやで、この際につけておけばどうかというんですよ。そして、それがつくことによって、徐々にあなたの得意な財政的な総合的な判断で順次整備していけばいい。

私は井田川小学校の増築のときにも、東小学校の増築のときにも、なぜクーラーをつけなかったのか疑問で仕方なかったけれども、その辺あるけれども、これはあくまで増築ですから。だけど、今回は新築なんですから、そこら辺の選択の集中と、あなたそれをよく言うんですけれども、その選択ができなかったのか。

それで、いみじくもこのアンケート、学校の先生が調査してもろうた中で、こんなデータを覚えてござるかな。各教室の温度について報告があるんですけれども、その当時、はかったときに３６．５度、ここに学校環境衛生基準というのがあるんですよ。これも鈴木議員にいただいたんですけれども、環境及び温度等の検査項目及び基準値の設定根拠等の解説ということで、基本的に学校は、冬場もありますし、夏場もありますけれども、１０度から３０度以下であることが望ましい。相対湿度は３０％から８０％が望ましいというふうなことがあるんです。

それで、教室等の温度は、人間の生理的な負担を考えると夏は３０度以下、冬は１０度以上であることが望ましいと。児童・生徒等に生理的、心理的負担をかけない、最も学習に望ましい条件は、冬で１８度から２０度、夏では２５度から２８度程度であるという、ここに基準があるんです。市内小学校１１校、中学校３校、それから幼稚園も調べてもろたら、はるかにそれを上回っておる。３０度を上回っておる日が、多いところでは５０日もあるというデータがあります、ここに。これがそのときのデータです。これは２１年に調べたやつ。そういうのを踏まえたら、新築やからこの際空調をつけておくという判断は、川崎小学校だけ特別扱いしたというふうな感覚は、僕はないと思うんですよ。

それで、きょうびの各家庭は、これはクーラーが嫌いなお宅もあるかわかりませんけれども、一般家庭やったら大概の居間にはクーラーがつけてあります。もっと資産的に余裕のある方は、子供の部屋まで個別につけてあるお宅もあると思うんです。今の世代の子供たちには、クーラーと夏場と冬は暖房と一つのセット物で物事は進んでおると思うんですけれどもな。総合的に判断してもろうたら、そういうふうな結論に至りませんかな、市長さん。ちょっと聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご指摘のことを否定しておるわけではございませんでして、何度も申し上げておりますが、川崎小学校の改築に当たっては、事業に係る財源、コスト、効果の検討が必要かと考えております。このようなことから、設計業者からも提案をいただきながら、最も効果的な設備を導入していく必要があろうかというふうに考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、今後、教育委員会におきまして、空調機設置を含めて学校設備に関しましてさまざまな検討を加えながら、これに対応していくという現時点での考え方を申し上げておるところでございまして、その点は、本当に繰り返しになって恐縮でございますが、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

そんなら、１階のパネルを出します。

これが１階のパネルです。このパネルからいくと、こっちが西側ですわな。これ、どうやって風が通るんですか、窓をあけて。普通、西側をあけておけば、こういう風が行くと思うんですわ。川崎は南風が吹くんかな。それで、これ、上へ上積みですからね、恐らく２階はそれなりに風は通るやろうと理解しましょう。１階は、これは風が通りませんよ、特にこの真ん中の教室は。だから、考え方が違うかわからんと言われたら、もうそれまでのことやけれども、新築やから整備しておけと言うんですよ。

議事録にもありますように、こうやって伊東靖男先生も言うてみえるんですが、鈴木議員が教育長どうやなと、今後の対応について。教育委員会としてはそれが望ましいと言うておるんですよ。ただ、市長がかたくなに、よう理解せんと思うておるんですけどな。

あなたは子供たちに、どうせここへ２６億もつけるのやで、３，０００万もうちょっと上乗せしたら、これできるんですよ。そうすると３，０００万惜しいんかな、あんたは。そこまでの判断がようせんのかな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度も申し上げておりますが、私は、今議員がご指摘をいただいている部分に対して、一切つけないとか、そういうことを申し上げておるのではございません。その点は、今後の検討の中でさまざまな総合的な判断をする必要があるということについては、議員の趣旨も踏まえ、議会での議論もあろうかと思いますが、的確に今後判断していこうということを申し上げておるのでありまして、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

総合的な判断をするのに５年かかって、まだまだ総合的な判断をせんならんという考え方やな。５年前に総合的な判断をすると言うておって、５年間総合的な判断をしておっても、まだ総合的な判断の結論が出ておらんというふうに、だから川崎小学校には空調のクの字も出てこんと。さっき佐久間次長が空調はつけないと、考えていないというふうなことを設計段階で言うておるけれども、基本的には出ていないですやんか、ここに。緑のカーテンで済ます、大きな窓をあけてそこから風を入れる、それで済ませていますやんか。だから、空調は眼中に入っていないということでしょう。そうすると５年かけてもまだあかんのやったら、あと何年かけたら総合的な判断の結論が出んのやな、あんた。あと何年かけるんやな。それを聞かせて。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度も申し上げておりますが、本年度一年かけて基本設計を、東畑建築事務所といろんな協議をさせていただいて、その中で詰めていくと、このように申し上げておるところでございます。

さらに、総事業費もそうなんですが、その年次計画ということも議会、並びに市民の皆様にお示しをさせていただいておるところでございまして、これは議員の考え方は理解させていただきます

が、この二元代表の立場から、議会の皆様との協議、共通の認識のもとにこの事業は展開をさせてきていただいておるというふうに思っておりますし、総事業費の枠も、ある意味議会にご説明をさせていただいて今日に至っておるところでございます。

したがいまして、本当に繰り返しで恐縮でございますが、今後、総合的に判断をさせていただくということと、今後の設計の詳細の協議につきまして教育委員会のほうで積み上げてまいりますので、その点については一年かけて基本設計をするということを申し上げておるところでございまして、この点はご理解を頂戴しなくはならないことであろうというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

市長、これだけは言うておきますわ。私一人がクーラー、クーラー言うておるんと違いまっせ。川崎地区の保護者らも、当然これは新築のときやでクーラーがつくと思うておるんですよ、普通教室に。ただ、こういうふうな演壇で言う場所がないで、私もきょう、そのことでぜひと思うたもんで、私は議員として代弁させてもらったつもりなんです。いみじくも、私の孫の話もしました。同じ学校で同じ学年で、ついてあるのとついてない教室があるんですよ。そんな現状を市長はご存じかと。知らんでそんなことを言うておるんやと思うけどね。一年かけてと言うけれども、私だけの思いと違いまっせ、これは。川崎小学校へ通うておる子供たちの保護者の人らも、当然今回、川崎小学校ができたら、いいのを建ててもらえるようになったと、長年かけて、やっと建てる普通教室にはクーラーがついておるもんやと思うておるわけです。それを、はっきりここで言えとは言わへんですわ。一年かけて総合的な判断をしてください。次、私選挙やでまた演壇に来られるか来られんかわかりませんもんで、しかと、もし来て設計になかったら、またやりますけどな。

これぱっかり言うとったら、あと２つの通告、あと残っておるもんで、次に３番目をやらしてもらいますわ。

公共施設の設備について、ことしも６月下旬からめちゃくちゃ暑かったですわな。それで、これも保護者の方から何とかならんかと。子供が学校へ水筒を持っていくと、小学校６年生やったら大きい水筒を持っていくのは何も苦にならんと。小学校１年生で４月から行って、６月になったら暑くなって、保護者から入れてもろうた水筒や、これ大事に飲みなやと持たせてもろうていきますわな。学校で遊んでおったらほとんど水筒が空になりますよ。なったときに、私の孫もそうですけれども、おまえら空になったらどないしてんねやと言ったら、蛇口から首を突っ込んで飲んでるわと言うておる。それでいいのかいと言うたんですよ。

今ちょっと時間がないであれやけど、私、関中のことだけは知っておるんですけれども、関中の体育館の横と特別棟の横に冷水器が置いてあるんです。もう３０年ばかり前に、私ＰＴＡをやっておったときに、君ら、何か欲しいものないかと言うたら、おっちゃん冷水器買うてやと。何でやと言うたら、クラブ活動したら、もう喉が渇いて、水道もかなわんから冷水器買うてくれと、そのＰＴＡのバザーのお金で子供たちの要望に応えたんですけれども、それがまだ恐らく残っておると思うけれども、小学校はほとんどついていないんですな、冷水器。水筒が空になった子は、蛇口から１年生の小さいもみじみたいな手で蛇口をひねってじゅるじゅると飲んでおると思うんやわ。そういうふうな実情やと思うけれども、ちょっと時間がないけど、簡潔に、今小学校の現状だけちょっ

と教えてもらえんかな。中学校の子供は何とかしよるやろう。小学校の低学年は、首を突っ込んで飲んでおるのか。わしは泥水も飲んだことあるけどな、山で。それでも腹は壊さへんだけども、一遍ちょっと現状だけ、簡潔にちょっと頼むわ。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

冷水器の設置状況でございますが、中学校におきましては、おっしゃったとおり各中学校にはついてございます。小学校につきましては、一部の小学校にＰＴＡの購入によってつけられたというものはございます。

各学校では、水道水を直接飲むようなことはできるだけ避けるようにとは指導しております。これは、水道水がどうというわけではございませんで、飲むときに、おっしゃったとおり手ですくいますので、例えば手をきちんと洗っていない場合、ばい菌が入ってしまうということがございますので、そういうふうな指導をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

市長さん、そういうふうな状況やがな。あんたがこの亀山市の長やないかな。あんたに言わんことには、こっち言うても金があらへんのやでさ。教育委員会には金はあらへんし、ほとんどのところはＰＴＡの寄附なりバザーなりのそれで購入しておるわけやがな。だから、果たして手を洗うてから飲みなさいよと教えておくのも、私は余り先生の言うことを聞かんだのであれかわからんけれども、聞かん子もおると、わざと飲むと。今は赤痢はないかわからんけど、私の姉は赤痢で死んでおるんやけれども、やっぱりこれも一つの小さい子供たちに対する手当てやと思うんです。あの冷水器、洗浄とかそういうふうな管理がなかなか難しいの、それはよくわかっています。それはやっぱり学校管理者にきちっと徹底したらいいんやけれども、市長、ちょっと教育委員会に、金は心配するなと、それなりの手当てをするからという考えはないかな、市長さん。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員にお尋ねをいただいて、一番冒頭に、私は人づくりの基本認識を申し上げさせていただきました。その中で、生きる力をやっぱり亀山の子供たちにつけさせていくということは大変重要であろうというふうに考えております。

さらに、我々の時代とは違って、確かに水道水を我々も飲んでまいりましたが、亀山の水道水は県下でも最も安くて最も良質な水であるということも、私の考えを申せばということであれば、ご理解いただきたいと思います。

もう１つすばらしいのは、今日ご家庭では本当にご協力いただいておるんだろうと思いますが、１００％、水筒を子供が持って登校をいただいておると。このことは大変すばらしいことではないのかなと思っております。これは生きる力にもつながるんだろうというふうに思いますし、同時に、いろいろアンケートや統計の結果、保護者の方々も亀山のリーフ茶を入れて子供に持たせるケース

が多いと。ペットボトルのお茶ではなくてということも統計上出てきております。

そういうことをひっくるめて、私自身の考え方としては、今教育委員会で取り組んできてもろておることについては尊重したいと思いますし、必要があればまた教育委員会の中でさまざまな議論をして、その上で判断をいただければという問題でなかろうかというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○２２番（櫻井清蔵君登壇）

まちづくりのことだけ言わんと、えらい済んまへんだ。これだけはごめんしてください。頼みますわ。

だけど、教育委員会はもう一遍実態を調べて、こんな実態やと。そやけど小学校１年生に水道水から首を突っ込んで飲ませるようなことをさせとくような行政は、何ぼ亀山の水道水がいい水道かわからん。だけど、子供が持ってくるランドセル、あそこへ教科書やノートや筆箱やらいろんなことを、弁当は入れやんというけれども、あのランドセルに入る量は知れておる。そこへまた肩から下げる、ようけ何やらぶら下げておる、周りに。そこへもう１つ水筒を持っていくということは無理なの。せめて乾きのない教育という、そういうふうな環境づくりを一遍教育委員会、きちっと調査して、市長にこんなことやで、今まで保護者が手当てしておったけれども、何とか金をくれと。一遍ちょっと協議してください。またその結果を聞かせてください。

通告をさせてもろうて、聞き取りもしてもらいまして、ちょっと抜かしましたことをおわび申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

２２番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５５分　休憩）

（午後　２時０５分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　服部孝規議員。

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問に入ります。

まず子供の医療費などの助成方式を、いわゆる窓口無料に変更を求めることについてであります。

亀山市では、心身障がい者、ひとり親家庭、児童・子供の医療費の一部を助成する、いわゆる医療費無料の制度があります。特に子供の医療費については、県下でも先駆けて中学校卒業まで無料とする進んだ内容を持った制度であります。この制度を知って亀山市に転入した子育て世帯もあるほど、この制度は大いに評価をしたい、できるというものであります。

今回、この医療費助成を取り上げたのは、現在、三重県では、窓口で一旦、医療費の一部を払った後、その負担分が後から戻ってくるという、いわゆる償還方式になっているからであります。

市民の方からは、こうした償還方式ではなく、窓口で無料になるという方式でできないのかという声が多くあります。先日、私たちが実施しました市民アンケートの中でも、教育、子育てのところで、亀山市に力を入れてほしいという項目の中で、この窓口無料の声が結構多くありました。私も経験ありますけど、子供というのは、休み明けの月曜日であるとか、夕方から夜にかけて熱を出したりとかというようなことがよくありました。

今、両親とも働いてみえる方が若い世代は多いんです。そうすると、誰が休みをとって病院へ連れていくんやというようなことが大変なことになるんで、そういうときに、あわせて窓口で一定の金額を払わなきゃならないとなると、財布のことも考えなきゃならんというようなことがあるんで、できれば財布を持たずに、そのままぽんと病院へ走れるというようなことにしてほしいという思いは、私もよくわかるんです。

そこで、こういう助成方式を窓口無料にすることはできないのかという点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１８番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

医療費を窓口で無料化にできないかというご質問でございます。

福祉医療費助成制度における窓口無料化につきましては、現在、三重県内の市町におきましては、一旦医療機関の窓口で自己負担分を支払っていただき、後日、市町から償還する方式を実施しているところでございます。

この窓口無料化、いわゆる現物給付方式につきましては、以前から県と全市町で構成されています福祉医療費助成制度改革検討委員会でも検討してまいりました。この中で、窓口無料化のメリットとしては、受給者の窓口での費用負担がなくなり、利便性が図られるということでございます。一方で、デメリットとしては医療費の増加が見込まれる。また、国民健康保険事業や後期高齢者医療制度への国からの交付金が減額されるなどの課題がございます。これらの課題の解決に向け、県内市町が統一して実施できるよう、引き続き改革検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

何とか県内で一本でできないかというような方向で考えていただいておるようですけれども、確かにこういう問題を取り上げますと、医療費がふえるという問題、それから国がペナルティーをかけるという問題があるということなんですけれども、私は、子供を持つ親として、必要もないのに病院へ行くということはないんで、先ほども言いましたように、仕事の休みをとってまで行くわけですから、そういうことはないだろうと。ただ、かかりやすくなるというのはあると思うんですね、病院にね。だから、早い段階で病気が発見できて、重症に至らないという意味で、医療費はふえるかもわかりませんけれども、メリットはあるんだろうというふうに思います。

それから、国のペナルティーというのはもう論外ですよね。この地方分権の時代に、要するに国

の法令に違反してやるわけじゃないんです。地方独自で判断して、償還方式であろうが、現物給付であろうができるんですよ。そのことに対して、国民健康保険の関係で、国からの国庫負担を減額調整するという、こんなことはもう論外やと私は思います。

１つだけ紹介しておきますけれども、中学校卒業まで無料化にしています群馬県の知事さんがこんなふうに言われていました。こういう財政負担に対して、この群馬の知事さんは、子供へのお金というのは未来への投資だというふうに述べてみえるということであります。

全国見回しますと、今４７都道府県ありますけれども、８割に当たる３７都府県で窓口無料が行われている。やっていないのは北海道と９つの県、この中に三重県も入っているということなんですね。近辺でいきますと、三重県と奈良県ぐらいなんですね、この近辺では。だから、よく愛知県なんかから転入されてきた方が、あれ、窓口で払わなあかんのと、こういうふうなことを言われるんですけれども、そういう意味でも三重県全域でやっていただきたいというのはありますけれども、そこできょうは、三重県全域でできないんであれば、まずとりあえず、例えば北勢地域とか、そういう地域を限定した形で実施ができないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

地域を限って実施することはできないかということでございます。

現物給付の検討につきまして、本年３月１２日に、鈴鹿市を主として近隣市４市により福祉医療費助成制度検討会議を立ち上げております。その後、５月１３日に２市加わり、担当者レベルでの検討を行っております。主な内容といたしまして、現物給付方式とした場合の各市への影響額の試算や、地域限定に伴うデータ管理等の課題について検討しているところでございます。

その中で、国民健康保険事業や後期高齢者医療制度への国からの交付金の減額措置の影響が大きな課題となっております。現在、国が進める国民健康保険制度改革の中で、全国知事会、全国市長会等から国に対しての提言に交付金の減額措置の廃止が盛り込まれているところでございます。

いずれにいたしましても、県と全市町で構成されています福祉医療費助成制度改革検討委員会とともに、この福祉医療費助成制度検討会議におきましても、引き続き協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私も調べてみましたら、３月議会で、我が党の森川議員が質問をいたしまして、末松市長が答弁をされています。末松市長は、この３月に、事務レベルで課題を整理する勉強会、検討会議を開けるような運びになったというふうな答弁をされています。これは評価できる動きだろうというふうに思います。

市長に最後にお伺いをしておきたいんですけれども、全国の８割で実施をされている。県全体でできるのが一番いいんですけれども、できない場合でも何とか北勢でやろうというような動きもある中で、ぜひこれを前向きに、積極的に取り組んでいただきたいということで、市長の見解を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

この福祉医療費の窓口無料化というのは、長年の本県のテーマ、政策課題でございましたし、特に他府県から転入をされる方々が多い亀山市とか、鈴鹿市とか、四日市もそうであろうかと思いますが、そうすると、なぜ三重県はそれが、今までは違ったのにと、そういうご意向というのは根強くあったところでございます。

私自身も、県に対しまして歴代の知事にも申し上げてきておるところでございますが、最終的にはなかなかそこに踏み切ることができないというのが今日の現状でございます。

したがいまして、何とかこれを打破していきたいという思いは、今回４つの自治体が共同して、勉強していこうということで動き始めておりまして、何らかの形を模索していきたい。最終的には県が、本当にここは政策判断でもって対応すべき問題であろうと思っておりますが、まずはこういう動きを強化していきたいと思っております。

ただ、先ほどおっしゃっていただいた、国からのペナルティーによって国保とか後期高齢者の交付金が減額されるとか、医療費が若干上がると、こういうことが想定されますので、亀山市におきましても、これの影響額がどれぐらいになるのか、数億単位ぐらいの状況に、今の仕組みでいきますとなりそうな形でございます。ハードルは高いのではないかと思っておりますが、そこらもひっくるめて、どのようにしてこの広域の体制の中で協議をしていくかということについては、最善の努力をしてまいりたいと思います。また、議会の皆様方も、さまざまな場面でそこはご協力をいただきたいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

ぜひ最善の努力をいただいて、早期に実現を図っていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次は、リニア中央新幹線計画とリニア基金についてお尋ねをいたします。

新聞報道によりますと、もうこの１０月にも着工かというふうなことが言われております。

市民の皆さんと話をしていますと、非常に期待をする声があったり、それから駅ができたらというような、そういう声は確かに私も承知をしております。しかし、聞いてみますと、リニアについて知ってみえる方というのは、５００キロで走るということぐらいで、余り中身についてはご存じでない方が多いんではないかというふうな認識を持っております。

先ほど言いました市民アンケートにも、このリニアの問題をお伺いしました。６５０通返信をいただいたんですけれども、その中で、リニアの計画自体について賛否、賛成ですか、どうですかということをお聞きしたんですけれども、一番目立ったのが「わからない」「どちらとも判断ができない」という方が３割近くあったということなんですね。やはりそれだけ中身がわかっていないというようなことがあるんではなかろうかということで、先日、亀山と鈴鹿の議員団でリニア問題についての講演会をやりました。

この中で、橋山禮治郎という千葉商科大学大学院客員教授と言われる方ですけど、この方は全国で、リニアの問題で講演をされている方ですけれども、その中で、この橋山先生が言われたのは、こういう大きなプロジェクトが成功するには、１つは事業の目的に妥当性、必要性があることが大事だと。それから２つ目に確実な実現手段が用意されていること、この２つを上げられました。

特に、この２つ目の確実な実現手段として、３つの条件というのを上げられました。１つは、需要があって、そして良質なサービスが安価で提供できて採算が合うという、いわゆる経済性の問題、経済性があるかどうかというのが１つ目です。２つ目は、超電導磁気浮上という、これは今までの鉄道にない方式ですけれども、こういう特殊な技術に十分な信頼が置けるのかどうかという、いわゆる技術信頼性の問題があるというのを２つ目に言われました。３つ目は、いわゆる自然環境や社会環境、生活環境を破壊するリスクがどれぐらいあるのかという環境適応性です。この３つ、経済性、それから技術の信頼性、環境の適応性と、この３つの条件が全てオーケーであれば、プロジェクトというのは成功するんだと、こういうふうに言われました。

この場では詳しく言う時間がありませんけれども、橋山先生は、今のリニア計画がこの３つの条件全てで成功するプロジェクトではないんではないかというふうに言われました。

これは、例えば具体的な例を挙げますと、全国でいろんな公共事業が行われていますけれども、一番失敗例としてあるのは東京湾のアクアライン、いわゆる川崎から東京湾を横断して木更津へ行く道路ですね。これは本当に需要予測がいいかげんであったために、値を下げても下げても、下げれば下げるほど採算が合わないんですけれども、いわゆる需要がふえないというようなことで、これはやっぱり失敗の事業だろうと思うんですけれども、こういう事業が結構全国にあるんですね。やっぱり事前にどれだけそういう問題をしっかりと詰めておくかということが大事だろうというふうに思います。

そこで、１つ目の質問として、このリニアの計画ですけれども、目的の必要性、妥当性、間違いなく成功する事業だというふうに考えてみえるのかどうか、この点について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニア中央新幹線の計画が本当に必要な事業かどうか、どう考えておるのかということでございますので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

このリニア中央新幹線につきましては、平成３９年の東京－名古屋間、平成５７年の東京－大阪間の開業を目指し、東京－名古屋間では環境影響評価に係る手続が順調に進んでまいりまして、いよいよこの秋にも着工となる見込みでございます。

このリニア中央新幹線は、ご案内の大幅な時間・距離の短縮と、我が国の３大都市圏を結ぶ東海道新幹線のバイパスとしての機能が期待をされておるものでございまして、とりわけリニアと東海道新幹線による二重系化につきましては、さきの東日本大震災の経験を踏まえ、東海道新幹線の沿線地域に存在する災害リスクへの備えとして、その必要性はさらに高まっておるものというふうに考えるものでございます。

また、これもご案内のように東海道新幹線が営業開始から５０年を迎えておるところでございま

して、施設の経年劣化によります状況に適切に対応するために、今回、いわゆる大規模改修工事が必要であるわけでございますが、リニアの整備によりまして施工手順の選択肢がふえて、東海道新幹線の運行に及ぼす影響を低減することが期待もされておるところでございます。

一方、リニア中央新幹線開通後の東海道新幹線につきましては、東京、名古屋、大阪の直行輸送が相当程度リニア中央新幹線に移ることが予測されておりまして、現在の東海道新幹線の輸送力に余裕ができることを活用して、「ひかり」「こだま」の運転本数をふやすなど、現在とは異なる新しい可能性を追求する余地が拡大されるのではないかというふうにも考えるものでございます。

さらに、３大都市圏がリニアにより、これまで以上に短時間で結ばれることで、日本の約半数の人口が含まれる巨大な都市集積圏が形成をされ、国土構造の変革や国際競争力を大きく向上させる好機をもたらすものと期待をされておるものでございます。

このようなことから、ＪＲ東海株式会社が進めておりますリニア中央新幹線の整備は、この日本の３大都市圏の高速かつ安定的な旅客輸送を中・長期的に維持させるものでございまして、国民生活及び国家の経済にとりましても、極めて重要な事業であるというふうに評価されておると、私自身もそのように感じておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

一つ一つ反論したいんですが、やり出すともう１時間、２時間多分かかってしまいますので、１点、例えば災害に対するという話をされましたけれども、リニア新幹線は、いわゆる災害のときに必要なのは物資の輸送やと思うんですよね。例えば東海道新幹線がとまってしまった、困ったと。そういうときにリニアで災害物資を運べるかというと、あれは人を運ぶものであって、そういう意味では災害対策には向かないんではないか。それから、バイパスという意味でいえば、今、上越から北陸を通って大阪まで行けるルートができていますので、多少時間はかかりますけれども、十分移動は可能やということになるんで、そういうことを考えていくと、何としても要るという話にはならないんだろう。

私が一番問題に思うのは、９兆円というお金を投下するわけですね。このお金は、ＪＲ東海がやると言っていますけれども、果たしてそれが、国が一切お金を出さずに済むのかという話なんですよね。

引き合いに出して悪いですけど、東京電力の福島原発、これも民間の事業でした。ところが、これがああいう事故が起こると、国は税金を投入せんならん、潰せないと、こういうことなんですね。もしリニアも同じように、どうも思わしくないとなったときに、やっぱり国が税金を投入せざるを得なくなる。だから、そういう意味でいくと、民間がやることだからいいじゃないかということにはならない。最終的には税金でもって何だかしなきゃならないようなことが起こってくる。そのときに一番やっぱり大きいのは、需要があるかどうかなんですよね。需要があれば問題はないわけですね、採算性という面ではね。ところが、その需要がどうも疑問視されている。

ここにちょっとパネルを用意いたしました。

これは、国立社会保障・人口問題研究所というところの日本の将来推計人口というものであります。これによると、この緑の線が総人口、それから赤が生産年齢人口という１５歳から６４歳まで

の年齢層の人口なんですけれども、今１億２，８００万という人口が、２０６０年の時点では４，０００万以上減って８，６００万ぐらいに総人口が減る。特に注目しているのは、東海道新幹線なんかでも、いわゆるビジネスの方が大半が利用されてみえるという意味でいくと、やっぱりこの１５歳から６４歳までの生産年齢人口の動きというのが需要に大きな影響を与えるんではないか。

現在、この赤いほうを見てもらいますと、７，７００万人と言われています。それが２０６０年、これは大阪まで開業してから１５年後ですかね。その時点で４，４００万、もう半分近くに減ってしまうという。だから、もとの人口がこれだけ減るんであるから、当然その中で東海道新幹線とリニアと２本できたら、この両方とも共倒れをするというような状況になってしまうわけです。

現実に今、東海道新幹線自体もこの１億２，０００万の人口の中で、座席の利用率は６割程度だというふうに言われています。お盆とか正月なんかは物すごく混みますけれども、ふだんは６割程度の利用率だと。いわゆる４割はあいているんですね。そういう状態であるのに、さらにまたリニアをつくる。そして、人口はどんどん減少していくと。こんな中で、果たして需要があるのか、採算が合うのかという問題がやっぱりあるんだろうと思います。

いみじくも去年、当時のＪＲ東海の山田社長が、リニアは絶対ペイしない、採算がとれない、こういうことを発言されて話題になりました。やっぱりこういう問題が、真剣に考えられるべき問題であろうというふうに思います。

そこで市長、こういう人口減少時代で採算が合わないという指摘に対してどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いろいろご所見を申されました。

いろんな考え方が多分あるんだろうと思いますが、今のＪＲ東海の社長さんのコメントにつきましても、いわゆるリニア中央新幹線そのものだけでは採算が合わないであろうという。それは、やっぱりさまざまな東海道新幹線との連動であったり、あるいは航空機との競合、これをどのように考えていくかとか、いろんな可能性があるんだろうと私は理解をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、本当に東海道新幹線を計画されて動いていくあの段階でも、当時も、果たして日本にこういう超高速鉄道が必要かどうか、昭和３０年代後半に、このことについては世論を真っ二つに割るような、さまざまな議論があったと承知をいたしております。しかし、日本の高度成長期の中で、社会の変化に東海道新幹線が果たした役割というのは多くの国民が理解をいたしておるものでございます。その意味からも、日本が今後どのように成長・発展していくのかという中で、人口の減少の話は確かにそうなのかもわかりません。どのようにこれを将来の重要なインフラとして活用していくのかという視点は、また別の次元で議論される必要があるんだろうと思っております。

いずれにいたしましても、ＪＲ東海株式会社がみずからの経営判断によってこの事業を展開していくということでございますので、従来の事業のフレームの税金がここへ投入されて、いろいろご懸念を申されましたけれども、しかし今日動き出したこの事業が着実に展開するよう、我々は期待をいたすものでございます。

さまざまな議論があるのは、当然いろんな議論があろうかと、これは承知をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

今、東京から名古屋までの沿線の自治体で説明会をやって、それから知事が意見を上げていろいろやっていますけれども、その中で出てきている問題としては、ルートの８割以上、名古屋－東京間は８６％がトンネルというふうになっていますね。だから、大量にその残土が出る。ところが、この処分の方法が決まっていない、どこにその残土を捨てるのかという問題がある。

それから、トンネル工事なんかで、特に南アルプスなんかの非常に難工事になるであろうと言われているところですね。ここで地下水がかれてしまうとかですね、そういうような問題が出てきて、静岡県なんかでは、要するに毎秒２トンの水が減ってしまう。そのことによって静岡県の自治体で水不足が、もう水がなくなってしまうというようなことを言われています。

それから、私がいつも思うのは、１本の列車で１，０００人乗ると言われていますけれども、それが南アルプスの中を走っているときに、もし例えば地震とか何かで停車をせんならんようになったときに、果たしてそこから立てぐいで抜けるように、５００メートル置きに立てぐいをつくってエレベーターで脱出するとなっていますけれども、果たして南アルプスの直下でそんなことが起こって、エレベーターで上がったはええが、冬やったらもう山に雪が積もっておって、まず避難をどうするのか、それでエレベーターで上へ上がったはいいが、そこから先、どうやってその人たちが安全に避難するのか、こういう問題も本当に明らかになっていないですね。消費電力の問題も、新幹線の３倍以上だと言われていますし、それからもう１つ大きいのは、電磁波という、超電導という新たなものですので、これが人体にどういう影響を与えるかという問題も、これもまだはっきりしていません。

こういうような問題を抱えているわけですから、先日の環境大臣の意見を読みますと、こういうふうに書いていますね。その事業規模の大きさから、本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を最大限回避、低減するとしても、なお相当な環境負荷が生じることは否めない。本事業の実施に伴う環境影響は枚挙にいとまがない、こういうことを環境大臣が言っているわけです。だから、それぐらいいろんな問題があって、山積みになって解決されていないのに、１０月からもう着工しようという、このことが私は問題だろうと。

さすがにこの間、毎日新聞、朝日新聞、中日新聞と大手の新聞社の社説を読みますと、共通してこういう問題点を指摘して、なぜそんなに急ぐんだと。もっとじっくりと検証をやったらいいじゃないかと、もっとそういう問題を解決してやっていったらいいじゃないかというようなことを指摘しているのは共通してあるわけですけれども、やっぱりこういうことが今必要なんではないか。だから、市長の言われるような答弁では、私はやっぱり責任が果たせないんじゃないかなというふうに思います。

それで、亀山の問題に入っていきたいと思います。

今、中間駅を亀山にということで、亀山市はずうっと運動をしてまいりました。基金も１４億５，０００万というところまで積み立てをしています。

これも市民アンケートにあったんですけれども、アンケートの中で、亀山に駅ができて、どんな効果があるのと。そこがわからないから判断のしようがないですよという意見が結構ありましたね。私もここで再三質問したことがありますけれども、どうも抽象的な人、物、何とかの流れがどうとかというようなことで、具体的な話は何も出てこないんで、わからないんですよ。やっぱり事業を計画するときには、当然費用対効果というのは必ず考えますよね。だから、費用はかかるけれども、効果はわかりませんということで事業計画を組むことはないですよね。だから、そういう意味で、税金を使う以上、やっぱりこれはきちっとしなきゃならん。

そういうことで、ちょっと幾つか聞きたいんですけれども、亀山に駅ができたときに、１日の乗降客が何人ぐらいというふうに想定されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア駅を誘致したときの波及効果につきましては、平成８年の段階で、三菱総研から調査を行いました。それで、さまざまな波及効果について検討したんですけれども、実際に亀山に駅ができたときに乗降客が何人かということについては、まだ人数的なものはございません。ただ、三重県と奈良県が共同で、経済団体が調査を行った結果がございまして、これは県単位でしかないので申しわけないんですけれども、例えば東京－名古屋間が開通したときには、年間、ビジネス客が５万人訪れるということと、大阪に駅ができたときには５万５，０００人になると。

こういった調査が今最新の調査ということで、こういう計画が進む段階で、再度亀山バージョンの調査というは必要になってくるかと思いますけれども、現在のところはこのような状況でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私は、その駅をつくっても、そんなびっくりするような利用はないと思いますよ、これはね。

１つ例を出しますけれども、これ笑い話のような話ですけど、山梨県、ここが実際に駅ができますので、ここの計画は、１日の乗降客は１万２，３００人だというふうに出しているらしいですね。ところが、よく考えてみると１時間に１本なんですよね。その１本当たり１，０００人なんですよ。そうすると、１万２，３００人という数は、１２本分の列車の乗降客が皆おりると。それで初めて１万２，３００人になるんですよ、これ。そんなことがあり得るわけがないです。山梨で１２本分の乗客が全ておりるんですよ。そういう計算を山梨県はやっているんです、１万２，３００人。だから、さっき言われた５万５，０００も、本当にどこまで信用できるのかということなんですよね。

こういう予測で需要がつくられていくわけです。つまり需要がないことには必要がないということになるんで、需要がないと困るんですよ。だから、需要をつくるんですよね。そういうようなやり方ではよくないんじゃないかなと思います。やっぱりきちっとした需要予測をして、初めて事業としてやろうじゃないかという話になるんだと思います。

よくマスコミなんかで書かれるのが、駅をつくっても、岐阜の羽島とか米原のようになるんではないかというようなことをよく言われます。というのは、もう駅前ががらがらであるとかというふ

うなことを言われているわけですけれども、そういうふうにならないようにということを亀山ができるというような条件というのは何らかあるのかということですね。亀山は、羽島やとか米原のようにはなりませんよと、こういうところが違いますよというようなことがあるのかどうか、その点をお聞きしたいです。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア中央新幹線の駅誘致がもたらす波及効果としまして、亀山市が首都圏及び近畿圏のターミナル機能ということと、三重のゲートウエーという、そういう位置づけになるということで、先ほど議員申されましたが、県内外から人、物、情報、こういったものが大きく流れて変化していくと、こういうことを期待しておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

よくわかりませんけどね。１つは、三重県の玄関というようなことをよく言われますけれども、じゃあ亀山でおりて、その人たちがどこへ行くんでしょうか。

名古屋へ行くことはないですよね、名古屋方面へ。大阪方面も、大阪までリニアが通れば、行くことはないですよね。あと残るんは、亀山でおりてどこへ行くかと、伊勢の方面ですよ。そうすると、リニアというのは特殊な鉄道で、乗り入れはしませんから、ＪＲの亀山駅に乗り入れすることはないですよね。だから、離れたところにできる可能性もあるんですよね、駅がね。そうすると、リニアの亀山駅から、例えばＪＲの亀山駅までのアクセスが必要になる。これはバスにするのか何にするのかわかりませんけれども、アクセスが要るようになる。それで乗り継いでＪＲの亀山駅に来て、そして普通列車で伊勢志摩へ行くと、こういうことが描けるかどうかなんです。私なら、もう名古屋でおりて、近鉄特急で行きますよ。もしくは「南紀」、ああいうもので行きますよ。わざわざ亀山で、リニアで来て、亀山でおりてということはないですよね。そうすると、一体どういう方が亀山でおりてということになるのかというと、非常にイメージが湧かないんですね。

だから、そういう意味でいくと、５万の人口の方が乗るといっても知れていますし、おりる方も知れているんじゃないかなというふうに思うんです。そうしたら、それが、全然亀山市がお金を出さずに駅ができるんなら、それから道とか、そんなんが全部できるならいいですよ。亀山市もお金を出すわけですから、そういうものの費用対効果も考えなきゃならんということですね。

例えば、駅前の整備にお金がどれだけかかるのか。それから、先ほど言いましたように、リニアの亀山駅ができてからＪＲの亀山駅まで例えばつなぐとしたら、そのアクセスのための道路の費用、これがどれだけかかるのかということですよ。こういうこともやっぱり見込んで計画は立てなきゃならん。とてもじゃないが、今言われている目標額２０億ですか、リニア基金。これではもう到底足りませんよね、これだけのことをやろうと思うと。だから、そういう費用をどういうふうに見込んでみえるのかということを次にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のように、まず新駅になりますとパーク・アンド・ライドという形で、当然どちらかへとめて駅へ行くというような、まずその間の費用がかかると思います。

それと、今申された三重の玄関口ということで、ちょっとイメージができないということでございますが、今の伊勢方面でありましたり、ちょっと出ましたけど、滋賀県なんかでの接続ということも期待ができるものであるというふうに思っております。

それと、駅整備と、その他かかる経費でございますが、確かにリニアの基金の目標額２０億円でございまして、これはあくまでも駅周辺整備に係るものということでございまして、それにプラスアルファしましたパーク・アンド・ライドに係る費用、こういったものが当然付加されてくるものと思いまして、現在のところ、この部分についてはまだ計算ができていないというような状況でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

数字を出せというのは無理かもわかりませんけれども、とにかく物すごい額がかかるんですよ、これね。だから、先ほどから言っているように、その費用対効果ですよね。夢としてリニアの駅が亀山に来てほしいという思いは、私自身も鉄道のまちで生まれ育って、鉄道をずうっと見てきた人間ですから、鉄道が発展するということについては、私も夢はあります。しかし、ここのことに関して、こういう立場にある人間として、費用がどれだけかかろうが、効果がなかろうが、夢だからやろうということには乗れません。だから、やっぱり費用対効果がきちっと出て、その上でやろうやないかということになるんだろうと思います。

余りにも現時点での話というのは、費用がどれほどかかるのかもわからないし、どれだけの人がおりてくれるのかもわからないし、駅ができたとしてですよ。そういうことがある。そういう効果がはっきりしない中で、費用だけは確実にかかるのはわかるんですよ。駅前を整備する。それから今度は駅前から道路をつくる、整備をする。こんなん何十億と、それから百何十億、２００億とかいうふうなお金になるかもわかりません。そういうお金を亀山市が負担せんならんと。こういう中でのリニアの事業だということをやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。だから、今本当に基金を積み立てて、夢だというふうに語られますけれども、ここはもう少し冷静に物事を見る必要があるんじゃないかなと私は思います。

最後に市長、ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど私、幾つか具体的に聞きました。具体的には回答はほとんどありません。数字はわかりませんということですね。このままで推進していっていいのかということについて、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

極めて冷静に対応しておるというふうに考えておるんですが、議員が今くしくもおっしゃられました、鉄道のまちとしての鉄道の発展には自分自身も夢があると、このようにおっしゃられました。同時に費用対効果、これに対してもシビアな目が必要だと、当然おっしゃるとおりでございまして、

この両面をどのように調和させていくのか、そのことが問われておるんだろうと私自身も考えて、そこは極めて冷静に対応していきたいと思っております。

同時に、亀山は行政、議会、市民の皆様、経済界を挙げて、平成４年から亀山リニアの推進母体の市民会議が立ち上がって、今日まで展開をしてまいりました。もう二十数年にわたる長い歴史がございます。ぜひ今後もしっかり、さまざまな先行する東京－名古屋間での駅周辺整備の動き、あるいはそれ以外にも、例えば九州新幹線なんかのそれぞれの駅周辺整備の手法、いろんなことを我々は研究しながら、地域の英知を結集して、これは亀山だけで達成できる問題ではございませんので、本当に県を初め関係機関や沿線の皆さんとの連携の中で、この市民会議の活動を今後も展開してまいりますので、議員もおっしゃっていただいた夢の実現に向けて、ご協力をお願いいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

私が鉄道に夢を持つという意味で言いましたけれども、橋山先生が言われましたけれども、リニアは鉄道ではないんだと言われました。というのは、鉄道というのは、言われるとおりなんですよ。線路があって、いわゆる車輪があって、そこをずうっと線路に接した形で走るのが鉄道ですよね、これ。ところが、リニアというのは線路がありません。いわゆる地上から１０センチ、磁力でもって浮かせる。だから、地上１０センチの飛行機みたいなものだと。だから、いわゆる昔からの鉄道というイメージではないんだと、そういうようなことを言われました。

だから、例えばＪＲの関西線とか、いろんなところの複線電化、例えば名古屋から亀山まで複線電化して、３０分とかで急行とか快速とかで来られるようになったら、本当に僕はいいんだろうというふうに思っています。そういう意味での鉄道のまちとしての発展というのは、私は願いますし、それから関西線の西のほうへ行っても、京都に一番近いんですよね、鉄道で行くと。だから、亀山は京都へ行くのに最短で鉄道で行ける線路があるんですけれども、ところがここが十分整備されていないがために、なかなかお客さんがない。だから、こういうところを整備することによって、もっと亀山というまちが鉄道のまちとして私は生きてくると。そういう思いで亀山というまちが鉄道のまちとして発展してほしい、こういう思いなんですよ。だから、決して鉄道とは言えないような乗り物を新たに引っ張ってきて、費用対効果もはっきりしない中で、それを夢だといって推進することが、私は鉄道のまちに生まれ育った人間として、やっぱり推進すべきものでないということを、ぜひこれは市長に言っておきたいと思います。

最後になりますけれども、基金の問題です。

私は、この１４億５，０００万という積み立ては、どう考えても、この議案質疑の中でもいろいろ言われました。本当に執行部の方が言われるのは、財政が厳しいということを盛んに言われるわけですよね。そういう中で、果たしてこの１４億５，０００万というお金は、いわば使えないお金なんですよね。リニア以外に使えないお金なんです。これを維持していくということが、本当に市民の願いに合致するのかどうかということですよ。アンケートにもありました。リニアの基金をほかのものに使ってほしいという声がいっぱいありましたね。だから、リニア基金の積み立てをやめて、市民の暮らし、福祉のための予算に充てるということをぜひやるべきだと思うんですが、市長

の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニア基金につきましても、当然今日までの平成８年からの積み上げがあるわけでございまして、これは本当に将来の整備に生きてくるというふうに確信をいたしております。したがいまして、当時としては年間余裕があった時期もあったと思います。２億、３億はなかったかわかりませんが、億単位でのそういう積み立てをされた時期があったわけでございますが、現在、年間少しずつではございますが、財政状況を見て、５，０００万を積み立てさせていただいています。亀山市の年間の一般会計の予算が２１０億前後でございますので、率にすると０．２５％という数字でございます。しかし、これは本当に将来生きてくるんだろうと考えておりまして、ぜひ今後も継続していきたいと思います。

さらに、この基金をほかの施策に回せるんではないかというご趣旨でございますが、さまざまな行政ニーズがございますので、この基金はこの基金として将来のそのためにしっかりつないでいきますが、その他の施策についても最善の選択をしながら、市民ニーズに応えていきたいと、こう考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

何度も言いましたけど、結局、今本当に何が必要かということです。総合的に勘案してほしいです。

リニアに積むことが、今本当に市民生活とか市民の要望に応える道なのか。それとも、市民のそういう要望にいろいろ応えるための予算として使っていくということが、市民の要望に応えるということが、総合的に勘案して、財政の使い道としていいのか。この点についてはきちっと考えていただきたい。

以上を述べまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１８番　服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５４分　休憩）

（午後　３時０４分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　森　美和子議員。

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

森　美和子でございます。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

今回は、大きく災害対策について、それからＩＣＴを活用した事業の展開についてお伺いをしたいと思います。

この災害対策については、今回の一般質問、多くの議員さんが取り上げられて、広島のこともありますし、また亀山市の台風１１号の被害もありますので、取り上げられております。

午前中も中﨑議員のほうから、今回私が聞かせていただく件も聞かれておりましたが、重複をしないような形でお聞きをしたいと思いますので、どうぞご答弁のほうもよろしくお願いを申し上げます。

今の大雨の状況というのは、本当に集中化、局地化、それから激甚化していると言われております。この８月２０日に起こった広島県の豪雨災害では、きょうもニュースでありましたが、７３人目の死者が確認をされたということで、本当に痛ましい災害になってしまったということであります。

この台風１１号でも、三重県で初めて特別警報が発令されたということで、これも大きく、私のほうにも県外から親戚とか、連絡がありましたし、やっぱり大きく取り上げられたのではないかと思います。

東日本大震災以降、津波被害の対策などは本当にいろんなところで取り上げられ、議論もされてきましたが、亀山市にとっては、この津波被害というのは考えられないんではないか。ただ、今回の大雨の状況、豪雨災害とかというふうに考えると、地形的にも６０％を超える森林が亀山市にはあるということ。それから鈴鹿川とか、安楽川、椋川のような河川を抱えているということを考えると、やっぱりこういったことに重きを置く必要もあるんではないかというふうに考えます。

１点目の、市内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、中﨑議員の質問に答弁もされておりまして、危険箇所が亀山市内で５７０カ所あるということも驚きでしたし、それから県が警戒区域を指定されたということで、順次これも指定をされていくということでお聞きをさせていただきました。

そのときの答弁の中で、今回、２６年度でしたかね、指定をされたところが辺法寺、小川、市瀬の一部という形で指定をされたというふうにお聞きをしましたが、これも３年間かけて指定をされてきたという形でお聞きをしましたが、一体どれくらいの期間をかけてこれだけのものが、５７０カ所超が危険区域、存在するということですけど、どれくらいの期間をかけて指定をされていくというふうに県のほうでは考えておられるのか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

８番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

中﨑議員にもご答弁させていただきました。

県でただいま行っていただいておる急傾斜地の危険箇所が４２１カ所、土石流危険渓流箇所が１４３カ所、地すべり危険箇所が６カ所の計５７０カ所が確認されております。その５７０カ所の中で警戒区域、また特別警戒区域を、今議員がおっしゃってみえる今の３年スパンの調査を経て指定していくということで、相当の年数がかかるというふうなことで、県のほうからも聞かせていただいておりますけれども、おおむね１０年ほどかかるというふうなことでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

１０年もかかっていくという形の中では、そうすると、こういった警戒区域とか、特別警戒区域を指定された中で、次の質問にもちょっと関連するんですけど、ハザードマップもつくっていかなければならないとなると、この１０年スパンの中でこれを整備されていくという考え方なのか、その点について、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど建設部長から、おおむね１０年ということでご答弁がございました。こちらに関しましては、今後、三重県及び関係部署との連携を図りながら、ことし４月に発行いたしました防災マップ・洪水ハザードマップのところに土砂災害情報を加えてまいりたいと、かように考えております。

また、地域防災計画への掲載につきましては、あわせましてこれらを追加された場合には、土砂災害警戒区域についても計画にのせさせていただくような考え方を持っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

そうすると、今、局長がおっしゃったような形でされるということになると、県のほうでも随時指定をされていく。その指定をされていかれた段階で、順次この防災マップ・洪水ハザードマップ等に記載をしていくという理解でいいのか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員もご承知のように、防災マップ・洪水ハザードマップにつきましては、およそ５年をスパンとして印刷をさせていただいております。地域防災計画は、おのずと新しい情報が入り次第、防災会議等に諮りまして加えていくわけでございますけれども、やはり紙面での提供となりますと、今後の協議となります。

また、先ほど申し上げましたように、ホームページ等も準備しておりますので、そちらのほうでできる限り皆さんにわかりやすい形でお示しできるような方策を考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

わかりました。

５年というスパンの中で、そうすると、それまでに随時指定が、この危険区域、警戒区域・特別警戒区域に関しては随時県のほうが指定をしていくということですので、やっぱりきちっとした、中﨑議員ではないですけど、本当にわかりやすい周知をしていく必要があるんだろうなあと思いますので、その点についてはしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

それから、さっき触れていただきましたこのことし新しくできた防災マップ・洪水ハザードマップ、全戸配付をしていただいて、両方合わせた中での冊子をつくっていただきましたけど、仮に土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されたこれらの地域の避難方法とか避難場所に変更が生じてくるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

避難所でございますけれども、現在、ご承知のように指定避難所が１５カ所、それからその他の避難所が４４カ所、それから１次避難場所として１８２カ所ございます。これらにつきましては、もともと土砂災害等も勘案した中での場所を明示してございますが、災害と申しますものは、例えば地震であったり、風水害であったり、その他の災害であったりということで、多岐に及ぶわけでございます。となりますと、その一定の物の考え方は一応決めてはおりますけれども、幅広くお考えいただきまして、土砂災害にも対応するような、危険を回避するようなお考えを持っていただくような市民へのアナウンスというのは今後必要かと思います。よって、これらを解消すべく、行政に関する講座を開いたりですとかいうような方法をとらせていただく中で周知徹底を考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

きちっと整備をされていった中で、指定避難場所、それから１次避難場所、それからその他の避難場所という形で提示はされておりますが、ハザードマップに関しても、浸水区域がどうなのかということもきちっと明記をされていますが、群馬大学の片田先生がおっしゃるには、行政の出してきたものは信用するなと。本来自分の、これはこれが正しいというのかわかりませんけど、やっぱり自分の身を自分で守るためには、想定されたことにとらわれるなということをおっしゃっていましたので、やっぱりそこら辺はご自分の地域がどんな地域なのか、そういうことも考えながら対策をとる必要はあるんだろうなあというふうには思います。

３点目に移ります。

大雨による避難のあり方について。

これは、今回の台風１１号に関して、市民の方から寄せられたご意見をもとに、今回質問をさせていただきました。

私のほうで伺ったのは、亀山の文化会館の東側周辺の方、竜川の周辺の方なんですけど、今の大雨というのはもう尋常じゃない降り方をすると。そういう中で、避難勧告とか避難指示が出されても、もうその方は８０を超えた方だったんですけど、指定避難所が今回２０カ所、１５カ所と、あと５カ所、別に開設をされて、開設をされたというその判断は、私は何も言うあれはないんですけど、やっぱりそこまで行くということが自分では無理だと。その避難所のあり方というのは考えてもらえないんだろうかというふうに言われました。

確かに文化会館の周辺というのは、このつくられた防災マップを見ましても、まず１次避難場所となると駐車場なんですね。まさか雨がじゃんじゃん降っている中で、駐車場に行けという形では

ないですよね。その周りを見ますと、コミュニティセンターとか児童センター、それから文化会館があるんです。そういうところに逃げられないんだろうかというようなご質問だったんですけど、私もこういうところがその他の避難所として明記をされているので行けるんじゃないかなあと思ったら、ここは冠水をするという場所になっているので、それは無理なんだというふうに言われました。

だから、こう考えると、先ほど部長に聞きましたら、亀山市の高齢化率というのはもう２４.幾つということになると、４人に１人は高齢者ですよね。そういう人たちに、大雨が降って避難勧告が出た、避難指示が出た。何で来ないんだろうとかいうことよりも、本当に逃げられるのかということを考えていかないといけないんだなあというのを改めて思いました。これは、椋川周辺の方からもご相談をいただいて、市内に娘さん夫婦がいらっしゃるんですけど、そこまで行けなかったという形で、お母さん一人が逃げるという、それはもうちょっと無理なんだわというようなお話の中のから、私も少し今回の質問をさせていただきました。

先ほどの浸水想定区域内に災害時要援護者施設は存在します。だけど、それが要援護者施設であったとしても、一時的な避難場所にはなってはないんですよね。だから、本当にそういう人たちが逃げられる場所というのはどういう場所なのかということも、いま一度、やっぱり避難のあり方というか、避難場所というのは考えていかなければならないのじゃないだろうかということで疑問に思いましたので、その点についてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員からご紹介がございました、例えば亀山児童センター、亀山市の回生病院等の位置のところでこの洪水マップを見ていただきますと、浸水地域ということでご紹介がございました。

ただ、このケースですと、先ほどそういったご質問をされた方には、我々といたしましては、事前にこの状況を認識していただくことをまずお話ししてございます。そうしますと、これで地図に示させていただいておりますのは、第一愛護園と書かせていただきましたが、災害の状況によっては、例えば城東地区のコミュニティセンターであったり、幅広では亀山市の東幼稚園であったりということで、やはりお住みの方々の防災への自己認識と申しましょうか、自分の命は自分で守るというようなお話の中で防災を考えていきたいと思っております。

それから、冒頭申されました、高齢者が指定避難所まで行くのになかなか難しいということでございます。これは、当初からお話しございまして、例えば避難勧告等の発表後において、避難所まで自力で到達することが困難である方の避難については、地域防災計画の中でございますけれども、福祉医療対策部において、地域等のご協力も踏まえて避難の支援をお願いしているところでございます。

また、このような災害弱者に対しまして、本年度でございますけれども、進めております地域ぐるみで助け合う災害時の要援護者サポート事業というのも展開を始めさせていただくということで、今地域に入らせていただいております。

また、少しお話しございましたが、一般の避難所では生活に支障を来す方、介護を確保する必要のある方に関しましては、別な視点でございますけれども、避難所、福祉避難所という定義を持ち

合わせております。現在、その指定をできるような施設に向けて、施設事業者との協定等を結ぶべく協議に入っておりますが、あわせまして、これらを一つ一つクリアすることによって、こういった災害に対応したいと、かように考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

確かに今局長がおっしゃったように、地域ぐるみでサポートしていくというのは本当に大事なことだと思います。

それから、福祉避難所に関しては、私も福祉部長が山﨑福祉部長だったころから、この件については訴えてきましたけど、ようやく動き出したんだなあということで、これは一刻も早くやっぱり協定を結んでいただくなり、行動を起こしていただきたいなあと思います。

今回の避難勧告、避難指示が出た区域としては、今の亀山市では、全体にも出ましたけど、固定化をされているんじゃないかな、椋川沿線、それから鈴鹿川沿線。そういった常に避難勧告や避難指示が出ている地域の皆さんには、もう少し周知や啓発に力を入れていく、市全体に広めていくことも大事ですけど、そういう沿線で必ず出ているというそこの地域に関しては、やっぱりもう少し周知の方法に工夫をしていく必要があるんじゃないかなあと思います。

それから３点目に、一番大事なのは、局長も先ほどからおっしゃっていました、みずからの命はみずからで守るという自助の気風というか、風土をどのように亀山の中でつくっていくのかということ。

やっぱり私もこの防災に関しては、常日ごろから力を入れさせてもらってきておりますが、全てを行政が対応なんてできないということは、もう重々市民の皆さんもわかっていらっしゃると思うので、避難勧告や避難指示が出て動くのではなくて、行政情報より前に、これだけの雨が降るんだったらどうしようという行動ができるような状況も必要じゃないかなあと思いますので、そこら辺の啓発もしっかりと行っていただきたいと思います。

もう１点、逃げるということも大事なんですけど、兵庫県の佐用町で避難中の住民が増水した川に流されて死亡したということを受けて、外に逃げるというよりも、家の２階などの高いところに避難するという垂直避難ということを防災計画に明記をしたということが載っておりました。私は、そういうことも一つ一つ市民の皆様の安全・安心という、命を守るということからいえば、そういった対応、特に高齢者の方であれば、じゃんじゃん降りの中で外に逃げなさいということは無理なことだなあというふうに思いますし、また障がいを持っておられる方もそうだと思いますので、そういったことも必要だと思うんですけど、その点について、最後、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員からご紹介いただきました避難の方法の中で、水平で距離を稼ぐよりも、垂直と申しましょうか、高さによる避難の方法がということでございました。

こちらに関しましては、以前からこういった考え方があるということを踏まえまして、例えばご自宅の２階等で、安全な場所を特定していただきたいというようなお話もさせていただいておりま

す。

昨年の実績でございますけれども、３０数回、市民の方で延べ1，８００名を超える方々にこういった防災教室にご参加いただきました。その折にも、先ほど議員がおっしゃいましたようなお話もさせていただく中で、家の中の行動においていかなるものだというようなお考えもいただくことの機会をつくらせていただいてきております。

今後でございますけれども、繰り返しになりますが、行政出前講座や行政情報番組等を通じまして、再度周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

どんな災害が起こったときでも、そのときは意識が高くて、いろんな準備をしたりされるんですけど、時が経過をしていくと、これも私も委員会で学んだんですけど、正常性バイアスが働いて、自分は大丈夫だろうという意識が働いてしまうという。やっぱりそこら辺を払拭していく必要はあるんだなあと。これは市全体で、市民も含めて、こういう意識改革は必要なんだろうと思います。

では、次に移らせていただきたいと思います。

ＩＣＴを活用した事業の展開について、お伺いをしたいと思います。

１点目の鬱対策、自殺対策として、こころの体温計の導入についてお伺いをしたいと思います。

９月１０日から９月１６日は自殺予防週間、これは広報にも載せていただいて、ストレスとの上手なつき合い方が掲載をされておりました。くしくもきょうの９月１０日は、ＷＨＯが定めた世界自殺予防デーであります。

現代病と言われるこの鬱病、どんどん裾野を広げて、今や１００万人時代とも言われております。本人しかわからない病気と言われ、家族にさえ相談できない人もいる。だけど、やっぱり早期発見、そして早期に医療機関にかかるということが大事だと言われております。

まず第１点目に、この鬱病に対する認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

鬱病は、厚生労働省の統計によりますと全国的に増加する傾向にございまして、一部の方だけの問題ではない状況であると考えております。また、先ほど言われましたように、世界的に見ても、ＷＨＯ（世界保健機関）が行った将来予測調査によりますと、鬱病が２０００年では総疾病の第４位であったのに対しまして、２０２０年には第２位になると予測されており、大きな健康問題になると考えております。

亀山市の鬱病の罹患状況でございますが、精神障害者保健福祉手帳や精神障害者通院医療費受給者証の交付件数から見ますと、これも年々増加傾向にございまして、精神障害者保健福祉手帳の交付状況におきましては、鬱病を含む、鬱病と、さらにほかの病気も兼ねてということでございますが、病名での新規交付は、平成２３年度は３人であったものが、平成２５年度は１１人となっている状況でございます。

このような状況から、市といたしましても、鬱病を重要な健康問題として捉えておりまして、心

の健康を保つための心の健康づくりから、早期発見や、鬱病にかかったときの治療や社会的支援につなげていくために、心の健康づくりに関するページを設けた「健康づくりの手引」を全戸に配付したところでございます。

また、先ほど議員が言われました、９月の自殺予防週間に合わせて広報に特集記事を掲載しておるなど、ご自身や周りの身近な人の抑鬱状態に早く気づいていただき、早目に対応することができるよう、広く啓発を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

行政のほうでも本当にいろいろと取り組みもされておりますし、どうしても鬱病って、発症してしまえば医療機関にかからざるを得ない状態の中で、やっぱり早期発見をして、病にまで持っていかないということが私は大事なんじゃないかなあと思います。

この早期発見という観点では、相談窓口にその人たちをつなげていくことや、医療機関への受診を促していく、そういった取り組みとして、こころの体温計というものがあります。

これは、ホームページのほうに載せていただく、簡単な項目をチェックすれば、自分の心の状態が金魚と金魚鉢であらわされるというものでありますが、このこころの体温計の導入の考え方、行政としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど言われました「こころの体温計」につきましては、全国的には既に導入している自治体もございます。県下では、桑名市が利用を開始しているというふうに聞いております。

鬱対策、自殺予防対策として問題の早期発見、議員が言われましたが、適切な対応が大切であるということから、専門家へ相談する入り口としてこういうことも効果があるんではないかということで、具体的に研究し、現在行っているいろんなアナログ的な事業もございます。そういうパンフレットであったり、リーフレット、そういうものとの整合を図りながら、自己チェックの効果的なツールというふうに考えておりますことから、導入についても検討していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

部長がちょっと触れていただきましたけど、３９の都道府県で１５０以上の市町村で、今導入もされております。

鬱というのは本当に幅広くて、多分普通に会話していても、私、ちょっときょうは鬱やわとかというような形で言われるぐらい、心のストレスとか、いろんな要因でそのような状況になるんですけど、私も勉強させてもらって、これも鬱なんだと思ったんですけど、女性特有なことでいえば産後鬱というのもあるんですけど、ＰＭＳといって月経前症候群、生理になる前のね。それからＰＭＤＤといって月経前不機嫌性障害、これも鬱を引き起こす一つの要因になっていくということで、女性の体というのは非常にデリケートにできておりますので、それも鬱という形の中で捉えられて

いくんだなあということもわかりました。

それから、今行政の中で、職員がいろんな業務に携わっていただいておりますし、また学校などの教員の皆さんでも鬱にかかっているというようなことも報道の中で言われておりますので、例えばメンタルチェックを月に１回なり、二、三カ月に１回なりメンタルチェックをして業務に当たるとか、そういったことをしながら、市民サービスに影響がないように、また子供たちへの対応に影響がないようにやっていくツールとしては、私も本当にこれはいいものなんじゃないかと思いますし、ハイリスクの割合をキャッチできるということも一つのメリット、それから市民の反応も見える化していくということで言われておりますので、ぜひ導入をお願いしたいと思います。

次に、認知症に関する普及啓発として、「認知症簡易チェックサイト」の導入についてお伺いをしたいと思います。

認知症対策については、以前からさまざまに提案等もさせていただいてまいりました。８００万人時代と言われるぐらい本当に社会的な大きな問題で、これから今後の地域包括ケアシステムとかというものを考えても、この認知症の方をどう地域で支えていくかということが本当に課題になってくると思います。

認知症というのは特効薬はありませんので、なるべく早く気づいて、受診をしていくということが本当に必要であるというふうに思います。

東京の国分寺市で今行われています認知症簡易チェックサイトで、「これって認知症？」「わたしも認知症？」の事業の視察に行ってまいりました。これは、パソコンや携帯電話、それからスマートフォンで簡単に認知症のチェックができるというものであります。

「これって認知症？」というのは家族や介護者向け、「わたしも認知症？」というのは本人向けのサイトになっておりまして、認知症の新たな普及啓発の取り組みとしてのこのチェックサイトの導入について、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

現在、当市のホームページでも認知症に関するページを開設しておりまして、平成２５年３月に作成した認知症の症状や簡単なチェック方法、相談窓口等を紹介したパンフレットをあわせて掲載しているところでございます。さらに、国が示しております認知症施策５カ年計画（オレンジプラン）や介護予防日常生活支援事業におきまして、認知症対策を推進する中で、先ほど申し上げましたホームページの内容の見直しを行ってまいりたいと考えておりまして、認知症の早期発見のためのさまざまな仕組みを行うツールとしまして、認知症簡易チェックサイトの創設についても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

さまざまな対応をしていただいているというふうにおっしゃっていましたけど、今のホームページはすごく見にくいので、これはホームページのリニューアルに向けて取り組みをしていただいていくんだと思いますけど、私は、パソコンや携帯電話やスマートフォンで本当に高齢者が認知症を

チェックするんだろうかと、最初は疑心暗鬼的な感じで視察に行ってきたんですけど、高齢者に促すということも非常に大事なんですけど、この国分寺市では、家族がそういう症状が少し出たときに、あれ、おかしいなと思ったときに、認知症を勉強するというか、どんなもんなんだろうかという、そのような形でこのチェックサイトにつながっていくということをおっしゃっていましたので、それは大きな一つの認知症の裾野を広げるという、周知をしていくということには大きな成果があるんじゃないか。また、そこによって早期発見、早期受診につながっていくんではないかと思いますので、ぜひこれもご検討をお願いしたいと思います。

それから３番目です。妊娠期からできる子育て支援策として、「きずなメール」の導入についてお伺いをしたいと思います。

核家族化が進む中で、妊娠や出産などの悩みを抱えて、孤立を深めてしまいがちな妊産婦は少なくありません。産前産後の相談支援やサポートに関しては当市でもいろいろとやっていただいておると思いますが、当市の現状について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

当市の状況でございますが、まず妊婦さんとの最初のかかわりといたしまして、窓口で母子健康手帳と妊娠健康診査の補助券のつづりであります母子保健のしおりを交付する際におきまして、母子健康手帳の使い方や妊娠期の保健の話のほかに、個々の気になることの相談を行っておりまして、またこの際の内容につきましては、生後４カ月までに、乳児のいる全てのご家庭を対象に行っております赤ちゃん訪問などにつなげておるところでございます。

また、妊娠期及び乳児期に行う健診におきまして、医師からの指示に従い、その後の支援を行っておるところでございます。

さらに、妊娠期には妊婦教室、パパママ教室、出産されてからの時期には離乳食教室や育児相談などの教室、相談を開催しておりまして、ほかにも電話相談や家庭訪問を随時行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

子育てに優しい亀山市ですので、さまざまな取り組みをしていただいているということは承知をしております。

どちらかというと、こんにちは赤ちゃん訪問は全家庭を、出産後の家庭を４カ月の赤ちゃんが見えるところは行っていただくんですけど、どちらかといえば、支援が必要やと自分たちから求めないと、行政というのは動いてくれないという仕組みにはなっております。それは、今回の施策評価シートを見ましても、重要度と満足度のギャップがあるということにもあらわれているんではないかと思います。

このきずなメールというのは、相談に行けないとか、亀山市でいえば、子育て支援センターなどの交流の場に入っていけないなど、悩みを抱えて孤立しがちな子育ての家庭も含めて、全ての登録をした子育て家庭に配信をされるメールマガジンとなっております。これは、保護者が登録をした

出産予定日や誕生日をもとに、子供の成長過程に合わせて配信をされていきます。内容は、母子の健康に関する知識やアドバイス、市の相談事業や地域のイベント情報、出産前に関しては、毎日、赤ちゃんはこんなふうに育っていますよとかというような情報を配信され、産後は、２歳未満までは週に２回程度、２歳から３歳未満までは月２回程度配信をされていくと言われております。

この妊娠期からできる子育て支援策としてのきずなメールの導入の考え方について、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今の時代、携帯電話とかスマートフォン、これは身近な情報収集ツールとして利用されておるということは認識しておるところでございます。特に妊娠、出産及び産後期の女性、世代的にもスマートフォンなどの携帯端末から情報を得ることが多いというふうに考えております。

また、先ほど言われたきずなメールにつきましては、支援を必要としている方の携帯端末に、必要な情報を直接届けることができるメールサービスであり、産前産後期の方に対しては適した情報伝達の手段であると私どもも考えておるところでございます。

本市といたしましては、現在、ホームページのほかにメール配信システムやソーシャルネットワーキングサービスでありますフェイスブックを導入しておりまして、きずなメールなどのＩＣＴを活用したツールにつきましても、これも他の事業との兼ね合いもございますし、費用対効果、ここら辺のことも検討しながら、既に導入しております自治体、ここら辺の効果等も確認しながら、導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

この産前産後の相談支援やサポートというのは、今、国でも非常に力を入れてきておりますので、どうぞ検討をしっかりとしていただきたいと思います。

以前、私もこの子育て専用のホームページの開設とか、それから、とても電話とか窓口に行けないという人のためのメールでの相談事業を亀山市でもしたらどうかというふうに提案もさせていただいてきました。この携帯電話、スマートフォンを常に扱う世代の方が妊娠・出産期を迎えていることを考えると、非常に効果がある取り組みだと思っております。

もう１つは、夫婦での子育てを促すコミュニケーションツールとしても有効だということで、父親にも登録を促すことで、妊娠期から夫婦で子供の発達について関心を高めることができる。父親の子育て参加を促す、子供を核とした夫婦間のコミュニケーション、それから母親の孤独な子育ての防止、多くの相乗効果を生むツールになると考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは最後に、今後の情報化推進の考え方について。

これらは、今３つ紹介をさせていただきましたが、このＩＣＴを活用した事業の展開、これだけではなくて、今後の情報化の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

スマートフォンを初めとした高機能な携帯端末の普及、ブロードバンド、インフラの整備など情報通信技術、いわゆるＩＣＴは飛躍的に普及しております。

こうした環境下におきましては、市行政といたしましても、積極的に新技術や新サービスを活用した施策を立案していくことは必要不可欠であるものと考えております。特にＩＣＴの技術進化は非常に速く、今後も動向を注視しながら、先ほどご提案いただきました福祉関連のＩＣＴ施策はもとより、新たな市民サービス向上に向けて、市民の目線に立ったわかりやすく使いやすい情報化施策について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

本当に今の時代に合ったような対応をしていただきたいと思いますし、少し、今回こういった事業展開のことについて勉強していく中で、これはもしかしたらというか、このＩＣＴを使うことによって人件費の抑制というか、そういうことにもつながっていくんじゃないか。本当に支援が必要な人のところにはしっかりと手を尽くしていく、それからこういったＩＣＴを活用した事業展開によって効率化も図っていく、そういうことの考え方について、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ＩＣＴの推進につきましては、議員が先ほどおっしゃられたように、基本的に事務効率の向上が見込まれるということで、人件費削減に逆につなげていかなければならないものであるというふうに思っております。

議員ご提案の福祉関連施策につきましては、現在は、恐らく職員がじかに対応しているものでございまして、ＩＣＴを活用することによりまして、当然職員の負担軽減も図られるものと思います。このことにより人件費の削減につながっていく、そういった期待をするものでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○８番（森　美和子君登壇）

今、福祉の事業で３つ提案をさせていただいたんですけど、個々に対応せなあかんところを効率よくしてしまうということはいけないことだと思うんですけど、本当に効率よくできる部分は、やっぱりこういったツールとか、それからＩＣＴの環境整備しながらやっていっていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

８番　森　美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時４９分　休憩）

（午後　３時５８分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番　尾崎邦洋議員。

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、緑風会の尾崎です。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

今回は、全国学力・学習状況調査（学力テスト）についてとふるさと納税についての２件について質問させていただきます。

それでは、まず全国学力・学習状況調査についての質問に入らせていただきます。

６月議会では、全国学力テストの結果について、学校別成績の公表を行うのか否かの考え方をお聞きしましたが、今議会では学校別の結果についてではなく、亀山市としての結果についてお聞きしたいと思います。

本年４月に行われた全国学力テストの三重県のテスト平均正答率は、全て全国テスト平均正答率を下回っていましたので、低いほうの三重県のテスト平均正答率と亀山市のテスト平均正答率の比較でお聞きします。

本年４月に、小学６年と中学３年の児童が受けた国語と算数及び中学生については国語と数学の２教科で、それぞれ知識を問うＡ問題と知識の応用力を問うＢ問題について、三重県のテスト平均正答率と亀山市のテスト平均正答率の比較結果をお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

４番　尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

４月２２日に実施されました平成２６年度全国学力・学習状況調査の結果が８月２５日に公表されました。調査結果では、全国におきましては、昨年度に比べ平均正答率の差が縮まり、学力の底上げが進んでいる状況にある中で、本市の調査結果は、小学校、中学校とも各教科において平均正答率が三重県平均には及ばない状況でありました。

教育委員会といたしましては、今回の結果を真摯に受けとめ、今後詳しく分析を進めるとともに、課題改善に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

三重県のテスト平均正答率より全てにおいて低かったというお答えを聞かせていただきました。

それでは次に、亀山市の前年度のテスト平均正答率と本年度のテスト平均正答率を比較して、どのような結果になったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

前年度の平均正答率と本年度の平均正答率の比較ということでございますけれども、これは学校によってまちまちでして、昨年度に比べまして伸びの大きかった学校がある一方で、今回の調査結果では課題が浮かび上がった学校もあり、さまざまな状況でございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

学校別では上がった下がったというのがあるということをお聞かせ願ったんですけれども、亀山市の平均正答率があれば、その前年度と本年度について、どのような状況だったかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

具体的に申し上げますと、少し細かくなりますけれども、各教科につきましてはそれぞれの状況がございまして、小学校におきましては、国語、算数とも、自分の考えを指定された条件に合わせて記述をしましたり、自分の考えた理由を言葉や数字を使って記述する力などに課題があるということがわかってきました。

中学校におきましては、国語におきまして、根拠を明確にして自分の考えを記述したりする力にやはり課題がございます。数学におきましては、問題解決のために数学を活用する方法を考え、説明する力を高めていくことに課題があるというふうに分析をしているところでございます。

ただいま申し上げたところが、去年と比較してさらに課題が浮かび上がったところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど聞きましたところ、これは前年度に比べて悪いところだと思いますけれども、亀山市のテスト平均正答率と県と比較した結果、また前年度と本年度のテスト平均正答率を比較した結果、先ほどの話にもありましたように、当市が取り組むべき課題とか問題点が浮き出てきたと思いますけれども、その課題や問題点についてどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども申し上げましたように、細かな分析についてはただいま調査中というところもございますけれども、現時点でお答えできる範囲で、亀山市の子供たちの課題について説明をさせていただきたいと思います。

まず学力調査そのものの結果から申し上げますと、小学校、中学校とも、先ほど申し上げましたように、基礎的な知識の定着を確かにしながら、活用力を高める指導方法の改善が問題として上げられるかと思います。

次に、学習状況調査の質問紙というのがございますけれども、その質問紙から明らかになってく

る課題といたしまして、学校、家庭、地域の側面からそれぞれ述べさせていただきたいと思います。

まず学校における課題についてでございますが、亀山市は、どこの市でも言えることかもわかりませんけれども、やはり団塊の世代が大量に退職いたしまして、経験年数の浅い教職員が多いということが一つ上げられるかと思います。それから、学校図書館の業務を担当する学校司書が少ないということ。それから、日本語指導が必要な児童・生徒が多いということです。日常の会話はスムーズにしゃべれましても、やはり学習言語となるとかなりの理解力が必要となってきますので、その辺は亀山市の一つの特徴かと思います。

自己肯定感が比較的低く、将来の夢や目標を持つ子供の割合が低いということも上げられております。

それから、習熟の遅いグループへの指導に対しての充実が必要、こういった点が上げられるかと思います。

次に、家庭における課題ですけれども、決まった時間に寝て、決まった時間に起きるなどの規則正しい生活習慣が身についていない子供が、比較的、質問紙調査の中から多いことが浮かび上がってまいりました。

次に、テレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等にたくさんの時間を使っている子供が多いということが、これがかなり顕著に出てきております。それから、学校の授業時間以外の学習時間が短い子供が比較的多いということ、学校での出来事を家庭で話すことが少ない子供が多いということが浮かび上がってきます。

地域における課題といたしましては、亀山市は、地域の行事に参加する子供たちの割合は、全国平均より１０％以上上回っておりますけれども、地域や社会で起こっている問題や出来事への関心が比較的低く、地域や社会をよくするために何をなすべきか考えている子供の割合が比較的低い、こういったことが質問紙調査から分析されるところかと思っております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

いろんな点で、学校においてのことや、また家庭においてのことをいろいろお聞きしたんですけれども、その中において、学校においては経験年数の浅い教師が多いということが原因の一つに上げられていたんですけれども、経験年数の浅い教師がいるということは、教え方が悪いのか、それともまだ教え方が習熟していないから、生徒の学力に反映しないのか、その辺のところがちょっとよくわからないんですけれども、なぜ経験年数の浅い教師が多いというのが学校においての問題点なのか。また、家庭においては、テレビとかスマホを見る、スマホを使ってゲームやラインを長時間にわたってしたり、テレビの視聴時間が長いとかいうのが原因の一つにも上げられておりましたが、そういったことに個別の対応も必要だと思うんですけれども、先ほど申されたことについて、どのようにそこを改善していくのかということについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

２点お伺いしたかと思いますけれども、１点目の経験の浅い先生方が比較的人数が多いというこ

とでございますが、これは子供たちにとってはそれが全て悪とか、そういうことではございませんでして、若い先生と子供たちが非常に年齢が近い中で、気持ちを通じ合って、一生懸命指導するということもございますが、授業の改善ということから見れば、やはり課題もあるかと思いまして、以前から実施させていただいております若い先生方へのさまざまな講習に力を入れているところでございまして、これはまたそのうちに成果も出てくることかなというふうに感じさせていただいております。

それから、学校経営マネジメントの考え方から、そういった先生も一緒に一つの学校という組織の中で組み入れて、どのようにやっていくかということ、学校経営の課題も一つあるかと思います。

それから、スマートフォン関係のことでございますけれども、亀山市の中学校３年生の場合、テレビやビデオ、ＤＶＤの視聴時間が、平日の１日に４時間以上が２１％、３時間以上が２０％という結果がこの調査から出ております。この状況は、全国平均よりおよそ１０％多い結果となっております。ゲームをしている時間は、平日の１日に４時間以上が１７％、３時間以上が１４％という状況でございまして、これもやはり全国的に見て、およそ１０％多いという結果となっております。それから、ゲームをする時間を除きまして、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしている時間は、平日の１日に４時間以上が１４％、３時間以上が１２％います。この状況につきましても、全国平均よりおよそ５％多い結果となっておりますけれども、このことにつきましては、脳科学的な側面から見ましても、こういった子供たちの使用時間が長過ぎるということは、課題も一般的に言われておりますので、この結果、相関関係はかなり高いかと思っておりますし、専門機関の分析によりましても、そういった報告もなされておりますので、今後これも家庭との協力・連携という中で大きな課題になってくるかと思っております。

ただ、これまでにも学校によりましてはノーテレビ・ノーゲームデーを設定して保護者の協力を呼びかけている学校もございますので、そういった点を今後どのように進めていくか、これは保護者や地域の方々、さまざまな形で取り組んでいかなければならないというふうに感じております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

テレビの視聴時間とか、スマホなどを使ってのゲームの時間が非常に長く、４時間以上とか、３時間以上を合わせると約３割ぐらいの方がそういうことに時間を使っているということなんですけど、家庭に帰って、ノーテレビとかノースマホ時間というんですか、そういうのをつくるといってもなかなか難しいことだと思いますけれども、やっぱりこれを克服していただいて初めて基礎学力がつくもんだと思います。

これは今回の試験の結果、浮かび出てきた課題や問題点だと思うんですけれども、また亀山市として、今後こういった個別の対応以外にどのような対策を教育委員会として打っていくかについてお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今回の調査で明らかになりました課題の改善に向け、現在もやっておりますけれども、さらに継

続、それから強化して取り組んでまいりたいことを、まず３点申し上げたいと思います。

まず１つ目は、全ての学校におきまして授業改善に取り組むということです。具体的には、秋田県での教育実践に学び、１時間の授業の中で、見通しと振り返りの活動を取り入れ、児童・生徒自身が何を学ぶのかを理解し、何を学んだのかを実感できるような形にするということです。また、ペアやグループ、全体での学び合いの活動を取り入れて、児童・生徒自身が主体的に考え、判断し、表現するための言語活動を充実させていきたいと考えております。

２つ目は、読書指導の充実をさらに推進したいと思っております。

児童・生徒が、自分の選んだ本を最後まで読み通す力をつけることは、学力向上におきまして、根幹の課題と捉えております。そこで、国語科における並行読書の取り組みを進めるとともに、発達段階に応じた必読図書を設定し、児童・生徒の読書量をふやし、幅を広げ、質を高めてまいりたいと思っております。

現在、本を読む数が非常に子供たち、これまでの実践からも本を読む量というのはすごくふえてきておりますけれども、こういった質を高めるということを取り組んでまいりたいと思っております。

３つ目でございますが、総合的な学習の時間のカリキュラムを精選し、見直すということでございます。家庭、地域との連携をさらに充実させながら、児童・生徒の課題解決力、思考力、コミュニケーション力を効果的に向上させる活動に取り組み、児童・生徒の主体的な探求活動が保障されるように工夫をしていきたいと考えております。

それから、さらに次の４点について、具体的な方策を今後検討いたしたいと思っております。

１点目は、小・中学校におけますキャリア教育のより一層の充実を図る方策を検討してまいりたいと思います。これは、先ほどご答弁申し上げました自己肯定感とか自尊感情の低い子供さんが多いということ、こういったことを払拭いたしますために、このキャリア教育の充実が必要かというふうに考えております。

２点目でございます。厳しい家庭環境の中で生活している子供たちへの支援の方策について、検討を進めてまいります。

３点目に、地域の豊かな教育資源を生かし、開かれた学校づくりを進める中で、地域と学校とが目指したい子供の姿を共有し、連携した取り組みを進めます。特にコミュニティスクールという形態をとって進めてまいりたいと思っております。

４点目に、家庭、地域への情報発信や啓発を積極的に行い、学力向上も含め、子供たちの生きる力を育むための取り組みを推進してまいります。

これらの取り組みにつきましては、今後実施いたしますスタディーチェックや各単元テスト、定期テスト等、児童・生徒の学習状況の変化を把握、分析し、より効果的な取り組みに改善していきたいと考えております。さらに、今回の全国学力・学習状況調査やレディネステスト等の学力調査の結果をさらに細かく分析をしまして、それをもとに、正答率の低かった過去の問題を教材として授業で取り上げて取り組むなど、各学校ごとの児童・生徒の実態に合わせた効果的な指導のあり方についても検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

すごい取り組みかなあというふうな感じがします。

その中で、第１番目にお話のあった秋田県での教育実践に学びということで、見通しと振り返り活動というのをお聞きしたんですけれども、具体的には事業の中でどのように行っていくのか。

それとまた、２つ目に話された国語科における並行読書の取り組みということについて、具体的にはどのようなことかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

見通しと振り返りということは、授業の中で、私たちもそういうふうにして実践をしてまいったわけですけれども、これをきちっと定着させるということで、どの学校でも、どの先生方もこういう授業のやり方をやっていただきたいという意味で申し上げておりますけれども、現在の学習指導要領、総則の指導計画の作成に当たって配慮すべき事項におきまして、各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫するということです。この計画的に取り入れるよう工夫することが非常に重要かと考えておりますが、例えば授業の最初のところで、その授業の学習の見通しを、まず児童に理解させます。そして、授業の最後に、授業で学習した内容を振り返る機会を設けるといったことをきちっとやるということ。それから、児童がそのプロセスにおいて、学習の見通しを立てて予習をしたり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立を図ることが重要になってくるかと思いますが、これらの指導を通じまして児童の学習意欲が向上するとともに、児童が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力、判断力、表現力等の育成にも資するものと考えられるところでございまして、特にこの研究を、本年度、亀山市教育研究会として発表を亀山西小学校と２校がさせていただきますので、よければご見学いただきたいと思っております。

もう１点ご質問がございました並行読書ということですけれども、文科省のほうが２２年に発行いたしました言語活動に関する指導事例集におきまして、小学校の国語科における単元を貫く言語活動を位置づけた授業づくりが提唱されております。

特に読むことの指導におきましては、児童につけたい力を確実に身につけるため、目的や場面ごと、段落ごとに平板に読ませる授業を改善し、児童自身にとっての読む目的を明確にしまして、自分の考えをまとめて交流するなど、児童の必要な読む能力を調和的に育成することが重要とされておりますけれども、そういった読書活動をやるということで、具体的には、例えば「ごんぎつね」という新美南吉の教材がございますけれども、「ごんぎつね」以外の新美南吉の作品をあわせて読むとか、そういったことが考えられるかと思いますし、もう１点は発達段階に応じた読書ということで、そういった本を紹介していく、そしてしっかりと読み合わせると、そういったことも考えさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

私も今お話を聞きまして、教職に進まなくてよかったなあと。何かもうすごいやることが多いような気がして、もっと私は単純なものかなあと思っていたんですけど、いろいろ多岐にわたって大変なことだなあというふうに実感しました。

また、自分自身は、教育とは学力向上だけではないというふうに思っております。中学・高校進学だけでなくて、就職に際しても、また就職してからでも試験がついてきている現実があると思います。そうである以上、理屈ではなく、小・中学校で基礎的な学力を身につけていただいて、そういった現実の社会に向けて立ち向かっていけるような教育をぜひ行っていただきたいと思います。

なお、ことしの６月議会で、亀山市の全国学力テストの結果については、学校別とか、今お聞きしましても数字的なものは出てこなかったんですけれども、最近、静岡県知事が、県内の５０６校の公立小学校のうち、国語Ａの成績が全国平均を上回った２６２校の校長名と、県内３５市町の小学校の科目別平均正答率を公表したとありました。文科省は、知事に公表する権限はない、明確なルール違反だとしておりますけれども、亀山市の教育委員会として、この件に関してどのような考えをお持ちなのか、最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

調査結果の公表を行うことによりまして、学校教育本来の目的達成を阻害することがあってはならないと考えておりますことから、学校名の公表はいかがなものかと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。

続きまして、ふるさと納税についての質問に移らせていただきます。

ふるさと納税のきっかけは、進学や就職を機に生まれ育った土地を離れ、転居先で住民税を納めることになったが、自分を育んでくれたふるさとに、みずからの意思で幾らかでも納税できる制度があればいい、そんな意識の中から生まれた制度だと思いますが、最近では、自分の生まれ故郷や育った市町に寄附するのでなく、お礼の品物目当てというケースがふえてきていると感じております。また、注目を集めようと、自治体がお礼に豪華な特産品をそろえるようになり、制度が本来の趣旨から外れた方向に進んでいるという指摘もあります。

それでは、まずふるさと納税とはどのような制度なのか、簡単にお聞かせください。また、亀山市の寄附金控除や住民税に関係する扱いについてお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ふるさと納税制度につきましては、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したい、そういう気持ちを持った納税者がふるさとと思う自治体に寄附を行い、個人住民税からその１割を上限として寄附金額を控除する寄附金税制であり、本市におきましても、平成２０年度に制度を導入したところでございます。

なお、税の軽減につきましては、寄附額のうち、適用下限額２，０００円を超える金額につきまして一定の限度まで全額控除され、例えば４万円の寄附をした場合、確定申告をすると、所得税が３，８００円、住民税が３万４，２００円、合計で３万８，０００円が軽減されることとなります。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

それでは次に、亀山市の状況についてお聞きしたいと思います。

過去３年間に、亀山市にふるさと納税として入金した金額はどれぐらいあったのか、お聞かせいただき、もし亀山市民の方が他の市町にふるさと納税として寄附されたことがあれば、わかる範囲内で構いませんので、お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

過去３年ということでございますもので、平成２３年度、２４年度、２５年度の実績をご答弁申し上げます。

まず平成２３年度は６件で７３万５，０００円、２４年度が６件で９９万５，０００円、２５年度が５件で５６万５，０００円、これはいずれも亀山市へふるさと納税をいただいた実績でございます。

一方で、市内の方が市外の自治体へふるさと納税した実績ということでございますが、これは平成２５年度でお答えをさせていただきます。２２名おられまして、寄附額は５２万８，０００円でございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

２５年度におきましては、寄附をしていただいた金額の総額が５６万５，０００円で、亀山市民の方が他の市町に納税された額が５２万８，０００円ということは、この数字だけを見ますと、実際には４万近く入超といいますか、そういう状態なんですけれども、亀山市から他の市町に出した方の寄附金控除や住民税は先ほど伺ったんですけれども、亀山市に寄附をしてくれた方ですね。これらの寄附者に対する亀山市の対応というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市へご寄附をいただいた場合は、まず感謝の意を込めましてお礼状をお送りさせていただくとともに、市で作成しましたパンフレットや亀山城多門櫓のペーパークラフト、関宿重伝建３０周年のキーホルダーなどを、また市外の方につきましては広報紙を継続して発送させていただいております。

なお、１万円以上ご寄附をいただいた方につきましては、ろうそくや銘菓、２，０００円程度でございますが、市の特産品をあわせて贈呈させていただいておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

今のところ、亀山市の対応につきましては、１万円以上の方についてはろうそくとか特産品、２，０００円程度ということなんですけれども、最近では、寄附額に応じて用意された高級牛肉とか魚介類、果物などの特産品から利用者が好みのものを選ぶなど、お礼の品がだんだんエスカレートしてきております。今後、亀山市として、お礼の品についてどのように考えているのか。他の市町もどんどん品物がよくなってきておりますが、亀山市もこの２，０００円程度でいくのか、今後どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

お礼品の考え方についてということでございますが、特産品の贈呈につきましては、ふるさと納税制度本来の趣旨を十分踏まえつつ、市の産業や観光振興などに結びつけ、あくまでも亀山市からの感謝の気持ちとして提供してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

他の市町はともかくとしまして、亀山市だけは、ぜひ本来のふるさと納税の域を超えないようにしてやっていただければと思います。

また、今、国では税控除を住民税に一本化した上、寄附の上限を２倍に引き上げるということを検討しておりますが、このことが実施されると、どのようなことが考えられるのかについてお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ふるさと納税制度につきましては、このほど政府において、平成２７年度より、税が軽減される寄附の上限額を個人住民税の１割とする現状制度から約２割に引き上げる方針が示されるとともに、税の控除を住民税に一本化し、確定申告を簡略化することも検討されております。このことによりまして、本市におきましても、ふるさと納税をしていただける方が増加することを期待するところでございまして、さらなる制度のＰＲに努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市もＰＲしてということですけれども、全国どこの市町もこういったことを考えていると思いますので、ぜひ常識の範囲内でふるさと納税をやっていただくようなことを工夫していただきたいと思います。

一方で、このように国のほうでも税控除を住民税に一本化したり、より簡単に、本人が確定申告

しなくてもいいような方法というのを考えてきているわけなんですけれども、このように、国の制度も変わっていこうとしておりますが、亀山市として、先ほどの話もありましたが、今後についての方向性ですね、これについて、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ふるさと納税制度の今後の取り組みということでございますが、昨今、テレビや新聞等でも話題となっておりますが、各自治体が寄附のお礼に送る特産品が人気を呼び、中には寄附金額以上の高額な特産品を送るケースもあり、生まれ故郷や応援したい自治体への寄附という制度本来の趣旨が薄れているとの懸念もございます。

本市といたしましては、他市の先駆的な事例を参考としながらも、制度本来の趣旨を十分踏まえつつ、現在６つの基金について存続していく一方で、より寄附者が納めてみたくなるような寄附メニューの拡充や、インターネットを活用したクレジット決済での納付手段などを検討する必要があるものと考えております。

今後とも亀山市を応援し、亀山市に訪れたくなるようなシティープロモーションにつながる、本市にふさわしいふるさと納税制度にしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（前田耕一君）

４番　尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす１１日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後　４時３９分　散会）

平成２６年９月１１日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

平成２６年９月１１日（木）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西川憲行君	２番	髙島　真君
３番	新　秀隆君	４番	尾崎邦洋君
５番	中﨑孝彦君	６番	豊田恵理君
７番	福沢美由紀君	８番	森　美和子君
９番	鈴木達夫君	１０番	岡本公秀君
１１番	伊藤彦太郎君	１２番	前田耕一君
１３番	中村嘉孝君	１５番	片岡武男君
１６番	宮村和典君	１７番	前田　稔君
１８番	服部孝規君	１９番	小坂直親君
２０番	竹井道男君	２１番	大井捷夫君
２２番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部　満君

監査委員事務局長	栗　田　恵　吾　君	選挙管理委員会 事　務　局　長	松　村　　大　君

●事務局職員

事　務　局　長	浦　野　光　雄	書　　記	渡　邉　靖　文
書　　記	村　主　健太郎		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第５号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

２０番　竹井道男議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

おはようございます。

早速ですが、通告がしてありますので、順次質問をさせていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをいたします。

最初に、交通バリアフリー構想について、３点質問をいたします。

１点目に、取り組み地区の拡大は検討していないのかについてお尋ねをします。

バリアフリー新法の制定によりまして、市町村での基本構想の策定を受けまして、亀山市でも平成２１年に交通バリアフリー構想が策定をされております。その中の基本的な考え方として、旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がい者が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として、この地域の取り組みが交通バリアフリー構想にはうたわれております。しかし、重点整備地区だけではなく、この法律の精神から言えば必要な箇所にバリアフリー化を推進することは意義あることではないかとも考えます。

交通バリアフリー構想を見ますと、バリアフリー化の実現に向けた取り組みの項を見ますと、バリアフリー構想の段階的、継続的な推進の取り組み、すなわち最近の言葉で言うスパイラルアップの取り組みに掲げられておりまして、構想の見直しを継続的に進めることともされております。交通バリアフリー構想は、平成２１、２２年の２カ年の短期間で取り組む構想でありまして、それ以降はさらにこのスパイラルアップによって具体化を検討するということだと思います。

このスパイラルアップの視点から、重点整備地区以外での取り組みについて、現在検討はしていないのか、まず確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

２０番　竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

交通バリアフリー構想は、市民の皆様の多様なニーズに応える、豊かで質の高いまちづくりに向け、生活空間のバリアや心のバリアを取り除き、安心して暮らせる環境づくりを進めるため、高齢者や障がい者が生活上利用する施設を含む一定の地区において重点的かつ一体的な移動等、円滑化を推進するため、平成２１年３月に策定をいたしたところでございます。

議員ご指摘のとおり、本構想につきましては、平成２１、２２年の２カ年を目標年次としておりまして、具体的には亀山駅ホームのエレベーターや駅構内の多機能トイレの設置、さわやか号へのバリアフリー対応バスの導入など、短期事業として位置づけました各種事業をこれまで実施してきたところでございます。なお、本構想の目標年次は終了しておりますが、構想に位置づけた歩道の改良や施設の改修など、中期・長期事業を着実に実施されるよう、本構想の進捗管理を図っているところでございます。

このような状況の中で、議員ご指摘のスパイラルアップの視点ということで地区の拡大ということについてお尋ねをいただいておりますが、重点整備地区以外につきましても、個々の事業を進めていく中で必要に応じ公共空間のバリアフリー化の促進を図っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

スパイラルアップの視点から、ほかの方向はないのかという質問をさせていただきました。個々の事業をそれぞれ取り組んでいるというふうなことです。余り交通バリアフリーというふうな言葉での事業は聞きませんでしたので、少し確認をさせていただきました。

次に２点目として、高齢化を迎えてくる大型団地における交通バリアフリーへの取り組みについてお尋ねをします。

バリアフリー新法では、バリアフリー化基準への適合が示されております。その基準として、歩道については歩道の段差解消、勾配改善を規定しております。交通バリアフリー構想での歩道の整備例でも、有効幅員２メーター以上、勾配や段差の解消など移動しやすい歩道の整備も掲げてあります。

そのような視点で、大型団地を見ておりますと、みどり町では平成７年に交通安全施設整備として自歩道整備工事を１億５，０００万程度で行っておりました。段差や勾配がない歩道と現在なっております。ただ、隣接のみずほ台では、道路から駐車場への進入のために歩道は削るという自治会上の決まりになっておりまして、まさにメーン道路の部分についての歩道は段差や勾配を持つような歩道構造となっております。

交通バリアフリーを定めた中で、先ほども言いましたが、歩道の段差解消や勾配改善、例えば有効幅員２メーター、そういう視点から、現在このような段差や勾配のある歩道が設置されていることについて、どのような見解を持っておられるのか確認させていただきます。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

道路のバリアフリーということで、歩道の段差のことを含めてご答弁させていただきます。

道路整備やバリアフリーの考え方については、従来から大きく変わってまいりました。みずほ台造成時は、歩道、車道の段差により区別するマウンドアップ形式が主流であり、歩道に街路樹を配置し潤いのある団地として建設が進められてまいりました。現状として、歩行者に優しい歩道形態にはなっていない状況でございます。

しかし、現在はフラット型道路形態が主流であり、その時代時代の道づくりやバリアフリー化が行われてきたものと思っております。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

確かに、私もあそこへ入居しておりますのでよくわかりますが、当時は段差を持った歩道なんですね。だから、段差で車の入ってくるのを防ぐんだと。その後、私がちょうど平成７年に議員になってから、歩道と車道を一体にしてブロックで防ぐ、要するにフラットですよね。道路と歩道をフラットにすると、そういうことが徐々に市内でも行われて、さらにさっきの交通バリアフリー構想でもそういう形態になっている。

きょうも通ってきましたが、新椿世道線も当然そういう構造になっている。徐々に時代の変化とともに歩道構造も変わっていくということを見据えて、既にあの団地も私が入居してもう二十数年、３０年近くたってきました。ただ、みどり町はそういう意味では平成７年、２０年前にはそういう格好で変更がされてきている。要は、高齢化ということが一つの視点ですので、次に入らせていただきます。

なぜこの質問をしようかと思ったのは、私自身のことを言って申しわけないですが、ちょっと膝が悪いときがあって、階段の上りおりも手すりを持つような時期、ちょっとそういうときがあって、そうするとあの段差が、道路と並行してへこむ段差と、道路側に入る段差があるわけです。その上を歩こうとすると、つえでもなければ歩けないわけですよね。要するに転んでしまうんじゃないかという不安があるんです。そもそも階段を上るのに手すりを持っているわけですから。

そういうときに、どこが一番歩きやすいかなあと思ったら、一番内側に下水がありまして、それのふたがしてある。それはフラットですので、そこが一番安全なんですよね。歩道なのか下水のふたなのかよくわかりませんが、そこが一番安全だと思ったんです。そうなると、初めて自分自身が歩きづらさを感じたときに、この構造というのは結構厳しいんだなあというふうに思いました。それは数年前の話になります。

交通バリアフリー構想も言葉としてはわかっているし、地域整備されているのもわかっておりましたけど、改めてそれを見てみると、歩道の形式も決めてあるわけですね。幅員とか段差がないんだと。それは改めて亀山市自身がそういう規定をつくっているわけですね、２１年、２２年かな。だからもう四、五年前にはつくっている。ただし、重点地域だけの範囲だとおっしゃるけど、今企画総務部長から言えば、個々にやり出したんだと、こうおっしゃった。

そういうことも見ながら、自分自身が若いときには気づかないわけですよね、元気ですので。階段だってとんとんと走っておりる、今はおりられない。そういう状況からいくと、どんどん高齢化

が、定年の方も随分ふえ始めてきて、まち自身が高齢化が進んでいくようなまちになったときに、とはいうものの引きこもりの話もありますけど、やっぱり高齢者になっても外に出なきゃだめなんだとなると、勢いじゃあ車に乗ってじゃなくて、町なかをちょっと歩いてみたりとか、朝夕ちょっと出ようかなあというときに、果たして生活空間における歩道として適切なんだろうかという疑問がちょっと湧いてきたわけですね。

そうなると、それはいっぱいあるわけですけど、たまたま大型団地として、これから亀山市としては初めて固まった高齢化を迎えてくる。そういう中で、元気に暮らしていこうと思えば、やはり交通バリアフリー構想でいう段階的、継続的な推進というところを捉まえれば、こういうところも一つの整備対象にはなってくるんじゃないかなあと、そういうことから質問をしております。

そういう視点で、住宅団地という生活空間の中で、今、時代が違っていたから当時はそれでよかったんだというようなご答弁でしたけれども、段差や勾配のある歩道の解消に向けて取り組むというふうな考え方があるのかどうか、再度確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

まずはバリアフリー構想の重点整備地域である文化会館周辺等、取り組んでいる状況でございますが、身近な生活空間においても、ますます高齢化社会を迎えるに当たり、安全・安心して歩ける道づくりや公共空間の段差解消は、今後取り組むべき重要な課題と認識しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

認識としては持っておられるということなので、そこは共通しているというふうに確認をさせていただきます。

そういう認識もある中で、もう一度歩道の構造といいますか、これも多分今後どう考えていくかという点ですけれども、先ほどの街路樹という話がありました。確かに緑を感じますし、緑が生い茂って確かにさわやかな雰囲気になる。ただ、秋口になると今度は落ち葉が随分ふえて、そのうち今度は枝も切らないと伸び放題ですので、そうすると管理上の問題も出てくると。

それよりも何よりも、この質問を考えた後でよく歩道を見てみると、歩道の半分をとってしまうんですね、街路樹のスペースというものは。そうすると、幅員２メーターであっても、実際五、六十センチその植えつける場所というんですか、そうすると通れないんですね、そこは。そこは勢い１メーターぐらいしかない。それは多分、下水のふたを入れても１メーターぐらいしかないと。

そうすると、幅員２メーターという確保の問題から考えれば、この街路樹のあり方も考えていかないと、結局、街路樹が今度は阻害しているんですね、その幅というものを。だから、そういう部分も含めて、やはり生活空間における歩道のあり方というのが、確かに目で緑をめでるというか、そういう問題とともに歩きやすさという問題も絡んでくると。そうすると、「くらしの道づくり」というのができたときに我々も驚いたというか、あんな道じゃなかったと思ったのが、くらしと道づくりというのは何か小公園的にして人が歩くための道路で、鍵型になったりしていると。

そういう道も既につくってある中で、団地の中の道路の維持というのは、通過交通のための道路ではなくて住む人のための道と考えれば、街路樹のあり方も含めて、歩道と一体のものとして私は今後検討してもらう必要もあるんじゃないかと、そんな感じを持っておりますけれども、一般道路における街路樹と生活空間における街路樹は、今の視点から見るとちょっと違うんじゃないかなあという印象を持っておりますけれども、その辺でもし見解があれば確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員から、団地における街路樹ということの問題をご指摘いただいております。

確かに、みずほ台の歩道の幅員のスペースの問題、まずは街路樹との関係での歩行空間としてのスペースの問題が１点、確かにございます。それと、今おっしゃってみえました沿線住家の方への落ち葉の影響、また街路樹の根が、歩道の舗装の隆起があるとか、そういう課題というものは私どもも認識はさせていただいております。ただ、おっしゃってみえる街路樹の存在することによる団地の雰囲気等、また景観、そういう反面、環境的な側面もあるのは事実だと思っております。

そういうふうなものも含めて、今後街路樹のあり方、また歩道のあり方というものは地域の皆さんと相談し、例えばブロック塀を生け垣にするとか、そういう地域の皆さんと一緒になった道づくり、またまちづくりに展開させていただければというふうなことを考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

地域とともにというのはありました。そこは３点目で確認をさせてほしいと思います。

都市マスタープランの地域版との関連ということで質問をさせていただきます。

今、私が言っております街路樹とか歩道とかというのは、一体的な歩く空間の整備も含めて今後まちのあり方がどうあるべきかという議論も並行的に行わないと、箇所づけだけの需要では片づかないんじゃないかなと思います。高齢化を迎えていくわけですよね。

そういう意味からいくと、この解決の一つの手法としては、都市マスタープラン、地域別構想の策定があると思うんです。都市マスタープランが２２年３月に策定されたときに、地域別構想の策定時期についても質問させていただきました。２年後をめどに、地域政策との連携も検討しながら、実効性のある構想にしたいということでありましたが、４年経過した今でも地域別構想は策定されていない状況だし、いつできるかもわからないというか、確認をしてもまだまだという状況です。

これは、前回つくったときは、きちっとした地域別構想とともに都市マスタープランは提示をされているんです。ただその内容は余りにも格好よ過ぎるというのか、理想像だけがありましたので、やはり多分この地域版はそういうところも判断されて、丁寧な議論をなされているんだろうとは思うんです。

ただ、そうはいうものの、都市マスタープランを見ますと土地利用の配置方針というのもありまして、生活系市街地ゾーンの中には、副次的市街地としてみどり町、みずほ台、泉ケ丘団地を位置づけ、幅広い世代が安心・安全に暮らせる良好な住宅市街地の整備・再生を図るというふうにされているんです。そうなると、さっきも言いましたように、亀山市は経験したことのない大型団地、

ある特定の面積の中に多くの世帯が集まっているところで一気に高齢化が進むとなると、新たな視点での住宅市街地のあり方という議論は必要じゃないかなあというふうに思うんです。

そうなると、都市マスタープランでいう副次的市街地での都市マスタープランの地域版、こういうものが策定していけば、さっき部長が答弁されたようなことも一緒に入ってきますのでね。そういう必要性、いまだにこれはつくられておりませんが、どういうふうにお考えなのか確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

亀山市都市マスタープランは、平成２２年３月に策定され、現在、地域別構想の策定には至っておりませんが、市街地整備の方針として、みどり町やみずほ台等、副次的市街地として幅広い世代が安全・安心に暮らせる良好な市街地の整備・再生を図ると位置づけております。

現在、総合計画が平成２８年度までとなっていることから、都市マスタープランもその後見直しが必要と考えております。その際、例えば、現在のまちづくり協議会が市内各地で設立され、具体的な地域のまちづくり、ハード、ソフト両面で展開してみえます。都市マスタープラン単独でまちづくりを考えるのでなく、このような具体的な地域の協議会と連動した形で、市民、行政の役割や維持管理も含め、持続的なまちづくりを目指し計画に取り組んでいきたいと存じます。また、そのような中で市が施策に取り組むことや事業について、都市マスタープランや主要事業に適切に位置づけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

地域別構想、質問してから４年たってもできていないし、どこから手をつけられるのかもよくわからない。でも、前回の地域別構想は本当にバラ色みたいなことが書いてあった。やっぱりそれじゃなくて、本当に地域に根差した地域別構想、それは都市のあり方が重要な視点になってきますので、ぜひその辺の議論を、この第２次はいつつくられるのかわからないですけど、次の総合計画がつくられるのであれば、連動してこの辺の議論も一緒にお願いしたいと思います。

次に、大きな２点目の教育委員会制度の見直しについて質問をさせていただきます。

まず１点目に、平成２７年度からはどのような体制になるのかについてお尋ねをします。

今年度、これまでの教育委員会制度が見直され、市長権限を強化する改正地方教育行政法が成立し、来年、２７年４月から新しい教育委員会制度がスタートするとされております。これまで独立していた行政委員会としての教育委員会による教育行政運営へ市長の関与が入ってくることとなってきます。

新しい教育委員会制度とはどのような体制なのか、現行制度と比較して変更点をまず確認させていただきます。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

新制度によります体制につきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を設置し、教育行政における第一義的な責任者の明確化が図られます。そして、これまで教育委員長及び教育長は議会の同意を得ました教育委員から教育委員会が任命しておりましたが、新教育長につきましては、市長が教育長として議会の同意を得て任命することとなり、任期は３年となります。

また、市長と教育委員会で構成いたします総合教育会議の設置が義務づけられることとなります。この会議におきましては、教育行政の大綱の策定や、教育を行う上で条件整備などの重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命や身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置などについて協議、調整が行われる予定でございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

新しい教育委員会制度では、これまで教育委員長と教育長がいらっしゃいましたが、それを足して合体した新教育長ができるということでございます。

改正法は、今おっしゃったように統合して任期３年の教育長が新設をされ、今答弁がありましたが市長が任命をするということになります。ただ、移行措置が書いてありまして、現在の教育長の任期が切れるまで旧体制で運用ができるというふうにもなっております。

現在の教育長の任期は、２３年の２月２２日より４年、すなわち２７年２月２１日、来年の２月２１日の任期となります。そうすると、新制度がスタートする４月までの約１カ月間、期間がありますので、当然、今の制度での教育長が多分任命されるんだろうなと思います。そうしないと空白期間が生まれますので。

そうすると、そこから任命されて４年期間がありますので、移行措置としてそれから４年続くのかどうなのかということがちょっと気になります。要するに、移行措置では現在の教育長の任期が切れるまで旧体制でいいよということになりますと、４年続くわけですので新体制はそれからになってしまう、４年おくれになってしまうのかということになってくる。

現在の、旧、新と使わせていただきますが、現在の体制から新しい体制への移行というものは、今の教育長の任期との関係の中でどのような移行になっていくのか。どのように今検討されているのか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

議員がおっしゃいましたとおり、経過措置がございますと、当市におきましては２７年度から約４年近く現行制度のままということになります。

その間、教育委員長と教育長が併存するわけでございますが、現行制度による体制のまま継続するかどうかにつきましては、現時点におきましては未定ということでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

まだ今の段階では少し不明な点があるということでありました。

どこかでは、これ最長４年で移行するのか、途中で移行するのか、これは今後検討されるんだろうと。ただ、国としてはそういう方向性が出ているんで、どこかではこれはやっぱり早く変えるべきなのかなとも思いますが、３回目に入らせていただきます。

４月以降は、何にしても旧体制が当面は続くわけです。そうすると、位置づけの話なんですが、独立した行政委員会として市長部局とは切り離した形でずうっと運営がされてきた。

今回、改正後では、市長は総合教育会議を招集して、その委員というんですか、一員となってくると。そうすると、もう１つ確認したいのは、この位置づけとともに、旧の体制のままで総合教育会議というのは開催が可能なのかどうか。これは新体制のほうの議論ですので、現在の位置づけが変化が出てくるのかということと、旧の体制を継続したまま、市長は総合教育会議を招集されるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

私のほうからは、教育委員会の位置づけにつきましてお答えさせていただきます。

教育委員会は、地方自治法第１３８条の４及び第１８０条の５に規定されます普通地方公共団体における執行機関としての委員会でございます。教育委員会制度の改正後も、これまで同様に行政機関とは独立した形の合議制による執行機関となりますので、従来どおり行政委員会に位置づけられるものと認識しております。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

総合教育会議につきましては、原則として、市長部局が事務局を持つこととされておりますもので、企画総務部よりお答えをさせていただきます。

教育総合会議は、平成２７年４月１日より施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４の規定に基づき、地方公共団体の長により設置するもので、市長及び教育委員会により構成する会議として、市長の招集により開催することとなっております。

設置目的といたしましては、同法第１条の３の規定に基づく市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する協議や、構成員の事務の調整を行うもので、構成員は調整結果を尊重しなければならないものとされております。

議員お尋ねの旧体制で総合教育会議の開催ができるかということでございますが、この総合教育会議の関連規定につきましては、経過措置が設けられておりません。このことによりまして、法の施行される平成２７年４月以降の段階で、旧体制でありましても必要に応じて会議は開催されるものと認識をしております。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

旧体制でも、市長は招集できるということで確認をさせていただきました。

それでは２点目に、市長として新たな教育行政推進への考え方についてお尋ねをします。

新体制は、先ほども答弁がありましたが、新体制の移行時期は別にしても総合教育会議は開催ができるということになってまいります。これは先ほど教育次長も答弁がありましたが、大綱を定めると、要は大枠をつくるわけですね。

ただ、新聞の解説なんかを読んでみますと、これは新聞の記事ですので、市長は強い権限を持つ新教育長を任命できるほか、教育行政の大綱づくりを担うため、市長の自覚と自制が大事で、教育には政治的中立性、安定性、継続性が必要なことをよく認識すべきというふうなことは新聞の記事には書いてある。要するに、市長の強い権限でぐっと押し込むと、市長がかわるたびに方向も変わる。これまで、行政委員会として教育委員会でつかさどってきたものが少し、横やりという言い方は大変失礼ですけど、横からの力も入ってくる。

そうなりますと、とはいうものの市長が招集される総合教育会議が一番大きなものになったときに、市長もこれからは全く違う組織ですよということから、そうは言い切れないことになったときには、市長の今のお考えを少し確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

竹井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の教育行政におきましては、例えば市は予算の編成、執行などの権限を有しておりまして、一方、教育委員会は独立した執行機関として公立学校の設置管理等や教職員人事などの権限を有しておると、これはご案内のとおりでございますし、その中でも相互連携を図りつつそれぞれの権限に基づいて実務を執行することとなっておるところでございます。

こういう中にあって、今回の教育委員会制度の改正、改革におきましては、先ほどもご答弁させていただいておりますが、教育委員長と教育長を一体化した新たな教育長を設置することによる教育行政の責任体制の明確化、さらには首長と教育委員会による協議調整の場となる総合教育会議を設置することによる民意を代表する市長との連携強化、教育委員会の審議の活性化や迅速な管理体制の構築などによって、これまでの教育委員会の抱える諸課題の解決を一層図るものを意図するものであろうというふうに理解いたしております。

さらに、市長としての関与の高まる側面としましては、少し触れていただいた中立性とか継続性とか安定性とか、当然のことであろうかと認識いたしておりますが、まず新教育長の任命権を持つということ、それから市の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について総合教育会議での協議調整を経て策定することとなりまして、この任命や大綱の実現に向けた責任は市長に帰属するというふうに認識をさせていただいておるものでございます。

これら制度改正の趣旨を踏まえまして、本市といたしましては総合教育会議を通じてお互いの権限のかかわる部分について、教育委員会との協議、連携を図って方向性を同じくしつつ大綱を策定するということと、市と教育委員会がこれまで以上に足並みをそろえて教育行政の推進を図ってまいる必要があるというふうに現時点では考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

これから始まることなので、余りここであれこれ言うのはちょっと早いと思いますけれども、これまで以上に少し市長の意思というのも入ってくるし、さまざまな場面で、今までは予算権だとか、執行権はこっちだというふうな議論がちょっと崩れてくる。そういう意味では、それぞれが慎重な議論を重ねながら、亀山市の教育にどうあるべきかというのは、やはり両者が今度は一体となってぜひお願いしたいと思います。

次に大きな３点目、地域内情報化・公衆無線ＬＡＮ、Ｗｉ－Ｆｉの整備についてお尋ねいたします。

１点目に、公衆無線ＬＡＮの認識についてお尋ねをしたいと思います。

私の政策の柱というのは、「人がまんなか。“コミュニケーションタウン”をカタチに。」というのが２０年前につくったロゴです。市民目線で、いろんな人や地域が交わる、そんなまちづくりになればいいなあということでつくりました。

ただこの２０年前は、コミュニケーションというのは言葉によるコミュニケーションだったと思うんです。ちょうどそのころに、ようやくインターネットも始まってまいりました。インターネットの接続ということから見れば、当時は電話回線しかなくて、亀山市もほとんどアクセスができなかった。そういう意味で、鈴鹿にはいっぱいありましたので、鈴鹿と亀山市と同じ市外局番にしたらどうだということで、今は０５９ですけど、当時０５９３、MA化というのが企画を中心に動いていただきました。当時の助役さんも随分熱心に動かれて、結果、亀山の８という局番が鈴鹿で使われているんで、結局０５９５でここはおさまったと。ですから、つながなかったんですね。ただ、結果、亀山と関は同じ局番になりましたので、合併のときには市外局番の議論はなかったという、副産物としてはそういうことです。

そうやって電話でつなぐ回線から、ケーブルテレビが入った瞬間、今度は光ケーブルでインターネットが始まってきたと。そして、今は無線によって、携帯に始まりスマートフォンというところに来て、いよいよこの２０年の間に、スマートフォンさえあればインターネットが手元で見れるような時代になってきています。

今、この議会も今議会からネットでライブ中継をしておりますし、これはスマートフォンでも見れるような仕掛けとなっておりますので、何か毎日１００件ぐらいのアクセスもあるというふうには聞いております。そういう時代になってまいりました。

そうすると、さらに今は無料でインターネットで無線に接続する公衆無線ＬＡＮというのも少しずつ動き始めてきております。この公衆無線ＬＡＮについての、今の市役所としての認識をまず確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

近年のインターネットの利用につきましては、これまでの家庭からの接続だけでなく、スマートフォン、タブレット端末といったモバイル端末からの接続が増加している中、来訪者へのサービスとして、公衆無線ＬＡＮを提供している店舗や公共施設が増加している状況にございます。

しかしながら、公衆無線ＬＡＮは簡単にインターネットへの接続環境が提供でき、利用者にとっては非常に便利なサービスである反面、セキュリティー対策をしっかりしないと通信内容を盗聴されたり、ＩＤやパスワードを盗まれたりと、犯罪等に悪用されるおそれもあります。

現在、本市といたしましては、公衆無線ＬＡＮの具体的な導入予定はございませんが、公共施設への設置要望でございますとか導入自治体における利用状況、費用対効果、セキュリティー対策等、公衆無線ＬＡＮ設置に関するさまざまな調査を実施した上で、導入について研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

総務省が調査した記事が載っておりました。

サイトでも載っておりますが、三重県内の市町で公衆無線ＬＡＮを設置しているのは７市町あるんだそうです。いなべ市が載っていましたので、事務局から調査をしてもらいました。資料が来ましたが、これは市長が公衆無線ＬＡＮをやりたいというふうな発想をして、通信業者に声をかけたんだそうです。通信業者もキャンペーンの期間中だったんで、無償で提供しましょうと。要するに、自分の設備が届く範囲らしいんですが、でも結果、たしかあそこは本庁舎と分庁舎ですので４カ所、文化施設４カ所、図書館１カ所、９カ所に既に配置がしてあると。ただ、これは無料で当時してくれたんですけど、今後やる場合は有償になるということで、これ以外は考えていないということでありました。

亀山市では、以前、道の駅と関ロッジのロビーのところで使えます。ただ、この質問があるんで道の駅へ行きましたら、たしかつながらなかったので、ちょっと変わったのかなあと思います。これは自販機の業者がただで無線で流しているんですけど、ちょっとなくなっておりました。

出張とか視察とかで、ビジネスホテルに泊まりますと、以前は有線で無料のインターネットだった。これが最近はスマホとかタブレットがふえていますので、無線でつなぐサービスがもう動き始めています。だから、有線から無線ということになってきているわけです。

今も置く意思はないとおっしゃいましたが、いなべ市のように大きく集まる公共施設、市役所、これも多くの来訪者がある中で、いなべ市の例をとるなら、総務省もそういうふうなことを調査している中で、改めて、試験的に市役所のロビーでも置くような考え方はないのか確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

公衆無線ＬＡＮを試験的に公共施設、特に市役所に設置する考えはということでございますが、今年度、試験的ではございませんが、本庁舎の議員会派室のほうに無線ＬＡＮの設置を行ったところでございます。

公共施設、特に市役所内での無線ＬＡＮの設置につきましては、先ほど申し上げましたさまざまな調査を実施した上で、さらに住民等のニーズ等も的確に把握した上で、今後導入に向けた検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

やる気を聞いてみたんですけど、最近ちょっと実家に帰ることがあって、帰りに宿泊をした旅館でも無線ＬＡＮでした。旅館にはほとんどインターネットサービスはないんですよね、和風旅館というのは。それが、そこにも無線ＬＡＮがある。やっぱり時代の流れだと思うんですね。

そうなると、ちょっとこれ思うんですけど、ロッジにはロビーしかない。ロッジだって、液晶産業で最先端を行っているまちにそういうものが全くないということ、検討しますと。これ時代錯誤というと叱られますけど、多分スマートフォンの液晶は、ＩＧＺＯは亀山でつくっているね。それの派生するサービスを考えますという遅さでは、私はとてもこれ先に進まないというかね。

議会も、今おっしゃいましたが、検討課題として、無線ＬＡＮができるようにきのうようやく設置が終わって、これで議会の中でも会派室でも使えるような状況にようやく持ち込めました。議会が先行しているわけじゃなくて、議会が時代に合い出したと。市役所はまだまだ時代に合わないということを言って、次のところに入らせていただきます。

２点目に、災害対策や観光対策としての公衆ＬＡＮの必要性について、お尋ねをしたいと思います。

総務省の、これも新聞に載っていたんですけど、地域情報化の推進でブロードバンド網や地域公共ネットワークなどネットワークの整備があって、その中に地方自治体における公衆無線ＬＡＮ整備というのが書いてありました。

２６年度予算には、災害への備えとしての無線ＬＡＮ設備の普及を促すとして、自治体が災害時の避難場所となる施設などに設備を導入する場合、費用の２分の１を補助する、そんな方針であるということも載っておりました。また、この無線ＬＡＮを広げることによって災害時の情報確認や、ネット回線を使って通話ができるＬＩＮＥなどのやりとりも想定をしているんだということでありました。

また観光振興のために、外国人観光客のために、無線ＬＡＮがないんで、観光地の情報を提供しようというふうなこともあるんで、今度は観光対策としての公衆無線ＬＡＮというものも整備しようとしていると。これも高山市の記事が載っておりましたので、調査を事務局からかけましたところ、２６年度からやるということで、これは自前でやるということなんだそうです。民間を使わず、市が整備をするということなんだそうです。

それから、昨年会派で視察をしました敦賀では、地域防災情報伝達としての地域無線ＬＡＮを整備して、地域情報伝達システムの多重型の一つのツールとして使っている、そんなことでありました。

そういう事例を紹介しながら、総務省が推進しようとする災害対策、観光対策としての公衆無線ＬＡＮの整備の必要性についての認識を確認させていただきます。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず災害面での活用でございますが、東日本大震災におきまして通信基地局の停電等からインタ

ーネットにアクセスすることができなくなった事例もございました。

このことからも、今後見込まれる大規模災害に対応できるよう、公衆無線ＬＡＮを含む多様な通信手段を確保する等、災害時における情報通信基盤の強化が今後の課題になってくるものと考えております。

また一方で、観光面の活用でございますが、先ほど道の駅は使えるということで確認をさせていただいて、ちょっと場所が悪かったと。申しわけございません。現在、関ロッジ、道の駅、あと観光協会の事務所には公衆無線ＬＡＮが設置されておりまして、無料でできる環境となっておりますが、議員ご指摘のように、今後はこのような来訪者に向けたインターネットによる情報収集、環境整備の要望も増加するものと見込んでおります。

先ほど、議員おっしゃられたように、公衆無線ＬＡＮを活用するのであれば、まず災害と観光、この両面を考えていくということが先決であろうと認識をしておりまして、こういった他市における導入状況等も参考にしながらしっかり研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

市内で３カ所、そういうふうなサービスがされているということは確認をさせていただきました。

今、防災、観光としての対策も今後重要じゃないかということでしたが、高山市と敦賀市の取り組みで共通することというのは、地域のケーブル会社の光ケーブルを活用して、そこに公衆無線ＬＡＮの整備を行っている点です。ですから、新たにとか通信会社じゃなくてケーブルを使っていると。

特に、敦賀の例では、原発誘致で設置した老朽化した防災行政無線のデジタル化、これには２０億円ぐらいの移行費用がかかると。そういうことであれば、ケーブルテレビの光ケーブルを活用して地域無線ＬＡＮの整備を行うと。これはどういうことかといいますと、ケーブルの入ってない地域とかがあるんだそうです。そういうところに線を延ばして、周辺というか、そこら辺は無線のＬＡＮで情報を流すということなんだそうです。

そうなりますと、同じ条件は亀山市も整っておりまして、亀山市はほぼ市内全域にケーブルテレビ網は設置をされてあります。当然これは光ケーブルです。それから、亀山市の、これは古いですが、地域力エンパワーメントプラン、終了しておりますけれども、これのビジョン２というところを見ますと、ケーブルテレビの一斉通報、外国人向けの情報提供というのが書いてあります。どこまでやれているのかはわからない。これは多分ネットじゃなくて、パソコンの中で見る。これを有線から無線に切りかえて、まさしくこれビジョン２でいうものがここに掲げられたと。時代の変化なんですね。

そう思うと、ケーブルテレビの光ケーブルを活用して地域内での公衆無線ＬＡＮは、どこからやるかは別にしましても、ケーブルを利用した無線ＬＡＮの整備の必要性については今どんなお考えなのか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ケーブルテレビにつきましては、平成１４年に旧亀山市と関町を対象範囲として、テレトピア計画によりましてケーブル網が敷設されたというふうに記憶しておりまして、今後、こういったものがさらに地域の情報化を進めていくために非常に重要になってくると認識をしておるところでございまして、例えば株式会社ＺＴＶと連携しながら、この光ケーブルを活用して公衆無線ＬＡＮに対する施策を進めていくということも今後は必要になってくるものと認識をしておりまして、あわせて研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

今おっしゃいましたテレトピア計画、私も委員でずうっと参画しておりました。

でも、今から思うともう古いんですよね。なぜ、議会が今ライブでスマートフォン向けにやっているかというのは、もうインターネットの環境が家じゃなくてスマホの上に乗っかっていますんで要らないんですね、わざわざ。ケーブル会社には申しわけないんですが、わざわざインターネットを引かなくても無線で家でネットができると。

そうなると、これはちょっと無線の話ですけど、テレトピアをつくったときの有線におけるデータ伝達から、無線を介在する時代に切りかわったときに急速な進化だと思うんです、これはね。そうなりますと、議会でも、だからパソコン向けだけではなくてスマホ向けにも今回流しました。どれだけ見た人がおられるか、でも１００ぐらいのアクセスがあるはずですので、結構見ていらっしゃる。

もう１つ、格安スマホというのが出てきて、安い料金、これは利用量の制限がありますのでフルには使えないことになっています。そうすると、こういう公衆無線ＬＡＮスポットがあれば、少しそこでいろんなチェックもできる。例えば、観光協会にあることを大々的にＰＲすれば、あそこで情報をとって関宿の散策にも行けるということになっていく。ロッジはロビーにありますので、そこで見れる。

そうなると、災害対策上でも当然これは必要なことですし、観光上でも必要だし、やっぱり無線という一つのツールの中で新たにこれからの時代を考えざるを得ないんだろうと思うんです。そうなりますと、亀山市地域エンパワーメントプランというのは、あのままで終わっているんですね。あれも結果どこまでやったのか、どこまでが課題なのかわからないまま尻すぼみみたいになっていると。

そういう意味では、単独で私がこんなことを言っても余りだめなので、もう一度エンパワーメントプランみたいなものを、今度は有線から無線を軸としたそういうプランづくりというんですかね、その辺を着手して総合的に検討してほしいなあという思いがあります。その辺のお考えはどうか、最後に確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、ＩＴ技術というのは本当に急速に進化しているというふうに思っております。

公衆無線ＬＡＮ整備に関する国の動向、また今回議案で、補正予算で出させていただいております社会保障・税番号制度、こういったものの動向、情報の拡大、こういったものにつきましては、議員ご指摘のとおり、新たなＩＴ計画の中でしっかりと具体的な施策を検討していくべきものというふうに考えておりまして、企画総務部における大きな課題だということで認識をしております。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○２０番（竹井道男君登壇）

宿題みたいな質問になりましたけれども、ぜひ３つのテーマはきっちり捉えていただいて、さまざまな政策課題はまだまだ残っているし、この情報化という問題は、特に液晶産業という大きな産業をしょっている市が何かやっぱりおくれているというか、ないというのは、もう少しこの辺はきちっと足元を見て、亀山に来れば最先端のものがよくやっているよねと、私はぜひそんな市に生まれ変わるような努力もしていただきたいと思います。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（前田耕一君）

２０番　竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５１分　休憩）

（午前１１時０２分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　豊田恵理議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、移動困難者問題についてお聞きをいたします。

移動困難者とは、亀山市地域公共交通計画にもございますように、ここでは主に自家用車に乗車したり、同乗をして移動することができない人のことを指すこととしてお話しさせていただきます。

移動困難者として上げられる人の多くが高齢者や障がいを持った人と考えることができますが、現在、亀山市では高齢者の方や障がいを持っていて車に乗ることができないような人はどれぐらいの数がいるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

６番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

移動困難者ということでございますが、先ほど言われたようになかなか特定することが難しいということで、まず６５歳以上の高齢者の数ということでございますが、１万２，１７９人で、人口に占める割合としましては２４．３７％となっております。さらに、７５歳以上という高齢者につきましては５，９７５人でございます。また、障がい者の数としましては、身体障害者手帳交付者２，２９４人、それから療育手帳交付者２９１人、それから精神障害者保健福祉手帳交付者が２２

５人となっております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

現在の高齢者、そして障がい者の方々の数ということでお聞きをさせていただきました。

しかしながら、高齢者であっても車を自分で運転することができる人もあれば、障がいをお持ちでも運転できる方はいらっしゃいます。そんな中で、私が先ほど定義づけました移動困難者という方の数というのは、もうそれ以上把握できないということで伺いました。

それでは次に、２番目の移動困難者への対応についてお伺いをしたいと思います。

車を運転したり、乗せてもらったりできない移動困難者のほとんどが移動に使用するであろうものが公共交通手段でございますが、亀山市において行われている公共交通について、私、以前から公共交通については何度も質問をさせていただいておりますが、現在、亀山市で運行している公共交通手段としては、例えばコミュニティバスであったり、事前予約制施設送迎サービス、そして福祉移送サービス、また移動の経済的な補助をするためのタクシー料金助成制度などが存在いたします。

これらは余りなじみがないものもあると思いますけれども、それらについてお聞きをしていきたいと思います。

それらはそれぞれ環境産業部の商工業振興室と健康福祉部の高齢障がい支援室の所管でございますが、まず高齢障がい支援室の福祉移送サービスについて、これが一体どういうものなのか、また対象、利用者数、利用率、必要経費など教えてください。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

福祉移送サービスでございますが、まず申請をいただきまして、資格のある方といいますのが、６５歳以上で身体上著しい障がいのために寝たきり状態の方であったり、身体障害者手帳１級から３級の交付を受けてみえる方で、歩行障がいのために車椅子等補助具を使用しなければ外出が困難な方、こういう方に申請いただきまして、登録制度をとっておりまして、利用料金としましては、まず利用登録は年会費１，０００円をお支払いいただきまして、利用料金については、市内につきましては１乗車につき２００円で、市外については５キロまで２００円、５キロを超えた場合というふうに料金が決められております。

実際の事業としましては、市のほうから社会福祉協議会に委託をして実施していただいておるところでございます。

利用状況でございますが、平成２５年度実績で３，２００人を超えるご利用をいただいて、登録者数については本年４月１日現在でございますが、１４７人の登録をしていただいておるところでございます。

予算も言われましたですかね。２６年度の予算としましては４１９万円でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

次に、同じくタクシー料金助成制度についてお聞きしたいと思います。

こちらは平成２２年から対象者が変わりましたけれども、このタクシー料金助成制度について、現在の利用者数、そして利用率、必要経費などについて教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

タクシー料金の助成制度でございますが、対象となる方につきましては７５歳以上の高齢者、あるいは身体障害者手帳の１、２級、療育手帳のＡ、精神障害者保健福祉手帳の１、２級をお持ちの障がい者の方で、事前に申し出された方にタクシー券を交付しておるところでございます。

助成額につきましては、７５歳以上の高齢者の方が１万円、障がい者の方１万５，０００円、これは年間ですが、障がい者の中でも腎臓機能障害１、２級をお持ちの方には４万５，０００円のタクシー券を交付しておるところでございます。

年間予算としましては、平成２５年度実績としまして２，５３１万２，３６０円ということでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

先ほど高齢障がい支援室さんのほうの福祉移送サービスについて、それからタクシー料金助成制度についてお聞きをさせていただきました。

この福祉移送サービスについては、今さっきご紹介いただいたように、対象者というのが高齢で寝たきりの人、かなり対象が限定をされております。一方で、タクシー料金助成制度につきましては、対象が７５歳以上、また障がいをお持ちの方で希望者の方というふうに、公共交通を利用する多くの方を対象としてカバーすることはできておりますけれども、一方で、以前から指摘をされていますように、年間が１万円であったり、一度に２，０００円までの使用が限定されてあったりと、移動困難者の方が例えば病院とか、日々の生活の買い物に出かけるためには到底足りないようなものであったり、またタクシーにつきましては、町なかから町なかに移動するだけでなく、例えば遠い加太地区から町なかにというふうに、地域的な距離の格差というのもございます。

こういった地域間格差というのを抱えているんですけれども、タクシー料金助成制度実施要綱を見させていただきますと、目的自体が「高齢者、重度障がい者及び重度障がい児がタクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、これらの者の社会活動を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする」とされております。

確かに、福祉の増進を図ってはおりますけれども、公共交通を使うことが困難な公共交通利用困難者の方に対しては、必ずしもそのニーズにはかなっていないということがわかると思います。

続きまして、商工業振興室の事前予約制送迎サービスについてお聞きをしたいと思います。

これも結構ご存じの方がいらっしゃらないなあということを、市民の方にお聞きしますとそういう感覚を持ちました。このサービスがどういったものなのか、また今年度といいますか、最近の対象利用者数、利用率、必要経費などを教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

お尋ねの事前予約制施設送迎サービスのことでございますが、この制度につきましては、高齢者や障がい者の３名以上のグループを対象にしておりまして、各地区の指定場所から総合保健福祉センターまで無料送迎を行うものでございます。

昨年度における延べ利用者数は９６２名でございまして、１回の平均利用者数は３．６人となっております。

経費のほうですが、このサービスにつきましては白川ルートのバスと１本で契約をしておりまして、そのうちこのサービスが占める額につきましては、今年度契約額で約１９０万円弱でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

９６２名の利用者ということで、平成２５年の亀山市地域公共交通計画の中でもそのサービスの利用者数の推移というので書いてありましたので、ちょっと確認をしたんですけれども、事前予約制送迎サービス、平成１９年で5，０３５人の利用、平成２０年、３，５３２人、平成２１年に２，２３４人、どんどん減っているんですけれども、現在の状況で９６２名とかなり少なくなっていることがわかりました。

この事前予約制送迎サービス、無料送迎ではあるんですけれども、今さっき紹介していただいたように、高齢者、障がい者で３人の方がいらっしゃらなければいけないとか、またあいあいにしか行かないとか、かなりの制約があるものでございます。それが少ない理由なのかもしれませんけれども、このサービスがだんだんと利用が減少傾向にあるとお聞きしたこの原因というのは何だと思われますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この事前予約制施設送迎サービスにつきましては、今議員がおっしゃいましたように年々減少傾向にございます。

このサービスそのものの目的が、いわゆる地域公共交通のバスのはざまを埋めるというような目的でございます。減少の原因につきましては、詳しく分析をしておりませんが、今議員おっしゃった利用のいろんな制約等もあるのかなというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

これはなぜ聞きましたかといいますと、このサービス自体が利用する前に事前に予約をして、予約があれば走るということで、これから導入が検討されていますデマンド運行とよく似ている部分があるから、そういう意味でも今後デマンド運行を亀山の公共交通に導入していく方向に持ってい

っている段階で、こういう事前予約制送迎サービス、よく似たものですけれども、こういったものもやはりきちんと把握しておくべきかなと思いまして、質問をさせていただきました。

先ほども答弁にもございましたけれども、また福沢議員のときにもバスについての質問がございましたけれども、やはり地域のニーズ、そして利用者のニーズというのがそのバスの利用ということに関してはすごく大事かなと思いますので、それに続いてまた質問をさせていただきたいと思います。

最後に、コミュニティバスについてお聞きをしていきたいのですが、現在、地域公共交通計画の進捗が大幅におくれていると聞いております。

具体的に、大きな変更点として、現在主に取り組まれているのが昼生地区のデマンド運行でございますけれども、この計画では事業実施予定が本年度後半、もう今時期だと思うんですけれども、なぜこれだけ進捗がおくれているのかということの理由を教えてください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今議員おっしゃいました地域公共交通計画に基づくバスの路線再編の進捗がおくれておる理由でございますが、確かに計画と比べますと進捗状況が全体的におくれが生じております。

その主な要因といたしましては、まず地域公共交通計画自体が路線再編の骨格やサービス水準を位置づけたものでございまして、実際の再編に当たりましては、関係地域ごとに具体的な運行計画案を作成いたしまして地域と十分な協議を行うなど、ある程度の時間を要するといったものでございます。

さらに、バス路線につきましては、再編する単一路線のみにとどまることなく、地域公共交通としての他路線への影響を十分考慮した上で進めていく必要があるというふうに考えております。

例えば、今現在協議をしております南部ルートにつきましては、今現在東部ルートと同一バスで運行しておりますのでその関係やら、廃止代替路線で亀山椋本線などがございまして、場合によってはそれらの関係する路線の課題の解決も関係してまいりますことからおくれておるというようなことでございます。

しかしながら、こうした課題はございますものの、より効率的で効果的な地域公共交通の確保を図るため、路線再編をさらに地域と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

確かに９日の福沢議員の質問の答弁に対してもそうだったんですけれども、丁寧に地域に入っているということでお聞きしております。

しかし、私が思いますに、この地域公共交通計画を計画どおり実施していくには、確かに丁寧にというのも本当に大事なことですけれども、まずマンパワー自体も圧倒的に足りないのではないかと私は今思っております。

地域公共交通会議の中でもよくお話に出ておりますように、また計画の中にも書かれていますように、地域交通をつくっていくためには、住民そして行政、そして交通事業者が一緒になって公共

交通ネットワークを形成、維持をしていかなければなりません。地域が今まで以上にバスの運行に深くかかわり、一方で地域のことに関しても市が実情を深く知っておかなければなりません。

そこでお聞きをしたいのですが、地域のことをよく知る、地域と話し合いをきちんとしていくという上で市はどれだけ地域と接触を持っているのか、またどのように地域とかかわりながら地域の実情を捉えているのか、お答えください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

路線再編に関する地域との協議のことをお尋ねでございますが、一昨日の福沢議員の質問にもお答えさせていただきましたように、現在、南部地区で昼生のまちづくり協議会と協議をさせていただいております。

昼生のまちづくり協議会には交通部会という部会もございますし、例えば自治会長さんであるとかまち協の役員さんであるとか、いろいろな立場の方がございますので、その方々と丁寧に一つ一つ、おとついも申し上げたように、いろんな論点整理ができてきておりますので、その論点を一つ一つ潰していく作業が今後あるのかなというふうに思っております。

それから、先ほども申し上げましたが、南部ルートと川崎地区の東部ルートとは１つのバスで今運行をしておりますので、当然、南部ルートの再編と同時に東部ルートの再編のお話も必要になってまいります。それにつきましては、先月、川崎地区の定例の自治会長会議がございましたので、その場で市側の運行計画案の提示をさせていただいたところでございます。

今後、川崎地区の東部ルートについても地元の方々と十分協議をしていきたいと考えておりますし、それ以外のルートにつきましてもいろんな関係者の方々のご意見を伺っておるというような今は状況でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

済みません、聞き方がちょっと悪かったのかもしれませんが、地域と、確かにそれは福沢議員さんのときにお聞きしたんですけれども、市としての、市の職員さんとして例えば人数でもそうなんですけれども、どういった方が入っているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

失礼しました。

市側の体制といたしましては、基本的には室長と担当で話をさせていただいておりますが、場合によっては私もその場に同席することもございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

市長にお尋ねをいたします。

先ほど申し上げましたように、私、公共交通を本気で考えていく、進めていくためには、地域と市の連携というのがとても重要になってくると思います。また、地域の事情を市の職員さん、市がきちんと把握していくということもとても大事だと思っており、実際、今後新しい公共交通のあり方として、余りなじみのないデマンド運行などが導入されようとしておりますが、公共交通会議の議事録を見た限りでは、地域と市の考える公共交通のあり方というのが随分かけ離れているように感じました。

９日の答弁でも、市長の答弁の中で、地域と丁寧に論点整理がなされてきましたというふうにございましたけれども、今後、その相違点、そしてそのお互いの距離を縮めて理解し合うためにはまだ当分時間がかかると思いますが、やはりマンパワーが足りないのではないか。これは人数的なものだけでなく、中身といいますか、例えばなんですけれども、地域に入るといいますと、先ほど室長さん、それから担当の方だけでなく、例えば平成２５年度に地域コミュニティの活動を支援するためにできた地域担当職員制度などございますけれども、そういったもう既に地域に入られている方、またこの制度につきましては特に地域にお住まいの方が職員制度として成り立って入るのが望ましいというふうに書いてございましたけれども、こういった地域に既に入ってわかっていられる方とか、そこに土着の方とか、そういった密接にその地域に根づいている方というか、わかっている方を派遣するという考えはあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

高齢者や障がい者など、自立した移動手段を持たない方々に対する交通手段の確保につきましては、基本的には関係室で構成する庁内の検討組織で、それぞれの取り組みを通じまして、引き続き横断的な対応をしていかなくてはならんというふうに考えております。

今、議員ご指摘をいただいたマンパワーがある意味不足をしておるので、少し全体として計画が進みにくいのではないかというようなご趣旨であろうかと思いますが、確かに大変丁寧に積み上げていくということ、それから体制も本当に限られた体制の中で、これはほかの業務についても言えるわけですが、そういう中で最大限の努力を重ねてきておるというのが現実でございます。

当然、商工業振興室を軸に、今少し触れていただきました市民文化部の地域づくり支援室、ここらの体制がさらに側面的なサポートをしていくことでありますとか、地域担当職員が当然地域に入っていっておりますので、それぞれの議論を受けとめて調整していくということもあろうかと思います。

その意味では、担当室を軸に関係するような地域にかかわる担当セクションとか、担当チームがそれをサポートしながら、大変限られたマンパワーの中ではございますけれども、ぜひ今後も連携を強化していくと。組織のさまざまな機能を横断的に連携させていくということにつきましては、最大限努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、昼生の今の積み上げは本当に手間がかかっておるところでございますが、確かに地域の中にもさまざまな論点があると。ここを本当に整理していくというのは、当然、丁寧さと同時にどんという力も要るんだろうというようなご趣旨であろうかと思いますけれども、非常にデリケートな

問題でもございますので、そこは段階的にしっかりと段階を経て積み上げていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、市の行政だけがこのサービスを提供していくというのには限界がございます。したがいまして、地域での支え合いとかＮＰＯとか、民間の事業所とか、さまざまな皆さんの活動がうまく連携するような形で地域公共交通の仕組みが全市的に展開できるよう、最大限努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

今回、私が質問したことについては、みずから車を運転したり、あと同乗することができない移動困難者、そしてその中でもなおかつ公共交通機関も何らかの理由で、例えばバス停が遠いとか時間が合わないとか、そこの地区まで行けないとか、そういったいろんな理由をお持ちで公共交通機関が使えない、そういった方々の市の対応についてお聞きしようとしておったんですけれども、やはり一番移動に困っている人というのは移動困難者であり、公共交通利用困難者であると思います。

自分で車を運転することもできなくて、また公共交通機関を使うにも先ほどのさまざまな理由によって利用が難しいと、それこそはざまにいらっしゃる方、そういった方により視点を向けるべきであると思っております。

今回、公共交通ということで高齢障がい支援室、そして商工業振興室に説明を伺わせていただきました。お互いがいろんな仕組みを持ちつつ、そこのはざまを補完しつつというふうにいろいろ工夫はされているのはよくわかるんですけれども、先ほどいろいろお話を伺った中で、やはり公共交通を使えない方というのがまだいらっしゃるというのが現実でございまして、このはざまにいる人たちがそういったいろいろあるサービスを受けられない、または受けにくい状況にございます。

先ほども市長、組織の連携を強化してというふうなお言葉がございましたけれども、この室同士の情報共有であったり連携が本当に必要であると思いますが、現在、どのように２室は連携をされているのかお伺いします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

私どもの商工業振興室と高齢障がい支援室の連携のお話でございますが、例えば私どものほうの地域公共交通計画の推進を含むバス等の身近な交通手段の確保という観点から申し上げますと、従来から庁内検討組織を設けておりまして、商工業振興室に加えて高齢障がい者担当室も参画する中で、情報の共有やら事業調整等を行っておりまして、今後も当該組織を通じた相互連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○６番（豊田恵理君登壇）

連携をとっていただきながら、本当にはざまにいらっしゃる方の声をきちんと把握していっていただきたいなと思います。

公共交通、特にバスですけれども、普通に生活をしている中で利用しようという方は今でも少ないと思います。ただ、本当に困っている方にとっては生活の一部であって、それがないと生活がやっていけない、そういう方がいらっしゃるということを念頭に置いていただいて考えていかなきゃいけないことだと思っております。

バスに関しましては、所管委員会でございますので、細かい点につきましてはあすの委員会で聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（前田耕一君）

６番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時３３分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　伊藤彦太郎議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、他市との関係についてということで、大きく２項目上げさせていただいております。

まず平成の大合併についてということで通告させていただいております。

平成の大合併で、旧亀山市と旧関町が新設合併を行い新亀山市が発足しはや１０年、合併した平成１７年１月というのがついこの間のように思えまして、もう１０年たつのかなというのが率直な思いでありますけれども、来年、平成２７年に市制１０周年という節目を迎えるということで１０周年記念事業とか、こういうこともいろいろと企画されている中、やはりこの節目にこの合併についていま一度検証すべきではないのかなというふうにも思います。

そこで、まずこの平成の大合併ですけれども、当市にとってどういうものであったのか。よかった面もあれば悪かった面もあるとは思いますけれども、来年、平成２７年に市制１０周年という節目を迎えるに当たりまして、当市における当時の合併、これをどう評価されるのか、その点についてまず見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

市制１０周年を迎えるに当たって、この合併をどう評価しておるのかというお尋ねでございます。

本市は平成１７年１月１１日、旧亀山市と旧関町の合併により誕生し、大いなる希望を胸に新たな歴史を刻み始めました。

合併１０周年を迎えるに当たり、今振り返ってみますと、旧亀山市と旧関町は深い交流の歴史を有しておりましたが、合併協議におけます真摯な議論、そしてそれを契機とした第１次総合計画の

策定など一体感の醸成が図られていく中で、例えば平成２２年の国勢調査の結果におきましては人口が５万人を超えまして、名実ともに市の仲間入りをする都市へと成長してまいったと感じております。

また、地域社会におきましては、これは議員も肌で感じていただいておるんだろうと思いますが、亀山商工会議所と関町商工会との合併を初め、自治会連合会などの各種団体の合併、あるいは地域コミュニティにあっては旧関町へも拡大をいたしまして、本当に地域が主体となった取り組みでありますまちづくり協議会の設立に向けての取り組みなど、新しい亀山市は市民活動とか地域活動の元気が生み出されつつあるというふうに感じておるものでございます。

そのような中で、合併に伴いまして新たなまちづくりのため発行されました合併特例債等々を活用した事業につきましては、例えば関中学校の改築でありますとか、亀山斎場の建設、和賀白川線の整備、さらには北東分署の整備など、公共施設の充実を図ってきておるところでございます。

さらに、さまざまな分野におけます市民活動は活発化するとともに、旧東海道の３宿を有する本市独自の歴史文化資源を生かした取り組みは、全国で第１次となる歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けることができまして、現在まで関宿を中心として計画に基づく事業の展開を段階的に進めてこれたというふうに感じております。

一方で、市の財政構造につきましては、平成１７年には、ご案内の液晶関連産業の展開も相まって地方交付税の不交付団体となったところでございますが、その後、リーマンショック等々を経て、企業収益の悪化とか個人所得の低下による税収の落ち込みなどによりまして、平成２３年度には７年ぶりに普通交付税の交付団体となって、行政経営の大きな転換点を迎えたところでございますけれども、その中で本当に市民、行政、各関係団体、それぞれの英知を結集しながら、環境に変化すべく行財政改革を進めるなどの最善の努力を重ねている、まさに現在進行形の中にございます。

今後でございますが、社会経済情勢は一層厳しい局面を迎えることも予想されるわけでございますが、私どもはこの平成の大合併、全国でもさまざまな状況等々が生み出されておって、成功もあれば失敗もあると。

短期的に見るというか、中長期の中で評価がなされていくものとは思っておるものではございますけれども、新亀山のこの１０年の歩み、１市１町のこの合併につきましては、先ほども申し上げたような、総体的には地域の力を一体化させ、そして着実にそれが発展への歩みを進めておるという意味で総体的に評価をいたしておるものでございます。

今後、この１０周年を節目といたしまして次の新たなステージへ入ってまいるわけでございますが、この時代にふさわしい自治体経営を行って、５万市民の愛着と誇りが生まれて、一層幸福実感の向上につなげられるよう、次の段階への取り組みを進めていかなくてはならないというふうにこの１０年間を感じさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

さまざまな見解を聞かせていただいたと思います。

市制施行５周年のときも同じような式典とかもあったりしまして、その際にも合併５周年を迎えるに当たっての合併に対する評価みたいなものをたしか言われていたようにも思うんですけれども、

１０周年たったということで、先ほど一体感の醸成であるとかコミュニティの拡大とか、その辺がというふうに言われましたけれども、たしか５年前は特に一体感の醸成とか、特例債事業における新たなこういうふうなことができたという、インフラの整備、その辺ですよね。その辺を中心として、ただこれから市の運営を行っていくんやという途中経過のような雰囲気であったのが、１０周年たった今、やはり新たな時代というのを見据えるようになれてきたのかなと。

財政運営の話もちらっと言われましたけれども、ただ先ほどちょっと特例債の話もありましたけれども、この議会でも言われています合併算定がえがそろそろという話もあります。既に合併補助金にというのが、たしか合併５周年ぐらいでもう打ち切られたかと思いますけれども、合併することによっての財政措置みたいなのが、しばらく続いていたのがもうそろそろ切れそうなこのときだからこそ、もう一度、これからが本当に合併してどうだったんだというのが実際に実感として出てくるのかなあというふうに思いますけれど、その辺もありまして、まずこの１０周年ということで確認させていただいたんですけれども、そんな話の中で、通告２番目にもするんですけれども、当時、平成の大合併のときにこんな話を耳にしたことがあります。

１０年後、もう一度さらなる大合併が来るんではないかと、こんな話でした。そのときこそ本当の意味での平成の大合併じゃないのかと。そんな話も実際どうやったんやろうかとは思うんですけれども、ちょうど平成の大合併の後、着実に地方分権の推進というのはあったとは思うんですけれども、政権交代があった、リーマンショック、先ほど市長も言われましたけれども、そんなことがあったり、やはり何といっても大きかったのは東日本大震災だったと思います。あれでやはり日本というのの価値観が大きく変わってしまっている。そんなようなさまざまな社会情勢の変化の中、合併云々という話の議論自体がどこかへ行ってしもうておるというか、そんな感がありました。

ただ、昨年ぐらいからちょっとこういうふうなことが言われていました。人口減少社会ということが実際問題として、かなり切実な問題として浮上してくるに当たりまして、消滅する自治体が今後出てくるのではないのかと。震災の話を出しましたけれども、特に震災の被災地においてその存続そのものが危うくなってくる自治体が発生してくるのではないかと。

これは大学教授とか企業経営者から成る民間組織である日本創成会議の人口減少問題検討分科会というのが言われていたことですけれども、消滅可能性自治体ということで８９６の自治体が上げられたと。実際それがどうかというのは別にしまして、幸いというか、この亀山市の付近というか、この北勢地域ではそういうふうな自治体は、実際木曽岬町というのがあったんですけれども、こちらは地理的に特殊な部分があるということで、多分その辺の話なんだろうと思いますけれども、ただこういった話の中で道州制の議論とかも徐々にまた出始めてきた部分もあって、やはりこういうふうな意味ではさらなる自治体再編という話が国のレベルで出始めているのかなという雰囲気が感じられます。

そこでお尋ねしたいんですけれども、先ほど来から言っています人口減少社会においての自治体再編とか少しささやかれるようになった中で、当市においてさらなる合併というのがどうなのか、この可能性について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のとおりで、今日本の人口は減少していくと、この流れは明確であろうと思います。

本年春でしたか、日本創成会議の消滅自治体の非常にショッキングなニュースが飛び込んでまいりましたけれども、多分大きな流れとしてはそういう人口動態の傾向をたどるんであろうというふうに予測をいたしております。

ちょうど国の国立社会保障・人口問題研究所より公表された日本の将来人口推計を見てみますと、２０１０年の１億2,８００万人から２０４８年には１億人を割ると。それから２０６０年には8,６００万人になるという推計がなされておるところでございます。

三重県におきましても、現在１８４万人でありますが、２０４０年で１５０万まで人口が減少するという非常にショッキングな数字が公表されたところでございます。

一方で、そういう中にありまして少し触れていただきました全国的な人口減少が多分進んでいくという中において、例えば道州制でありますとか、ご指摘のような自治体の再編ということにつきましても、いろんな可能性が生まれてくるんだろうというふうには考えられるところでございます。

そこで、本市でございますけれども、本市の将来人口推計を見てみますと、２０１０年で5万1,０２３人から、２０４０年、平成５２年ですが、５万１１９人と現在推計がなされておりまして、高齢化率は高まってまいりますものの、大きく人口の減少を迎えることはないというような推計値が出ておるところであります。

同時に、これも先ほどの社会保障・人口問題研究所の試算でございますが、人口の減少にとって大きな要因となります２０代、３０代の女性の数というのが、三重県内ではどこも下がっていくんですが、亀山市はそれが高どまりしておるという非常に最右翼の自治体というふうな推計も出ておりまして、県内ではいろんな状態が生まれてくると思っておりますが、本市におきましては大きく人口の減少を、１割、２割減るというような状況にはならないというふうに予測をいたしております。また、それに合うような定住化の施策等々は重要な意味を持つというふうに思っております。

このようなことから、本市におきましては現時点で市町村合併の第２幕というか、新たな再編といった考えは現在持ち合わせていないということでございまして、「小さくともキラリと輝くまち・亀山」を目指して頑張っていきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

合併についての市長の見解ということで、はっきりと合併を現時点では考えられる状況ではないだろうと、そういう話だったと思います。

以前から市長は持続可能な自治体運営、行政運営ということを言われていまして、持続可能なと言われるというのは、一つの受けとめる印象としては単独でも十分やっていけると。特に平成の大合併というのを経験した立場で考えれば、このまま１つの自治体で、単独で行くということはかなり厳しいであろうと、そういうふうな話があって合併に踏み切ったという話もあったと思います。

これは旧関町、旧亀山市以外にも、ほかにもあった話でしょうけれども、ただそんな話ではあるんですけれども、今議会でも、財政的に黒字とはいえいずれ厳しくなるとか、それこそ持続するためにはという話で言われておったわけですけれども、持続可能な行政運営を続ける上で非常に厳しさというのが存在しておるんやというふうに絶えず言われていたと思います。

そういう意味では、将来にわたってこの厳しさというものが続くというのであれば、私はそれこそ合併という手段はスケールメリットなりで、その辺の究極の行財政改革やと思うんですね。少なくとも、もちろん財政収入額とか標準のその辺の算定とかで、交付税云々の話ではあるとは思うんですけど、やはりもともと自治体の基盤を強化するというのが私は平成の大合併の目的やったと思います。当時、自治体の規模ということで、やはり１０万以上の人口規模は必要やというような話もあったと思います。

その辺の話の中で、大分昔の話なんですけれども、平成１６年の４月２９日の伊勢新聞なんですけれども、旧亀山市、旧関町において、合併廃置分合の議案が議決された２日後なんですけれども、その翌日に当時の首長であった田中亮太市長と清水孝哉関町長が野呂知事にこの辺の報告がてら合併申請をしに行ったと、この記事が載っているんですけれども、そこにこういうふうな当時の田中市長のコメントが出ています。そのままちょっと読ませていただきます。

また、田中市長は申請後、両市町の合併が議論されたが破談に終わった鈴鹿市について、これからの段階で門戸を閉ざしてはいない。鈴鹿市の意思がどう固まるか見ながら、これからのつき合いを考えつつ政策を進めたいと話し、将来的に鈴鹿市との合併もあり得る見方を示したと、こんなふうに書いてあるわけですね。

当時、たしか２市１町の合併というのがありまして、これは四日市まで含めた北勢地域全体の大合併という話が出た関係でというのはあったと思いますけれども、たしか旧亀山市においては鈴鹿市まで含めた２市１町を望む声が非常に大きかったと聞いていまして、実際、議会でも多数の議員さんが２市１町を主張されていたと聞いています。旧関町においても、実際にアンケートが行われていたのを私も覚えておるんですけれども、この結果では、２市１町を望む声というのが一番多数を占めていたと思います。最近、２市１町を主張されていた議員さんの見解にも触れましたけれども、かなり妥当な感覚を感じさせられたということもありました。

そんな中で、１市１町が選ばれたというのは、これは政治的判断であったとは私は思っております。その政治的判断をされた一人である当時の田中市長の見解として、さらなる合併の可能性というのが示唆されていたということは、こういった人口減少社会において１市１町でいくんだと言いながらも、さらなる規模といったことも視野に入れていかなければならないのではないかというのがあったとは思うんですね。

こういったことも考えると、もちろん持続可能なというふうに言われている市長の今の見解はそうやと思いますけれども、今後こういったもう少し大きな規模での自治体運営とか、そういう可能性もある程度考えるべきではないかと思いますけれども、もう一度その点についてご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今後さまざまな変化はあるだろうと思いますが、市町村合併をするか否か、イコール広域行政をするしないということではなくて、好むと好まざるにかかわらず、今後それぞれの基礎自治体は広域行政の中でそれぞれ連携、補完をし合いながら展開していくということがあるべき姿ではないのかなあと思っております。

確かに、昭和もそうですし、平成の大合併もおっしゃるように国から見れば行財政改革の最たるもので、スケールメリットを生み出しながらというような意図が当然あったと思います。その一方で、合併によって従来の地域にありましたアイデンティティーとか地域の文化とか、こういうのが薄れていくと。そのはざまの中でどのように考えていくのかというのは、おっしゃるように東日本大震災後の日本がどのようにあるべきかというところとも連動するような話であろうと思っておるところでございますが、今後につきましても、先ほど申し上げましたさまざまな可能性はあろうと思いますし、平成１６年のただいまご紹介いただいた当時の田中前亀山市長のコメントにつきましても、どのような趣旨で発言されたかは私は想像の域ではございますが、一定の見識の中でご発言をされたものというふうに理解をさせていただいておるものでございます。

今後でございますが、さまざまな分野において、５万都市亀山としての一定の歩みが動き始めておりますので、さらにそこのところはしっかりとこれを前進させていくということが大事であろうと思っておりますし、広域連携につきましては、今後も引き続いて長い歴史を持ちます鈴鹿市とのこの関係は、従来から申し上げております基軸の関係であろうというふうに思っておりますが、これを基軸としつつ、津市、伊賀市、甲賀市の隣接４市とのさらなる連携も含めまして、本市としての取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと唐突な合併議論かなというふうな部分もありますので、現時点ではそういうふうなことなんだろうなというふうには思っております。

ただ、絶えず市長が言っておられるダーウィンの進化論ですかね。強いものが生き残るのではない、環境の変化に対応できたものが生き残るのだと、そういうことを思えば、今後も国の動向なり社会の変化というものが出てくると思いますので、それにしっかり対応できるその一つの手段でもあるかもしれないと思いますので、この辺の意識を持っていただければなあという意見を申し上げておきます。

それでは、続きまして２つ目の項目に移らせていただきます。

他市との連携についてということで通告させていただいております。

これにつきましては、先ほどもちょっと市長のほうからも言っていただきましたけれども、広域行政についてというのもありまして、これも通告させていただいていますけれども、市長、先ほどおっしゃったように厳しい財政運営が強いられる状況で、他市との連携によって各市の負担が軽減されるということもあると思います。先ほど、広域行政について鈴鹿市と、あと隣接という話もありました。

これにつきまして、広域連合を初めとする鈴鹿市との連携とかその辺もあると思いますけれども、ちらっと言われましたけど、もう少しどういうふうな感じで進めていかれるのか、改めて見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市の広域行政の基本的な考え方につきましては、先ほど市長が申し述べたとおりだと思いますけど、詳細についてご答弁をさせていただきます。

本市の広域行政の基本的な考え方といたしましては、商業、医療・福祉、文教機能など、各分野において近隣市との機能分担も踏まえながら進めるものと考えているところでございます。特に、生活圏域を同じくする鈴鹿市につきましては、今後も広域的な連携の基軸と考え、歴史的、自然的なつながり、道路、鉄道などの都市軸の連携、さらには産業活動や医療・福祉など、市民生活に密着した分野における連携について、広域連合での取り組みを中心に進めまいりたいと考えております。

また、これも市長がご答弁申し上げましたが、そのほかにも津市、伊賀市、甲賀市、このような隣接する４市を中心とした連携を進めつつ、防災や歴史、文化、観光など共通のテーマを通した自治体との連携についても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

もうちょっと細かい話を聞かせていただきたいと思います。

鈴鹿市との関係につきまして、連携とかについては平成２２年の３月議会で竹井議員のほうから、鈴鹿市、亀山市の広域行政圏計画という質問があって、その中でさまざまな見解として取り上げられていたと思います、行政側も含めまして。当時の議事録を見直しさせていただきましたけれども、今の時代にまさに求められておるようなことが議論されていたのじゃないのかなと思っております。

ただこの広域行政圏計画、皆様もご承知のとおり、昨年度ですかね、廃止ということになりまして、先ほども言いましたように、今の時代こそ、行政運営が厳しいと言われている時代だからこそ、この内容を具体的に進めるということを考えなければならないとは思いますけれども、先ほど実際の細かなことも言っていただきましたけれども、広域行政圏計画に盛り込まれていた内容、この辺が一体どういうふうな形で先ほどの見解の中にというか、今後に進められて生かされていくのか、その点について、具体的にこういう施策だよというのがあればぜひ聞かせていただきたいなと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、広域市町村圏計画は廃止となりましたが、鈴鹿、亀山市の地域は以前から旧関町も含めた２市１町の広域市町村圏ということで過去から、県から指定を受けて広域行政を取り組んできたところでございます。

それで、市の総合計画となります広域計画を策定していく中で、この圏域の将来１０カ年の計画を立てて広域行政を進めてきたところでございまして、現在申し上げました鈴鹿市との基軸ということで、歴史的、自然的なつながりや道路、鉄道などの都市軸、産業、医療、こういった部分を個々に取り組んでいくということで計画のほうは位置づけをさせていただきました。

現在廃止となっておりますが、こういった考え方につきましては変わっておりませんもので、今後もこういったものを基軸として広域行政を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

行政圏計画、広域の話ですけれども、先ほどちょっと取り上げさせてもらいました当時の竹井議員の質問の中では、お互いの施設利用とかですね。先ほど、機能分担とかその辺の話も言われていたと思います。厳しい財政運営とか言われましたけれども、合併云々の話は出しましたけれども、施設のシェアとか、そういうふうな機能分担というのは、やはりそういう意味では財政運営とかに対しても非常に有効であるんだろうなというふうに思います。いろいろな取り組みの中の一つではあると思いますけれども、そういった時代やなと思いますもので、ぜひそういうふうな形で進んでいっていただきたいと思います。

それでは、次の（２）番目のほうの防災協定自治体との関係についてということで質問させていただきます。

現在、たしか岡山県の高梁市さんと青森県の五所川原市さんと防災協定、災害時の応援協定ですかね、それを結んでもろておると思いますけれども、これにつきましてまず今後のあり方というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃいましたように、単独自治体との災害時の応援協定につきましては、平成２４年４月１７日、岡山県の高梁市と、同年７月１０日には青森県の五所川原市の２市と結んでおります。

この災害協定でございますけれども、いずれかの市において自然災害等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため締結したものでございます。

現在までに、応急対策等を講じる災害は発生しておりませんが、災害発生時におきましては、応援の要否につきまして相互に確認を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど、今後についての話とかもいろいろ聞かせていただいたわけですけれども、この夏に、先ほど防災協定と言いました一つの自治体である五所川原市さんのほうに会派で視察させていただきました。

実際、有事の際にどのような事務手続が行われるのかというのがポイントかなというふうな部分もありまして、いろいろ具体的な話を聞かせていただいてはおったんですけれども、正直申し上げて、具体的な話というのは余り考えられてなくて、その辺は今後の検討ですねという話をされて、多分その辺の話にまた来られるんやろうなとは思うんですけれども、一方で、その話も聞きながら、確かに発生してみないとなかなかわからん部分もあるわなというふうに感じまして、むしろふだん

から交流をしていないと、実際その有事の際に、いざというときに頼れるのか頼れないのかというと、やはりふだんからの交流というのが非常に大事なんだろうなという結論を会派の中の議員でもしておったんですけれども、同時に、五所川原市さんの担当の方と話をしていると、防災というか災害時の応援というのも大事なんだけれども、まず交流をもっと図っていきたいという意向を持っておられました。

そこでも一番感じたのは、防災協定自体、応援協定も非常に大事なことではあるんですけれども、この時点でいま一度友好都市なり姉妹都市なり、そういうふうな取り組みを考えてもいいのではないのかと思いましたけれども、その辺に関するお考えはないんでしょうかということで質問をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今後の都市間交流についてのご質問でございます。

五所川原市につきましては、それぞれの地で育まれてきた歴史・文化資源の活用等に先進的に取り組むなど、郷土の未来に対し共通した理念を有しており、本市の名誉市民であります中村晋也氏の作品を通じてのつながりをご縁に災害応援協定を締結いたしたところでございます。

一方で、岡山県高梁市につきましては、江戸中期、藩主交代した亀山藩と備中松山藩の歴史がご縁で、平成元年に亀山中学校と高梁中学校が姉妹提携を行い、本年度も去る８月７日から１泊で亀山中学校の生徒が高梁市を訪れ、交流を深めていると聞いております。

協定につきましては、災害に限っての内容となっておりますが、協定締結に至る経緯なども踏まえ、協定以外にも平素から教育、文化など多方面での情報交換、交流が図られるよう、双方において協議を進めていくこととしております。

このようなことからも、現在のところ姉妹都市提携については考えていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○１１番（伊藤彦太郎君登壇）

姉妹都市とかは考えていないということでしたけれども、内容的には交流は図られているということで、姉妹都市、友好都市、それが形としてどうなのかというのはわかりませんけれども、大事なことはやはりそういった交流やと思いますので、ぜひそういう交流は続けていただきたいと思います。

最後に、五所川原市さんを訪れるという話になったときに、その当時の担当の方がぜひ本当に行ってきてほしいですねと言われまして、その方が言われるに、津軽みちのくと言われますけれども、本州の外れのほうだということで、来ていただいた方と二度と会うことがないかもしれないという思いで人に接されるということで、非常に人との縁というのを大事にされるということで、そういう意味でその意識が感じられて、本当に温かいおもてなしを受けたというので非常に感動したんだと言われていました。

一方、この亀山市は交通の要衝ということで、逆に言えばいつでも行けると、そういうイメージにもなりかねないかなと思います。今、観光でもおもてなし観光とか、おもてなしの気持ちとかま

ちづくり観光とか言うていますけれども、もう一度そういうおもてなしの気持ちに触れて、もう一度来たくなる、この辺の話が非常に大事なんだろうなと思いますんで、通過型交通とか交通の要衝とか言われる亀山市にとっても、本州の外れにある五所川原市さんであるとか、その辺の人との交流というのは自分たちの今の状況を感じるという意味でも非常に意味があることじゃないのかなとは思います。

高梁市さんのほうには中学生の方も行かれているとかいう話ですので、修学旅行で五所川原へ行かれるというのも将来あると非常にいいんじゃないのかなというふうなことをざっと思ってみたりもするんですけれども、ぜひその交流を今後も続けていっていただきたいなということだけ申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１１番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時３６分　休憩）

（午後　１時４８分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１７番　前田　稔議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

緑風会の前田　稔です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まずオープンデータということなんですけれども、これについて質問させていただきます。

オープンデータという言葉は、余りなじみがないかと思うんですけれども、私もはっきり言って最近知ったことでございまして、５月でしたか、東京のビックサイトで自治体フェアというのがございました。そこでいろんなセミナーがあったんですけれども、その中で余り知らなかったんですけれども、１回聞いてみようかという形の中でこのセミナーを選んでその講義を受けてきました。

受けたんですけれども、大学の教授の話で、大学で講義を聞いているようなセミナーであって、はっきり言って難しい言葉がいっぱい出てきて、なじみのない言葉で余りよくわからなかったのが事実なんですけれども、その中でこのオープンデータを活用した自治体の紹介がありまして、その中で千葉県の流山市とか福井県の鯖江市がこのデータを使った取り組みを先進的にやっているということで、その後いろいろ調べさせていただきまして、提案をさせていただきたいなという思いで、きょう質問をさせていただきます。

まずオープンデータというのはどういうものかということなんですけれども、オープンデータというのは、著作権とか特許権がなくて権利や制約がないということ。それから、どのような個人でも組織でも、誰でも使えるということ。それから、そのデータの再利用、それから再加工、再配布が可能な状態にされたデータのことをいいます。

今から鯖江市のオープンデータについて紹介をさせていただきたいと思います。

鯖江市というのは福井県にありまして、ここはいち早くオープンデータを取り入れたところなん

ですけれども、日本では東日本大震災をきっかけにこういうオープンデータを使うということが始まったわけですけれども、当初はアメリカで２００９年ごろから盛んになってきて、ヨーロッパでもこのオープンデータの取り組みというのは始まっています。

鯖江市が特にいち早くこういうことをするようになってきました。その１つを紹介させていただきますけれども、これはＡＥＤなんですけれども、自動体外式除細動器というやつですね、訳すると。一般にＡＥＤと言いますね。心臓発作で倒れた人なんかが応急処置で、電流を流してこの機械で復活させると、皆さんご存じだと思いますけれども、それが鯖江市のどこの施設にあるかということを見つける、これはアプリなんですね。

これは私の家のパソコンから調べましたので、ここには詳しく出ていませんけれども、鯖江市の中で一番私の地域から近くにあるところは、福井県鯖江市の鯖江市スポーツ交流館というところにＡＥＤがありますよということで、実はこの経路も全部出てくるんですね。私のところから調べると、１日と５時間かかりますよということで、非常に長いことかかるということなんですけれども、その経路も全部出てきて、ここが一番近いですよということで検索することができます。

最初の画面がこの画面なんですね。地図があって、鯖江市のスポーツ交流センターにありますよということで、ちょっと見づらいんですけれども、左の上のほうに黄色い人の絵が書いてあるんですけれども、これをクリックしてハートのところへ持っていくと、この画面が出てくるんですね。これはグーグルで見た写真なんですけれども、マウスで操作すると３６０度ぐるっと見渡せるようになっています。一回またこれ、鯖江市オープンデータというのでウエブ上で検索していただくとこの画面が出てきますので、それで検索できると思います。

その状態がこういうふうな写真で出てきて、非常にわかりやすい。経路も出てきますということで、これはＡＥＤなんですけれども、ほかにもトイレの位置情報だとか、避難所の位置情報もあります。こういうことが今行われておりまして、実は鯖江市と千葉県の流山市、こういう検索ができるということでございます。

そこで、まず亀山市としてオープンデータについてどのぐらい認識があるのか、また何か取り組もうとしているのか、今の現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１７番　前田　稔議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、亀山市のオープンデータの活用ということでございますが、議員おっしゃられました完璧なオープンデータかどうかというと、確かにオープンデータの定義としては、実際に制約がないとか誰でも利用できるとか、再利用が可能やと、こういうことを総称してオープンデータといいますもので、それに全て該当するかということですと少し疑問ですけれども、現在、市のオープンデータとして取り組んでおりますのは、庁内で都市計画図でありますとか公共施設や避難所の位置図、ごみ集積所の位置図等各所属で管理している地図を職員が閲覧し業務に活用できるよう統合型地理情報システムというもので活用を行っております。

また、平成２４年度より市ホームページから道路網図、都市計画図をＰＤＦにてダウンロードできるサービスを先行的に実施しており、利用者は来庁しなくても図面が取得できるようになってお

ります。

さらに、本年度、建設部におきまして道路台帳システムデータ更新委託を予定しており、あわせて庁内で活用している統合型地理情報システムにおける地図データを庁外に配信できるよう準備をしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

亀山市のほうではごみの集積所の位置だとか、それから都市計画道路だとか、そういうので情報を提供して職員が見れる、市民も見れるというようなことでございます。多分、それは職員のほうでそういうアプリか何かというか、それをつくっているということだと思うんですね。

実は、鯖江市とか流山市というのはどういうふうにされているかというと、こういうアプリのコンテストがあるんです。だから、トイレの位置情報、私もこの夏祭りなんかでも、よく尋ねに来られるんです、トイレはどこにありますかとか。それから、この間の避難所のことですけれども、帰宅困難者が、多分ホームページで見て、どこどこという住所を見て来られたんだと思うんですけれども、こういうのだったらアプリのウエブ上ですぐ位置を検索してルートもわかるというように、１次避難所とか避難所を簡単に検索することができるわけで、非常に便利かなあというふうに思います。

ここの違いは、そういうコンテストをやる、民間の方がいろんなアプリをつくって競い合うわけですね。そこでできてくるんですから、当然、職員がつくらないですから、職員もつくっている方も見えるかわかりませんけどね、そのコンテストの中に。ただ、だから経費というのは一切要らない。優秀な作品がいっぱい出てきて、それをウエブ上に載せていくと、そういうやり方をしているんですよ。それがここの鯖江市は「データシティ鯖江」という形で売り物にしているわけですね。

ですから、要するに経費、それは賞状とか賞金ぐらいは出してあげなきゃいけないかわかりませんけど、そういうことで競い合っていろんなアプリがどんどんできてくると。そういうことを官民協働でやっていくというのは一つの方法ではないかと思っていますので、午前中もありましたけど、シャープがあって液晶のまち亀山なんですから、こういうこともどんどんと進めていっていただければというふうに思いますので、少し見解がございましたら市長、副市長は全然出てきていませんので副市長でも結構でございますけれども、一言見解をいただければありがたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご提案につきまして、時代の流れの中でどういうふうな対応ができるのかということについては、しっかり研究をさせていただきたいと思っております。

また、今も少し触れていただきましたが、例えば液晶産業、シャープさんとの関係なんかで、きのうも竹井議員さんのご提案もありました。例えば、端末のタブレットなんかを活用して市民の、高齢者の対策の仕組みができないか等々についても、今少し研究を共同でさせていただいたりという動きが始まっております。あるいは、光ファイバーのいろいろの展開の中で、私どもには古河電工さんという本当に最前線の企業体が立地をいただいております。こういう動きにつきましても、

情報インフラとかＩＣＴの活用については本市のある意味弱いところではないかと思っておりますので、しっかり研究をいたしてまいりたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

しっかり研究をして取り組んでいただけるように、お願いをしておきたいと思います。

それでは２番目の、市税についてということです。財政についてということで、まず市税ということをお聞きしたいと思います。

今回の質疑の中でも、非常に厳しい財政状況の中ということで、いろんな質問やら質疑がありました。それから、今後非常に厳しい状況になっていくということなんですけれども、まずその中の市税について何点かお聞きしたいと思います。

まず最初に、平成２６年度の市税の中で市民税が８，４３０万円減額になった、この要因について説明を願います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の９月補正での個人市民税の８，４３０万円の減額でございますが、当初予算におきまして、個人所得の伸びを前年度比１％と見込んで予算編成をいたしたところでございます。

しかし、個人所得が前年度所得と変化がなかったことに加えまして、平成２５年度から特別徴収の促進を県と２９市町が一緒になって進めてまいりました。このことから、特別徴収の対象者が平成２６年度は２万９４１人となり、平成２４年度より５，０７９人増加をいたしたところでございます。

この特別徴収になりますと、その対象者の４月分、５月分の個人市民税は翌年度の歳入、２７年度で計上になることから、当初予算に比して減収になったものでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ありがとうございます。４月、５月分が翌年度に入るので、その分が減少したということですね。

それでは、この市税なんですけど、何か亀山市の税収構造の特徴というのがあるのか、あればそれをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市の税収構造の特徴でございますが、平成１７年度の合併後の亀山市における市税収入額のピークは平成２０年度の約１４６億円で、それ以降につきましては、平成２０年９月に起こりましたリーマンショックの影響を受けまして、２４年度の約１０３億まで減少してまいりました。

その後、液晶関連企業の設備投資により平成２５年度は約１０億円増加し、約１１３億円になったところであります。また、個人市民税は合併時約１９億円であったのが、平成２０年度約２８億

円に増加し、最近では約２５億円前後で推移をいたしているところであります。

このように、税収の変動に大きな影響を与えているのが法人市民税と固定資産税の償却資産でございます。

例えば、法人市民税は平成１８年度に約１９億６，０００万円であったのが、平成２４年度には約６億７，０００万円になり、約１２億９，０００万円減少をいたしたところでもございます。もう一方の固定資産税の償却資産では、平成２１年度には約５６億２，０００万円であったのが、平成２４年度には約２４億８，０００万円になり、約３１億４，０００万円減少いたしました。

このように、企業の設備投資や経営状況が市税収入を大きく左右する税収構造となっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

企業の設備投資ですから５年で償却されていくということで、これがだんだん減っていくので新たな大きな事業所ができない限りはこういうふうな状況になっていくということですね。ですから固定資産の償却資産が減っていくということで、ここ３年間の市税というのは１０３億、１１３億、１０６億というような形になって推移しております。

今度、消費税も上がりましたね。それも含めて、この間ニュースでは１０％には、据え置きになりそうな、そういう報道もなされていましたけれども、消費税の影響等もあると思いますけれども、今後の税収の見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の税収見通しでございますが、先ほども申し上げましたが、亀山市の税収構造の特徴は、企業の設備投資や経営状況が左右をしていることから、予測することはなかなか困難でございます。

しかし、市内企業が一定の設備投資がされ、現在の企業の経営状況が続く中での予測をいたしてみますと、まず法人市民税につきましては、今年度行いました税制改正により法人割の税率が１２．３％から９．７％に引き下げられることから、今後２７年以降から影響が出てまいりますが、毎年約２億円程度の減収が見込まれるところでございます。これについては、交付税で算入として少しは認められるんだろうというふうに考えています。

また、個人市民税につきましては、給与、年金等の個人所得は減少傾向にございますが、６０歳以上になっても働き続ける方が増加傾向にあるため、税収は横ばい傾向で約２５億円前後で推移するものではないかというふうに考えております。

次に、固定資産税につきましては、土地は地価が下落傾向等の影響により減収傾向になり、家屋は３年に１回の評価がえにより同じく減収傾向になると見込まれ、３年間で約２億円の減収になるのではないかと今のところ考えているところでございます。

また、たばこ税につきましては、禁煙者数が年々減少していくことから減収が見込まれます。

軽自動車税につきましては、今年度の税制改正により新税率が適用されますので、これが全て適用されますと約５，０００万円程度の増収になることが予想されます。

最後に、都市計画税は固定資産税の土地家屋が減収することから、減収になるものと考えられます。

これらのことを考察しますと、今後市税全体の収入見込みといたしましては減収傾向が続くことを予測いたしているところでございます。

禁煙と言いました、喫煙を。禁煙者数がふえるということですので、訂正させていただきます。

○議長（前田耕一君）

今、財務部長が喫煙者の増加と言いましたね。禁煙者の増加に訂正ということでいいですね。

○財務部長（上田寿男君登壇）

はい。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

今の話の中で、消費税の影響というのがなかったように思うんですが、消費税の影響についてはどのようにお考えですか。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

消費税の影響でございますが、国のほうから消費税交付金が増額となって、うちのほうへ交付をされてくることになっております。それで、５％のときより増加して、国のほうから交付金としてうちのほうへいただけることになっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

増収になっても、景気が悪くなると税収が落ちるかなあと思うんですけど、逆に交付税措置がされるということで確認させていただいてよろしいですね。それから、どちらにしても市税収入は減少傾向にあるということで確認をさせていただきました。

次、交付税についてなんですけれども、今回、普通交付税についてお聞きしたいんですけれども、決算意見書の中でそれが合併算定がえと一本算定のときの数値が出ていました。合併算定のときには１０億３，０００万、２５年度の決算ですけれども、一本算定にすると１億８，０００万ぐらいでありました。

これが亀山市の中期財政見通しの中の説明なんですけれども、それが合併算定による地方交付税の増加分というふうに書いてあって、下が一本算定というふうになっておるんですけれども、全体で２５年度の決算ですと１０億３，０００万で、一本算定にすると１億８，０００万ということなんですね。

このイメージでいくと、上の増加分が段階的に減ってきますよということなんですけれども、このイメージで見ておると一本算定のほうが多いイメージがあるんですけれども、これをちゃんと数値化するとどのようなことになるかということで調べました。

実は、これが２５年度約１０億３，０００万、２６年度は調べましたが１０億７，０００万ほどあ

りました。この前の質疑の中で、答弁でも８億円減少しますよという話がありまして、これは２７年度から段階的に減っていきますよということで、８億円を１０としましたときに８，０００万ずつ減っていくよということで、１割減ったところがこの２７年度、それから２８年度は３割減りますよ、２９年度は５割減りますよということで、７割、それから９割と減っていって、３２年には８億円の減、こういう考え方だというふうに私は思うんですね。間違っておったら、またご指摘ください。ですから、こういう減り方をしていくわけで、今後の財政運営というのは非常に厳しくなっていくというふうに思うんですね。

そこで、この減っていく中でどのようにお考えなのか、今後の財政運営をということでお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

普通交付税が今後だんだん減っていく中で、どんなふうにやっていくんだというご質問だと思いますけれども、先ほど言われましたとおり、合併後１０年間は普通交付税を旧市町単位で算定し、その総額を確保することで合併市町村の行政運営を財政面から支援する制度がございます。

本市は、今年度が合併１０年目に当たることから、議員おっしゃられたとおり平成２７年度以降、合併算定がえが１割、３割、５割、７割、９割と段階的に縮減され、平成３２年度以降は新亀山市の一本での算定になり、現時点では、議員おっしゃられたとおり８億円の減となる見込みでございます。それが議員おっしゃられたとおり、１０億ちょっともらっておるお金が８億減って２億ちょっとになるということでございます。

今後、この交付税が減っていきますので、国の動きも一つは注視をしていきたいと。亀山市だけじゃなくて、合併をした市町村がこういう大きな影響が出てくると。今年度から、一つは総務省も余り大きな変化をさせたくないのかなあということで、交付税の算入基準を支所数について見直したいということを言われてきています。

今後５年間、交付税の算入対象に合併の要素も少し入れていきたいということが言われていますので、そのことには少し注視をしていきたいなあと。今回の支所数で言われていますのを見ていますと、市役所の本庁のところから支所の距離だとか、そんなもので判断をされるということが書いてございました。それと、そこの今の財政力指数によっても加味されるということですので、うちは０．９７５ですから、余り大きな期待はできないのかもしれませんというふうに思っています。

当然、この合併算定がえの８億円が減収していきますので、今までも申し上げてきたとおり、歳入に見合った歳出、選択と集中、行財政改革をやる中でこれは乗り越えられるような手法を考えていく必要があるんだろうというふうに思っていまして、現在、平成２７年度からの行財政改革大綱を策定中でございますので、その中で中期財政見通しと、どういう形でそれを取り組んでいくのかということをまた皆さんのほうへ明らかにして、ご意見もいただいていきたいなあというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

交付税がこういうふうな形になってくるんで、国のほうも少しは緩和をしてくると、そういう説明やったかというふうに思います。

ただ、財政調整基金の話も今回質疑の中でいろいろ出ていまして、今４５億あると。それは最低２０億ぐらい残したいなという話があったと思うんですね。恐らく、これはここの穴埋め分ではないかというふうに私は判断します。恐らくこれがコンマ１下がって８，０００万だとすると、これをずうっと累計していくと２０億ちょっとになるんですね。これは１億になると２５億になるんですね。だから、３１年までは何とか財政調整基金で持ちこたえようという判断ではないかなあというふうに思うんですね。それは私としては、考えが甘いなあというふうに思います。

平成２１年、２２年度ごろ、市長が就任されたころ、毎年５億円削減していくんだと。８０億減らさないと財政調整基金は枯渇するんだと。ただ、これがいい方向に進んで、今こういう形で残っておりますけれどもね。これは広森企画部長ともこの場でいろいろ議論をさせてもらったと思います、行財政改革について。今度は本当に真剣に考えていかないと、本当にもう枯渇するような、３２年度以降ね。どうやってやっていくんだと。３１年までは何とかできるだろうと、財政調整基金で。あと一、二年は残りまだ２０億あるから何とかなるけど、その先どうするんやと、ここら辺のことも考えていかないと、単なる今までの甘い考えで行財政改革をやっておったんでは立ち行かなくなるんじゃないかなあというのは私の思いですけれども、見解があればご所見を賜りたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさにご指摘のとおりであろうというふうに思っております。

２１年度に中期財政見通しをお示しさせていただいた段階で、完全に潮目が変わるという今の基調は当然そのときから始まっておるわけでございまして、その中で本当にあの当時の、平成２５年度の予算編成をピークに、それこそ財政調整基金を食い潰すと、こういう想定のもとにさまざまな取り組みをスタートさせていただいてまいりました。

結果的に、確かに歳入歳出を合わせて双方の圧縮と削減によりまして５年間でその穴埋めをしていこうというところからスタートでございましたが、結果的には上方修正をさせていただくことになって、若干この一山は越えられたというふうに思っておりますが、ご指摘のように、今から始まる流れといいますのは、これに備えてきたわけでございますけれども、もう１つ大きな山でございまして、この点につきましてはさらに全庁挙げて危機意識を持って対応していく必要があると思いますし、議員並びに市民の皆様のご理解・ご協力の中でこれを突破していかなくてはならないというふうに思っておりますので、本当に情報を共有させていただきますし、地域のニーズややるべき事はたくさんございますので、それを本当に何を優先して、何を別のアプローチで対応していくのかということにつきましても、ぜひこの議会の皆様初め市民の皆様方のご協力とご理解を頂戴したいと思います。

私どもは、従来以上の思いで次なる局面に臨んでいきたいと思っておりますし、その意味で今行財政改革大綱の次のプランを策定中でございますので、またこれができ上がり次第お示しをさせていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

それでは次、合併特例債に移りたいと思います。

合併特例債についてでございますけれども、これまでの活用実績、それから今後の活用予定について説明をしていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

合併特例債につきましては、基金造成分を除いて通常事業分として、斎場建設事業、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、関中学校改築事業、白川小学校耐震改修事業、北東分署建設事業の６事業で、本年度末で６２億１，２９０万円を発行する予定となっております。

これらの６事業のうち、和賀白川線及び野村布気線につきましては現在も継続中でありまして、平成２７年度以降に約１７億円を活用する予定となっております。

そうしたことから、本市の発行可能枠であります９６億１，９７０万円から、既に活用を決めております６事業の総額約７９億円を差し引いた約１７億円が今後の活用可能額となるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

今後の活用額の中で、この前、全協で提出をいただきました。

その中で、６月の総務委員会で提出された資料ですね。この中で関の山とか、し尿処理とか、地区コミュニティというのがあるんですけれども、これは後期基本計画に載っておった事業だと思うんですが、新規の事業についてちょっと教えていただきたいんですが、どういう事業を予定しているのか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新市まちづくり計画におきまして、今回、合併特例債を活用する事業の中で新規事業といいますと、西野公園改修事業、認定こども園整備事業、亀田小川線整備事業、災害情報伝達システム整備事業、亀山駅周辺再生整備事業等がございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

これが亀山駅周辺再生事業以外でも２６億２，０００万予定されておるんですね、額的にね。これが全部特例債を使う金額なのかどうかわかりませんけれども、一部使うのかわかりませんけれども、残が１７億ということなんであふれるものが出てくるんだろうなというふうに思うんですけれども、もう１つ、こういったまちづくりの大きな市の変更計画ですね。そういったものは、今ちょ

うどこれは合併特例債の計画変更に関する事務スケジュールというので、今パブリックコメントをもらっているところですね。

それで１０月に県と本協議を提出して、それから１１月に議案提出して１２月に本会議で議決ということになるんですね。ですから、これは総務委員会で資料を提出されたということなんですけれども、ほかの委員会、一応見ておるとは思うけれども、なかなか議論するところがないというか、私は産建ですけど、亀田小川線という整備事業がどういう事業なのかわからないし、あるいは認定こども園というのは最近できた、何の事業かもちょっと、認定こども園といったら何となくわかるんですけれども、どういう事業なのかというのはわからないんですよね。

そういう説明というのがないので、いきなり議案が上がってきて１２月で議論ということになるのが非常に気がかりなんですけれども、その辺のところについてどのようにお考えですか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先月の議会全員協議会への報告資料をお示しさせていただいた際に、そういったご指摘も受けました。新市まちづくり計画の変更に関する部分で、合併特例債の活用想定事業をお示しさせていただいたところでございます。

議員ご指摘のこれらの事業が、議論する場というか、そういうところがないではないかというご指摘でございますが、これらの事業につきましては、現在はあくまでも想定した事業という中で、先ほど申し上げました事業全体で２６億という概算の事業費を持っておるところではございますが、詳細な詰めをしていき１７億に絞っていくということを前提で考えております。

それと、これらの事業につきましては後期基本計画や分野別計画などで一定の方向性を示しております事業を中心に、合併特例債の趣旨を勘案して有効活用できる可能性のある事業を整理したものでございまして、今後、事業を具現化していく際には第２次実施計画などで具体案をお示しいたすとともに、平成２７年度以降の予算審議等を通じ、議会でご議論をいただくものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

わかりました。

時間がないので次に行きますけれども、もう１つは、野村布気線の件についてお聞きしたいんですけれども、この野村布気線、今頑張って用地交渉をしていただいておるとは思うんですけれども、これも３１年に事業が終わらないと合併特例債が使えないということになりますわね。今これ一生懸命やっているということに、何遍聞いてもそういうふうな話なんですけれども、これが使えないようなことになった場合はどうされるのかですね。

今は多分、それまでにやるということなんですけれども、今どのようにして３１年までにつくられるのか、完成させるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

野村布気線整備事業につきましては、昨年度まで、平成２６年の合併特例債期限に合わせた計画立案をし事業を進めてまいりましたが、今回、合併特例債の期限の延長が可能となったことから、事業計画の見直し、延長期限に合わせたスケジュールで事業を進めたいと考えているところでございます。その際には、総合計画の後期基本計画、第２次実施計画に位置づけも行っていく予定でございます。

具体的には、これまで積み上げてきました用地の交渉を通じて年度内の契約を目指すとともに、難航している地権者の方々にもさらに交渉を重ね、継続して協力を得てまいりたいと考えているところでございます。

工事につきましては、用地の進捗状況も勘案し、平成２７年度一部着手を考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

まだ用地交渉も進んでないというふうな答弁やったと思います。ほとんど進展してないということだと思うんですね。

これ仮にというのは変ですけれども、言いにくいですけれども、これが予定どおりできなかった場合どうするのか。

聞き方を変えます。市長に聞きたいんですけれども、合併特例債がなかっても野村布気線は亀山市として重要な政策であるから絶対にやるんだという意思があるのか、合併特例債があるからこの事業はするのか、その市長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

野村布気線の整備については、当時の合併協議会等々の中での議論も踏まえて、特例債の活用を踏まえて事業化をしていくと。これは地域づくりにとって大変重要な路線であるという認識のもとに事業化がスタートしたものであろうかと思います。

約１７億かけての莫大な財源を必要とする事業でございましたので、当然この合併特例債を活用して展開していこうという判断をされたというふうに思っておりますし、現在もなおこの路線につきましては亀山市の骨格をなす大変重要な路線であるという認識のもとに展開をさせていただいているものでございまして、特例債があってもなくてもということとは別に、この事業は必要な事業であるという認識のもとに展開をしておるということでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

今の答弁の受けとめ方ですけれども、重要な事業なので合併特例債あるなしにかかわらず進めていくんだというふうに受けとめてよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、既にこれは都市計画決定がなされて展開をしておる事業でございますので、当然、公としての姿勢を、都市計画決定という中にはそのような意味を含んでおるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

ありがとうございます。

それでは、３つ目のザ・点検について、時間が余りありませんけれども、そのザ・点検について、今回総務委員会の資料に掲載をされておりますけれども、まず１点目として、事業仕分けとの違いは何か、お答えをください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

事務事業点検制度、ザ・点検亀山モデルにつきましては、これまでの事業仕分けの手法を活用して実施してまいります。

これまでの事業仕分けとの相違点につきましては、内部点検と外部点検の２段階方式で実施すること、対象事業を職員提案方式で選定することでございます。

また、この事業点検の方針として、これまで事業仕分けの対象の有無にかかわらず、全ての事務事業の中から対象となる事業を選定するとしていますように、過去に事業仕分けで判定があった事業につきましても、これまでの見直しの経緯も踏まえて事業を点検するということから、今回事務事業点検制度という形で実施するものでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

それでは、２つ目の質問ですけれども、事業仕分けの検証とその後の改革はできたのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

これまでの事業仕分けにつきましては、公開の場で事業に対する説明責任を果たすという点から、市政に対する透明性の確保と職員の意識改革につながったと考えております。また、経費の主な削減効果につきましては、過去４年間で合計１７１事業を対象として事業仕分けを実施した結果、事業の廃止または民営化を行った事業が９事業であり、削減額といたしましては４，６８０万円でございました。

今回のザ・点検につきましては、これまでの事業仕分けを検証し、課題と考えられる点を改善しながら取り組んでいるところでございます。

例えば、これまで対象事業の選定は基本的に事務局主導で行ってまいりましたが、職員の事業仕分けに対する意識が希薄になったため、今回におきましては全職員を対象とした職員提案及び外部点検評価者による選定を行ったところでもございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

この事業、ザ・点検ですね。これについては目標値か何か、行財政改革によって削減する金額とか、そういう目標値を定めているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回のザ・点検におきましては、削減する数値目標値、金額としては掲げておりませんけれども、このザ・点検を通じて後の５年間の行財政改革の中で見直していく削減額ですね、その一部にも充てていきたいと。

先ほど議員言われたように、８億円の削減が５年間でやっていかなければなりませんので、その一つに活用していきたいというふうに事務局では考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１７番（前田　稔君登壇）

こういう行財政改革をやるには、やっぱりその目標とか削減する今回８億というのが減るわけですから、なるべくそれに近づけるような目標を持ってやっていただくというのも大事かなと思います。

それは職員の勉強になるというのは事実ですけれども、そういった何か目標を持っていないと、なかなかハードにできないんじゃないかなと、なれ合いになってしまうんじゃないかなというふうな気もしますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

１７番　前田　稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時３９分　休憩）

（午後　２時５０分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１９番　小坂直親議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

最後の一般質問ということでございます。先ほど、大変大雨が降ったんで特別警報が出るかと思

っておりましたんですけど、急遽晴れましたので、ゆっくりと質問させていただければと思います。

通告に従い質問させていただくわけでございますが、私につきましては防災についてと、公共道路等の保全管理についてという２点をさせていただく予定でございますが、まず最初に、台風１１号の対応についてでございますが、これにつきましては今日まで、きのう、きょうと多くの方が質問されておりましたのでおおよそ重複すると思いますので省略をさせていただき、次の特別警報についてから質問させていただきたいと思います。

きょうは朝から北海道で大雨が既に降っておりまして、三重県に次いで特別警報が今既に発せられまして、１１市約９０万４，０００人が今避難勧告を受けておるということで、その災害の状況を憂慮すべき事態ではなかろうかなあと大変心配をいたしておるわけでありますが、この特別警報につきましては、特に今回出た警報につきましては、降雨時に関する気象庁の警報で最も高い位置づけで、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発令される災害規模としては昭和３４年の伊勢湾台風を想定していると。

平成２５年８月に運用が始まり、県内への発令は昨年の９月に発生した台風１８号の京都、滋賀県、福井県、それから２６年７月の台風８号の沖縄県に次いで３番目に三重県に発令され、そしてきょう、北海道に４番目が発令されたということで、今までかつてない、経験したことのない大雨ということが警報とさせたわけでありますが、この特別警報ということについて、気象庁はそのように定めておりますけど、市長としてこの特別警報をどのように受けとめて行動されたのか。そしてまた住民、市民はこの特別警報をどのように受けとめて行動したんだろうというふうなことの２点のほかに、この特別警報が終わった後、どのようにこの特別警報に対してとられた措置に対する反省として何を感じられたのか、まずこの３点について、市長のほうからご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１９番　小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

まず特別警報をどのように受けとめて行動したのかということでございました。

今ご指摘いただきましたように、昨年の８月３０日に気象庁のほうで創設されました特別警報が運用されてまいりまして、今回の台風１１号の接近に伴いまして、三重県全域に大雨に関する特別警報が初めて発令をされたところでございます。

特別警報が発表されますと、市民等の方々に、まず命を守るために今いる場所の大雨に関する情報などに注意し、直ちに避難などの行動をとっていただくというような趣旨がこの制度の創設の意味合いでございました。

今回、この発表の前に、亀山市の場合は８月９日、午前１０時１１分に大雨洪水警報が発表されて、それにあわせて災害対策本部を立ち上げたところでございます。この大雨特別警報の発表が午後の１７時２０分でございますが、私どもといたしましては、この発表の前に土砂災害警戒情報が発表されておりますので、これが１４時５５分。したがいまして、１５時の段階で本市といたしましては、今後の雨量の想定も含めまして全職員参集の非常体制を整えるとともに、市内全ての指定

避難所を開設するなど大雨特別警報に対して最大限の緊張感を持って対応させていただいたところでございます。

さらに、住民はどのように受けとめたんだろうかというご質問でございました。

今回、全国的にも、あるいは県内でもさまざまな課題が散見されるところでございますが、これは制度的な課題ということでございますけれども、その中には昨年の創設以降、この制度自体が的確に周知徹底が国民にされておるのか等々につきましては、本当に大きな課題の一つであろうと思っております。

ただ、本市の場合におきまして、確かに住民の方々はそれぞれの地域で災害に備え冷静な行動をとっていただいた方もお見えであったと思っておりますが、どのような判断をして、どのような適切な行動をとればいいのかということに苦慮された方も当然お見えであっただろうというふうにも感じておるところでございます。

今後につきましても、危機管理局を中心に改めてこの特別警報が意味する内容も含めまして市民の皆様の危機意識を高めていただく、あるいはよりわかりやすく、これは制度自体の改善もぜひ国のほうで検討もされておるようでございますが、お願いをするように意見を申し上げていきたいと思います。

それから、特別警報の対応についてどのように反省をしておるのかというご質問でございました。

きのう、危機管理局長のほうから答弁をさせていただきましたが、今月１日開催の経営会議におきまして、各部長から台風１１号に対する今後の検討課題を抽出しまして共通認識を持ったところでございます。

特に、避難勧告、避難指示の伝達方法、指定避難所の開設、運営、さらには初めての経験となりましたが帰宅困難者の取り扱いなど、多岐にわたりまして現在危機管理局において項目ごとに整理をして対応していきたいと考えておるものでございます。

なお、就任以来、私どもは本当に大きな台風の対応につきまして、毎回その後の災害対策本部での対応の課題等々を抽出して、検証して次の事象に備えようということでフィードバックをして今日にいたっておるところでございます。これは今後も続けていきたいと思っておるところでございます。

そこで、特別警報自体での反省ということで少し私自身の所見も申し上げたいんですが、私どもとしては、県内各自治体で起こったような混乱ということというよりも、冷静に対応ができたというふうには考えておるものでございますが、しかしこの特別警報そのものは東日本大震災を受けて、昨年急ぎ導入をされた制度でございます。

したがって、国民や自治体に周知徹底されていないことなどの課題が、指摘がなされております。このことはさまざまなレベルで検証が始まっておりますが、今後、混乱や誤解を避けて特別警報を意味あるものにするため、わかりやすさを第１として、もう一度警報発令の基準や用語や運用などについて改善する必要があると考えておるものでございます。

また、本日北海道において特別警報が出されておるところでございますが、広島におけるあの災害には特別警報は発令がなされませんでした。数十年に１回一度という災害に対して発令されるこの特別警報という制度が、そのたびに命を守ってくださいと連呼されるわけでございまして、住民の感覚は確実に麻痺をしていくのではないかというような懸念も当然生まれるものでございます。

今回、特別警報に該当すると判断された豪雨が、本当に数十年に１回というレベルなものかについても少しその基準について検討いただくようなことが必要なのではないかなというふうに考えております。

きょう、三重県のほうが国に対して改善要望を出したという報道が朝刊に出ておりました。これらの制度的な課題につきましては、本市といたしましても、国に意見具申を整理の上申し上げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

いろんな各方面からの、市長なり、また市民の感覚ということだったんですけど、特別警報を受けた避難指示への行動基準というのは曖昧であったのか、今までと何ら変わらなかったということなんですけど、特にこの特別警報に関して、四日市、また鈴鹿市の首長は非常に避難指示についての判断は間違っていなかったと。しかし、混乱を来し、また課題が残ったということで言われておりますけど、うちの櫻井市長は、市町村任せで戸惑ったというようにマスコミで報道されております。

市長みずからが戸惑ってもらうと、市民はそれ以上に戸惑ってしまうのであって、余り市長そのものが特別警戒に戸惑ったのでは市民はもっと戸惑うだろうということから、もう少し確たる姿勢で、特別警戒に対する姿勢を示していかなければならんというふうに思うのと、何を反省してということなんですけど、鈴鹿市はいち早くこの特別警戒に対する検証をやっておるわけです。

我が庁については経営会議でいろいろやられたということなんですけど、経営会議だけでは、市長、部長クラスじゃなしに、鈴鹿市は国土交通省、警察、それから土木事務所と国・県がかかわってこの特別警戒に対して反省を、いかなるべきにしていくかというのは今回の亀山市においてもＪＲ、それから高速道路、いろんなことがあった中で、検証するのであればやっぱりその関係者、市だけの問題点を新たにするんじゃなしに、どうせそのような検証をするのであれば経営会議じゃなしに、やはり国・県の関係者、土木事務所、国土交通省等踏まえて、市だけで対応できるものもあれば国・県で対応してもらうと、やはりそういうふうな検証をすべきだと思いますので、その辺についてのお考えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず８月の、多分私どもの定例の記者会見での私自身の台風１１号への対応についての記事を出されて、それを今少し触れていただきました。

あのＡ社の報道の趣旨は、あのときの発言とは若干ニュアンスが異なって伝達されておるというふうに感じておりまして、私どもがということではなくて、今回の新たな特別警報という制度が、鈴鹿あるいは四日市での対応について、そういうご質問でございましたので、それぞれ現場で混乱が生じたというような趣旨を私はコメントさせていただいたのが、Ａ社はそのようなニュアンスの記事を書かれたということでございます。その点はぜひご理解いただきたいと思います。

さらに、その後、国交省、三重河川国道事務所長並びに三重県各責任にあるお立場の皆様、本当

に関係機関とここは情報を共有させていただいて、それ以前にぜひ私どもとして、毎回本当に検証してフィードバックをいたしておりますけれども、まずはそこを優先させていただいて、その上で亀山市というよりもむしろ本当に国・県、市町村とのさまざまな制度的な課題が浮かび上がってきておりますし、既にその検証が始まっておりますので、私どもとしても検証の上、各機関に公式に申し上げてまいりたいと思っておるものでございます。

ただ、鈴鹿市さんのさまざまな今回のいろんなご指摘や反省を踏まえられて、特段の対策会議を持たれたということについては鈴鹿市さんとしての的確な判断であろうと思いますし、私どもも同様の思いでしっかりと精査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

上部機関へ市の考え方を申し伝えて協議するんじゃなしに、同じテーブルで同じ問題意識を持って、共通認識を持って同じテーブルで議論することが一つの大きな検証の仕方になろうかと思うんで、そういう機会を今後持っていただければというふうに思います。

それともう１点は、今回の特別警戒に対する住民への周知義務、これがどのように伝達されたかということなんですけど、これについては新聞を見ますと、亀山市はケーブルテレビ、エリアメール、安心メールと、こう書いて、直後に出されたということなんですけれど、亀山市は旧関町には防災行政無線があるわけですけど、県下２９市町村のうち２２市町村はほとんどが防災無線という伝達手段を全て講じておると。講じていないのは、防災メールとかホームページやとかということであるんですけど、これでは不十分であって、防災無線の必要性というのは、ここに改めてこの特別警報に対する必要性が県下の中で示される中に、亀山はその中に一部しか入っていないと。

防災無線については、大雨で音が聞こえないと。時報だけしか聞こえないときのうの質問もあったんですけど、これは聞こうとする意識と聞き流すのによってはかなり違います。やはりその大雨の状況、風の状況によって、今何を言っておるんだと聞くという意欲によってある程度聞き取りはできると思う。

しかし、県下を見ておるとこのように防災無線が２９市町村中２２が整備されておって、住民に周知伝達ができておるということに対し、亀山市においては関町区域だけであって、それ以外にできていないということに対して、この特別警報に対する考え方、今後の防災無線の考え方についてお伺いします。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

旧関町に配備されております防災行政無線でございますけれども、先日ご答弁させていただきましたように、平成７年３月に整備されまして、親局１基、子局２７基ということでそれぞれ配備の中で進めてきております。

この根本的な地域の防災にかかわる問題ということになりますと、前回の６月定例会にもお話をさせていただいたわけでございますけれども、現在、プロジェクトを組みまして総合的な防災情報伝達システムの構築に向けた案を、職員ベースではございますが、つくり上げようとしております。

その中で、こういった防災行政無線、関町に配備されているものもしかり、またエリアメール等々で以前からご提案を賜っておるわけでございますが、そういったものを総合的に判断する中で今回の特別警報等に対応できるような、そういうシステムが構築できないかということで現在検討を重ねております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

この防災無線というのは、再三、合併後もいろいろ議員のほうから防災無線の必要性、それからそれについての有効活用、効果についても再三申し上げておって、まだいまだに検討では、その周知、伝達が非常に不公平を生ずる。特に今回の特別になれば、土砂災害警戒区域、警戒箇所、警戒地区というのは、指定されておるところはいち早くその警報の伝達をするのには、こうした手段を講じることが必要であると思うので、検討だけではなしに、より具体的なことを後期基本計画の中に盛り込むべきであろうかというふうに思いますので、要望をいたしておきます。

その次に、避難発令の対応についてなんですけど、避難につきましては避難準備情報の発令、それから避難勧告の発令、それから避難指示と３段階に分かれるだろうと思うんですけど、その避難勧告とはどういう基準と判断と、それでその責務は行政にあるのか、市民にあるのか。その勧告を発令した判断と基準、誰の指示に従うか従わないかに伴う責任、勧告と指示について、どのようにこの避難勧告、避難指示に対する基準とその判断を誰がして、その責任の所在は、権能というんですか。それについて、どなたが持っておるのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの避難準備情報、また避難勧告、避難指示につきましては、私どもの災害の関係でございまして、風水害の対策計画ということで地域防災計画のほうに付記してございます。

若干読ませていただきますと、避難勧告では、住民に求める行動が、通常の避難行動ができる者は指定された避難場所への避難行動を開始、また避難指示におきましては、いまだ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始ということで、こういった取り組みがなされております。

今回、大雨洪水警報の中でいろんな対応をしてまいったわけなんですけれども、時系列で判断させていただく中で発令をしてまいりました。

それから、権限ということでございますので、若干お触れいたしますが、災害対策基本法第６０条によりますと、市町村長の避難指示等に関する権限が規定されてございます。その中には、地域の居住者に対し、避難のために立ち退きを勧告、また急を要するときはそれを指示することができるであるとか、また避難のために立ち退きを行うことでかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避等々が書かれておりまして、法律上は災害対策本部の長の市長がそういった勧告指示等を行うこととなっております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

従うのか従わんのかというのは、個人の責任になるのかということなんですけど、今も北海道に特別警報が出ておっても、あそこは避難勧告だけなんですね。指示が出ていないんです。９０万４，０００人に対して、勧告だけで指示が出ていないんですよ。

この判断は市町村に委ねるということで、今の北海道は９０万人であっても指示は出ていない。片や三重県は、鈴鹿市は全域、それから四日市も全域に指示をやって、津市と亀山市はその場合によって適用されたということで、その市長の判断で、私は津市と亀山のエリアに限っての避難指示というのは明解であったんだろうと、全域に出す必要はなかったということで評価はできるんですけど、しかし権能が、この指示と勧告によって、これは市長の権限なんですけど、従わなくて人命にかかわった場合の責任は自己責任なのかということについてお伺いします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

責任の所在でございますけれども、災害対策基本法の趣旨から踏まえますと、地方行政といたしましてはその意思判断を決めていただく段におきまして、避難ということを抱いていただける行動を私どもはとるべきだと考えておりますので、その選択肢の中でどちらがどうということは現在持ち合わせておりません。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

その辺がいろいろ問題があろうかと思います。

行政は、避難指示、避難勧告さえ出しておけば、一旦責任は免れるんやと、責任は果たしたんだという判断では、市民の命はなかなか守り切れないんだろうというふうに思うんですけど、今回も８３４世帯、２，０５６人に避難指示を出されて、実際は４３人であったと。これは今までの警報と同じようにエリアも特定されておりますし、今回も前回と同じようで、避難される方はある程度固定されておるんやないかというぐらいの人数なんですけど、今までの警報に対する避難指示、避難勧告等とか今回の避難指示等によって、かなり危機感があるという中に８３４世帯、２，０５６人を対象にした中に４３人しか避難しなかったことに対して、この行政責任、何もなかったとはいえ、この数字と万が一があった場合の市の対応、責任はどのように考えてみえるかお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃられますように、椋川流域８３４世帯、２，０５６名ということで、数字からすれば避難していただいた方が少のうございました。

以前から申し上げておるわけなんですけれども、こういった大雨特別警報のお話というのは以前から進めておったわけでございますけれども、やはりこれまでの状況が想定されることを市民の皆様お一人お一人に、例えば防災教室であるとかにお伝えしていけたかなという反省点がございます。

それから、先ほど市長が申し上げましたように、今回の経営会議の問題点ということにおきましても、これらが大きな問題ということで定義づけられております。

今後におきましては、地元自治会、自主防災会等のお話し合いも含めまして、その解決策がどこに考え方にお持ちいただけるのかということを話し合いつつ、行政として一つの答えを見出してまいろうと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

今度も土砂災害警戒区域等に関する中﨑議員からいろいろ質問があったわけですけど、今回も椋川区域の従前と同じような警戒に対する避難指示、勧告やったんですけど、今回、特別警報は土砂災害警戒区域、土砂災害が主にある大雨を想定しておると。

その中に、亀山市においては安坂山、両尾、関、沓掛といろいろあったんですけど、この危険区域、危険箇所、危険地区に対して避難勧告か避難指示が出されていなかったということが、広島であったように、せっかくこのように土砂災害警戒区域、警戒箇所も指定されて、特に野登と坂下、沓掛には土石流の流域に想定されておるところに人家があるわけですな。

それらについての避難指示、避難勧告が出されていなかったことについて、なぜだったのかなという気がするんですけど、今回は椋川だけの流域に避難指示だけであって、本来この特別警戒に対する、土石流に対する警戒、指示、警告というのは、いかなる伝達方法を使ったのかは知りませんけど、そこへ避難指示が出されていなかったことについて、どのようにお考えになってみえるかお伺いします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員おっしゃられますように、今回、土砂災害警戒情報に基づく避難勧告は出しておりません。

平成２４年の５月に作成をいたしております避難勧告等の判断伝達マニュアルにおいて、勧告等の基準といたしまして、三重県が土砂災害警戒情報を発表した折には避難勧告等というような考え方を持つこととしておったわけでございますが、あの日なんですけれども、あの時間、雨の勢いというのが非常に急速に強まっておりまして、ご承知のように１５時から１７時の間、時間雨量にしまして５０ミリを超えるような箇所が多数ございました。

そういったことから、市民の方々の移動に関するリスクですね。それとリスクに関する安全確保という点と、それから市内全域での初めての大雨洪水警報の中の特別という意味を捉えられたときに、若干混乱を招くのではなかろうかという判断のものでございます。

しかしながら、今回の判断につきましては、大きな課題ということで認識をさせていただいております。避難勧告、指示等、三重県内でもいろんな考え方が分かれたわけでございますけれども、今進めております検証を通じまして、マニュアル運用等再度確認等を行いまして、市民の皆様の人命第一の措置が講じられるよう今後努めてまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

せっかく県が土砂災害特別警戒区域、警戒地区まで指定されておることについては、やはり何らかの形でこの特別警報の認識をしていただいて、住民みずからの命を守る方法も当然必要ですけど、市としての周知、情報伝達を行うべきであろうというふうに思います。

何でかといえば、今回指定したところ以外の、来年度に調査完了を予定しておるという、本年度ですか、福徳地区で、私見に行ったんですけど、あと１０メートルで人家までかかる高さ１０メートルに関して崩壊しておるわけです。ここらはことし調査するということなんですけど、私が見に行った段階では、住宅地まであと５メートルか６メートルです。そこから下へ約１０メートル大きく崩れています。土砂崩れです。あれは早急に直さなければならん。これは赤線道と農道が絡んでおるんですけど、早急な復旧をしなければならんと思うんですけど、ああいうところについては、ことしはこういう危険箇所があるというのであれば、ことしの想定する箇所についても周知伝達は当然やるべきだろうと。

今までどおりの観念で、椋川だけが危険区域であるという判断は、特別警戒であればやっぱり土砂流出箇所が決めてあれば、当然そんなのは自然監視をして周知、情報伝達をするべきであろうということからこういうことを申し上げておるわけであって、特に指定避難所の対応についても施設の環境なり食料の条件、帰宅困難者への避難についてもいろいろ問題はあったろうと思います。ここらについても、私は現地に行ったときにもいろいろ問題を言われましたんですけれども、そのことを伝えておりますけど、避難所についてももう少し改善するべきところがまだ多々あろうかと思うんで、それに対応していただきたいのと、きのうも森議員が言われたように、竜川のああいう湧水区域の非常に強いところであれば、きのうの答弁では、児童館だとか文化会館だとかというところへ避難ということなんですけど、災害にもよると思うんですけど、水が下から上がってくる湧水地域であれば、公共施設だけが避難場所、避難施設じゃなしに、あそこにはホテルもあれば堀田建設さんもあれば、回生病院もあると。

だから、垂直避難するというのであれば、わざわざ公の施設へ行かなくても近く、数十メートルで避難できるところはあるわけですね。そこらは今のハザードマップでは全てが公共施設を利用するということになっておるんですけど、今の大震災に対しても鈴鹿市や津市なんかでは個人の避難場所というのはある程度指定されておると思うんです。

それは別に指定する必要ないと、いろんな問題はあろうかと思うんですけど、やはり竜川地域の湧水地域であれば、きのう言われた避難困難者については、ホテルやったら２４時間やっておるけど、堀田建設さんやったら昼しかやっておらんとか、それは確かに時期、時間によって、それから災害の状況によって違ってくると思うんですけど、例えばこの間の話であれば、近くにそういう避難者が見えたら十分避難される間だけ見てやってくれということがうまく協定できれば、公共施設の東小学校まで行く必要もないと思うんです、危険を交えて。

そういうことの活用というのも必要だと思うんですけど、その辺の考え方があれば。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員おっしゃいますように、もともとの市の防災に対する考え方なんですけれども、自助、共助、

公助をそれぞれ基軸といたしまして、それぞれのできる範囲のことを最大限お考えいただくような取り組みにおいてなすことが減災につながると、かように思っております。

その対応ですけれども、ご紹介いただいたような幅を持った対応というのは当然ございますし、また縦の意識だとか垂直の意識であるとかということで、やはり平生の災害に対するいろんなケースを市民の方々に抱いていただくような方策が必要かと思っております。

いずれにいたしましても、皆様のご理解の中で、そういった公共施設が使えない場合に使わせていただくことも含めて、全体で防災力を高められればなと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

そういう方策も考えて、災害の種類においてそういう考え方をしていただきたいと思います。

それでは次に、通行どめの指示、判断権限についてなんですけど、今回、名阪、新名神、１号線、ＪＲ、交通が麻痺した中で、２５号の通行どめに対して大変トラブルがあったというふうに聞いております。

これについては、４カ所のガードマンが指示をしたわけでありますが、加太地区は完全に孤立してしまったと。しかし、そのガードマンで交通規制はしたものの、個人的に自分で責任が持てるなら行ってもいいやないかということで、規制の範囲が中途半端、これは県のことだろうと思うんですけど、これは市のほうからもあるかと思うんですけど、名阪とか１号線はかなりきつく規制をされておるんですけど、ガードマンだけでは４人も立っておっても、みんなかいくぐって危険を顧みず通過しておると。

誰がこの２５号の通行どめを、どういう権限で、どういう判断で通行どめされておるのかということをお伺いします。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員ご指摘の県管理の国道２５号線の通行どめの判断は、道路管理者である県の判断によって行われております。市と協議して決めるというものではございません。道路管理者としてのお立場で通行どめをさせていただいております。

通行どめには、鈴鹿建設部管内で時間３０ミリ、連続雨量１００ミリの基準を超えた場合、通行規制を実施するものであり、その路線としては県管理の国道２５号線の２区間、金場 ― 加太市場、北在家 ― 伊賀柘植の間の２区間と、関大山田線の２路線がございます。

県管理の国道２５号線は、加太地区の生活道路として重要な道路でありますことから、その際、県からはガードマンを派遣して通行どめの処理をしていただいております。県としては、通行どめの協力、理解をお願いしますということでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

その通行どめの権限があって、あとは自己責任でくぐっていく者は、権限はないんですか、その

ガードマンには。県からであって、何の機能も果たしておらん。ただ立っておるだけですよ。

そんなことで、行かれるのはほとんど加太の住民の方が多いだろうと思うんです。通行どめをするのはどの権限で誰がとめられるのか。あとは、行った者は自己責任で済ませるのか、そうではないと思うんです、もし事故があれば。そんな場合はどうするんだということで、消防のほうも出ていったり、いろいろやっておっても、県から来たガードマン、国、県はきちっと遮断したら一切通しません。

県道の２５号については、確かに加太が孤立することに対して住民の利便性も図るという意味もあって通らせておるのかもわからんですけど、それはそれでいいのか。それでいいとするのか。やはりこれは好ましくないのか。とめるのであればきちっととめると。とめると孤立すると。

であるならば、市場阪東線という迂回路があるわけですよ。今回も林道、農道と違って、市場阪東線は市道ですもんで、余り今回の災害に対しては、一部あっても、ほとんど通れる状態ですよ。まだ完全に実施はされていないけど、もう少し整備すればきちっと輸送、搬送できる市場阪東線のバイパスがあるわけですね。だから、それを整備することによって、２５号の通行どめも完全にできるという方法もあると思うんですけど、時間がないんで、あくまでも今回の２５号の通行どめについての手段の方法、やり方については今後もっと責任を持って、権限を持って通行どめに対する規制をきちっとしてやってもらいたいということをお願いしておきます。

もう時間がないんで、あと災害復旧の見通しについてはできるだけ早うしてほしいということなんですけど、あと１点、災害受援計画についてなんですけど、大規模災害時における応援を迅速かつ効果的に受けられるという受援計画というのが各市町村、県で行われております。県単位では１４％、市単位では１１％ぐらいと、ほとんど受援計画というのはやっていないと。

しかし、本市において受援計画は大規模災害における消防隊受援計画はということで、一応消防において受援計画は示されておりますけど、これはあくまでも行政単位、市と消防、市と市、そういう行政の単位で結ばれておって、東北の大震災にしても、この間の広島に行ったことについても、ボランティアの受け皿、人的、金的、物的といろんな支援する中に災害を受けた場合の受け皿、この間も広島へ私は行ってきまして、八木地区へ行って各所全部視察してきましたんですけど、かなり混乱をしておったと。

というのは、災害対策本部とボランティア本部というのが全然意思疎通が図れていないということで、ボランティアに関する受け付けは社会福祉協議会がやっており、それからほかの金銭等については災害対策本部がやっておると。今回も行ったときには、当初かなり混乱を来しておると。

だから、市としてもそういうボランティアとか、受けないに越したことはないんですけど、そういう災害が起こった場合には他市町、他ボランティアから、いろんな団体から支援の受ける場合の受援計画というのを徐々に各市町村がつくりつつあると思うんですけど、亀山市においては消防隊における応援協定、相互応援協定的な受援計画でしかないと思うんです。

だから、これについてはボランティア等を踏まえた受援計画というのを災害計画にあわせてつくるべきだと思うんですけど、その辺についてのご見解をお願いします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

受援計画への考え方ですが、先ほど事例的に申されましたボランティアであるとか物資の受け皿等につきましては、現存の地域防災計画にうたっておりまして、自発的な支援の受け入れは各対策本部において、また義援金、義援物資、また人的支援の受け皿といたしましては社会福祉協議会との連携のもと、福祉医療対策部において対応を行うと明記してございます。

ご提案がありました今後の課題ですけれども、そういった事例も含めまして、他地域の対応等も確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１９番（小坂直親君登壇）

今の状態では、この間広島の八木地区へ行ってきましたんですが、ボランティアが３，０００人おって、自衛隊、警察がおって１万人ぐらいが非常に大変な中でやっておって、きのうも１人見つかって、７０名がまだ犠牲になっておるということなんですけど、当初は、急遽起こった場合に対策本部とボランティアの中では非常にトラブルがあったと、私どもを案内してくれた方が言っておって、３日か４日たってようやく連携がとれたと。それがいろんな団体の思惑があって、なかなかスムーズに災害対策本部が指揮命令を出せないというようなことで大変混乱をしておる中で、社会福祉協議会が今もやれるというけど、社会福祉協議会にどれだけの権能と人員を持ってやれるかというのは、その辺は不明確だと思うんです。

そこらを含めて、受援計画というのはそれぞれの市町村が、災害があったときにはどのようにほかの支援をどういう体制で受けるかというのは当然見据えた上での計画をつくるべきだと思うんです。できるだけ早い時期に、他市町村との比較検討した上で受援計画を示していただければなあと思います。

それでは、最後に公共道路等の保全管理についても、簡単に質問させていただきます。

特に今回、雨が多くて市道、県道、国道、全てに大きく草が繁茂がひどくて、非常に交通手段として見通しも悪く、学童の通学路についても非常に困難を来しておるという中で、国・県道を含めて市道の除草をどのように計画されておるのか。

特に県道は２５号を含めて、３０６を含めて、年に２回やっておったのが今回から１回ということであれば、これはやはり今の状態で、今まで２回しておっても悪かったのに、１回になればもっと悪くなると思うんです。

県道、国道と市道との交差部分についても、草が繁茂して非常に交差部分での見通しも悪いと。このことについて、どうしても市道、生活道路に密着する名阪の側道についても２車線がほとんど使えない状態であるというような状況で、一体生活道路に密着した国・県の除草、また市の除草について、どのように国・県へ働きかけておるのかというのの１点と、それからＪＲの敷地の除草についても、これも大変多く繁茂しておりまして、特に関から加太地区の高堤防等は非常に見通しが悪い。

人家に接した堤防には大きく草が生えておって、なかなかそれを刈ってもらえないということで、地元はわざわざ自治会が折り箱を持って上のほうへ頼みに行って、ようやくそれでも刈ってもらうのが精いっぱいやということで、この間刈ってもらったんだけど、それも刈りっ放しなんですよ。

刈りっ放しというと、特に加太のところは１，０００分の２５という勾配で、ブレーキをかける

と火花が飛ぶわけですよ。そうすると、火災に結びつくということから、刈った草は撤去してもらわんと、特に加太地区の急傾斜については非常に危険きわまりないと。これはＪＲについても西日本だけなんですよ。ＪＲ東海はちゃんと下庄のほうの高堤防はきれいに刈ってもらっておるんだけど、西日本は全然刈ってもらっておらんと。これにも西日本とＪＲ東海との差はあるんですけど、余りにもＪＲの敷地の格差が、繁茂し過ぎて人家また周辺の環境をかなり悪化させておる。

このことについて、市として、国・県、ＪＲ、また高速道を含めてどのようにこの除草について指示、また要望をされておるのか。それがだめならば、どうしても生活に密着する道路については市独自がやって、経費を国・県からもらってでも市がどうしてもやらなきゃならんという考えがあるのかないかをあわせて質問させていただきます。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

国道、県道並びに市道の草刈りということでございますけれども、国道、県道の除草につきましては、年１回から２回、幅１メーターから１メーター５０を基本に、交通量や歩行者の状況を鑑み、各管理者において実施していただいているところでございます。

また、国や県の管理の河川につきましても同様、築堤状況を確認するために年１回の必要に応じて除草をいたしておる現状でございます。

市といたしましては、地域の自治会から除草の要望等がありましたら、速やかに国や県に進達をしております。さらに、状況に応じて、国・県と担当者による現場立ち会いや現地確認を適時行い、対応させていただいております。

一方、市道の草刈りの状況でございますが、集落と集落を結ぶ幹線道路につきましては、６月、１０月の年２回、幅１メーターを基本にした業者委託を行っております。また、市としましては地域の皆さんのご協力を得て２つの事業を展開させていただき、１つは毎年お世話になっております道路月間による道路ふれあい月間での除草作業、２つ目は市道草刈活動支援事業でございます。この事業は、自治会に対して側面的な支援で協力をお願いし、道路の美化、愛護精神の高揚並びに活動の継続を図っているところでございます。この制度の中から、市道の維持管理を努めております。

それと、議員おっしゃってみえる国・県の部分を市で補ってはというふうなことでございますけれども、一義的に道路管理者のほうにお願いするべきだということで対応させていただきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

ご指摘の加太地区のＪＲ沿線地区につきましては、議員おっしゃいましたように、これまでも関係自治会からＪＲ当局に対し除草の依頼を行うなど、地道な取り組みが続けられておりますので、市といたしましても、当該自治会と役割分担を行いながら、再度ＪＲ当局に対し、地域の実情等をお伝えし良好な沿線地域づくりへの理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員、簡潔に。

○１９番（小坂直親君登壇）

最後になりますけど、これを皆さんやっておったら私は質問する必要ないんですよ。草もそんなに生えへんです。やったらできる。やっておらんで草が生えて交通支障を来しておるということやで、その辺を皆さん方に考えていただいて。

きのうも聞いた話ですけど、年寄りの方が１号線のところで、草で見通しが悪かったから交通事故に遭いかけたということを聞いて、どなたか知らんけど、国会議員に言うたら明くる日に刈ってもろうたと。こんなことでは、市としては草を刈ることに対して考え方をもう少し、ふだん皆さん方市内を走っておったら、草が生えたら刈らなあかんなあという意識を持って、県道であれば、国道であれば、日ごろ気をつけて除草に努めて、交通安全と市民の安全を守ってほしいということをお願いして、終わります。

○議長（前田耕一君）

１９番　小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問でございますが、通告はございませんので、関連質問は終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次にお諮りいたします。

あす１２日から２３日までの１２日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

異議なしと認めます。

したがって、明日１２日から２３日までの１２日間は、休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの２４日は、午後１時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後　３時４０分　散会）

平成２６年９月２４日

亀山市議会定例会会議録（第６号）

●議事日程（第６号）

平成２６年９月２４日（水）午後１時　開議

第　１	議案第５１号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第　２	議案第５２号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第　３	議案第５３号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第　４	議案第５４号	亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
第　５	議案第５５号	亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について
第　６	議案第５６号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
第　７	議案第５７号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
第　８	議案第５８号	平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
第　９	議案第５９号	平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第１０	議案第６０号	平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
第１１	議案第６１号	平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第１２	議案第６２号	平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
第１３	議案第６３号	平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
第１４	議案第６４号	平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１５	議案第６５号	平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１６	議案第６６号	平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１７	議案第６７号	平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１８	議案第６８号	平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について
第１９	議案第６９号	平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について
第２０	議案第７０号	平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について
第２１	請願第　６号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
第２２	請願第　７号	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
第２３	請願第　８号	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
第２４	請願第　９号	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
第２５	請願第１０号	井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書

第　２６　請願第１１号　亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書
第　２７　請願第１２号　川崎小学校区に第２学童保育所の設置を求める請願
第　２８　委員会提出議案第　４号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について
第　２９　委員会提出議案第　５号　「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
第　３０　委員会提出議案第　６号　防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について
第　３１　委員会提出議案第　７号　保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
第　３２　委員会提出議案第　８号　学童保育所の整備を求める意見書の提出について
第　３３　委員会提出議案第　９号　亀山市議会基本条例の一部改正について
第　３４　委員会提出議案第１０号　亀山市議会委員会条例の一部改正について
第　３５　委員会提出議案第１１号　空き家対策に関する意見書の提出について
第　３６　常任委員会の所管事務調査の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（２１名）

１番	西　川　憲　行　君	２番	髙　島　　真　君
３番	新　　秀　隆　君	４番	尾　崎　邦　洋　君
５番	中　﨑　孝　彦　君	６番	豊　田　恵　理　君
７番	福　沢　美由紀　君	８番	森　　美和子　君
９番	鈴　木　達　夫　君	１０番	岡　本　公　秀　君
１１番	伊　藤　彦太郎　君	１２番	前　田　耕　一　君
１３番	中　村　嘉　孝　君	１５番	片　岡　武　男　君
１６番	宮　村　和　典　君	１７番	前　田　　稔　君
１８番	服　部　孝　規　君	１９番	小　坂　直　親　君
２０番	竹　井　道　男　君	２１番	大　井　捷　夫　君
２２番	櫻　井　清　蔵　君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市　　長	櫻　井　義　之　君	副　市　長	広　森　　繁　君
企画総務部長	山　本　伸　治　君	財　務　部　長	上　田　寿　男　君

財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者（兼）出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邉靖文
書記	髙野利人		

●会議の次第

（午後　１時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

皆さん、こんにちは。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第６号により取り進めます。

それでは、去る９日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第１、議案第５１号から日程第２０、議案第７０号までの２０件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５４号　亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について　　原案可決

平成２６年９月１７日

総務委員会委員長　岡　本　公　秀

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５１号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第５２号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第５３号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第５５号	亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について	原案可決
議案第５６号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第５７号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について	原案可決

平成２６年９月１６日

教育民生委員会委員長　福　沢　美由紀

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５８号	平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第５９号	平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６０号	平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６１号	平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６２号	平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第６３号	平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６４号	平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６５号	平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６６号	平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６７号	平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認　　定
議案第６８号	平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について	認　　定
議案第６９号	平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について	認　　定
議案第７０号	平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認　　定

平成２６年９月１９日

予算決算委員会委員長　櫻　井　清　蔵

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

○議長（前田耕一君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会副委員長。

○４番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る９日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１７日、委員会を開催いたしました。

まず、担当次長から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第５４号亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、消防長を亀山市と同様に外部登用している県下の事例はあるかとの質疑があり、これについては、津市消防本部と松阪地区広域消防組合消防本部があるとの答弁でありました。

次に、条例で定める消防長の資格に該当する者が不在となった場合の対応について質疑があり、これについては、事務取扱として、市長が消防長の職を担うこともあり得るとの答弁でありました。

次に、条例に定める消防長の資格者が退職者の場合の年齢制限について質疑があり、これについては、市の一般職の取り扱いにおける定年延長と同様、６３歳が上限になるとの答弁でありました。

次に、本条例の制定によって、消防長の内部登用が始まるが、今後の消防長と消防次長の職務の級と役割分担について質疑があり、これについては、消防長及び消防次長の職務の級はともに７級であり、消防長については、北東分署の開署を控え、組織体制が変わってくる中で、その役割は重要であるとの答弁でありました。

また、消防長と消防次長の給与体系と職務のあり方については、今後の課題として検討していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、髙島　真教育民生委員会副委員長。

○２番（髙島　真君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告をいたします。

当委員会は、９日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、１６日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、分割して質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第５１号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本市の待機児童数のカウントの仕方と発生の要因について質疑があり、これについては、複数の保育所へ入所を希望したが、入所できなかった児童を待機児童として扱い、平成２６年８月現在、９名の待機児童がいる。その要因については、ゼロ歳から２歳の低年齢児の入所申し込みがふえていることや自宅に近い保育所への希望者が多いことが上げられると答弁がありました。

次に、来年度、子育て新制度がスタートする中、市内の認可外保育の考え方について質疑があり、これについては、認可保育となることは待機児童対策として有効であることから、協力が得られるよう働きかけを行っていくという答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、市は、資格のある保育士がいなかったり、ゼロ歳から２歳児がいても自園調理を行わない保育所でも認定するのか質疑があり、これについては、基準に沿っていれば基本的に認定をするとの答弁でありました。

次に、保育の質を下げないために条例に上乗せをし、細かい内容を規則や要綱で規定する考えがあるのか質疑があり、これについては保育の質を下げずに進めていきたいという願いのものであり、必要な事項等は要綱に盛り込んでいきたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第５３号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、条例で定める児童１人当たりの専用区画面積１．６５平米以上という要件を満たしていない学童保育について質疑があり、平面上の面積で要件を満たしていないのは１施設であるが、今後、各施設の有効面積の実態を把握した上で改善をしていくとの答弁でありました。

また、経過措置に規定されている当分の間の考え方について質疑があり、これについて、今後新しい放課後児童クラブの設置は必要であると考えつつ、既存施設のさまざまな課題解決に向け、目標を定めて努力するものであり、５カ年の子ども・子育て支援事業計画を策定中であることから、その計画にあわせ、５年程度をめどに改善を行っていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

なお、条例施行に当たり、５年をめどに現在の学童保育の設備及び運営について、計画的に見直していくよう意見を申し添えたところであります。

また、この３つの条例については、保護者の関心が高いことから、条例に関する規則や要綱、関連予算等について、早い時期に議会へ説明するよう意見を申し添えたところであります。

次に、議案第５５号亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について、議案第５６号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について及び議案第５７号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正については、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、各議案とも原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、中﨑孝彦予算決算委員会副委員長。

○５番（中﨑孝彦君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

去る９日の本会議で付託のありました議案第５８号から議案第６２号までの平成２６年度各会計補正予算の５議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、１２日に産業建設分科会、１６日に教育民生分科会、１７日に総務分科会を開催して審査を行いました。

また、議案第６３号から議案第７０号までの平成２５年度各会計決算の８議案については、１８日、１９日の２日間にわたり、当委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、代表監査委員から各会計決算についての審査の経過並びに審査の所見報告を受けました。続いて、財務部長から健全化判断比率、各会計資金不足比率の報告、そして各部長から予算決算委員会提出資料の説明を受けた後、質疑に入り、慎重なる審査を尽くしました結果、議案第６３号平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第６４号平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第６５号平成２５年度亀山市後期高齢者

医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての３議案については、反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第６６号平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第６７号平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第６８号平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について、議案第６９号平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について及び議案第７０号平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定については、いずれも原案のとおり全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、委員会として、１つ、平成２５年度一般会計決算について、財政指標の好転は平成２５年度のみの特異な要因によるものとの総括であるが、結果的には市税の増により財政調整基金の取り崩しもなく、健全な財政運営であったと見ることもできる。しかしながら、経常収支比率の水準は依然として高く、財政構造が硬直化している中、今後、交付税の合併算定がえにより交付税が減少するなど、さらに厳しい財政状況が見込まれることから、財政運営の基本である歳入に見合った歳出の実現に向け、的確な事業の選択と集中を行うとともに、経費の削減や基金の有効な活用を図り、持続可能な健全財政に取り組まれたい。

２つ、市税、国保税、使用料及び負担金等については、公平性の観点からより一層の徴収努力を行うとともに、委員会に提出された市税等の決算状況の報告書を踏まえ、収納体制の強化を図り、目標を持って収納率の向上に努められたい。なお、不納欠損の処理については慎重に対応されたい。

３つ、繰り越した事業について、不用額は決算書でしかわからないため、事業の進捗に大きな変化がある場合は、議会に状況を報告されたい。

４つ、水道事業における有収率が年々低下していることから、主な原因である漏水調査により早期に改修を行い、有収率の向上に努められるとともに、給水原価が供給単価を上回ってきていることから、その改善に努められたい。

５つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめるとともに、次年度の予算編成とその執行及び本年度策定する行財政改革大綱に反映されたい。以上５点の意見を申し添えたところであります。

次に、１９日の決算議案の審査終了後、議案第５８号から議案第６２号までの平成２６年度各会計補正予算の５議案について、各分科会の会長から審査の経過について報告を受け、その結果、分科会長報告に対する質疑はなく、議案第５８号平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について、議案第５９号平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第６０号平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第６１号平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について及び議案第６２号平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）については、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第５１号から議案第７０号までの２０件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

１８番　服部孝規議員。

○１８番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第５１号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、また議案第６３号平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算、議案第６４号平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第６５号平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

まず、議案第５１号、５２号です。

子ども・子育て支援制度を２０１５年４月から施行するため、子ども・子育て支援法が制定されました。保育を行う者は、市町村の条例で定める基準に従って保育を提供しなければならないこととされたため、本条例でその基準を定めようとするものであります。

新制度では、幼児の保育・教育の給付の対象となる施設がふえますが、児童福祉法第２４条第１項で規定されている市町村による保育の実施責任が明記されたのは保育所だけであり、認定こども園、幼稚園や地域型保育においては、市町村は直接的な責任を負いません。基準について、市は国の基準と同様の内容を定めるとしています。しかし、政省令は施設によって園庭や給食設備、保育士の配置基準について、事業者に都合のいいように規制緩和されたものが含まれており、これと同様の基準を定めることにより、保育の質の低下と格差が生まれることは否めません。

現在、亀山市の保育現場では、国の基準よりさらに手厚い基準で保育士を配置しています。質疑により、現在の保育の質は守っていくとの答弁でありましたが、条例にそれを担保する文言はありません。特に、死亡事故の多い０歳から２歳児を対象とする小規模保育事業所の認可基準について、保育士資格を持つ者が一人もいなくてもよい、あるいは半分でもよいなどがあります。家庭的保育事業についても、保育士でなくてもよい基準となっています。これらは、亀山市の子供たちの命にかかわる大問題と考えます。保育実施の法的責任を後退させ、保育の質の低下を招き、公平性も担保されなくなることにつながるこれらの条例の制定には反対せざるを得ません。

次に、平成２５年度決算のうち一般会計決算です。

この予算案を審議した際に、予算案を見ると、従来からの事業を漫然と予算化するだけで、市民の願いに応え、市民生活や営業を守ることを優先した予算になっていないことを指摘し、反対いたしました。当然、予算どおり執行されたとしても、決算を認めることはできません。

住宅リフォーム助成事業など評価できる決算もありますが、リニア基金への積み増しを初め、完全給食ではないデリバリー方式の中学校給食、老朽化が進み、耐用年数を超えた保育園や幼稚園の建てかえ計画もないなど、問題のある決算が幾つもあります。

また、決算の特徴は１２億円ほど財政調整基金を取り崩し組んだ予算でしたが、年度途中の予想

外の増収により財政調整基金を取り崩すことなく、大きな黒字となりました。議案質疑でこうした増収分については、ただただ財政調整基金に積むのではなく、その一部を使って市民要望に応える予算を組むべきだったと指摘いたしました。

以上のとおり、市民の暮らしを守る立場から、平成２５年度の決算は認められません。

次に、国民健康保険事業特別会計決算です。

平成２５年度の決算は、黒字決算となりましたが、依然として被保険者の生活は大変です。国保世帯の年間所得が２００万円以下の世帯が８割近くを占めています。こうした所得水準では、現在の国保税は払いたくても、高くて払えないというのが実態です。市民生活を守り、社会保障としての国民健康保険制度を維持するためには、高過ぎる国保税を引き下げ、払える額にするしかありません。こうした国保世帯の命と暮らしを守るための国保税の引き下げが行われなかった決算の認定には反対するものであります。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計決算です。

この後期高齢者医療制度は、お年寄りを大事にしない、長生きを喜べない問題の多い制度で廃止するべきです。私たちは、後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めていることから、この決算には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（前田耕一君）

１８番　服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論は終結し、ただいま討論のありました議案について、起立採決をいたします。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、討論のありました議案第５１号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第５１号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の制定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第５２号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第６３号平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６３号平成２５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第６４号平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６４号平成２５年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第６５号平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６５号平成２５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定

については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第５３号から議案第６２号まで及び議案第６６号から議案第７０号までの１５件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

議案第５３号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第５４号　亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第５５号　亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第５８号　平成２６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５９号　平成２６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６０号　平成２６年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６１号　平成２６年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第６６号　平成２５年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６７号　平成２５年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６８号　平成２５年度亀山市水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２５年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第７０号　平成２５年度亀山市病院事業会計決算の認定について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第２１、請願第６号から日程第２７、請願第１２号までの７件を一括議題といたします。

請願７件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５

条の規定により報告します。

平成２６年９月１６日

教育民生委員会委員長　福　沢　美由紀

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

別表

受　理　番　号	請　　６
受　理　年　月　日	平成２６年８月２８日
件　　名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎　亜紀　他２名
紹介議員氏名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　７
受　理　年　月　日	平成２６年８月２８日
件　　名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎　亜紀　他２名
紹介議員氏名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請　　８
受理年月日	平成２６年８月２８日
件名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎　亜紀　他２名
紹介議員氏名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請　　９
受理年月日	平成２６年８月２８日

件　　名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町新所１８６３ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　北崎　亜紀　他２名
紹介議員氏名	尾崎邦洋、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　１０
受理年月日	平成２６年８月２８日
件　　名	井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みずきが丘７３－６ 井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会 会長　打田　喜行
紹介議員氏名	西川憲行、竹井道男、服部孝規、岡本公秀、尾崎邦洋、森　美和子
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	市長に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　１１

受　理　年　月　日	平成２６年９月２日
件　　名	亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市東町１－１－７ 亀山市西小学校区児童クラブおひさま 運営委員長　村主　勝治　他２名
紹介議員氏名	岡本公秀、竹井道男、服部孝規、森　美和子、西川憲行、豊田恵理
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	市長に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　１２
受　理　年　月　日	平成２６年９月２日
件　　名	川崎小学校区に第２学童保育所の設置を求める請願
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町８９－１ 川崎小学校区学童保育所あおぞらくらぶ 運営委員長　野村　幸生　他１名
紹介議員氏名	豊田恵理、岡本公秀、西川憲行、服部孝規、森　美和子、竹井道男
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	市長に対し意見書を送付する

○議長（前田耕一君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願７件に対する討論を行いますが、通告がございませんので討論を終結し、請願第６号から請願第１２号までの７件について、起立により採決を行います。

まず、請願第６号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第６号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第７号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第７号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第８号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書について、起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第８号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める

請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第９号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第９号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第１０号井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書について、起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第１０号井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書は、採択することに決しました。

次に、請願第１１号亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書について、起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第１１号亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書は、採択することに決しました。

次に、請願第１２号川崎小学校区に第２学童保育所の設置を求める請願について、起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第１２号川崎小学校区に第２学童保育所の設置を求める請願は、採択することに決しました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時３９分　休憩）

（午後　１時４８分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第２８、委員会提出議案第４号から日程第３５、委員会提出議案第１１号までの８件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○７番（福沢美由紀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第４号から委員会提出議案第８号までの５件につきましては、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第４号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって、提案理由の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで２００４年の三位一体改革や２０１０年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

１９５０年に地方自治を進めるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童１人当たりの教育費に約２倍の地域間格差が生じた結果、１９５３年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし１９８５年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、２００６年からは国庫負担率が３分の１に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれています。しかし、地方財政が厳しくなり、１９８５年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率、措置率が年々低下しています。２００７年度における措置率の全国平均は６５．３％となっており、地域間格差も広がっています。三重県は４９．０％、東京都１６４．８％、秋田県は２６．９％です。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の地方財政状況に影響されることのないよう義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．国の責務として「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」に必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、さらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第５号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって、提案理由の説明をいたします。

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書。

三重県では、２００３年度から小学校１年生の３０人学級（下限２５人）が実施されており、その後も小学校２年生の３０人学級（下限２５人）、中学校１年生の３５人学級（下限２５人）と他学年への弾力的運用等、拡充しています。少人数学級が実施されている学校では、「より個に応じた対応をしてもらっていると思う」「余裕が持て、落ちついて子供と向き合うことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果を上げています。

一方、国においては、２０１１年４月の「義務標準法」改正により、小学校１年生の３５人以下学級が実現し、２０１２年には法改正による引き下げではないものの、小学校２年生への実質的な拡大が実現しました。しかし、２０１４年度予算においても、教職員定数については３５人以下学級の拡充が措置されず、教育課題に対応するための定数改善も不十分です。

２０１０年における日本の教育機関に対する公財政支出の対ＧＤＰ比は３．６％で、ＯＥＣＤ加盟国中、データ比較が可能な３０カ国において、４年連続で最下位でした。２０１０年度から実施されている「高校無償化」が初めて反映された数値でしたが、加盟国平均の５．４％に遠く及びませんでした。２０１３年６月に閣議決定された第２期教育振興基本計画でも、同年４月の中教審答申の「ＯＥＣＤ諸国並みの公財政支出を行うことを目指す」から後退し、「ＯＥＣＤ諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし」という表現にとどめられました。

山積する教育課題の解決を図り、未来を担う子供たち一人一人を大切にした教育を進めるためには、学級編制基準のさらなる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第６号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって、提案理由の説明をいたします。

防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書。

２０１２年８月２９日、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、第２次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高及び浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大２７メートル、尾鷲・熊野市では最短４分で第一波が到達などとなっています。また、最大の死者数は約４万３，０００人とされ、三重県が２００５年に取りまとめた想定約４，８００人を大きく上回るものとなりました。２０１３年５月２８日に、国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備に加え、防災教育を初めとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしています。

このような中、三重県では学校の耐震化が着実に進められており、２０１４年４月現在の耐震化

率は小中学校が９８．５％、高校・特別支援学校は１００％となっています。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備などが進められています。

一方、２０１２年９月４日、文部科学省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を公表し、公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、２０１５年度までの速やかな完了を要請しています。また、三重県教育委員会の調査によると、２０１４年２月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「全てできている」は２４．２％、前年度比８．６％増、校内のガラス飛散防止対策が「全てできている」は１６．２％（前年度比１．１％増）となっており、「非構造部材」の対策はおくれています。

学校は、子供たちを初め多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には県内の公立学校の９１．４％が避難場所となるため、重要な役割を担っています。その安全確保は極めて重要であり、小中学校における早期の耐震化率１００％達成と非構造部材への対策が急がれます。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子供を守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

さらに、近年、登下校中における交通事故や傷害事件、不審者による声かけやつきまとい、子供たちが被害者となる事案が後を絶ちません。三重県は、「学校安全推進事業」を実施し、子供の防犯意識、危険予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育の取り組みを進めていますが、子供たちの安全・安心の確保に向け、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しを初め、総合的な学校安全対策の充実を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第７号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって、提案理由の説明をいたします。

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子供たちの暮らしや学びに大きな影響を与えています。

２０１１年度文部科学白書は、「社会のセーフティーネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子供や保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、２０１０年度における一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は９．３％であり、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国３２カ国中３１位となっています。ＯＥＣＤの平均は１３．０％です。他方、日本の全ての教育支出に占める私費負担の割合は２９．８％で、ＯＥＣＤ平均の１６．４％を大きく上回っています。

このような中、「公立高等学校授業料無償制」を初め「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策が進められてきました。２０１２年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正が行われました。また、２０１３年６月１９日には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体は、「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子供の教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。就学援助を受ける子供は年々増加を続け、２０１２年度は全国で１５５万人（１５．６４％）となっています。三重県においても１万7,１７５人（１１．２９％）で、約８．９人に１人となっています。高等学校段階においては「奨学のための給付金」制度が創設されたものの、「公立高等学校授業料無償制」については所得制限が設けられました。また、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。そのため、一層の支援策が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学支援にかかわる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第８号学童保育所の整備を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって、提案理由の説明をいたします。

学童保育所の整備を求める意見書。

急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、平成２４年８月に「子ども・子育て関連３法」が公布されました。

この関連３法の中の「子ども・子育て支援法」では、地域の子育て支援に関する市町村の責任が規定されるとともに、「児童福祉法の一部改正」によって、放課後児童クラブの設備及び運営については、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされました。

このことを受け、市では、「亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね４０人以下とすることや、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上の専用区画を設けるなど、学童保育の施設や運営に関する基準を定めました。

しかしながら、市内の学童保育所には、こうした基準を満たしていない施設があるほか、学童保育所への入所希望調査では、来年度、複数の学童保育所において定員を大きく上回る数の児童が入所を希望しており、確実に待機児童が発生する見込みです。

よって、市におかれましては、来年度、待機児童が見込まれる学童保育所については、早急に、公費により新たな学童保育所を整備されますよう強く要望いたします。

以上、委員会提出議案の提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

次に、前田　稔議会運営委員会委員長。

○１７番（前田　稔君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第９号から委員会提出議案第１１号までの３件については、議会運営委員会からの委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第９号亀山市議会基本条例の一部を改正する条例についてでござい

ますが、地方自治法では、議会の議長の議事整理権及び議会代表権を、亀山市議会委員会条例では、委員会の委員長の議事整理権及び秩序保持権を規定しており、こうした職務権限を持つ議長及び委員長が職務を遂行する上での責務を明確にするため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、まず議長の責務として、議長は議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならないことを規定します。

次に、委員長の責務として、委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならないことを規定します。

なお、施行日は公布の日とします。

続きまして、委員会提出議案第１０号亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、亀山市議会基本条例において、議会の代表者である議長の中立公正な立場をより明確にすることを踏まえ、議長が常任委員とならないこととするとともに、議員定数の削減により、常任委員会及び議会運営委員会の委員定数を見直すため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、議員の常任委員の所属について、議長は常任委員とならないものとするただし書きを加えるとともに、各常任委員会の委員の定数を、総務委員会は６人、教育民生委員会は６人、産業建設委員会は５人、予算決算委員会は１７人に、それぞれ改めます。

また、議会運営委員会の委員の定数を６人に改めます。

なお、施行日は平成２６年１１月１日とします。

続きまして、委員会提出議案第１１号空き家対策に関する意見書の提出についてでございますが、意見書の朗読をもって、提案理由の説明をいたします。

空き家対策に関する意見書。

近年、少子・高齢化、核家族化の進行に伴い、全国的に空き家がふえてきており、平成２６年７月２９日に総務省が発表した調査結果によると、全国の空き家数は平成２５年１０月１日時点で８２０万戸で、住宅総数に占める割合は１３．５％となっている。

そのような中、空き家が適切な管理が施されずに放置されると、景観上好ましくない上、ごみの不法投棄や火災、台風等の災害による損壊といった安全、防災、防犯、衛生など、多方面においてさまざまな問題が生じている。

空き家が放置される要因としては、家屋の維持・管理及び解体には、多額の費用がかかるとともに、解体して更地にすれば、固定資産税の住宅用地の軽減措置がなくなるなど、家屋を維持するにも撤去するにも、経済的負担が大きいことや、長く放置された空き家は相続関係が複雑になり、相続ができずに家屋の解体や土地の売却ができないなどが上げられる。

よって、国においては、空き家問題の解消に向け、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記１．建物の所有者に対し、適正管理を促すとともに、地方公共団体が、老朽化し危険性の高い空き家に対し、積極的な指導や除去ができるよう所要の法整備を図ること。

２．空き家の除去を進めるため、地方財政に配慮しつつ、空き家をみずから除去した所有者に対する固定資産税の課税方法の見直しを図ること。

３．空き家の有効活用に向けて、財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行いますが、通告がございませんので質疑を終結いたします。

なお、委員会提出議案第４号から委員会提出議案第１１号までの８件については、会議規則第３６条第２項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたしております。

次に、委員会提出議案第４号から委員会提出議案第１１号までの８件について討論を行いますが、通告がございませんので討論を終結し、委員会提出議案第４号から委員会提出議案第１１号までの８件について、起立により採決をいたします。

まず、委員会提出議案第４号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第４号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第５号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第５号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第６号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第６号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第７号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第７号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第８号学童保育所の整備を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第８号学童保育所の整備を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第９号亀山市議会基本条例の一部改正について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第９号亀山市議会基本条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第１０号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第１０号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第１１号空き家対策に関する意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第１１号空き家対策に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第３６、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、各委員会における所管事務調査の結果報告をいたしたいと申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、岡本公秀総務委員会委員長。

○１０番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

人口減少社会・超高齢化社会の到来と地方分権の進展により、自己責任・自己決定による自立的な行政運営が求められていることを背景に、全国の自治体では、まちづくりにおける市民、行政、議会の３者の役割を明確にするため、自治基本条例やまちづくり基本条例が制定されています。

亀山市においても、平成２２年４月１日に亀山市まちづくり基本条例が制定され、まちづくり基本条例推進委員会を中心に、条例を推進するための取り組みが行われてきたところです。

そこで、総務委員会では、まちづくり基本条例の役割や条例に基づく具体的な取り組み成果を踏まえ、市民、行政、議会の３者の協働によるまちづくりのあり方について検証を行うため、「まちづくり基本条例の検証と新たな取り組み」をテーマに設定し、計１１回の委員会を開催し、調査・研究を行ってまいりました。

まず、企画総務部からまちづくり基本条例が制定された経緯、条例に規定する内容及び制定後の条例に基づく取り組みの推進状況について聞き取りを行い、現状把握に努めました。

そして、現状把握の結果を踏まえ、特性要因図を用いて、まちづくり基本条例について検討すべき事項を抽出し、条例の目的、趣旨の尊重、協働の定義、条例の検証といったキーワードを柱として、各委員による意見や疑問点を分類し、体系的に整理しました。

また、７月には、自治基本条例による取り組みの先進地として、鳥取県鳥取市を視察しました。

鳥取市自治基本条例による取り組みとしては、協働のまちづくりが特徴的であり、条例制定後、市民、議会及び行政による協働の取り組みが進められ、地域では、まちづくり協議会が６１地区全域に設立されました。

次に、調査・研究テーマの議論を深めるため、まちづくり基本条例推進委員会、昼生地区まちづくり協議会及び川崎地区まちづくり協議会の代表者と、まちづくり基本条例制定後の成果と課題について、また、まちづくり協議会の活動における成果と課題について意見交換会を実施しました。

これらのことから、調査・研究テーマに関し、総務委員会として協議し、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりであります。

１つ、まちづくり基本条例は、市民、議会及び執行機関が目指すまちづくりの基本原則を定める理念条例であるため、認識度が低いのはやむを得ないが、まちづくりの基本となる理念等について、

市民が理解を深めることは重要ではないか。

２つ、まちづくり基本条例推進委員会では、条例施行後の４年間、条例策定時の課題であった子供、協働を支援する機能の充実、監査機能の充実といった事項について検討してきたため、まちづくりの推進に関する具体的な方法や見直しについての検討は、まだ十分に行われていない現状ではないか。

３つ、他の条例の制定・改廃やパブリックコメント手続の対象となる計画等の策定時には、まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、整合を図るとしており、現状では整合チェックリスト等による確認を行ってはいるが、さらに条例の趣旨を反映する仕組みが必要ではないか。

これら課題・問題点の解決のため、総務委員会として、下記のとおり市長に対し提言を求めるものです。

１つ、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組むに当たり、それぞれの役割を認識するためにも、機会を捉えて条例の存在をアピールすることで、条例の理解に向けて一層努められたい。

２つ、まちづくり基本条例推進委員会では、これまで条例策定時の課題であった事項について検討されてきたが、今後は条例の趣旨にのっとったよりよいまちづくりの推進のため、さらに積極的に調査・検討されたい。

３つ、他の条例の制定・改廃や計画等の策定に当たり、まちづくり基本条例の趣旨が尊重されるとともに、まちづくり基本条例との整合が十分に図られるよう、さらなる検証の仕組みについて検討されたい。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○７番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

スポーツ基本法には、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性がうたわれています。

亀山市においては、亀山市スポーツ推進計画のもと、スポーツ環境の整備・充実を目標に、生涯スポーツ社会の実現のため、さまざまな施策を展開し、世界保健機構の健康都市連合への加盟とともに、総合的、計画的にスポーツの推進を図るべく取り組みが進められています。

そこで、教育民生委員会ではこうした背景を踏まえ、平成３３年に三重県で国民体育大会が開催されることもあり、「スポーツ振興と施設の充実」をテーマに設定し、計９回の委員会を開催し、調査・研究を行ってまいりました。

まず、文化振興局から市内のスポーツ施設の現状やスポーツ振興の取り組み、県内の施設整備状況について聞き取りを行い、現状把握に努めました。

また、６月には、体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ連合会の代表者と施設の状況やあり方、施設使用料や市のスポーツへの取り組みについて意見交換会を行いました。

次に、７月には、当市にはない陸上競技場施設や４００メートルトラックがとれる広さの多目的

グラウンドを管理運営する三重県東員町、滋賀県長浜市、福井県あわら市を訪問し、施設の維持管理の現状や利用促進の取り組み、子供たちへのスポーツの機会の提供や体力の向上のための取り組みなどを視察しました。

このように、教育民生委員会としてスポーツの振興と施設の充実について、さまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりであります。

１つ、市内の既存スポーツ施設はいずれも小規模で、サブグラウンドがなく、大きな大会は開催できない。また、施設に付随する駐車場の不足などの課題がある。

２つ、市内のスポーツ施設について、使用時間の区分が午前、午後、夜間で使用料の負担が大きい。減免制度もなく利用者への利便性が図られていない。

３つ、市内の子供の体力が低下している。また、成人のスポーツ実施率も低い。

４つ、スポーツ活動を進める上で、市、教育部局、スポーツ関連団体、指定管理者、地域が連携していない。

５つ、総合型地域スポーツクラブの年間経費の大部分は、活動の際の施設利用料であり、大きな負担となっている。また、補助金が５年で打ち切られるため、その後の活動への課題が大きく、市からの支援が必要である。

よって、教育民生委員会として市民の誰もがスポーツを通じ、幸福で豊かな生活を営むことができるように、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、既存のスポーツ施設、特に西野公園・東野公園について、施設の拡充と整備を行うこと。

２つ、施設の利用時間区分や利用料金について、利用者の促進を図るべく改善を図ること。

３つ、子供から高齢者まで、それぞれの段階でスポーツに親しむことができるよう、継続的で具体的な取り組みや環境づくりを進めること。

４つ、スポーツ振興の取り組みは、教育部局やスポーツ関連団体、総合型地域スポーツクラブや指定管理者及び市民の声をよく聞き、コミュニティやまちづくり協議会とも連携をとりながら進めること。

５つ、次期計画での新たな施設の設置について、県や国の制度の活用、スポーツ施設の誘致を視野に入れ研究すること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、１８番　服部孝規産業建設委員会委員長。

○１８番（服部孝規君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

近年、少子・高齢化、核家族化の進展に伴い、全国的に空き家・空き地がふえてきており、空き家・空き地問題として各自治体がその対応に苦慮しています。

そこで、多くの自治体が空き家・空き地の解消に向け、条例を制定して取り組んではいるものの、その運用には限界があり、自治体だけの努力では解決に至っていないところであります。

そこで、産業建設委員会ではこうした背景を踏まえ、空き家・空き地の問題を解消するため、空き家・空き地対策についてをテーマに設定し、計７回の委員会を開催し、調査・研究を行ってまいりました。

まず、建設部、財務部、消防本部から、空き家の状況や空き家バンク制度の活用状況、他市の事例等について聞き取りを行い、現状把握に努めました。

また、５月には、先進地として、三重県名張市と滋賀県野洲市、福井県坂井市を視察いたしました。

名張市は、平成２４年４月に名張市空き家等の適正管理に関する条例を施行したが、行政代執行を条例に規定していないため、問題解決が困難なケースもあり、今後、行政代執行を盛り込む必要性があるのか、慎重に検討していくとのことでありました。

野洲市は、議員提案により、平成２５年４月から野洲市空き家の適正管理に関する条例が施行され、市民から空き家の情報提供があると自治会と市で情報を共有するとともに、市による実態調査を行い、空き家適正措置審議会において、指導、勧告、措置命令、公表、行政代執行の措置について審議するとのことでありました。

坂井市は、平成２２年８月に空き家の実態調査を行い、平成２４年１０月に坂井市空き家等の適正管理に関する条例を制定しましたが、条例に行政代執行を盛り込んでいるものの、実際は実行に移せていない状況とのことでありました。

次に７月には、公益財団法人三重県宅地建物取引業協会、亀山市自治会連合会及び亀山市地区コミュニティ連絡協議会と「空き家・空き地対策」についてをテーマに意見交換会を実施しました。

このように、産業建設委員会として空き家・空き地対策について、さまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりであります。

１．空き家、空き地が抱える課題として。

（１）市が空き家・空き地の正確な実態把握をしていない。また、十分な対策が講じられていない。

（２）空き家とは、管理されていない建物を指し、その中には、活用できる空き家と活用できない空き家がある。そうした管理されていない空き家には、安全、衛生、防犯、景観などの問題がある。

（３）少子・高齢化や核家族化の進展、住宅の過剰供給、地域における人間関係の希薄化等により、所有者が遠方に居住し、空き家・空き地がふえるとともに、その所有者がわからないケースがふえている。そうしたことに対する国の支援制度が現状に追いついていない。

２．空き家・空き地として放置されてしまう要因として。

（１）家屋の維持管理及び解体には、多額の費用がかかるとともに、解体して更地にすれば、固定資産税の住宅用地の軽減措置がなくなるなど、家屋を維持するにも撤去するにも経済的負担が大きい。

（２）長く放置された空き家・空き地は、相続関係が複雑で管理責任者が把握できず、行政の指導が行き届かないほか、所有者も相続ができずに家屋の解体や土地の売却ができないケースがある。

（３）空き家・空き地に関する所有者の管理義務・責任についての意識が乏しい。

３．空き家・空き地対策としての課題。

（１）空き家・空き地は、あくまで個人財産であることから、行政は現状としては指導程度しかできない。また、行政と地域とで情報が共有されておらず、連携が不十分である。

（２）空き家バンク制度はあるものの、登録家屋が少なく、制度が生かされていない。また、過

去に景気対策としての住宅リフォーム助成制度は行われたことはあるが、空き家対策としての所有者支援策がない。

よって、産業建設委員会として、亀山市の空き家・空き地対策については、市民の安全と良好な生活環境を保持するため、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１．管理されていない空き家・空き地は、安全、防犯、衛生、景観などの面で市民生活に大きな影響を与えることから、こうした課題を解決するための条例を制定すること。

２．空き家・空き地にかかわる部署は広範囲であることから、庁内に担当室を中心とした横断的な組織をつくるとともに、地域と情報を共有し、連携を図ること。

３．家屋の解体費用や固定資産税の負担増への対策を講じるとともに、所有者としての管理責任の意識を高める啓発等を行うこと。

４．活用できる空き家については、空き家情報バンク制度の活用だけでなく、地域の交流の場とするなど、多様な活用ができる仕組みを構築すること。また、空き家を活用するための支援策を検討すること。

５．空き家・空き地にかかわる税制度や相続などの法整備を進めるよう国に対して働きかけること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田耕一君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事は全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成２６年９月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後　２時３８分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２６年９月２４日

議　　長　　前　田　耕　一

副 議 長　　中　村　嘉　孝

３　番　　新　　秀 隆

１６　番　　宮 村 和 典